教育研究所

10年の歩み

静岡県教職員組合立
教育研究所　編

所　長

初　代



松永忠二

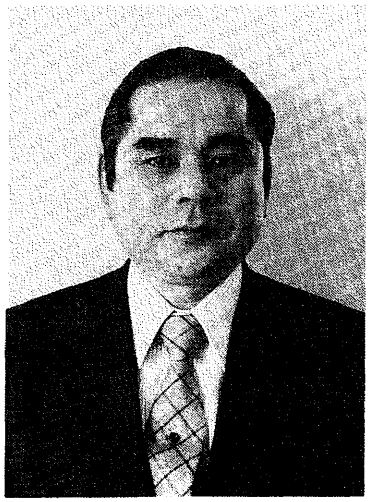
第 2 代



内藤　晃

運営委員長

初　代



菊田　昭

第 2 代



伊藤守康

第 3 代



伊藤正則



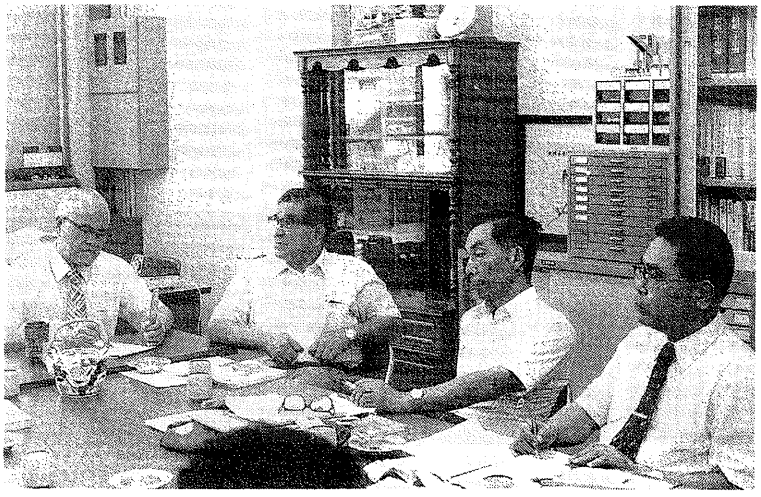
▲第一回研究発表会（1978年）



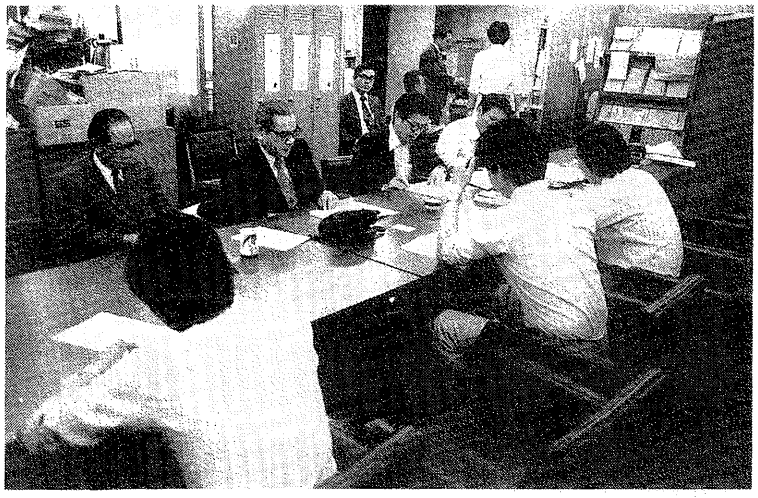
▲教育相談講座（1979年）



▲地域と子ども調査（中川根1979年）



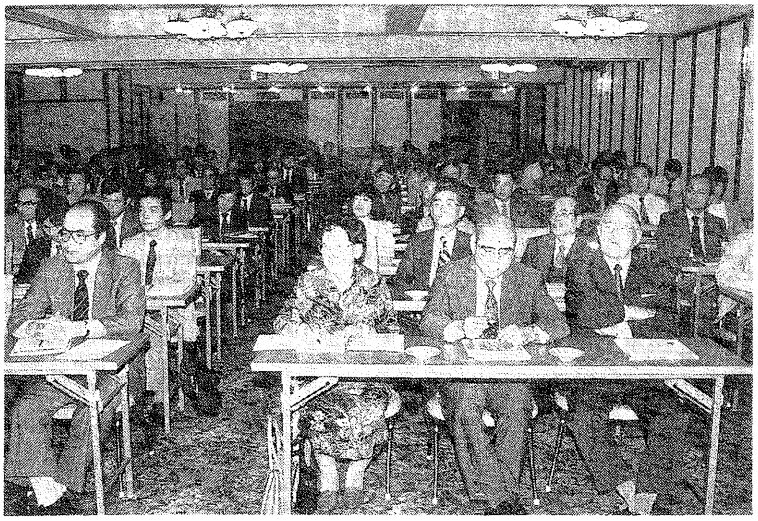
▲戦後の教育運動座談会（1978年）



▲記者発表（1979年）



▲教育シンポジウム（1979年）



◀会場風景



◀感謝状贈呈

発刊にあたって

教育研究所運営委員長
静岡県教職員組合執行委員長　伊藤正則

静岡県教職員組合立教育研究所（以下研究所）の設立を決めたのは，1974年の第59回静教組定期大会であった。前年の大会において，設立準備小委員会構想を全分会討議に付すことを決め，その意見集約をもって正式決定をみたのである。さらに，具体的準備を積み重ね，75年から研究活動が展開されたのであった。

74年の春闘で日教組は，公務員共闘の全１日ストライキに参加，刑事，行政両面からの大弾圧を受けたのであった。また，76年には文部省が学校主任制度化を強行，全国的に主任制反対，主任手当阻止のたたかいが展開されていた。さらに，78年には中教審が「教員の資質，能力の向上」の答申をおこなっているのであった。

研究所はこのような時代の中で生まれ，以来，教育の国家統制に抗し，学問の自由の確立を基本にして，静教組とともに歩み，学校現場の提起する課題を理論的，実証的に研究して，教職員，父母の期待に応え，今日の発展をみたのである。

発足当時の「教育課程」「高校入試制度」「地域と子ども」の研究委員会から，「教育行財政」をはじめ，研究領域もまた大きく拡大されてきたが，特筆しなければならないのは，こうした研究成果が，84号を数えた所報と第７集に及ぶ研究録の発刊によって，800余の小・中学校の教育現場に確実に還元され，日々の教育実践に生かされていることである。さらに，静教組の教育闘争はもとより県教委交渉，県・市町村議会対策資料などに幅広く活用されていることである。ここに，10年の研究所の歩みを集大成された10年史の発刊にあたって，あらためて，その研究成果を全組合員のものにしたいのである。

この10年史が多くの方々のご尽力によって成ったことを深く感謝しつつ，私は二つのことをあえて特筆しておきたい。一つは内藤所長の燃えるような情熱によって完成したことに感動をこめて敬意を表したいと思う。二つは，10年史刊行のために多大な努力を傾けた天方力也君が，その発刊を見ることなく夭折されたことである。そのご労苦に感謝し，ご冥福を祈るものである。

10年史の刊行にあたり，研究所が学校現場とのきずなをより強め，静教組とともに前進しつづけることをみなさんとともに確信したいと思う。

序

所長　内藤　晃

1985年10月5日の午後1時から，静岡県教職員組合立教育研究所の創立10周年を祝う催しが，静岡市クーポール会館の大広間において開かれた。この日ここに参集した組合員は208名をかぞえ，中には創立のはじめから研究活動に参加した珍しい顔ぶれや，とくに所員・専門委員として長い間研究活動を推進した人たちがいた。

われわれはここに教育研究所創立10周年の歩みを回顧し，何はともあれ10年間の歳月の節目に立って，積み重ねられた歴史的業績を再認識することによって，新しい発展への展望をとらえようとしたのである。しかしながら，こうした10周年の祝賀というわれわれの意識は，10年間の研究へのたんなる回顧の表現ではない。むしろそこに傾注された人たちの努力の成果を全体として摑みとり，次の節目をめざした歩みへの活力とするためである。

われわれはこうした明確な意識のもとに，教育研究所創立10周年記念事業として「教育研究所10年の歩み」の編纂を企て，関係者の並々ならぬ努力によってここにようやく公刊の日を迎えることとなった。言うまでもなくこの編集にたずさわった人たちは，すべて現場の教師であり先輩教師たちであって，決して特殊専門家ではない。この意味においてまさに本書は，組合員によってつくられた教育研究所の自叙伝であり反省録ともいうべきものである。

およそ10年の歳月は，人間の歴史の営みにおいては必ずしも特筆すべきものではない。けれどもここに傾注された人々の研究の努力は，たとえささやかではあっても，かなり重要な意味をもっていると思われる。おそらく本書の具体的な研究成果は，今後のわれわれの研究活動に確かな手がかりを与えるばかりでなく，ひいては静岡県全体の教育の改善と発展とにひとつの役割をはたすことになるであろう。

目　次

発刊にあたって …… 1
序 …… 2

第1部　総　　論（9）

Ⅰ．教育研究所の設立 …… 11
1．設立当時の教育状況…11／2．教育研究所が生まれるまで－その前史－…12
Ⅱ．教育研究所の機構と運営 …… 14
1．所員と所員会議…15／2．所員会議の改革…16／3．専門委員会…18
4．事務局会議の役割…18／5．企画委員会の新設と運営委員会…19
6．教育研究所の財政と組合員…22／7．残された問題と今後の課題…23
Ⅲ．所員・専門委員の研究活動 …… 24
1．研究活動の保障…24／2．研究活動と成果の発表…25
3．「所報」の性格とその役割…26／4．研究発表会とシンポジウム…27
5．研究録の発行…29
Ⅳ．領域別研究の展開 …… 31
A　前期の研究（1975年～1980年）…32
1．第Ⅰ期の三領域（1975年～1977年）…33
(1)　教育課程研究委員会…34／(2)　高校入試制度研究委員会…35
(3)　地域と子ども研究委員会…36
2．二つの領域（第Ⅰ期）…36
(1)　教育行財政研究委員会…37／(2)　戦後の教育運動研究委員会…39
3．第Ⅱ期の三領域（1978年～1980年）…41
(1)　教育課程研究委員会…41／(2)　高校入試制度研究委員会…41
(3)　地域と子ども研究委員会…43
B　後期の研究（1981年～1985年）…45
1．第Ⅲ期の三領域（1981年～1983年）…46
(1)　教育課程研究委員会…46／(2)　高校入試制度研究委員会…48
(3)　地域と子ども研究委員会…49
2．二つの領域（第Ⅱ期－1980年～1982年）の研究…51
(1)　教育行財政研究委員会…51／(2)　戦後の教育運動研究委員会…52

3．第Ⅳ期の研究（1984年～1985年）…54
(1) 教育課程研究委員会…54／(2) 高校入試制度研究委員会…55
(3) 地域と子ども研究委員会…56／(4) 教育行財政研究委員会…56
(5) 平和教育研究委員会…58
Ⅴ．調査研究委員会 …… 59
Ⅵ．教育相談講座 …… 62

第2部 領域別研究の成果（65）

教育課程研究委員会

Ⅰ．教育課程の諸問題（1975年～1977年の研究） …… 67
(1) 教育課程研究にあたって…67／(2) 教育課程の諸問題…68
(3) 教育課程研究の成果と課題…74
Ⅱ．ゆとりと充実の研究 …… 75
(1) 研究の経過…75／(2) ゆとりと充実に関するアンケート調査…76
(3) 調査の内容…76／(4) 調査の結果…78
Ⅲ．中学校部会の設置と中学校における“ゆとり” …… 79
(1) 研究の経過…79／(2) アンケート調査の結果…81／(3) まとめ…82
Ⅳ．ゆとりの時間に関する調査とその考察 …… 83
(1) 研究の経過…83／(2) 課題設定の理由とアンケート調査…84
(3) 調査の内容…84／(4) 調査の方法…84／(5) 調査の成果と考察…85
Ⅴ．学校5日制をめざして（1982～1983年の研究・中学校） …… 87
(1) “ゆとり”と4週5休制…87
(2) 道徳・特別活動・選択教科の時間の必要観…88
(3) 道徳・特別活動の時間の年間指導計画…89
(4) 道徳・特別活動・ゆとりの時間・学校行事の授業観…89
(5) 4週5休制に対する考え方…90／(6) 新教育課程にともなう問題点…91
(7) 学校行事やゆとりの時間の活用法…91／(8) “ゆとり”学校5日制…92
Ⅵ．その後の研究活動（1984～1985年の研究） …… 93
(1) 新しい課題とアンケート調査…93／(2) その後の経過…95

高校入試制度研究委員会

Ⅰ．戦後中等教育の理念と静岡県の高校入試 …… 96

1．戦後教育の基本原則…*96*
(1) 日本国憲法…*96*／(2) 教育基本法…*98*
2．わが国の中等教育の理念…*98*
(1) 教育を受ける権利と中等教育…*98*／(2) 望ましい高校教育制度…*100*
3．静岡県の高校入試…*101*
(1) 高校入試に関する法規…*101*／(2) 静岡県の高校入試制度…*101*
Ⅱ．新しい高校をめざして …… *105*
1．高校入試をとりまく状況…*105*／2．研究の課題…*106*
3．研究の概要…*106*
(1) 正常な教育活動の崩壊…*106*／(2) 改革の理念…*109*
(3) 高校入試制度第1次改革案…*111*
Ⅲ．総合選抜制度の実現をめざして …… *114*
1．静岡県の整備改善計画…*115*／2．研究の課題…*116*
3．研究の内容…*117*
(1) 高校入試問題の意識調査…*117*／(2) 高校の新・増設計画について…*118*
(3) 高校の適性規模と私学依存…*119*／(4) 男女共学制の問題…*119*
(5) 高校入試制度第2次改革案…*122*
Ⅳ．望ましい高校教育実現のために（1981～1985年度） …… *126*
1．高校入試をめぐる状況…*126*／2．研究の課題…*127*
3．研究の概要…*128*
(1) 新しい高校の在り方…*128*／(2) 職業高校・私立高校の実態調査…*129*
(3) 高校入試制度第3次改革案…*132*
Ⅴ．高校入試制度の改革運動 …… *137*
1．高校入試制度に関する他府県の調査…*137*
2．高校入試制度研究シンポジウム…*138*／3．運動の進め方…*139*
Ⅵ．今後の課題 …… *140*

地域と子ども研究委員会

Ⅰ．民話の研究 …… *142*
1．研究のねらいと研究経過…*142*／2．研究の課題…*144*
3．具体的取り組みと内容…*147*
(1) 天竜川水系（第Ⅰ期）…*147*／(2) 大井川水系（第Ⅱ期）…*152*
(3) 東部の民話…*163*／(4) 静岡県の民話の特色…*168*
Ⅱ．「子ども」の研究 …… *171*

1．「子どもの遊び」の研究…*171*
(1) 研究目的…*171*／(2) 研究テーマ…*171*／(3) 実態調査…*172*
(4) 遊びの状況…*173*／(5) 子どもの遊びの特徴…*173*
2．「子どもの心とからだ」の研究…*174*
(1) 遊びの問題点とそのまとめ…*174*／(2) 「心とからだ」の問題点…*177*
(3) 今後の課題－親や教師は何をしたらよいか…*177*

教育行財政研究委員会

Ⅰ．教育財政の適性化と充実を求めて …… *178*
(1) 研究の主題と経過…*178*／(2) 調査資料…*179*／(3) 研究の方法…*179*
Ⅱ．調査の概要 …… *181*
(1) 歳入純計決算額構成比…*181*／(2) 歳出目的別決算額一覧表…*182*
(3) 総行政費に対する教育費…*184*
(4) 教育費総額の教育分野別配分費…*185*
(5) 教育費の実支出と基準財政需要額…*186*
(6) 教育費の支出項目別構成比…*187*／(7) ＰＴＡ寄付金…*192*
(8) 学校徴収金の支出構成比…*192*／(9) １学級，１生徒当たりの教育費…*193*
Ⅲ．県及び市町村教育費の問題点 …… *195*
Ⅳ．家計支出教育費の実態と問題点 …… *196*
(1) 調査の結果と考察…*197*／(2) まとめと今後の課題…*199*
Ⅴ．校内研修の実態と問題点 …… *200*
(1) 研究のあゆみ（第３期1983年～1985年）…*200*
(2) 研究のめあてと意義…*201*／(3) いま「研修」を問い直す…*202*
(4) 研修と教材研究…*206*／(5) 教員研修の実態と問題点…*207*
(6) 教職員の研修問題…*208*／(7) まとめ…*209*

戦後の教育運動研究委員会

Ⅰ．研究の概要 …… *210*
１．年度別研究内容と方法…*210*／２．研究の形態と回数…*214*
Ⅱ．戦後教育の発足と展開 …… *219*
１．８月15日と敗戦による教育の混乱期…*219*
２．新教育の発足…*222*
(1) 教員組合の結成と２・１スト…*223*
(2) 社会科を通してみた教育の変貌…*224*／(3) 教育制度の改革…*227*

(4) レッド・パージ…228／(5) 認定講習（現職教育講座）…230
Ⅲ．民間教育運動の諸相－サークルの中で，民主主義教育を学ぶ－ … 230
1．全国全県的組織の運動…230／2．地域組織の運動…232
Ⅳ．教研の中で成長する教師たち …… 232
1．教研の史的展開とその変貌…232
2．各分科会での特色ある討論内容…236
(1) 国語科…237／(2) 社会科…238／(3) 僻地教育…241
(4) 職場の民主化，教育条件の整備…243／(5) 生活指導…243
(6) マスコミ文化と教育，教育労働者と文化運動…245／(7) 特殊教育…246
(8) 数学科…247／(9) 理科…247／(10) 音楽科…247
3．わたしの教研体験…248
(1) 婦人教師研究会…248／(2) 母親として…249
(3) 野に立つひとりの教師として…250
Ⅴ．総括と反省 …… 251

平和教育研究委員会

1．誰もが実践できる平和教育…253
2．準備委員会の設置…253
(1) 経過と確認…253／(2) 「いまなぜ平和教育か」について…254
(3) 「平和教育の構造」について…255
3．研究委員会の研究と実践…256
(1) 平和をめざす教育…256／(2) 平和をめざす道徳教育…256
4．研究成果と課題…260
(1) ねらいとする価値…260／(2) 子どものあらわれ・変容…261
(3) 資料選び・資料分析…261／(4) 領域別実践の考察…263
(5) 今後の課題…267

調査研究委員会

Ⅰ．教師の意識調査とシンポジウム（1953年～55年3月） …… 269
1．調査研究委員会設置の目的…269／2．第1回シンポジウム…269
3．第2回シンポジウム…270
Ⅱ．教育および組合についてのアンケート調査（現職教師） …… 271
1．現職教師の意識調査…271
(1) 調査の意図と方法…272／(2) 調査結果についての考察とまとめ…273

2．退職教師の意識調査…*274*
(1)　調査の意図と方法…*275*／(2)　まとめ…*275*
3．父母の教育意識調査…*277*
(1)　調査の意図と方法…*277*／(2)　調査結果の考察…*278*
Ⅲ．子どもの教育意識調査（1982年２月）　…… *280*
(1)　調査の意図…*280*／(2)　調査の内容…*281*／(3)　調査の方法と時期…*281*
(4)　調査結果の考察（1982年度）…*281*
Ⅳ．子ども・教師・父母の教育意識調査に関する総合的比較研究　…… *283*
1．経過と問題点…*283*
2．子ども・親・教師のねがい…*284*
(1)　３者の意識の「ずれ」…*284*／(2)　能力観…*285*／(3)　授業内容など…*285*
3．その後の研究…*286*

第３部　回想と資料（*287*）

Ⅰ．教育研究所の思い出　…… *289*
1．教育研究所運営の諸問題（松永忠二）…*289*
2．教育研究所発足までの想い出（勝又武一）…*294*
3．所感（菊田　昭）…*297*／４．研究所創立の頃（鈴木陸弘）…*300*
5．思いでの雑記（与五沢恭正）…*302*
Ⅱ．資　　料　…… *306*
1．教育研究所創設10周年式典及び祝賀会…*306*
2．所員・専門委員・共同研究者名簿…*312*
3．所報「教研しずおか」・研究録総目録（1988年10月）…*318*
研究所規定…*322*
年　　表…*325*

編集後記　…… *351*

第 1 部

総　　論

I　教育研究所の設立

1．設立当時の教育状況

1975（昭和50）年の第60回静岡県教職員組合定期大会（7月10日・11日，静岡県婦人会館）において，組合立教育研究所の設立が決定され，その運営規定・役員構成及び当年度の研究事業等の概要が承認されて，教育研究所が正式に歩みを始めることとなった。この時認められた設立の主旨は，

「国民教育の創造と前進のために努力するすべての人々と連帯し，その一層の発展のため，教師の教育権と子どもの学習権の確立に尽力し，民主教育の課題にこたえる活動をおこなう」（「静教組新聞」1975年7月3日号）。

ということであり，その後確認された教育研究所規定案の目的（第1章総則・第3条）にも，

「この研究所は，国民教育の創造と前進を志向するため，本県教育のあるべき姿を理論的・実証的に研究し，国民教育の堅持とその貢献に努力する」

とされている。それは言うまでもなくこの研究所が，1970年代の政治的・社会的状勢のもとにおいて，次第に反動化しつつあった教育行政とのたたかいの中から生まれたものであることを物語っている。このことは，教育研究所の出発に当たって当時の菊田県教組委員長が，「中教審路線に総括される独占資本と自民党政府の反動教育体制＝国家主義と能力主義，管理支配体制強化の教育体制は，いまや誰の目にも明らかな教育の荒廃，矛盾となって現れています」（「所報」創刊号，巻頭言）と民主教育の対決すべき目標を指摘し，教育研究所の進むべき途を明示していることによっても明らかである。

ここに言う教育荒廃の原因となったいわゆる中教審路線とその役割は，いったい何であったのか。言うまでもなく中央教育審議会が設置されたのは，日本の敗戦後間もなく1952年6月のことであるが，その後の歴史的経過は，民主主義日本の教育を憲法や教育基本法の理念に反して次第に右傾化の方向へ導いたのがまさにこの組織であったことを示している。すなわち時代が1960

年代のいわゆる高度経済成長の時期に入るとともに，経済的・政治的状勢に奉仕するかのように，1966年10月には中教審は，技術社会に生きる人間として人間能力の開発と人間性の向上とを謳いあげたいわゆる“期待される人間像”に関する答申を発表した。こうして日本の教育は確実に反動化の途をたどりつつあったのであるが，あたかも太平洋戦争の民族的悲劇を忘れ去ったかのように「建国記念の日」が新設されたのもこの年の６月のことであった。

しかしながら経済的繁栄の途を進みつつあった日本資本主義は，一方において次第にその矛盾を露呈しはじめ，1973（昭和48）年の秋に突然発生したオイル・パニックは，戦後40年の歴史において最も深刻な衝撃を国民に与え，しかもそれに加えて翌1974年に起こったいわゆるロッキード金脈問題は，それまで鉄壁の強さを誇示してきた支配権力に，その根底をゆさぶるほどの打撃を与えたため，政治的・社会的状勢に大きな混乱がまき起こされることとなった。

こうした不安定な状勢に対応するかのように，教育の世界においては，1974年10月に教頭法制化法案が提出されると同時に，1976（昭和51）年３月には，いわゆる学校主任制が成立して，上意下達の管理教育が民主教育の上に強くのしかかってくる状勢となった。しかもその翌1977年には新学習指導要領が告示され，戦後最大の教育問題ともいうべき「君が代」の国歌化が明示されることとなったのである。

このような教育右傾化の状勢の展開過程において，わが教育研究所は前記の重大な使命を負って呱々の声をあげたのである（「日教組・40年のあゆみ」日本教職員組合，1987年６月刊参照）。

２．教育研究所が生まれるまで　－その前史－

静教組新聞の記録するところによれば，「新たな教育文化を創造するために，教育研究所を設立することを構想してから，すでに３ケ年を経過しています」（1975年７月３日号）と言われているように，その構想はすでに早く中教審路線が強化されつつあった1970（昭和45）年ころに提起されていた。

いまこれを経過的に見れば，第57回定期大会（1972年）の承認によって設立準備小委員会が発足し，研究所の機構・財政・事業内容等の検討が開始された。次いで翌1973年の第58回大会においては，設立に必要な条件の具体的内容が検討され，次年度大会において決定する予定の方針が承認された。そこで第59回定期大会（1974年，熱海・暖海荘）において，予定された教育研究所の設立方針が正式に承認され，それに従って細部の具体的な必要条件の検討が県委員会に一任されたため，県教組執行部は直ちに研究所規定案の作成にとり組むこととなったのである。こうした経過を経た後に，前述の第60回定期大会において，設立準備小委員会から提出された規定案や設立の主旨及び必要な諸条件等が確認され，いよいよ同年９月から活動が開始される運びとなった（勝又武一「教育研究所発足までの想い出」及び菊田昭「所感」－本書第３部・Ⅰ，所収，参照)。

この間に他府県の組合立国民教育研究所の活動状況を調査するため，県教組執行委員２名と専従書記長とが山形・秋田・青森等の東北地方へ出張し，その実状を視察して参考とした。またこれと併行して山中湖富士青少年センターで開かれた全国民間教育研究所連絡会（昭和50年７月）に鈴木事務局長等が参加し，さらにこの年の秋には京都教育センターと広島平和教育研究所の視察（松永運営委員・鈴木事務局長）が実施され，何れも教育研究所の運営に貴重な知見が得られることとなった。

このように研究所が具体的に活動を開始するまでには，幾つかの手続きを必要としたが，これを担当する県教組執行委員会は，さしあたり研究所運営委員会の構成と開所までのプログラムを検討し，ひき続き支部代表者会議を開いて（６月18日）教育研究所の主旨・規定・役員構成及び本年度の活動方針など，基本的な重要事項のすべてを検討して最終案（素案に対す第２案）を承認したのである。

以上のような経過によって，教育研究所創設に関する総ての条件がととのえられたため，この年６月20日に第１回運営委員会が開かれ，これを確認したうえで活動が開始されることとなったのである。

しかしながらこうした教育研究所設立のための準備が，数年間にわたって積み重ねられていた状況の背後においては，さらにこの組織を実現するため

に必要な他の重要な努力が展開されていたのである。

すなわちその第1は，教育研究所設立の理論的根拠ともいうべき構想，言いかえれば当時の教職員組合の中にあった“何故教育研究所が設立されなければならないのか”という基本的な論議を明らかにすることである。この問題に関する確実な記録は現在存在していないが，当時の組合関係者の証言によれば①いわゆる日教組の教育研究推進（教研）が，静岡県においてはややマンネリ化の傾向が認められるため，教研運動に新しい活力を注入する必要があること，②そのためには，教組内の教育研究を組合員全体に大衆化すると同時に，研究自体を質的に高め専門化する必要があること，すなわち「教研の大衆化と専門化」が新たな目標とされるべきであること――という2点が組織内において論議され，事実前記第57回大会においてこの問題が，教育研究所の設立に関して組合員に訴えられている（前出，勝又武一「教育研究所発足までの思い出」参照）。

またその第2は，前述のように各地の教育研究所の組織と運営の実状とを調査した結果，それぞれの方式に学びながらも，われわれの場合はあくまで全組合員に組織の基礎をおき，特殊専門家の研究集団にならない，という基本原則が確認されたことであった（元事務局長・鈴木陸弘氏談）。

こうした2つの認識は，教育研究所設立の運動をその根本において推進した大前提というべきものであるが，さらに言いかえれば，これこそわれわれの教育研究所の基本精神ともいうべき事実であった。したがってこのことは，その後10年の歩みを通して一貫して持続され，わが教育研究所の最大の特色となったのである。

Ⅱ．教育研究所の機構と運営

一般に認められているように，現在の静教組立教育研究所の活動の特色は，

すべての研究活動の基礎が全組合員におかれ，組合の18支部から研究領域ごとに選出される研究員（専門委員）と，東・中・西3地区から領域ごとに選出される所員（3～4名）とによって推進される点にある。

これをわれわれは現場主義（現場発想）と俗称し，他府県の研究所の多くが特殊な専門研究者によって運営されている場合に対比して，現場教師の現場主義による活動方式として一貫して保持している。この特色は，すでに前節において述べたように，設立の準備段階以来の構想であって，全国の国民教育研究所の中では唯一の特徴的組織であると言えるであろう。

1．所員と所員会議

教育研究所の創設当初の規定によれば，

第6条　この研究所に所員会議をおき研究の推進をはかる

2．所員会議は，研究計画・研究組織・研究推進・予算を審議立案し，運営委員会に提示する

とされ，研究所の研究活動と運営に関する最も重要な機能の担当者と規定されていた。言うまでもなく運営委員会（後述）は，研究所組織の最高の認証機関として毎年所員会議の提示するすべての方針・計画等を審議し決定するものであるが，その原案を作成・提示するのは所員会議であり，まさに研究所の要の機能をもつ機関である。

しかしながらこれを細部について点検してみると，当時の所員は必ずしも組合員教師だけではなく「学識経験者，現場教師の中から」委嘱された者であり（規定第6条・第4項），しかも一方において「所員会議は原則として隔月1回開催する」（規定第6条・第4項）と規定されている点に，様々な矛盾や問題点が具体的な運営の上に現れたことが推定される。言いかえれば，こうした構成によって最も重要な機能を与えられた所員会議が，果たして確実に隔月ごとに開かれたのかどうか，当時の総ての記録を見ても必ずしも明確ではない。すなわち創設当時の全所員会議の状況を見ると，1975年は8月22日に，1976年は5月22日に，1977年は5月16日と9月22日の2回と，ほぼ

年１回以上開かれているが，隔月１回という規定は実現されていない。さらにこれを言いかえれば，組織運営の基幹を全所員会議におく，という研究所設立当初の理想は，具体的な運営に必ずしも合致しないという矛盾が存在していたのである。こうした矛盾については，当時の関係者も，規定そのものが問題を含んでいたため，最初からその実行は不可能であったことを認めている（当時の事務局長，鈴木陸弘氏談）。

２．所員会議の改革

それにもかかわらず，この基本原則を守るために当時の責任者たちは，かなり無理を重ねながらも1979（昭和54）年まで，ほぼ全所員会議を５月に，これを受けて運営委員会を６月に開いて，その年度の運動方針や予算などの重要事項を決定していた。しかしながらなおそこに残る疑問は，この全所員会議が年度の初めにあたって，果たしてどれだけ各研究領域の方針や問題をとらえ運営委員会の審議に反映させることができたか，という問題である。そこでこの矛盾を解決するために，運営委員会は研究所規定のうち所員会議に関する部分の改正を第61回定期大会（1951年６月16日）に提出して承認されている。すなわち第６条を

この研究所に所員会議及び領域別所員会議をおき，研究の推進をはかる。

とし，また同時に

所員会議は，全所員及び共同研究者・事務局長・書記をもって構成する。

と改め，新たに共同研究者の参加を加えている。言いかえれば，各領域において研究を進める所員は，同時に全所員会議においてこれまでの運営に関する権能を果たす義務を負うことになる。

また所員の性格についても，これまでは「学識経験者・現場教員」の中から選ばれた者とされていたが，新しい規定によって，「所員は，現場教職員の中から」委嘱された者，と改められたため，いわゆる「現場主義」の構想はさらに一段と強化されることとなったのである。

それにしてもこの新規定によって運営される全所員会議は，隔月１回を改

研究所規定の一部改正

（旧）	（新）
第6条　この研究所に所員会議をおき，研究の推進をはかる。	第6条　この研究所に所員会議及び領域別所員会議をおき，研究の推進をはかる。
3．所員会議は，全所員及び事務局長・書記をもって構成する。	3．所員会議は，全所員及び共同研究者・事務局長・書記をもって構成する。
4．所員会議は原則として隔月1回開催する。	4．所員会議は原則として年2回以上開催する。
5．所員は，研究にあたる。	5．所員は，領域別所員会議で研究にあたる。
6．所員は，学識経験者・現場教員の中から運営委員会の議を経て，運営委員長が委嘱する。	6．所員は、現場教職員の中から運営委員会の議を経て，運営委員長が委嘱する。
	第6条二　この研究所は，協同研究者をおくことができる。
	2．共同研究者は，所員と共同して研究にあたる。
	3．共同研究者は，学識経験者の中から運営委員会の議を経て，運営委員長が委嘱する。

め「年2回以上」開くとされたのであるが，果たしてこの会議が年度始めにあたって，その年度の最重要事項や各領域の研究方針などを検討し，原案を作成して運営委員会に提出することが矛盾なく行われたかどうか，かなりむずかしい問題ではなかったかと思われる。

以上のように所員会議→全所員会議→運営委員会という基本的な運営の図式は，つねに多少の矛盾をはらみながらも，関係者たちの努力によってほぼ順調に進められたのであるが，この矛盾を克服して毎年の研究活動が推進されるためには，並々ならぬ事務局の努力が必要であったことが推察される。

3．専門委員会

言うまでもなく専門委員は，各研究領域において所員とともに具体的な研究を進める最も重要な役割を負う研究員である。しかし研究所規定によれば，

第７条　この研究所は，必要に応じて，専門委員会を設ける

といわれ，各研究領域において従属的な体勢をもつ委員会であるかのような表現になっている。それにもかかわらず初期の活動記録を見ると，各研究領域とも毎年数回（３～７回）の専門委員会を開いて，所員とともに活発な研究活動を行い，研究課題の解明に重要な役割を果たしている。

例えば研究所創設の1975年度には，各領域の所員がそれぞれ３名であるのに対して，研究委員（専門委員）は教育課程11名（11支部），高校入試18名，地域と子ども12名が選任され，それぞれ数回の委員会が開かれている。したがって第７条に「必要に応じて」と規定されながら，実は最初から具体的な研究に欠くことのできない重要な研究員であった。すなわちその後の研究活動の展開を見ると，各領域においてはまず所員会議において研究課題，研究方針が検討され，これに全専門委員が加わって具体的な研究活動を進めている。こうした研究活動の方式は，研究所創設の翌1976年には早くも確立され，研究組織の中核としての所員会議，研究の具体的な推進者としての専門委員会，という性格が固められていったのである。

4．事務局会議の役割

教育研究所事務局については，研究所規定第８条に「事務局長１名，書記若干名，局員若干名」とあるように，構成員の規定は最初から現在までほとんど変化していない。そのうち局員というのは，初めは東・中・西部の各地域ごとに選ばれた支部書記長が任命され，各支部の意見を反映させるための重要な役割を負っていたが，各支部書記長というとくに重要な性格と頻繁に開かれる事務局会議との間の矛盾のためか，いつの間にか有名無実となり，事実上消滅して現在に至っている。しかも前述の改正された全所員会議には，

共同研究者も参加することになっていたが，両者の基本的な性格の矛盾のためか，これまた事実上定着することなく，現状のような形――領域別所員の全体集会と共同研究者の全体会議――となっている。

したがって当年度の最重要事項が，運営委員会において討議・承認される場合には，その原案はすべて全所員会議において企画・立案されるはずであるが，それについて領域別所員がどれだけ参加してその機能を発揮することができるか，というかなり困難な問題がふくまれている。したがってやむを得ず事務局が，各所員の意向を汲んで各領域の課題や研究方針に関する原案を作成し運営委員会に提出することにならざるを得ないであろう。事実1979（昭和54）年には，前記の規定に従って5月26日に全所員会議が開かれ，前年度の各領域別所員から提出された諸問題を資料として新年度の活動方針が討議されたのであるが，参加した所員はほとんど3分の1にも満たず，しかも各所員は他の領域の問題について意見を述べられない状態であったため，やむを得ず6月4日の運営委員会には，事務局がまとめた方針をそのまま提出して審議・承認されたのである。

こうした活動方針は，一応領域別所員の意見が反映されたものであるとはいえ，このままでは全体として事務局が独走する危険性をはらんでいることになりかねない。そこでこのような苦い経験をふまえて，新たな組織に関する構想が生まれることとなったのである。

5．企画委員会の新設と運営委員会

前述のように「現場発想」の方式によれば，新年度の所員候補者が各支部を通して事務局へ提出されるのが4月末として，5月中に全所員会議，6月に運営委員会を開いてその年度の活動方針や研究課題が決定されることが望ましい日程である。ところが新年度の所員がすべて4月中に出揃うことが一つの問題であるうえに，わずか1回の全所員会議において，最重要事項が各研究領域ごとに決定されることが果たしてできるかどうか，やはりそこにはあらかじめ準備された事務局案のようなものがあって，これを原案として修

正・決定されることにならざるをえないであろう。

そこでわれわれとしては，全所員会議を運営委員会のあとにまわし，むしろ新旧の領域別所員会議の意見・希望を事務局においてまとめ，これを正規の原案とするための新しい検討の場が作られるべきではないかという結論に達したため，ここに「企画委員会」という新機関が生まれることとなったのである。

したがって「企画委員会」は独立した原案の作成機関ではなく（註），あくまで全所員会議と運営委員会との中間にあって，俗に言えば“つなぎ”の性格をもったまとめ役として生まれたものである。すなわちここでは，総ての論議・検討が形式に流れることなく，重要事項が自由に奔放に分析・検討されることが必要となる。さらに言えば，提出された素案が自由な論議によって正しく補正・修正されることが期待されるため，必然的にその構成は単純で小人数の委員によって，いわゆる“小まわりのきく”組織が構成されることとなった。具体的には1980（昭和55）年度から実施された企画委員会は，県教組執行委員（委員長・書記長）・運営委員会代表・学識経験者・所長・事務局長など，総数10名を超えない少数委員をもって構成され，研究所長が座長として懇談的に協議が進められることになった。

改正教育研修所規定

昭和55年６月９・10日
第65回定期大会にて一部改正

第６条　この研究所に重要事項を立案するため，企画委員会をおく。

2．企画委員会は，研究組織，人事，予算，その他重要事項を立案し，運営委員会に提示する。

3．企画委員会は，静岡県教職員組合執行委員若干名及び運営委員若干名，事務局をもって構成する。但しその総数は10名をこえないものとする。

4．企画委員は，運営委員会の議を経て所長が委嘱する。

5．企画委員の任期は，１年とする。但し再任を妨げない。

6．企画委員会は，原則として年２回以上開催するものとする。

〔註〕　第６条に「重要事項を立案」とあるのは，自由に立案するという意味ではなく，あくまで「所員会議の意見にもとづいて」ということである。

前述のように運営委員会は言うまでもなく，教育研究所の最高の認承・決定機関であり，当年度の「研究方針・会計・人事その他運営上必要な重要事項」に関する議案を審議し「決裁」する組織である(「教育研究所規定」参照)。この組織は県教組委員長を運営委員長とし，その下に県教組執行委員若干名(書記長・教文部長・婦人部長・青年部長)，学識経験者若干名（県政連関係者・労働界代表・県教組協力6団体代表，大学関係者など)，支部ブロック代表3名，所員代表若干名，などをもって構成されている。したがってこの組織の基本的性格のうちで最も重要なことは，単なる県教組の下部組織ではなく，一応独立の研究機関として設立されたものであって，その研究活動はあくまで独自性をもっている，ということである。しかしながらその「独自性」なるものは，設立母体としての県教組と全く無関係というのではなく，あくまで県教組に密着しその「研究センター」としての役割をもっていることは言うまでもないことである。言いかえれば教育研究所は，例えば県教組教文部のように県教組の身体の一部として形成されたものではなく，教組の枠の外にありながらこれと不可分の関係をもって，県教組の必要とする教育の諸問題を研究し，具体的な教育運動に役立てる任務をもっている。

この点について当時の教文部長鈴木敏久氏は，「学校5日制問題」を例にとりながら，次のように説明している（「所報」創刊号・「教文部活動とのかかわり」参照)。

教文部では基本的な考え方と方針を提起するとともに……組織活動をすることが必要となります。

－中略－

この「基本的な考え方や方針」にそった具体的「大綱案・試案」を専門的に研究していくのが，教育研究所の専門委員ということになります。

－中略－

したがって，……主として組織化した運動面は教文部ですすめ，その支えとなる理論的・実証的データの研究・収集・整理といったセンター的役割を研究所が担当すると考えられます。

このことは余りにも自明の事がらのようであるが，10年の時の流れの間にはいつの間にか曖昧となり，教育研究所は教文部の管理下におかれた小組織

であるかのような誤解が生まれ，研究所の運営，ひいては県教組活動の一部に多少の問題がおこったことがあった。したがって今，教育研究所創設10周年の節目にあたり，この基本原則を再確認することが，今後の発展のために必要であろう。

6．教育研究所の財政と組合員

研究所運営の経費については，「研究所規定，第４章・会計」に

第９条　この研究所は，静岡県教職員組合非常闘争基金の利息及び組合員拠出金，または寄付金をもって財源とし，その収支は特別会計とする。

とあるように，「非常闘争基金の利息」の一部（原則として３分の１を超えない）と組合員の負担金とによってまかなわれている。

このうち組合員の拠出金は，月額一人20円が第60回定期大会において認められたが，さらにこれとは別に「所報代」として30円が組合員の負担となっている。この点について「所報」創刊号の「編集後記」によれば，

ただ残念なことは，乏しい予算のため，30円の有料制をとることです。全組合員に研究成果を還元し，かつ研究参画をしていただくために全員配布を実施する上での止むを得ない措置として御了承をお願い致します。

とあるように，月刊を目ざす30円に月額拠出金20円を合わせて，計50円が研究所のための負担金となっていた。その後1980（昭和50）年に，この２本だての組合員負担を単一化し，両者を合わせて「教育研究所費50円」に改められ現在に至っている。組合員の負担は，研究所創設以来10年間変更されていないが，これを全国の例に比較してみると，「所報」が全員に配布されることと合わせて，決して高額でないことが認められている（「非常闘争基金の利息の一部」については，前出，勝又武一「教育研究所発足までの想い出」参照）。

7．残された問題と今後の課題

前述のような組織の改革によって，全所員会議→企画委員会→運営委員会という運営の基本原則は，ほぼ確立されることになったのであるが，それにもかかわらず企画委員会と運営委員会とを5月末または6月初旬までに開催し，運営方針を決定して新年度の研究活動を開始するためには，全所員会議を5月中旬ころまでに開いて重要事項の原案を作成しなければならないことになる。しかしそれは依然として時間的に困難な問題を残していた。

そこで前記（5）企画委員会の新設，の項に述べたような運営方法によって問題を処置することとなったのであるが，さらにこの方法を詳述すれば，毎年3月中に各領域別所員会議を開いて新年度の活動方針・研究テーマなどに関する意見・希望をとりまとめ，さらにこれを新年度の所員会議において検討・補修したものを，新年度原案として事務局が企画委員会に提出することとなったのである。

それにしても，全所員会議の任務とされている所員・専門委員などの人事に関する組織上の問題は，年度末・年度初めの過程においては極めて困難なことであるため，1980年度以後は事務局が各支部と密接な連絡をとり，それぞれ候補者を慎重に選出してもらうことになっている。したがって正規の全所員会議は，運営委員会において新年度の方針が決定された後に，できるだけ早い時期に集会を開き，新年度の重要事項に関する意見を交換しながら，合わせて各領域別の所員の懇親を深めることとなつている。

しかしながらこの方式は，研究所規定から見ればあくまでやむを得ない便法であって，いつの日かこの矛盾はとり除かれなければならないであろう。したがって今後の研究課題としては，

① 新年度の所員が各支部において，3月中に選出されること。

② 3月中に新・旧合同の領域別所員会議を開き，新年度の方針に関する原案を作成すること。

③ 新年度4月中に全領域所員会議を開き，この原案を検討・確認して企画委員会に提出すること。

という3項目を実現することによって，研究所規定にしたがった運営が可能

となるであろう。しかしそのためには，多忙を極める年度末の各支部において，上記のような難問が適切に処置される，という前提が実行される必要がある。果たしてこの方法が可能であるかどうか，検討を要する問題である。

Ⅲ．所員・専門委員の研究活動

1．研究活動の保障

言うまでもなく，教育の管理方式が次第に強化されつつあった1975（昭和50）年の情勢下において，所員や研究委員が多忙な教育現場から研究所の研究活動に参加することは，最初からかなりの困難が予想される問題であった。そこで教育研究所の創設が決定された第60回定期大会においては，「研究活動の保障」のうち「研究時間の確保」について，“県教委と交渉し，教特法第19・20条による研修権を承認させ，可能な限りの研究時間の確保につとめます”（「静教組新聞」1975年7月3日号）という決議が為されている。

しかしながらこの困難な問題を克服することは，かなり難しい問題であるという点について，初代事務局長・鈴木陸弘氏は次のように述べている（「所報」創刊号「研究事業の開始に至る経過について」1975年11月刊）。すなわち，所員・研究委員が多忙な教育現場から研究に参加することについて，「すでに県教委とも交渉を行っていますが，義務免ないしは研修出張を認めさせることが必要です」，しかし県当局は依然として「組合の行う研究は研修に非ず」という態度をとっているから，「この障害は何としても超えなくてはならないものであり，今後もねばり強く交渉を行っていきます」という決意を表明している（与五沢恭正「思いでの雑記」，前出「教育研究所の思い出」所収）。

しかしあれからすでに10年の歳月が流れ，歴代の県教組執行委員会は，毎

年の対県交渉においてこの問題の交渉を続けてきたにもかかわらず，この難問は依然として解決されていない。具体的には所員と研究委員（専門委員）の一年間の研究参加は，前者が5～7回くらい，後者が3～4回程度であって，いわゆる教特法の裏づけのある研修でありながら，現在まで全く認められていないのである。

そこでこの重大な基本問題については，県教組執行委員会の交渉に委ねるとして，当面研究所の対策としては，すべての研究活動の状況や研究成果を各学校の管理者へ送り，ひたすら諒解と温かい理解とを求める態度を続けてきた。改めて言うまでもなく教育研究所の活動は，「国民教育の創造と前進」を志向しつつ併せて静岡県の民主教育を進めることを目的したものであって，すべてはいわゆる「良い子」を健全に育てるための教育活動である。したがってわれわれは，校長・教頭などの管理者もまた，行政官であると同時に一般教員と同じ教育者であるという立場から，現場管理者の裁量によって温かい教育的理解が得られることを求めてきたのである。こうした現実的な対策は決して無駄ではなく，現状としては“研究所への出張はあくまで年休で”という管理者が一部に存在することは否定できない事実であるが，他の一面においては，“年休以外の諸形式による出張”を認める，という好意的な取り扱いが次第に多くなりつつあることも認められている。

しかしながらこの対策は当面の便宜的，過渡的処置であって，研究所としてはあくまで，法的に保障されているはずの研修出張の形が，一日も早く公認されることを期待しなければならない。

2．研究活動と成果の発表

領域別研究委員会の活動が進むにつれて，所員と専門委員の任期が問題にされるようになってきた。研究所の規定によれば，領域別委員会の所員の任期について「任期3年を原則とし留任を妨げない」とされていたが，それは各領域の課題研究が3年1期をもって完了する，という考えにもとづいていた。したがって各領域に属する委員会の研究経過は，およそ第1年次に資料

第三章　研修

（研修）

第一九条　教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2　教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

（研修の機会）

第二〇条　教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2　教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3　教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

を集め，第2年次にこれを分析・検討し，第3年次にその考察をまとめて結論を発表することになっていた。

しかし研究所創設以来のこの原則については，後半期に入った1982年のころから，次のような反省が加えられた。

(1)　3年1期の任期は，やや長すぎるのではないか。すなわち所属校の管理者との関係や同僚との関係などから見ても，勤務上周囲に迷惑をかけることはないか。

しかも中には所員を2期，または専門委員と所員とを続けてつとめると，その任期は6年間になる場合もある。

(2)　そこで研究テーマを幾分小規模のものとすれば，資料収集・分析・検討・考察という手続きは2年間程度でも可能ではないか。

ということであった。こうした具体的な事実を企画委員会において細かく検討した後に，1983年度から規定を改め，所員・専門委員ともに任期を2年として現在に至っている。

3．「所報」の性格とその役割

以上のような3年（2年）の研究過程において，各領域とも研究の進行にともない，その成果は逐次「所報」（教研しずおか）へ発表され，組合員の教育活動に役立てられることになっていた。したがって「所報」は，第1に

連絡機関誌的な性格をもっているが，第2にはまた，研究所の研究成果を随時まとめて発表する速報的な役割をも併せて持っている。言いかえればその中身は，あくまで完結したものではなく，或は資料集であると同時に中間発表的な性格のものでもある。

このことは，研究所の活動がほぼ軌道に乗った第2年次（1976年度）に8冊・8号（No.4－No.11号），第3年次には9冊・11号（No.12－No.21・22合併号），第4年次（1978年度）には7冊・10号（No.23・24合併号－No.31・32合併号），また第5年次に8冊・10号（No.33・34合併号－No.42号），さらに第6年次には7冊・9号（No.43・44合併号－No.51号）と，多数の「所報」が次々と発刊されていることによっても明らかである。

すでに述べたように「研究所報は，これから毎月発表する予定です」（「所報」創刊号，編集後記）という「所報」月刊の目標がたてられていたが，ほぼそれに近い冊数が勢力的に発刊されたことは，如何に発足当時の研究活動が活発であったかを物語っている。しかも全組合員へ配布することによって，研究成果の還元と，研究参加とを実現しようとしたことは，研究所の研究成果が，あくまで組合員による，組合員のものであることを実証しようとしていたことを示している。

4．研究発表会とシンポジウム

前述したように，各委員会の研究成果は逐次「所報」として全組合員のもとへ届けられたが，これらの研究が3年間の研究期間を経て一応の結論が得られると，これを「研究発表会」及び「シンポジウム」の形によって総合的に組合員に報告することになっている。

「研究発表会」は，各支部から選出された専門委員とその組織の所員が，その研究成果を総合的に報告して組合員の批判をあおぐ場として設置されたものである。出席者は各支部ごとに規模の大小に応じて選ばれた組合員であるが，研究担当者側としては，所員・専門委員・共同研究者のすべてが出席して報告と討論に参加した。すなわちこれは一面において，研究所の母体と

教育研究所「研究発表会」一覧

回　数	開催年月日	発表領域（専門委員会）	会　　場	参加者数
第1回	1978.2.27 2.28 3.1	・高校入試制度 ・地域と子ども ・教育課程	清水市教育会館 磐田教育会館 沼津労政会館	99 135 116
第2回	1980.2.28	・教育行財政 ・戦後の教育運動	県教育会館	154
第3回	1981.3.6	・地域と子ども ・高校入試制度	県教育会館	123
第4回	1982.3.4	・教育課程 「ゆとりは生まれたか」	県教育会館	137
第5回	1983.3.10	・教育行財政 ・戦後の教育運動	県教育会館	156
第6回	1984.3.1	・教育課程 ・地域と子ども	県教育会館	169
第7回	1987.6.13 6.27	・平和教育 ・平和教育	伊東市観光会館 引佐教育会館	51 52

教育シンポジウム一覧

開催委員会	開催年月日	テ　ー　マ	会　　場	参加者数
調査研究委 第1回	1979.2.6	一人ひとりの子どもを伸ばすために教師はどうしたらよいか	県教育会館	177
調査研究委 第2回	1980.2.4	子どもの遊びをどう育てるか	県教育会館	125
高校入試第1回	1976.11.26	静岡県の入試制度の現状と問題点	浜松教育会館	
高校入試第2回	1976.12.6		三島市	
高校入試第3回	1977.12.10		富士市教育会館	
高校入試第4回	1978.1.14		浜松教育会館	
高校入試第5回	1982.10.9		三島市働く婦人の家	76
高校入試第6回	1982.11.20		浜松教育会館	184
高校入試第7回	1983.7.2		沼津労政会館	116
高校入試第8回	1983.11.26		志太教育会館	128
高校入試第9回	1984.10.27		静岡市ブラザービル	75

なっている組合員の代表が，直接研究成果について質疑と討議を行う場でもあって，極めて重要な意味をもっている。

この研究発表会は大体において，静岡県教育会館（静岡市）において開かれることになっていたが，研究課題によつては，各地域において行われることもあった。

「シンポジウム」は，３年間の研究成果のうち，とくに重視される課題や，組合員以外の父母や社会人に，その成果を普及する必要があると認められるものに関する討論会である。この集会はその性質上，「高校入試制度の改革」や「子どもの遊びと民話」などのように，社会人や父母の関心が高く，しかも教育的に緊急を要すると思われる課題がとりあげられた。したがって開催の場所も，中央の静岡市だけでなく，各地区において教育研究所と支部との共催の形で開かれたこともあった。例えば「高校入試制度の改革」などは，全県的に数個所において開催され，その主旨を広く宣伝・啓蒙する役割を果たすことができたと考えられる。その他「戦後の教育運動史」の部会は，戦中戦後の民主教育のために闘った人たちによる「座談会」を中央・東部・西部の数個所において開催し，運動史研究のための「かくれた資料」の発掘に努力した。

５．「研究録」の発行

前述のように３（２）年間の研究成果は，「所報」・研究発表会などによって全組合員に還元されたが，さらにこれを完結した研究の最終的決定版としてまとめ，全組合員ばかりでなく外部に対しても公表するため，「研究録」として公刊された。この研究録は「所報」に分割して報告された資料や研究部分のたんなる集積ではなく，むしろ研究発表会やシンポジウムの批判・討論によって修正・肉づけされた内容の，最終的・総合的結論ともいうべきものである。

これはまさにわれわれの研究所が，現場教師による具体的な教育課題の研究成果を世に問うものであると言える。したがってそれは，特殊な専門研究

者の論文集のようなものではなく，たとえそれが未熟なものであっても，あくまで教育現場において，日々子どもたちが提出する生々しい問題ととり組んでいる教師たちの，具体的な血のかよった研究成果であると言えるであろう。

その具体的な発表形式は，各領域の研究をそれぞれ独立の冊子としてまとめると同時に，さらに3(2)分野の分冊を一つにまとめて帙とし，これを「集」とした。例えば「研究録」第1集は――1．新しい高校を目ざして（高校入試制度専門委員会），2．教育課程の改善と実践（教育課程専門委員会），3．新しい高校を目ざして（高校入試制度専門委員会）という3分冊・1帙の構成となっている。

また「研究録」は各分冊ともほぼ120頁～180頁（B5判）程度のまとまった研究書であるため，一応原則として1帙を有料配布とし，全県の小学校・中学校約750校に購入してもらうこととなっている。

さらにその成果を広く世に問うという意味において，配布の意義が認められる対象を選定し，無償献呈の制度を設けて献本している（例えば　①各共同研究者　②県外の同種の研究所，教育機関など　③静岡県教育委員会，県立中央図書館など）。

Ⅳ. 領域別研究の展開

いまわれわれは，教育研究所10年の歩みを全体としてとらえ，発展の経過の意義を歴史的に認識しようとしている。無論それは，たんなる古きものへの懐古ではなく，そこには強力な未来への展望が，意識の前提として存在するはずである。言いかえれば，われわれの意識の中にある10年の歴史は，たんに創設から現在へと時に従って流れているのではなく，これからの発展への展望を前提として，強烈に過去の流れにたち向かおうとしているのである。

この意味において，いま始まりつつある将来への歩みを「教育研究所の発展期」として前提とするならば，これまで経過した10年の歩みを過去の全体としてとらえ，さらにこれを前期から後期への展開として理解することができるであろう。こうした2つの分期を，研究所の歩みの中に具体的に意味づけて理解するならば，その流れを「前期――草創・展開期」とそれを受けて発展した「後期――研究充実期」として，その全体像がとらえられるであろう。

〔分期の方法――2つの分期〕

前項に述べたように，研究所10年の歩みをを大づかみに2つの時期に分けるならば，具体的には組織の改革（企画委員会の新設）が行われた1980（昭和55）年のころを画期として前・後に分けられるであろう。しかもこれをさらに，各領域別の具体的な展開（教育課程・高校入試・地域と子どもの3分野）に即して見るならば，前期を第1期（1975年～1977年）と第2期（1978年～1980年）に，また後期を第3期（1981年～1983年）と第4期（1984年～1985年）とに分けて理解することができるであろう。

それにもかかわらずこうした分期の原則は，実際には変則的な経過をたどらざるを得なかった。すなわち「教育行財政」と「教育運動史」の2つの分野が，研究所創設の第2年次（1976年）に新設されたばかりでなく，両者とも内容の複雑さのために，3年1期の研究期間を超えて第4年目（1979年）

分　期　の　方　法

	I			II			III			IV	
	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985
	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
教育課程	←	—	→	←	—	→	←	—	→	←	→
高校入試	←	—	→	←	—	→	←	—	→	←	→
地域と子ども	←	—	→	←	—	→	←	—	→	←	→
教育行財政		←	—	—	→	←	—	→	←	—	→
教育運動		←	—	—	→	←	—	→			
平和教育									←→	←	—
調査研究				←	—	—	—	—	—	—	—
教育相談				←	—	—	—	—	—	—	—

分期　全体を前期（第Ⅰ期・第Ⅱ期），後期（第Ⅲ期・第Ⅳ期）に分ける。ただし10年目は1984年であるが，内容を考慮して1985年までを第Ⅳ期とした。

内容　上段3領域を基準として分期の展開を考え，中段2領域はこれに準じて変則的な分期とする。
下段2領域は，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ期にしたがう。

まで第1期の研究が延長され，それ以後の3年間（1980年～1982年）が第2期となったのである。したがってこの2つの分野の歩みは，前期・後期という分期に合致せず，形式的に第1期・第2期をこれにあてはめることは不可能であるが，しかし両者の研究は，大勢としては2つの分期・4小期の立場から理解することも，あながちに不可能ではない。

A．前期の研究（1975年～1980年）

この6年間は，戦後の教育に対する右傾化と管理主義とが，徐々に進行しつつあった時代である。その背景にあった政治状勢としては，いわゆるロッキード事件（1976年）の影響により，第35回衆議院総選挙において野党が242

名（自民党248名）の当選を果たして注目されたが，その翌年の第36回総選挙においては，保守政権は284名の絶対多数を確保して再び安定期に入ったように思われた。

こうした状勢を背景として行政当局は，1976（昭和51）年3月には早くも「学校主任制」を発足させ，同時に翌77年7月には「新学習指導要領」の実施を告示して，強力な教育の管理統制下に「君が代国歌化」の宣言によって復古主義教育を国民に押しつけようとしていたのである。

1．第Ⅰ期の三領域（1975年〜1977年）

教育研究所が創設された1975年には，すでに指導要領の改訂が予告されていたが，これに対して日教組もまた「教育制度検討委員会」の研究成果として，1974年に自主的教育改革の報告書（「日本の教育はどうあるべきか」）を発表し，教育改革の方針をうち出していたため，われわれの教育研究所においては何よりもまず第1に「教育課程研究部門」が設定されることになった。

また一方において，折から激化しつつあった入試制度の根本的な改革が要望されていたため，「高校入試制度改革」の研究委員会が発足することになった。ここでは高校全入と高校3原則とを基調として，静岡県の高校入試制度の分析・検討によって，小・中・高校の一貫した健全な教育体勢確立のみちを究明することが課題とされていた。

しかも1970年代は，いわゆる高度経済成長政策によって地域開発が急速に進み，地域住民の生活基盤である自然の破壊とそれにともなう伝統的な文化遺産の消滅とが国民の注目の的となりつつあった時代である。そこで当研究所においては「地域と子ども研究委員会」が設けられ，「地域研究部会」と「子ども研究部会」の2つの部門に分かれて研究が進められることとなった。すなわち前者においては，

「郷土の埋もれた，歴史的な文化遺産を掘り起こして，その保存と再生をはかると共に，将来への伝達について研究する。」こととし，

後者においては，

「子どもの豊かな成長を願って，その障害をなす諸条件を究明し，その克服の途を鮮明にしながら，さらに成長のための創造的な提言をなしうる実践研究を行う。」こととなった（「所報」創刊号，1975年11月刊参照）。

以上のような状勢と理由とによって，教育研究所の３つの研究領域は，盛んな意欲をもって一斉に研究のスタートを切ったのである。

(1) 教育課程研究委員会

初年度（1975年）には，２つの問題についてその実態を調査するため，「子どもの意識の実態調査」（“子どもは授業に何を望むか”など）と「学校５日制への意識調査」（父母252人を対象）とを実施し（「所報」No.４「教育課程研究委員会特集」参照），1976年（昭和51）年度には，教育現場の２つの実践記録，「算数教育の実践報告」（「所報」No.７「教育実践にひろう」）と，「理科教育，家庭教育，音楽教育の記録」（「所報」No.10「教育実践をたしかめあおう」）について報告した。

1977（昭和52）年度には，いよいよ小学校に実施された「新指導要領の実施状況」を明らかにするために，座談会「新指導要領を語る」（司会　松永育男，出席者　東部・西部各１名，中部２名，「所報」No.18　1977年12月刊）を開催して，新たに提案された「ゆとりの問題」に関する意見を交換した。

これと併行して，教育課程研究の立場から学校教育の実態をとらえるため，まず「学校経営書」を集め，ａ．教育目標　ｂ．生徒像目標　ｃ．教師像（ねがい）　ｄ．経営方針，の４項目について，アンケート調査と学校訪問の方法によって研究を進めた。その内容は

①　学校教育目標及び教育計画作成過程の調査

②　教育目標具現化の調査

③　日課を通しての“ゆとり”の調査結果

であった（「所報」No.21・22合併号「教育課程を考える」1978年３月刊）。これらの内容は，その後さらに検討・補修されたうえで「研究録」第１集，２「教育課程の改善と実践」（1978年６月刊）として公刊された。

(2)　高校入試制度研究委員会

1975（昭和50）年度においては，何よりも高校入試の現状とその実態を明らかにするために

① 高校進学希望者の急増と入学定員不足の状況（公表されている静岡県の資料を分析して）

② 差別・選別の進路指導の実態（高校進学者の内申の評定・選別の基準と配分の状況）

③ 高校増設・入試制度改善をめざす住民運動（三島市を中心とする東部地域の運動，三島市教組，三島市民会議の運動など）

などに関する実状について調査・報告を行った（「所報」No. 2 「高校入試制度研究委員会報告特集」1975年12月刊）。

1976年度には「高校全入・小学区制・男女共学制」に関する教員の意識調査を実施し（「所報」No. 5，磐周地区のアンケート調査），これに続いて高校進学に関する　①学校格差　②学校選択とその決定　③心身障害生徒と高校進学――の3点についてその実態を調査・報告した（「所報」・No. 9「高校進学希望調整実態報告」1976年12月刊）。

1977年度には，こうした実態調査はさらに細部に及び，進学を希望する高校について「中学生の考え方調査」（「所報」No.14，1977年6月刊）を行った。この調査は都市部・郡部の中学3年生（25校・1,287名）を対象に　①進学を希望する高校は，公立か私立か　②進学決定者は誰か――などについて1976年11月に実施された。

また第1期第3年度の最終の調査として，県下全中学校の中卒者進学先調査をこの年3月に実施し，①分散度の問題（進学希望者が全日制，定時制，私立などへふり分けられる状況）　②私学依存者の問題　③交錯通学の問題など，高校入試にともなう現実的な問題を調査すると同時に，前回のあとをうけて「教員意識調査Ⅱ」（「所報」No.20，1978年3月刊）を実施し，受験にともなう学校側の実状について，①受験用参考書の問題　②補習の実施状況　③生徒の学習意欲――などに関する教師の見方・意見を調査した。

以上のようにこの委員会の研究活動は，創設以来3年にわたって多方面

の諸問題を勢力的に調査し，入試問題の根源に迫ろうとしていた。

(3) 地域と子ども研究委員会

前述のようにこの委員会は，一応2つの分野に分かれて研究を進めることにしたが，出発にあたって，①静岡県の民話と伝説（宮内） ②文化状況と展望（都築） ③子どもの生活と遊び（高枝）——という3名の所員の概論的な見解を示して，今後の研究の方向を明らかにした(「所報」No.3「地域と子ども研究委員会特集」1976年1月刊)。

1976年には，民話・伝説と遊びの実態について調査するため，調査地域を天竜川流域としたが，とくに自然的・人文的特色をもつと思われる水窪町（磐田郡）を選んで研究を進めると同時に（「所報」No.8「静岡県の子ども今昔」1951年刊），これと併行して「子どもの生活と遊び」の実状を明らかにするために，静岡県の小学4年生と中学2年生18,129名についてアンケート調査を実施し，睡眠時間・起床時間・帰宅後の遊び，などに関する実態を明らかにした（「所報」No.11「学習塾に追われる子どもの遊び」1977年1月刊)。

1977年度になると，ひき続きこれと同様の調査を水窪町の子どもについて実施し（「所報」No.15「続・静岡県の子ども今昔・水窪」1977年10月刊），その実状を報告するとともに，改めて水窪町における民話の総体的調査の結果を発表した（「所報」No.19「水窪地区第1次調査報告」1977年12月刊)。

なおこの研究に関する今後の調査方法としては，静岡県の主要河川の流域（天竜川・大井川・富士川・狩野川）を上・中・下流の3地区に分けて比較研究を進めることが確認された。

2．二つの領域（第Ⅰ期）

研究所設立第1期には，このほかに重要な2つの部門（教育行財政と戦後の教育運動）が準備不足によってたちおくれていたため，第2年次（1976年）に両方とも揃って設定され新たに発足することとなった。しかしこの2つの

部門は，実際に研究を進めてみると意外な問題が起こり，原則としての1期3年間（1976年～1978年）に研究課題をまとめることができず，2つとも1年延長して第4年目にあたる1979年に，第1期の研究をまとめることとなった。

このようにして先発の3つの領域が，第1期から第2期へと歩みを進めた1978年～1979年のころには，研究所として重要な意味をもつ5つの領域が，足並みを揃えて力強く前進しつつあったのである。

この時期についてとくに注目すべき問題は，すでに新指導要領が小・中・高ともに発足して「君が代」「日の丸」政策が現場において強行されると同時に，政府は公然と「建国記念日奉祝式典」なるものの後援を打ち出して教育の反動化を進めつつあったことである。こうした情勢下に，教育研究所の5つの研究部門の活動は，次々と研究成果を発表し，現場の仲間たちに大きな刺激を与えつつあったことが考えられる。

(1)　教育行財政研究委員会

この領域においては，さしあたり緊急の課題として教育財政の問題をとりあげることとなった。しかし学校運営の基本的要素ともいうべき財政問題は，極めて難解であると同時に，その実態には明らかにされていない部分が余りにも多いことが知られていた。

第1期（1976年～1979年）

◇1976（昭和51）年度

そこで委員会としては，学校財政の初歩的な問題の研究から始めて，教育財政の構成・仕組みの解明にとりくみ，次のような問題をとりあげることとなった。

① 教育活動を支えている財政的基盤の役割

② 各所属学校の財政の「教育的水準」の考察

③ 「教育行財政の指標の解明」

そこでこれらの諸問題の研究を進めるための研究方針としては，何よりもわれわれの研究に協力してもらえる自治体を対象とし，しかもその研究課題としては，①地方交付税　②税外負担の教育行政　③学校建築費の問

題などをとりあげることとなった。

◇1977（昭和52）年度

このようにして第2年次には，第1に協力していただいた富士市の教育財政を対象として

① 教育費の基準財政需要額

② 学校教育費の調査票

③ PTA寄付金の調査票

④ 地方教育行政の調査票

などに関する資料を分析することによって，その実態をとらえ解明することになった。

◇1978（昭和53）年度

この年4月には新たに専門委員会が設定され，一方では富士市教育委員会と懇談して理解を深めると同時に，さらに研究対象を拡大して，富士市・清水市・引佐町の教育財政問題を検討することとなり，次のような諸問題がとりあげられた。

① 教育予算の基盤となる人口・財政力

② 総行政費に対する教育費の比率

③ 地方教育費の財源別構成

④ PTA寄付金の実態

⑤ 学校徴収金の内容

（「所報」No.25「教育予算のしくみの問題点」1978年5月刊参照）。

◇1979（昭和54）年度

以上のように前年度実施した具体的な研究を手がかりとして，さらに研究領域を拡大し，全県9市（三島・富士・清水・沼津・静岡・島田・袋井・浜松・浜北）に関する教育財政を分析することとなった（「所報」No.42「教育財政の適正化と充実を求めて」1980年2月刊参照）。

この研究によって第1期の研究は，一応結論に達することができたのであるが，その重要な問題点としては，次のようなことが指摘されるであろう。

① 全国的に見て，静岡県の1学級生徒当たり教育費が極めて貧しい。

② PTA寄付金，学校徴収金が全国に比較して高い。
③ 教育費支出の中の設備・備品，特に図書購入費が少ない。
④ 市町村債の構成費が高く，とくに建築費が教育費を圧迫している。
（「研究録」第2集「教育財政の研究」1980年4月刊参照）

(2) 戦後の教育運動研究委員会

前述のようにこの研究は，教育行財政とともに第2年次に設定され，前者と同じく第1期（1976年～1979年）と第2期（1980年～1982年）の2つの分期をもって進められた。

第1期（1976年～1979年）の研究

太平洋戦争終結後の10年間――すなわち昭和20年代は，言うまでもなく変革と解放の時期として，戦後の教育史上最も重要な意味をもつ時代であった。

◇1976（昭和51）年度

そこでこの委員会は，最初に「昭和20年代の教育運動史」を研究のテーマとし，終戦の詔勅・学制改革・社会科の誕生・指導要領の改訂，の4つの問題を節目として，敗戦後時を追って右傾化していく教育の流れを追究することとした。したがってこの研究は，あくまで重要な問題点を中心に問題史的な形をとることとし，その調査方法も，①座談会　②アンケートによる質問　③体験者の実践記録――などによって資料を集めることとした。

◇1977（昭和52）年度

したがってまず第1にアンケートの主題を「社会科発足当時の状況とその後の変貌」とし，①戦争の記憶　②9月1日の学校の状況　③昭和25年ころまでの社会科の状況――などに関する多数の意見を全県的に集めて整理・検討した（「研究録」第2集「戦後教育の原点を求めて」－第2章「歴史の夜明けに生きた教師と子どもたち」，1980年4月刊参照）。

◇1978（昭和53）年度

その結果さらに新しい資料を求めるために，第1に最も強烈な印象を受けた敗戦直後の状況について，社会科の新設を中心として，1977年秋から

1978年の夏にかけて次々と座談会を開き，当時の体験談を集めることになった。

① 「磐田に芽ぶく戦後の教育」（磐田教育会館1977年10月）
（「研究録」第2集「戦後教育の原点を求めて」－第1章　1980年4月刊参照）。

② 「戦中戦後の教育と初期の社会科について」（教育研究所，1978年8月）。
（「所報」No.30，「社会科を通して見た戦後教育史」1979年3月刊，及び前出「研究録」第2集－第1章参照）。

③ 「戦後20年代の社会科を語る」（西部地区－浜松教育会館，1978年8月）
（「所報」No.30及び前記「研究録」第2集－第1章参照）。

④ 「そのころ何をどうしたか」（東部地区－沼津市大手町会館，1978年3月）。
（「所報」No.30及び「研究録」第2集－第1章参照）。

⑤ 「教師は燃えた，新しい地平をめざして」（中部地区－教育会館，1978年8月）。
（「所報」No.30及び「研究録」第2集－第1章参照）。

◇1979（昭和54)年度

以上の座談会方式は，さらに翌年にも続けられ，1949年から始まったいわゆる「レットパージ事件」を中心に，当時の犠牲者が集まって，戦後教育の諸問題について語りあった。

「風雪に堪えて」－昭和20年代を語る教師の証言集（教育研究所において，1979年8月11日）。

（「所報」No.41及び「研究録」第2集－第1章参照）。

またこれらの座談会と併行して，アンケート方式による体験談の収集も行われ，終戦時の感想や戦中戦後の社会科の思い出などが，広汎に集められて整理された（「所報」No.38「戦後教育の原点を求めて」－昭和20年代を語る証言集－1979年11月刊参照）。

なおこの年は，第1期の研究の最終の年にあたるため，研究発表会（教

育会館，1980年2月）を開催するとともに，研究の総まとめとして「戦後教育の原点を求めて」（「研究録」第2集1980年4月刊）を公刊した。

3．第Ⅱ期の三領域（1978年～1980年）

(1)　教育課程研究委員会

◇1978（昭和53）年度

1976年12月に教育課程審議会が教育課程改訂に関する中間まとめを発表したため，その実施を前にして「ゆとりと充実」の教育がとりあげられることとなり，とりあえず「ゆとり」に関する現状についてアンケート調査が実施された。その内容は　①学校の現状－「ゆとり」はあるか　②新教育課程によって「ゆとり」は生まれるか――ということであった（1978年実施，対象小・中学校750校）。

◇1979（昭和54）年度

集められたアンケート調査の内容を所員・専門委員会において分析し，これを報告した。すなわち学校の現状としては，教師にも子どもにも「ゆとり」は無いが，1980年から「ゆとりの時間」が実施された場合には，学校はますます「多忙」に追いこめられることになるであろう――というのがほぼその結論であった（「所報」No.39“ゆとりと充実”についてのアンケート結果，1979年12月刊参照）。

◇1980（昭和55）年度

その後所員・専門委員が数回の委員会を開き，この調査結果を学校の現状に対照し，その見通しについて検討・討論を重ねたが，問題があまりにも複雑であるため研究はやや停滞気味となり，明確な結論を得ることができなかった。

(2)　高校入試制度研究委員会

◇1978（昭和53）年度

第Ⅰ期の研究によって，高校入試に関する現在の問題点がほぼ明らかと

なったため，高校入試制度改革の第１次案の構想が作成されることになった。その内容は

① 正常な教育活動の崩壊（進学者急増と選別・差別問題）。

② 改革の理念と構想（ａ．高校全入論　ｂ．高校３原則－総合制・男女共学制・小学区制）。

③ 改革の具体的構想（ａ．学区再編成－10学区を17学区に，ｂ．男女共学制の推進，ｃ．私学助成）。

などであった（「所報」No.23・24合併号「高校入試制度改革」Ⅰ，1978年４月刊参照）。

またさらに研究を深めるための資料として，高校入試に関する中学生と父母の意見（ａ．公立か私立か　ｂ．男女共学制など）をアンケートによって調査した（「所報」No.28・29合併号「高校入試に関するアンケート――中間報告，1979年２月刊参照）。

そこで研究開始以来の経過を見ると，これまでこの委員会が「所報」に発表した研究内容が体系的に蓄積されているため，「所報」No.２，No.５，No.９，No.14，No.16・17合併号，No.20，No.23・24合併号などの内容について，全体の体系の整理と細部の補正を行い，総合的に「研究録」として公刊することとした。その内容は次のようなものであった。

① 正常な教育活動の崩壊（ａ．テスト体制　ｂ．格差と選別）。

② 改革の理念―― １．高校全入論　２．高校３原則（総合制・男女共学制・小学区制）。

③ 高校入試制度第１次改革案―― １．改革の構想，２．学区再編成（付）静岡県高教組学区制検討委員会第３次答申，３．高校進学希望者数と高校定員，４．県民のための私学づくり。

（「研究録」第１集「新しい高校をめざして―― 静岡県の高校入試制度を，どう改革すべきか―― 第１次改革案」1978年６月刊参照）。

◇1979（昭和54）年度

前年度の一応の総合的成果にもとづいて，さらに研究を深めるために，県外の改革状況を視察（京都・兵庫など）して知見を広め，新しい総合選抜制度の研究を推進した。

すなわちこの方法は，これまでの大（中）学区単独選抜制におけるエリート主義の欠陥を排除し，いたずらに激化しつつある入試競争から生徒を解放することを目ざした改革であるが，現在全国14府県において実施されつつある実状を調査し，静岡県においてもできるだけ近い将来に実現されるべきであること――を論証したのである（「所報」No.51「総合選抜制度の実現をめざして－高校入試制度第2次改革案，1981年3月刊参照）。

(3) 地域と子ども研究委員会

◇1978年（昭和53）年度

第Ⅰ期の研究にひき続き，ａ．民話資料の収集，分類・整理の研究，ｂ．子どもの遊びの実状報告――という2つの問題に関する所員の報告が行われた（「所報」No.27「民話と子どもの遊び」1978年10月刊参照）。

これと併行して，第Ⅰ期の研究内容を総合的に検討してまとめた結果を，研究開始以来の結論として発表することとした。その内容は，

① 民話の研究――ａ．民話とは何か，ｂ．静岡県の民話伝説の総しらべ集の構想，ｃ．民話伝説の分類法。

② 子どもの遊びの研究――遊びの実態と子どもの生活。

③ 実地調査（民話と子どもの遊び・習俗）――ａ．水窪地区・天竜地区の民話，ｂ．天竜川流域（上流・中流・下流域）の生活・習俗の比較。

（「研究録」第1集「子どもの生活と民話の継承」1978年6月刊参照）。

◇1979（昭和54）年度

第Ⅱ期の第2年度にあたるこの年は，前年度にひき続き，① 大井川流域の現地調査　② 子どもの遊びの実態調査―― の2つの課題が研究目標であった。

このうち遊びの研究については，「子どもの遊びの種類とその遊びかた」の題目のもとに，現状を調査した6人の所員の報告が発表された（「所報」No.33・34合併号「遊びたくても遊べない，遊びをきらう子どもたち」1979年6月刊参照）。

また民話については，これまでの天竜川にひき続き，新たに大井川流域

の調査を3年計画で行うこととなり，その第1年次として「上流井川地区の民話及び遊び」に関する実態調査を実施した（「所報」No.35・36合併号「民話・伝説・子どもの遊び，現地調査」1979年8月刊参照）。

なお研究の進展にともない，次年度から「民話部会」と「子ども部会」とをそれぞれ分離して，独自の研究を進めることとした。

◇1980（昭和55）年度

前述のように，今年から2つの部会を分離して研究を進める方針がきめられたが，なお現地調査の場合には，両者は合同して調査が進められた。

① 遊びについては，全県的に小・中学校733校を選び，遊びの現状についての実態調査を行った。その方法としては，対象を都市部・農村部・山村部に分け，それぞれの遊びの種類・施設・遊具などの特徴を調査した（「所報」No.45「子どもの遊び－その現状と対策」1980年7月刊参照）。

② 民話については――まず大井川中流域の民話をとりあげ，8月に榛原郡中川根町で宿泊調査を行った。この時8ミリ映画“鹿ん舞”がわれわれのために上映されたが，静岡県の特色ある民俗芸能として注目された（「所報」No.43・44合併号「大井川水系の民話を訪ねて」－中川根地区・第1次調査報告－1980年5月刊参照）。

さらにこれにひき続き，大井川下流域の調査を行うため，榛原郡吉田町を中心に8月に宿泊調査を実施したが，これらの中川根町・吉田町の調査にあたっては，地域の遊びと習俗に関する調査も同時に行われた（「所報」No.48・49合併号「洪水とたたかった下流の人々」－大井川下流地区・第1次調査報告－大井川町・吉田町，現地調査報告，1981年2月刊参照）。

以上のように大井川水系について，上流井川，中流中川根，下流吉田・大井川町の民話と習俗に関する現地調査を完了したため，各地区の特徴について比較考察を加えたが，それと同時に遊びについても，これまで調査した資料を整理し，現在の子どもの遊びの在り方と人間形成との関係についても考察を進めた（「所報」No.50「静岡県の民話と子どもの遊び－大井川流域の調査概要，子どもの遊びを考える－1981年3月刊参照）。

B．後期の研究（1981年～1985年）

この5年間の歩みを概観すれば，前期6年間にひき続き，教育の管理主義と右傾化がますます強化され，学校現場の荒廃や問題行動が社会の注目をあびた時期であった。

こうした現象の本質は，いったい何であったのか。

それはすでに述べたように，第36回総選挙（1980年）において政治的勝利をおさめた権力が，民衆支配の自信を深めつつあったことが，その前提として考えられるであろう。すなわち国際経済の流れにおいて優位を占めた日本においては，一般国民の中流化の意識に支えられて，いわゆる新保守主義の政策が強化されつつあったのである。

しかしそれにもかかわらず，国民生活の実態は，いわゆる金あまり現象に押し流された家庭生活の貧困化が進み，社会的・生活的矛盾が社会の根底に浸潤しつつあったのである。

このような歴史の歩みの中において，いわゆる教科書の検定問題が激化し（1981年），外国（中国・韓国）からの激しい抗議が寄せられた（1982年）にもかかわらず，教育行政はひたすら戦前への復古をめざして進められていた。しかも1982年11月に中曽根内閣が出現すると，たちまち「日本列島不沈空母化」発言（1983年1月）によって軍事的・侵略主義の一端が表面化し，国の内外から強烈な批判を受けたにもかかわらず，一方において1984年には臨時教育審議会が成立し，翌年6月には第1次答申が提出された。すなわちここでは，教育の自由化・個性化というような，一見教育の進歩を思わせるような表現がかかげられていたが，具体的には自由主義的競争原理のもとに，強力な管理・統制とエリート育成教育の実現を目ざすものであった。

教育研究所の活動――こうした状勢のもとにわれわれの教育研究所の活動は，前年度の組織改革（企画委員会の新設）によって，全体として拡大・充実の方向に前進しつつあった。その具体的な現れとしては，次の2点が指摘されるであろう。

1．各支部の執行部の努力によって，所員・専門委員の選出が順調となり，

各研究委員会はそれぞれ適材を得て，研究・討論の内容を深めることができた。その上共同研究者の指導・助言もはるかに強力となり，ますます研究の進行が豊かに力強いものとなった。

2．その結果具体的には，「所報」の内容が前期に比して格段に整頓・充実したものとなり，資料集的・速報的性質から文字通り研究所機関誌としての性格をそなえたものへと進化することができた。

しかしながらその半面，委員の執筆態度が必然的に慎重となり，発行部数は次第に少数・精鋭主義へと変化している。すなわち1981年・7冊8号（No.52～No.60），1982年5冊・6号（No.61～No.65），1983年には別冊2を含めて計5冊（No.66～No.70），1985年には3冊・3号となっている。

また各領域別研究としては，第Ⅲ期の第2年次（1982年）に「戦後教育運動」の研究が完了し，「教育行財政」は同じくこの年にその第2期の研究を終了して，事実上「教育財政」の研究を完結している。しかしこの委員会は領域としては存続し，さらに新委員会が「教育行政」の研究を第Ⅳ期にかけて第2期目の研究として進めることとなった。

平和教育の研究――さらにこの時期において最も注目すべきことは，第Ⅲ期の終わり1983年3月の運営委員会において，新たに「平和教育研究委員会」が設定されたことである。この委員会は，かねてからその設立が要望されていたが，「教育運動」の完了にともない，これに代わって設定されることとなった。しかしこの研究は，問題が余りにも大きくまた重要なものであるだけに，月並みなものを軽々しく発足させることを避けるため，企画委員会における討論の結果，一年間の準備期間を設け，研究の対象と方法について検討が加えられることとなった。

1．第Ⅲ期の三領域（1981年～1983年）

(1) 教育課程研究委員会

◇1981（昭和56）年度

新指導要領が実施(1977年)されてからすでに4年目に入り，前年度1980

年から「ゆとりと充実」の時間が小学校において実施されたため，その具体的な実施状況を明らかにする目的をもって，活用の実態が調査された。調査の対象としては，所員・専門委員の所属校に付近の数校を加えた20校が選ばれ，①　日課の変化　②　裁量の時間　③　活用の具体例――などに関する資料を集めて報告をまとめた（「所報」No.52「自然で豊かな“ゆとりと充実”を－各校における試みの実態」1981年6月刊参照）。

◇1982（昭和57）年度

前年度にひき続き「ゆとりの時間」の継続研究を進め，その運用の具体例について調査した。全県小学校516校を対象とし，とくに規模別に運用の目標・週行事・裁量の時間のつかい方などについて詳細な調査を行った。その結果，特徴的に現れた傾向としては，「ゆとり」が特設的に扱われることが多く，そのため行事の準備に多くの時間が費やされることがあげられる。したがって現場では，アイディア競争に追いまわされて「多忙化」が進むことが指摘されている（「所報」No.59・60合併号「ゆとりは生まれたか」1982年3月刊参照）

◇1983（昭和58）年度

第Ⅲ期の最終年度にあたり，さらに研究を深めるため，小学校部会と中学校部会に分かれて研究が進められた。

① 小学校においては，「ゆとりの時間」がどのように受けとめられいるか，を明らかにするため，「子どもの意識調査」を実施し，良好な成果をあげている実例と同時に，徒らに忙しい生活に追いこめられている場合，また「教師と子どものふれあい」が少なくなっている傾向などが明らかにされた。

② 中学校においては，“ゆとり”がどのように受けとめられているか，ということを中心として，とくに4週5休制が展望されている折から，学校5日制のカリキュラムが可能かどうか，について検討された。すなわち学校で左右できる道徳・特活・ゆとり，などの時間に対する教師の必要観・授業観などについて全県中学校の悉皆調査を実施したが，結果としては現状から見て極めて困難である，という結論が得られた（「所報」No.68「ゆとり」と4週5休制　1984年2月刊参照）。

なお「ゆとりと充実」に関する研究は，第Ⅲ期をもって完了したため，これまで「所報」に報告された成果をすべてまとめて公刊し，かなり意欲的な研究成果があげられることになった（「研究録」第５集「ゆとりと充実に関する研究」1985年５月刊参照）。

(2) 高校入試制度研究委員会

◇1981（昭和56）年度

前年度に公表した「高校入試制度第２次改革案」（「所報」No.51）によって，ほぼ改革案の大綱が明らかにされたため，さらに細部の補充研究と修正が加えられた結果，問題点は一層明確となった。すなわち

① 進学希望者数と急増対策－増設問題など。

② 総選制実施の問題点とその具体案－学校増設にともなう新学区の提案。

③ 職業高校と私立高校の問題点。

などである。

以上の改革案は，第１次案以後に得られた研究成果のすべてを総合したものであるため，改めて第２次改革案を公表することになった（「研究録」第３集「総合選抜制度の実現をめざして」－高校入試制度第２次改革案－1981年12月刊参照）。

◇1982（昭和57）年度

前年度にひき続き，静岡県における「総合選抜制度実施案」の検討を進め，次のような成果をあげることができた。

① 先に公表した17学区をさらに細かく検討し，市立３校・女子単独校をすべて含めて，実現可能なところから実施するための具体的方法を発表した。

とくに三島・田方地区，静岡地区，浜松・浜名地区などは，さしあたり実現可能な代表的地区であること。

② いよいよ実現の可能性が認められたことを考え，これを広く社会的に宣伝・普及するために，その討議資料として「総合選抜制の実現を－職場・地域学習資料」（「所報」別冊，1982年10月刊）を作成した。

◇1983（昭和58）年度

第Ⅲ期の最終年度にあたるため，これまでの研究のうち総合選抜制度実施に関する諸条件を再検討する第3次改革案の作成に向かって研究が進められた。とくに研究の不十分な職業高校と私立高校の問題をとりあげ，アンケート調査を実施して問題を分析・検討した。

またこの段階においては，全組合員や父母・住民に対して入試改革と総選制問題に関する理解を深めてもらうため，シンポジウム（沼津地区・志太地区）を開催して運動を展開した。

(3) 地域と子ども研究委員会

◇1981（昭和56）年度

① 子ども（遊び）部会――これまでの遊びの研究を終了し，現代の子どもの基本問題――すなわち，a．家庭生活と多忙な子ども，b．子どもの生活と心のゆがみ－などの検討を進めることとなった。

② 民話部会－これまでの河川流域の研究をさらに東部地区に拡大して現地調査を行うとともに，これまでの成果をまとめて「民話の教材化」の研究にとりくむこととなった。

そこで民話の調査地域としては，富士山麓・黄瀬川流域をとりあげることとなり，「御殿場・裾野地域の民話と習俗」について調査が実施（1981年8月）された（「所報」No.58「北駿の里に民話をたずねて」1982年2月刊参照）。

またこれと併行して，これまで続けてきた遊びの問題について総括すると同時に，これに“民話の教材化と教育実践”に関する見解を加えた総括的報告を公刊した（「研究録」第3集「小学生の遊びと民話の継承」1981年12月刊参照）。

◇1982（昭和57）年度

① 前年度にひき続き，子どもの生活全般に関する研究として「子どもの心とからだ」をテーマとする研究をとりあげ，さしあたり所員・専門委員の所属校を中心として実態調査を行った。

② 民話の研究は，前回の黄瀬川上流域の調査を手がかりとして，その

下流域－沼津地区をとりあげることとなった。

◇1983（昭和58）年度

第Ⅲ期の最終年度にあたると同時に，この委員会の９年間にわたる研究の総まとめの年度にあたるため，２つの部会はそれぞれ総括的な研究を進めた。

① 前年度に実施した「子どもの心とからだ」の実態調査によって集められた資料を分析し検討を進めた。

② 民話の最後の現地調査としては，２つの調査を７月と８月に実施した。

ａ．昨年黄瀬川下流域・沼津地区の調査が予定されていたが，事情により狩野川下流域の沼津地区をとりあげることとなり，沼津市静浦・我入道地区の実態調査が実施された（「所報」No.66「郷土の民話を訪ねて」－狩野川下流域の調査－1983年12月刊参照）。

ｂ．これに加えて富士川流域がとりあげられた。すなわち蒲原町（東海道の通過地点），富士川町（甲・駿両地域の接点），芝川町（河川交通の中継点）の３町を，東西・南北の文化の接点としてとらえて調査を実施した（「所報」No.67「地域の力で民話の発掘継承を」1984年１月刊参照）。

なおこれらの第Ⅲ期の研究は，当然研究期間の終了と同時に「研究録」として公刊されるはずであったが，さまざまな理由から延び延びとなり，さらに２年後にようやく公刊されることとなった（「研究録」第５集「民話と子どもの生活」1985年９月刊参照）。

その内容は第１編・東部の民話，第２編・子どもの生活と心のゆがみ，となっている。

2．二つの領域（第Ⅱ期－1980年～1982年）の研究

(1)　教育行財政研究委員会

◇1980（昭和55）年度

第Ⅰ期には「県・市・町村負担の学校教育費」について分析・検討を加えてきたが，新たに「父母負担の学校教育費」に関する研究をとりあげることとなった。すなわち，まず全県的に20所帯の家庭を対象として「家計に占める教育費」のアンケート調査を10月に実施し，①家庭収入と教育費　②教育費の公立・私立の比較，などの資料を集めることができた。

◇1981（昭和56）年度

折から静岡県教育委員会は――本県の児童・生徒の一人当たりの教育費が低い（全国最下位）のは，必ずしも不自然ではなく，それなりの理由があるからである（1981年8月10日）――という意味の見解を発表して，これを合理化そうとしたため，教育研究所としては，県行政の教育費に対する政策の貧しさを指摘した松永忠二氏（共同研究者）の論考を公表してこれに反論を加えた（「所報」No.56「昭和54年度地方教育費の資料特集」に対する反論　1981年10月刊参照）。

また一方において研究委員会としては，先のアンケート調査の資料の整理を進めるとともに，次年度からの新しい方針として「教育行政」の問題をとりあげることとし，さしあたり「教育委員会制度の研究」がその対象として討論された。

◇1982（昭和57）年度

第2期の研究にあたるため，前年度にひき続きアンケート調査資料の整理を進めたが，次のような内容に考察を加えてその結論を発表することになった。

① 学校教育費と家庭教育費の問題。
② 教育費総額の都市部と町村部との比較。
③ 交通費・学習塾費の問題。
④ 年収別教育費の問題。

（「所報」No.62「家計を圧迫する教育費の実態」1982年9月刊参照）。

またこの委員会の研究を終わるにあたって，これまでの研究の総括的結論をまとめ「研究録」として発表した（「研究録」第4集「家計支出教育費の実態と問題点」1983年9月刊参照）。

(2) 戦後の教育運動研究委員会

◇1980（昭和55）年度

第Ⅰ期の研究にひき続き，昭和30年代・40年代の教育運動――とくに，“サークル活動の調査”や“教育運動にとり組んだ教師”たちの意見を収集する作業を進めることとなった。その研究方針としては，大づかみに2つの柱を目標として研究を進めることとした。

a．権力の反動化の中で，如何に教師たちは生きたか。

b．自主的研究活動・サークル・民間教育運動などの中で，教師たちは何を学び実践したか。

その目標の具体的内容は，ほぼ次のような3つの問題点であった。

① 昭和30年以降の教師としての体験（57才～65才まで）。

② 静岡県下25サークルの調査・紹介。

③ 座談会「仲間たちとともに生きて」－教師のサークル体験（1980年8月18日・静岡市浜松屋旅館）。

（「所報」No.47「生きた証言を求めて」1981年7月刊参照）

◇1981（昭和56）年度

個人及び集団研究として，大きな成果をあげたユニークな実践記録の発掘を目標として，多くの教師たちの意見を求めて調査を進めた。すなわち次のような2つの作業によって，歴史的な役割を果たした教育運動の実践を記録することができた。

① 個人としては，「血の通った実践をめざして」－資料で綴る60年代の小笠の教育運動（小林　明）。

② 座談会「仲間たちとともに生きて」－教師のサークル体験（1980年8月静岡市浜松屋旅館）。

（「所報」No.53「仲間とともに生き，仲間とともに成長する」－サークル教師たちの証言集－1981年7月刊参照）。

また研究委員会は，こうした実践記録の発掘調査と併行して，日教組の教研活動の問題を，さらに大きな課題としてとりあげることとした。

そこで教研の各専門分野で活動した代表的な教師たちに，当時の状況に関する記述をまとめてもらい，次のようなテーマについてそれぞれの見解を寄せてもらうことができた。

① 日教組研究活動の原点（秋元　実）。
② 僻地教育にとりくんだ教師たち（朝田卓義）。
③ 明るく自由な職場をめざして（太田俊作）。
④ 教研運動の一つの流れ－社会科（長谷川隆昭）。
⑤ 戦いに生きたひとりの教師（小林　明）。

また一方においては「退職教師の生活と意見」「現職男女教師の生活と意見」というテーマのもとに，多数の教師の教研に関する意見を，アンケート形式によってまとめることができた（「所報」「教研の中で燃えた教師たち」－30年の足跡をたずねて　1982年1月刊参照）。

◇1982（昭和57）年度

第Ⅱ期の研究の最終年度にあたるため，3つの作業を併行して進めた。

① 教研の歴史の流れをまとめる。
② 教研講師団を中心に，アンケート調査と座談会を開く。
③ 静岡県内のサークル地図を作る。

すなわち具体的な内容としては，a．教研講師・助言者の回想録（望月誼三・加藤三郎）　b．第3回教研静岡大会の思い出（斉藤正男－元文化部長）という2つの手記を寄稿してもらい，さらにこれとは別に，教研に参加した代表的教師たちの，特集・「退職教師の生活と意見」（水野シヅ・佐藤英明・鈴木　勝）をまとめて発表した。またこれに加えて，前年度の座談会「教師のサークル体験」のうちの未発表となっていた後半部を「ほんものの教師になるために」－わたしの教師体験－として追加発表することとなった（「所報」No.61「この灯を消してはいけない」－わたしの教研体験－1983年1月刊参照）。

以上によって「戦後の教育運動」に関する研究がすべて完了したため，これまで「所報」誌上に逐次発表されてきた研究内容を，第1集にひき続

き総括的に「研究録」としてまとめて公刊することができた（「研究録」第4集「学びつつ成長する教師たち」1983年9月刊。第1章「教育運動の多彩な執跡－県下サークル・自主的研究集団の実践記録」，第2章「教研に燃えた教師たち－教研運動の歴史」）。

3．第Ⅳ期の研究（1984年～1985年）

教育研究所の10年の歩みのうち，後期の第Ⅳ分期にあたるこの期間においては，第Ⅲ期以来の「教育課程」「教育行財政」の2領域に，新たに発足した「平和教育」が加えられ，正規の研究委員会としては3つの領域が併立している時期であった。しかしながら，1983年度に終了した「高校入試」と「地域と子ども」の2つの委員会は，第Ⅳ期においても事後処理または残務整理の必要から，「特別委員会」の形で存続することとなったため，結局5つの委員会が併存して活動を進めることとなったのである。

(1) 教育課程研究委員会

◇1984（昭和59）年度

6年間にわたって続けられた「ゆとりと充実」の研究が終了したので，今年度から3年間，新たに「教育課程の自主編成」のテーマのもとに，「社会科教育」の問題がとりあげられることとなった。

そこで研究の第1歩として，社会科教育の現状を知るために，「社会科教育の実態と問題点」に関するアンケート調査を実施した（註）。

調査内容の問題点は，次の3点であった。

① 小学校――社会科の授業及び進め方。教科書と資料集の利用。

② 中学校――地域学習の進め方。π型学習の問題。

③ 郷土読本・副読本の活用について。

（註）調査対象－公立小・中学校社会科教師。

学校――小・中とも12校ずつ，計248校

個人――社会科担当教師，小327人，中320人

実施――1985年1月

◇1985（昭和60）年度

前年度にひき続き，実施したアンケート調査の整理・分析を進め，その結果は翌年の春に「所報」誌上に発表された（「所報」№74「社会科教育の実態をさぐる」1986年6月刊参照）。

(2)　高校入試制度研究委員会

◇1984（昭和59）年度

正規の研究委員会としては，9年間の歳月を費やしてとり組んできた研究を完了し，「第3次改革案」を作成することができたので，これをまとめて公刊し，一応これまでの研究活動を終わることとなった。その内容は次のように，この問題に関するすべての課題にふれたものである（「研究録」第5集「望ましい教育の実現のために」－高校入試制度第3次改革案－1985年9月刊参照）。

① 望ましい高校教育の在り方―― 理念と入試制度。
② 静岡県の入試制度の現状と問題点―― 学区，学校各差，選別，公・私立校の差別，女子差別と職業高校。
③ 高校入試制度―― 当面の改革案（総合選抜制度とその実施案）。
④ 私立高校の問題と，入試制度改善の課題。
⑤ 総合制高等学校をめざして。
⑥ 父母の願いと，高校入試制度改革の運動。

しかしながら高校入試改革問題は，一方において研究段階から実現への運動の段階に進み，運動の主体は県教組に移されていたが，それにしてもこの改革運動は，その実現過程において研究委員会の積極的な支援と参加が必要とされたため，なお「特別委員会」として存続することとなったのである。

そこでこの委員会は，さしあたり改革問題の啓蒙・宣伝活動に力を注ぐこととなり，a．運動の学習資料としてパンフレット「子どもに明るい未来を」1984年6月刊，及び「所報」別刷・「総合選抜制の実現を」改訂第3版1983年11月刊――を活用すること，b．啓蒙・普及・宣伝活動として，

シンポジウム（1984年10月・静岡市ブラザービル）を開催すること――の2点に重点をおいて組合員・父母・市民への運動を開始した。

◇1985年（昭和60）年度

前年度以来の方針を継承し，さらに運動を発展させるため，5回の委員会を開いて，シンポジウムを中心とする運動参加の方法を検討した。

(3) 地域と子ども研究委員会

前述のように，正規の委員会としての研究活動は終了したが，なお民話と遊びに関する研究をまとめる仕事が残されていたため，「特別委員会」として存続することとなった。

① 民話――前・後期を通じて3期9年にわたる研究によって大量の資料が収集されたため，これを中心として，静岡県内の民話・伝説に関する集大成の仕事を進めることとなった。しかもこれと併行して，その代表的なものを選んで教材化し，教育現場の活用に供する仕事にとり組むこととした。この仕事は，その後なお現在まで続いている。

② 子どもの問題――前年度以来，遊びの研究からさらに一歩を進め，最近問題が激化しつつある「子どもの生活全体」の中の重要な問題点をとりあげ，その対策の研究を進めた。

これら2つの分野の研究は，すでに述べたように「研究録」第5集「民話と子どもの生活」（1985年9月刊）として公刊され，研究を完結することができた。

(4) 教育行財政研究委員会

すでに述べたように，教育費の財政的研究と家計支出部分に関する研究との2つの問題について，2冊の「研究録」（第2集と第4集）が出版されたため，新たに教育行政に関する問題を3年1期としてとりあげることとなった。

教育行政の諸問題としては，地方教育委員会の活動，学校管理行政の問題，校内研修問題等が研究対象として検討されたが，第1年度としては，管理行政と関連する教職員の行政研修の検討がとりあげられることとなった。

◇1983（昭和58）年度

まずさしあたり，行政研修のうち教師にとって最も身近な「校内研修」の実態を明らかにするため，所員・専門委員の所属する学校の「経営書」及び，「校内研修計画」を管理者の許可を得て持ちより，その実態について分析した。

◇1984（昭和59）年度

その結果を手がかりとして，研究委員の所属する学校の教師を対象にアンケート形式によってその意見を調査した（1984年8月実施）。その内容は── ①研修テーマの設立とその手順，②研修の組織，③研修の進め方，④校内研修の実態と問題点（校内研修の肯定面と否定面について）── などである（「所報」No.70「資質を高める真の研修を」1985年3月刊参照）。

◇1985（昭和60）年度

前年度の小規模な調査にひき続き，さらに「校内研修と行政研修」に関する総合的なアンケート調査──“昭和59年度の「研修」についてのアンケート”（1985年6月実施）──によって，研究を深めることができた（註）。

（註）小学校…56校・767人，中学校…54校・706人を調査対象とし，1985年6月実施。

すなわちその内容は

a．校内研修について（問題行動と研修，学力のおくれ，自主的教材研究，校内研修に関する意見，自主的研修の時間がとれるか）。

b．行政研修について（県教委の研修会に参加したか，県教委以外の研修会に参加したか）。

であるが，結論的には，意欲的にとり組めない校内研修・行政研修が徒に教師たちの生活に「多忙」をもたらしている実態が解明された。

（「所報」No.73「いま研修問題を問い直す」－「研修」についてのアンケート調査結果）及び「研究録」第6集「校内研修のあり方をさぐる」1987年10月刊参照）。

(5) 平和教育研究委員会

前年度に「戦後の教育運動」の研究が終了したため，新しい研究領域として「平和教育」がとりあげられることとなった。

初めはかなり直接的に「第5福竜丸問題」の調査などが研究テーマとして予想されたが，その後準備的考察を深めるにつれて，問題があまりにも大きく重大であるため，企画委員会は一年間の準備期間をおき，「平和教育とは何か」「いま平和教育として，何を為すべきか」などに反省と検討を加えたうえで，1959年から正式に発足することとなったのである。

◇1983（昭和58）年度

準備委員会は所員3名と共同研究者（静岡大学教授・深山正光氏）によって構成され，日教組編「平和教育教材資料」（小・中・高3分冊）を資料として検討を進めた結果，「平和をめざす教育」すなわち「誰でもが実践できる平和教育」というテーマが今後の研究目標として決定された。

◇1984（昭和59）年度

一般に学校教育においては，“いわゆる平和教育”は社会科・国語科・教科外活動などによって具体化されているが，日本の現状を見ると，

① 直接的な「とりたてた平和教育」（反核・反戦・平和）の方法だけでは，複雑な子どもの人間性を十分にとらえることができない。

② 日本の保守的な教育環境においては，平和教育の実践は必ずしも容易ではない。

という現象が指摘されているため，「正しい平和的人間を育てる教育」「誰でもが実践できる平和教育」として新たに「平和をめざす教育」というテーマが設定されることになったのである。すなわち，①「とりたてた平和教育」を前提として，②人権尊重の教育　③国際理解の教育――という3つの分野を結合することによって，真に平和的な人間性をもった子どもを育てることができる，ということである。

そこで第1年度には，最も関連の深い「道徳教育」の分野をとりあげ，具体的な「道徳」の項目の中から，①生命の尊重　②人権の尊重　③人類愛（国際理解）――の3点にしぼって実践し，その授業記録を持ち寄って検討した（「所報」No.69「平和をめざす教育」1985年1月刊参照）。

◇1985年（昭和60）年度

前年度以来の実践を手がかりとして，さらに理論的理解を深めると同時に，人権・国際理解・愛国心などの項目に関する授業を分担して実践し，「平和を目ざす教育」の内容を確かめていった（「所報」No.75「平和をめざす教育」の実践－1986年7月刊参照）。

なお，このあとを受けて，現在進行中の研究成果を参照されたい（「研究録」第6集「平和をめざす教育」－すべての教師の実践をめざして－1987年10月刊参照）。

V．調査研究委員会

初めに本稿「II，教育研究所の機構と運営」の項において述べたように，本来教育研究所は一応独立の組織をもち，独自の研究を進める研究センターとして設立されたものであるが，それと同時に，県教組との間に密接・不可分の関係をもち，その必要とする教育的課題について理論的・具体的に研究する任務をもっている。

そこで1978（昭和53）年度から，県教組が直面する重要な，しかも緊急を要する課題を解明する研究部門として，「調査研究委員会」という特別な委員会が設定されることになった。したがってこの研究のテーマごとの期間は一応単年度とし，必要に応じて延長することとなり，その構成は伊藤敬氏（静岡大学教授）を中心として，教育現場の経験豊かな代表者たち9名によって組織された。

◇1978（昭和53）年度

県教組の運動に必要な重要な資料として，全組合員を対象に（支部ごとに4分の1の人数・計3，910人）“教育および組合についての意識”を明らかにするため，アンケート調査を実施した（1978年11月）。その内容は，

次のような34項目にわたるものであった。

① 教育の実態――授業，教材研究，子どもとのふれあい，など。

② 教育についての態度――学級定員，教科書，教具，など。

③ 職場の状況――官制研究会，自主的研究会の問題。

④ 組合意識――活動への参加意識。

（「所報」No.31・32合併号「教育および組合についてのアンケート」結果報告　1979年3月刊参照）。

また年度末には第1回「教育シンポジウム」を開催した（「教育シンポジウム一覧」参照）。

◇1979（昭和54）年度

前年度の現職教師を対象とした「教育意識」に関するアンケート調査の重要部分について，退職教師を対象とする調査を同様な方法で実施し（1978年11月），その結果を集計・分析して考察を加えた。

① 対象――退職教員500人・男女及び校長・教頭・組合員など職種別に分けて分析した。

② 内容――a．授業について（授業・制度改革，職場生活），b．組合について（組合活動，ストライキ問題など）。

（「所報」No.40「教育および組合についてのアンケート結果－退職者集計」1980年2月刊参照）。

なお前年度と同じく「子どもの遊び」についてシンポジウムを開催した。

◇1980（昭和55）年度

これまでの意識調査の連続として，父母と教師・学校の関係について，公立小・中学校の父母3,960名（各支部・規模別110校）を選び，34項目についてアンケート調査を実施した（1981年1月実施）。

調査の内容は，大づかみに次のようなものであった。

① 学校教育のとらえ方（授業について）。

② 教師をどう見ているか。

③ 教育観（学級定員・学校と学習塾の問題）。

④ 親の生活関心と家庭像（教育方針）。

⑤ 期待する子ども像としつけ。

⑥　教職員組合運動と住民運動

◇1981（昭和56）年度

アンケート調査の内容の集計・分析を進め，その結果について検討・考察を加えた（「所報」No.54・55合併号「父母の教育意識をさぐる」1981年9月刊参照）。

これにひき続き“子どもの教育意識”に関する調査を計画し，アンケート調査の項目を検討したうえで1982年2月に実施した。

(1)　調査対象――公立小（4年生以上），中学3年までの全員。各18支部から規模別に標準的な学校を，小1校・中1校をそれぞれ選した。

(2)　アンケートの内容（29項目）。

①　学校生活への適応（学校は楽しいか，など）。

②　教師との関係（担任教師とのふれあい）。

③　成績・進学・能力感（頭の良い悪いをどう思うか）。

④　第1時限目の体調について。

⑤　生活習慣と行動規律（食べもの，あいさつ，手伝い，など）。

⑥　遊びと勉強（放課後の遊び相手）。

⑦　テレビ視聴（1日に見る時間）。

⑧　親子関係（父・母との会話）。

⑨　友人関係（仲のよい友だちがいるか）。

⑩　悩みごと（相談する人は）。

（「所報」No.64・65合併号「子どもの意識をさぐる」－静岡子ども調査－1983年2月刊参照）。

◇1983（昭和58）年度～1985（昭和60）年度

第1回の現職教師の教育意識調査から，退職教師・父母・子どもの調査まで，4回の教育問題に関する意識調査は以上によって完了した。そこでこれらの調査結果を比較・検討し，総合的に考察を加えた研究結果をまとめる方針が決定された。しかしこの作業はかなり複雑であるばかりでなく，その内容も多量であるため，その後ひき続き1985年度まで研究が延長され，その集大成された結果は1987年に公刊されることとなった（「所報」No.81・82合併号「子ども・親・教師の願い」－教育調査の比較分析－1987年11月

刊参照）。

VI. 教育相談講座

教育研究所が設立された1970年代は，社会構造や環境の変化にともなって，さまざまな悩みを持った子どもたちを急激に増加させた。80年代に入って本格化する校内暴力や家庭内暴力といった，いわゆる子どもの問題行動は，この当時はまだ一応特異なものであったが，一般的に極めてありふれた事例としては，家でも学校でもあまり口を開かない子，朝から「疲れた」を連発する子，毎日何となく学校へ行きたがらない子などが，現場の教師たちの深刻な問題として議論され始めていた。

教育研究所においても，これらの子どもたちへの対処の仕方を研究することの必要性が話題になり，研究所設立から２年が経過した1977年５月の運営委員会で，「教育相談講座」の実施が決定されたのにともない，講師として教育心理学の専門家であり，実際に「カウンセリング」の経験のある澤田秀一氏（静岡大学教育学部教授）に指導をお願いすることとなった。この講座は，スクールカウンセリングの専門家を養成するためのものでないことは言うまでもないが，さしあたり，目の前に存在する“病める子どもたち”をどのように取り扱い，どう指導していったらよいかという，いわば教育相談の入門的な教養を身につけて欲しいという願いをもって，1978年度より正式に開催されることになったのである。

1978年度は最初の試みとして，静岡市の県教育会館において，教育現場で実際に教育相談にあたっている教師を県下18支部から１名ずつ集め，１人が５回の講座に参加するという方法で，５月・７月・９月・11月・１月と隔月に実施した。

用意された講座の内容は，①教育相談の意義と重要性についての講義（よ

き相談者になるための心得，治療方法と種類他）　②カウンセリングの実録テープ聴取による応答技術の修得　③実技指導――等であるが，これらの内容は参加者の評判もよく，初年度の試みとしては大成功であった。

こうして「教育相談講座」は，順調にスタートを切ったのであるが，終了時の参加者の感想として，もっと多くの教師に参加してもらうためにも回数を減らしたらどうかという意見が出された。初年度の方法では，1人が5回通して中央に出向いてくることへの負担は免れず，参加者の人数枠にも限度があるため，こうした参加者の感想を踏まえて，次年度の講座の方法を検討した結果，県内各地で講座を開催することを決定した。そして1979年度は，田方・志太・磐周・沼津・浜名の5支部において，また1980年度は，小笠・引佐・富士・賀茂・三島・清庵の6支部において実施したのである。しかし，2年間に11地区で講座を開催することには，さまざまな困難な条件が生まれた。そのための複雑な事務的な問題は別にしても，11カ所にもわたってこれを開催するためには，物的にも人的にも並々ならぬ努力が必要とされた。それにもかかわらず実施できたことは，各支部の理解と援助に負うところが大きいと言わねばならない。

2年間で県内をほぼ一巡したことを契機に，1981年度からは，中央で1回，1日で開催するという方法に改め，翌年にかけて2年間

年次別実施一覧

年度	日　　程	会　　場
1978	①　5月20日	静岡県教育会館
	②　7月8日	
	③　9月8日	
	④　11月17日	
	⑤　1月26日	
1979	①　7月21日	田方教育会館
	②　9月29日	志太教育会館
	③　10月20日	磐田教育会館
	④　11月17日	沼津労政会館
	⑤　12月1日	舞阪町民センター
1980	①　6月28日	小笠教育会館
	②　9月20日	引佐教育会館
	③　10月4日	富士教育会館
	④　10月18日	賀茂教育会館
	⑤　11月29日	三島市働く婦人の家
	⑥　12月6日	清水教育会館
1981	82年3月2日	静岡県教育会館
1982	83年2月19日	静岡県教育会館
1983	10月8～9日	静岡県教育会館
1984	10月6～7日	ホテル『南山荘』
1985	10月12～13日	ホテル『南山荘』
1986	10月18～19日	静岡県教育会館
1987	11月19～20日	静岡県教育会館

この方法で開催したのであるが，１日で講義と実技を消化するには，かなりの過密日程にならざるを得ない。そこで，その改善案として１泊２日方式が検討され，1983年度より1987年度までの５年間この方式で実施された。またこの間，1984年度からは，土曜日の勤務の扱いが「研修義務免」となり，ようやく「教育相談講座」の安定期を迎えたのである。

教育研究所が行なってきた「教育相談講座」は，1987年度で10年が経過し，ここでひとまず終了した。この間，この講座に参加した教師は500名にものぼる成果を得た。県下の教師全体の比率からすれば，それは微々たる人数かも知れない。しかし，それにも増して何よりも大きな成果と言えるのは，県教育委員会が教育相談の重要性を認め，1984年度より「カウンセリング講座」を開始したことである。現在はまだ中学校講師を対象として実施されているが，これが，いずれは小学校教師にも拡大されることになるであろう。

教育研究所の「教育相談講座」が，県内11もの地域で開催でき，また，10年間続けてこられたことは，先にも述べたとおり各支部の支持と協力があったからであることは言うまでもない。しかし，それにも増して重要なことは，講師に澤田教授という適任者を得て，多忙な生活の中から貴重な時間を割いて，参加した教師たちに具体的な指導が与えられたことである。この講座を終了するにあたって，澤田秀一教授並びに各支部の関係者，そして，参加された多くの教師たちに感謝の意を表したい。

なお「教育相談講座」は10年をもってひとまず終了したが，現在教育研究所では，近い将来，教育相談講座的な新しい企画を実施する方向で検討を進めていることを附記する。

第 2 部

領域別研究の成果

教育課程研究委員会

Ⅰ．教育課程の諸問題

（1975～1977年の研究）

(1)　教育課程研究にあたって

1960年代に展開された高度経済成長と，これを支える能力主義とは，必然的に義務教育の学習内容を高度化し，その詰めこみ主義教育の結果は，多くの子どもたちが「おちこぼれ」群として義務教育の底辺にとり残されることとなった。学習意欲を失った子どもたちは，一面において劣等感・無力感に陥ると同時に，他面では精神的な行き詰まりの中から暴力・破壊などの問題行動に走った。

こうした教育の「ひずみ」に対する反省として，中央教育審議会は1975年10月に“教育課程の改善に関する基本方針について”と題する対策を発表し（中間まとめ），いわゆる“ゆとりと充実”の教育を目標として学校教育の改善への対策を打ち出したのである。

このような教育情勢を背景として1975年6月に誕生したわれわれの教育課程研究委員会は，これに対応できる教育方針を見出すために，何よりもまず，静岡県内の学校教育の実態をとらえることから研究を開始し，昭和52年にかけて3つの研究成果をまとめることができた。

① 子どもは授業に何を望むか，また教師が子どもに果たす役割は何か（所報第4号）において，「学校が楽しいか」，「授業が楽しいか」，「学習内容がわかるか」などの項目について全県調査を行った。

② 「教育実践にひろう（所報第7号），「教育実践をたしかめあおう」（所報第10号）において，算数の授業記録や理科・家庭科・音楽科などに関する“わかる授業”の実践例について検討した。

③ 具体的な授業の現状分析に平行して，折から公表された前記“ゆとりと充実”に関する「審議のまとめ」（最終答申1976年10月）の検討を開始

し，a．「ゆとりのある学校」は実現するか（所報第10号・1976年12月），b．広く現場教師の意見を求めた「新指導要領を語る」座談会（所報第18号・1977年４月）の２編を発表した。

すなわちここでは，神話・道徳の重視や「君が代・日の丸教育」に認められる教育の右傾化と，現実に学校において「ゆとり」を創出することができるかどうか，という問題に大きな疑問が投げかけられた。

そこでの委員会は，こうした諸問題を教育現場の実状に対比しながら検証するために，資料として「学校経営書」を広般に集めてこれを詳細に検討することによって，学校教育の現状を解明しようとしたのである。

(2) 教育課程の諸問題

① 静岡の教育── その実態

ａ．学校教育において── その調査方法

一般に学校教育において，児童・生徒を育成するための教育目標を集約化したものは「学校経営書」であり，そこには目ざす児童・生徒像が明示されている。そこで学校教育の実態を明らかにするために，学校規模・地域性などを考慮して，静岡県下125校（小・中）の学校経営書を集めた。

また，教育目標の作成にあたって，目標の根拠・過程並びに目標の具現化の方法についてアンケート調査をおこなった。特に具現化においては当然児童・生徒像をかかげて実践されるため，具体事例の調査が必要となることから学校訪問による方法をとった。さらに教育課程において日課表を中心に週行事・年間授業時数等の調査をおこなった。それは学校教育でゆとりを持った創意ある教育活動がおこなわれているかどうかを知るためであった。

ｂ．現状分析── 学校教育目標について

包括的な人間像（豊かな心・強い意志・たしかな学力・強いからだ）を中心目標にかかげ，その内容は知育・情操・意志・体育にかかわる問題となっている。そこには，学校の特徴，児童・生徒たちの具体的人間像は浮きぼりにされていない。特に創造性のある内容表現が見られず，

ほぼ同じ表現内容が多くなっている。

c．作成過程について

教育目標の作成について，一般教師の参加したものは78.8%であるが，職員会議にかけて討議された場合は41.2%にすぎない（「研究録」第1集，5頁参照）。

「教育目標」の数的統計

項目 / 校数(小・中)	目標の前提	知　育	情　操	意　志	体　育	包括的人間像
125校	35校	74校	95校	65校	64校	99校
	28.0%	59.2%	76.0%	52.0%	51.2%	79.2%

教育目標の内容を見ると，総合的には「包括的人関係」（人間尊重，国民的自覚，調和のとれた人間，など）が99校となっているが，具体的な領域別に見ると「情操関係」（豊かな人間性，明るさ，思いやり，など）が95校，知育関係が74校であるが，特に知育については単なる知識ではなく，思考力・創造力の育成が中心となっている。

② 教育目標の具現化について

教育目標の具現化に対し約16%の教師が，とくに意識して日常の教育活動をおこなっていないと答えている。65%の教師は，何らかの方法で意識を持ち，具現化に向かって努力をしていることがうかがえた。

具現化の方法は，学校行事に集約される。学校行事のねらいが，学校目標と一致した内容が多いからであろう。小学校では，豊かな心・連帯感・協調性を育てることにおかれる。中学校は，豊かな心より愛校心・愛郷心・連帯感・協調性を育てることにおかれている。

多くの学校が体育・学芸的行事に集中させているのは，児童・生徒が，協同の力で行事を育成させていく過程で友だち間の信頼・協調・連帯，そして体を動かし，できあがった時の満足感が得やすいと考えているからである。

また，教師においても準備から完成にいたる過程が見え，子どもの活動の姿からねらいに対する評価が得やすいこともある。例えば研究所のアンケート調査によれば，小学校では第1体育，第2遠足，第3学芸であり，中学

行事のねらい

	小学校（74校）		中学校（41校）	
創造性，創意工夫	3校	4.0%	5校	12.1%
自主性，自発性	9校	12.1%	4校	9.7%
愛校心，愛郷心	12校	16.2%	10校	24.3%
連帯感，協調性を育てる	17校	22.9%	11校	26.8%
豊かな心を育てる（感謝，喜び，ゆとり，人間性，愛，すなお，思い出，責任，勤労）	36校	48.6%	3校	7.3%
活動の高揚　企画運営を含む			6校	14.6%
勤労，共同作業，体験を味わう			2校	4.8%

（「研究録」第1集：17頁）

校では第1体育，第2学芸，第3修学となっている。（「研究録」第1集15頁参照）

そこでわれわれは，こうした現象をさらに確認するために訪問調査を実施した。例えば，駿東郡小山町立北郷中学校（生徒数192名，学級数6学級）で見るならば「未来をきりひらく，たくましい生徒の育成」をかかげ，具体目標を「自ら考え，すすんで学びとろうとする生徒の育成，困難を克服し，最後までやりぬく意志とからだの育成，自分や他人を大切にし，ともに伸びる生徒の育成」などをかかげている。具体的な行動としては，学校行事「北中の集い」を11月5・6日に実施する。スローガン「私達の手で郷土を飛躍させよう」をかかげ，5月から企画・立案・計画にとりくむ。全校生徒が，生徒会を基盤におき，教科・クラブ・学級においてテーマをきめ，計画的に取りくむのである。内容の中心はさまざまな形の発表・展示・構成劇であって，例えば「英語の暗唱大会」，「北郷の産業と展望（発表）」「私達の背負う北郷（劇）」などである。

すなわち地域にねざした内容を中心に推進され，地域青年団との連携をはかりながら進められるのである。

③　日課表に見る「ゆとり」について── ゆとりの背景

学習内容の高度化，教育課程の過密化が，知育偏重を生み，その結果子どもから日常の遊びを奪い，ゆとりのある学校，家庭生活を送ることを取りあ

げ，子どもらしさを失わせ，創造性を欠乏させてしまったといわれた。

学校教育において人間性を回復していくには，学習を主体とした教育課程ではなく，「ゆとり」のある教育課程に改訂しなければとの声があがっていた。

そこで，教育課程において，「ゆとり」をどのように理解し，どのような教育内容を推進すべきか，また日課において「ゆとり」をどのように生かしているのかについて実態調査をした。

a．ゆとりの内容── 一般に「ゆとり」とは，児童・生徒の健康安全，活動時間確保，行事，学校運営（教育相談・業間体操），研修時間確保などがあげられる。

その「ゆとり」の内容を見ると，小・中学校ともに，①特活の拡充発展，②体力づくり，③勤労体験の豊かさが80%以上となっているが，特に教科外活動に意味をみいだしていることが注意され，

b．「ゆとり」の具体例── 日課の上で「ゆとり」を具体的に組みこんだ例としては小学校は，①休み時間の延長（5分から10分，中間に20分を取る），②適時40分授業，③週2日40分授業（水・土），中学校は，①週授業時間表を年間5型に編成し週32時とする，②週一回部活動中

ゆとりの時間内容

小　学　校	計	%
1．学業指導の充実	3	0.8
2．生徒指導の充実	3	0.6
3．特活の拡充発展	198	38.1
4．自己実現を活発に	1	0.2
5．遊びの充実	19	3.7
6．勤労体験の豊かさ	110	21.1
7．体力づくり	118	22.6
8．連帯意識を育てる活動	26	5.0
9．情操を豊かにする活動	37	7.1
10．郷土の文化活動に親しむ	4	0.8

中　学　校	計	%
1．学業指導の充実	13	4.5
2．生徒指導の充実	1	0.3
3．特活の拡充発展	137	47.9
4．進路指導の充実		
5．部活動の充実	7	2.4
6．勤労体験の豊かさ	49	17.1
7．体力づくり	58	20.3
8．連帯意識を育てる活動	9	3.1
9．情操を豊かにする活動	12	4.2
10．郷土の文化活動に親しむ		

小学校の例

週行事の内容

(月) ・第２児童代表委員会
・第２，４学校美化の日（学校たて割り，児童主催，第２～３時の休み，昼休み）

(火) ・第１，３児童朝礼８：00～８：20（低，高別）
・第２，４児童集会８：00～８：20（集会委員会の計画，運営）
・学級専念の日　（各学年学級経営と研修）

(水) ・職員研修　14：20～16：15

(木) ・第１委員会活動
・第２，３，４クラブ活動
・第３職員運動　15：30～16：15

(金) ・学年研修

その他　職員朝礼　(月)　8：00～8：20　夕会礼　毎日16：30～16：45

活動をすすめるため，日課等でくふうしていること。

◦職員打合せを午後（16：30～16：45）に持っていくことによって朝の清掃時間を生み出している。

◦午前中，オール40分５時間授業で，午後の時間を生み出している。

◦第２時～３時の休みを15分とし疲労度を考慮している。

◦水，金，を５時間にし，14：30より研修がはじめられるようにしてある。

日　課

月～土曜日課		木曜特別日課		
朝の清掃	8：00～8：10	帰りの会後清掃		13：30～14：00
朝の会	8：10～8：20	第６時	第１委員会 第2，3，4クラブ	14：00～14：40
第１時	8：20～9：00			
休み	9：00～9：10			
第２時	9：10～9：50			
休み	9：50～10：15			
第３時	10：15～10：45	児童下校時刻	夏	16：30
休み	10：45～10：55		冬	16：00
第４時	10：55～11：35			
休み	11：35～11：45	職員打合せ	16：30～16：45	（月～金）
第５時	11：45～12：25			
給食休み	12：25～13：30			
清掃	13：30～13：50			
第６時	13：50～14：30			
帰りの会	14：30～14：40			

月，火，木　教師が個人の勉強ができる日

木　職員研修，金　学年研修　全体で勉強できる日（５時間で終了）

中学校の例

日課や，週行事への位置づけ

	月	火	水	木	金	土
職員打合せ	8.00－8.05	8.00－8.10				
放　　送		8.00－8.05				
生徒集会・朝礼	8.00－8.15					
朝　の　会		8.05－8.15				
1　時	8.20－9.05					
2	9.15－10.00					
3	10.10－10.55					
4	11.05－11.50					
給食準備	11.50－12.05					
給　　食	12.05－12.25					
整　　理	12.25－12.30					
昼　休　み	12.30－12.50					
5	12.50－13.35					
6	13.45－14.30					
清　　掃	14.35－14.50	月と同じ	13.40－13.55	月と同じ	月と同じ	11.00－11.15
放　　送	14.55－15.00	〃	14.00－14.05	〃	〃	11.20－11.25
帰りの会	15.00－15.15	〃	14.05－14.20	〃	〃	11.25－11.40
生活活動	15.20－16.00	〃	14.25－15.05	〃	〃	11.45－12.00
部　活　動	16.00～	〃	15.05～	〃	〃	
生徒活動の内容	学級運委(1) 学年運委(2)	私の時間	学級の日活動 (1.3週)	専門委会合(1) 専門委活動(2) 生徒協議会(3) 月末大清掃(4)	ミーティング鹿玉(1) 全校読書 (2.4) 学年のつどい(3)	週番ひきつぎ

(注)　上の日課表でわかるように，どの曜日も帰りの会のあとに40分間の生徒活動の時間が割りふられている。ここで殆ど毎日いずれかの生徒活動が行われることがわかる。ここでは，そのうちの「私の時間」㈫と「全校読書」㈮をとりあげている。月の第3．4週の月曜日と第2．4週の水曜日は生徒活動のない日としてこの時間から部活動がはじめられる。

止，生活の活動時間，③行事時間数の拡大（120時間），④週行事の固定化などの場合がある。

c．時間のとり方としては，小学校では「午前中５時間授業を組んで，午後の時間をあけ，子どもと接する時間を多くしたり，研修の時間がとれるようにする」を日課運営のねらいとする事例がある。

(3) 教育課程研究の成果と課題

３年間の研究は，実態調査と学校訪問による事例研究であった。

実態調査で知りえたことは，学校教育目標，児童・生徒像及び教育課程編成の姿などがすべて静岡県教育委員会編集「伸びゆく子どもの育成」を基本資料として作成されているため，ほとんどすべての学校の内容が類似していることである。したがってそこには地域性や学校の独自性を示すような教育目標・人間像は全く認められなかった。言いかえれば，平和な社会を推進する民主的人間像を教師，子どもが連帯し築きあげていく具体像は発見されなかった。しかも教育課程，特に年間授業日数・週授業時数などについても，行政指導がおこなわれており画一的であった。

それにもかかわらず具体的実施方法になると，実に多様であり，創意工夫は随所に見られ，学校の主体性がうかがわれたことも事実である。例えば，学校行事では，長期的展望に立ち，子どもの育成を前面に立て，子どもとともに行事を企画・運営し，成しえた充実感をあじわい，人間性の育成に大きく刺激を得ている。また，一日の日課をさまざまに工夫し，子どもに自由時間をあたえたり，活動時間を保障し，友情の絆を生みだす活動を求めたり，全校一斉に読書の時間を確保するなどの方法によって，学校生活に人間性回復の糸口を追求している姿がうかがえる事例もある。総じて学校教育の現場は，まじめにしかも懸命に教育に専念していると言えるであろう。しかし問題は，学校・教師自らが教育の基本課題を持ち，今日の問題に答える教育内容を把握し，それにもとづいて教育課程を自ら編成していく力量を持っているかどうかにある。

以上のことからわれわれは，平和で豊かな社会を実現する人間を育成するための教育目標と，具体的な教育課程とを自主的に創造することについて，

真剣に反省を深めなければならないであろう（「研究録」第1集，1978年6月刊，「教育課程の改善と実践」参照）。

Ⅱ．ゆとりと充実の研究

(1)　研究の経過

かつて昭和53年（1978）に当研究所において，教育課程に関する研究を「研究録」第1集（前出）として公刊したが，その後ひきつづき教育課程専門委員会においてその成果を継承し，昭和53年度から第2期の研究として推進することになった。

戦後日本の教育課程は，激しく移り変わる時代の進展にともない幾たびか改訂されてきたが，昭和52年（1977）には第5回目の改訂が行われ「豊かな人間性の育成」を目ざして新しい学習指導要領が公示されることとなった。それは言うまでもなく，いわゆる高度経済成長の時代を経た日本人の生活がようやく反省の時期を迎え，教育の世界においても人間性そのものが根底から再検討されるべき段階にたち至ったため，その具体的な指導法として「ゆとりある，しかも充実した学校生活」を実現するという大きな課題が提唱されたのである。

昭和53年（1978）といえば，すでに公示された新学習指導要領が，昭和55年に小学校において，昭和56年には中学校において完全に実施される目標のもとに，その移行措置として各学校においてそれぞれ具体的に検討されていた時である。すでに述べたように新指導要領は，新たに「ゆとりの時間」を設けることによって，充実した学校生活をつくり出すための教育課程を編成することを目的としているのであるが，この時実施したアンケート調査においても，「ゆとりの時間」に対する学校の考え方や，これまですでに現場において「ゆとりある学校生活」の実現を目ざして実施されてきたいろいろな

試みの実態が明らかにされたのである。

所報・第52号－自然で豊かな「ゆとりと充実」を（1981年6月刊）－はこうした経過によって，第2期委員会が手がけた最初の仕事であった。すなわち静岡県内の各学校における「ゆとりの時間」の運営状況について，ほぼ20校程度の抽出調査を行い，日課の中の「ゆとりの時間」の位置づけとそれにともなう授業数の変化，またいわゆる裁量の時間の活用の仕方，さらに教師たちはこれをどのように受けとめているかという意識，などの諸問題について調査を実施したのであるが，その結果一面において現場におけるさまざまな運営の実状が明らかにされると同時に，他面においてはまた教師たちは，この新しい試みについてそれなりに評価しつつも，なお模索の状態にあったためその運営に関する共通の理解をもつことができず，学校生活がますます多忙化しつつある状態が浮き彫りにされることとなったのである。

(2) ゆとりと充実に関するアンケート調査

その内容を大別すると，次の2つの課題となる。

① **学校の現状**

a．あなたの学校では，現在「ゆとり」があると考えられますか。

b．現在，よく学校生活の中で「ゆとり」を無くしているといわれていますが，その原因は何だと思いますか（表①参照）。

c．今，教師が一番欲しいと思う時間は何ですか。

d．今，子どもに与えたいと思う時間は何ですか（表②参照）。

② 新教育課程の中で“ゆとり”は生まれるか

a．昭和55年度からは「ゆとり」ができると思いますか（表③参照）。

b．昭和55年度からは，減った時間を何に，またどのように活用しますか（表④参照）。

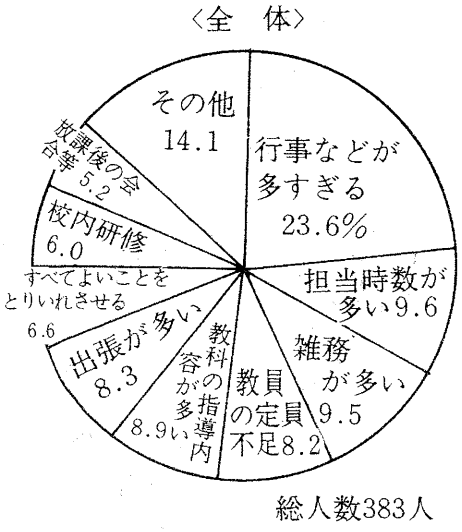
(3) 調査の内容

① 学校の現状

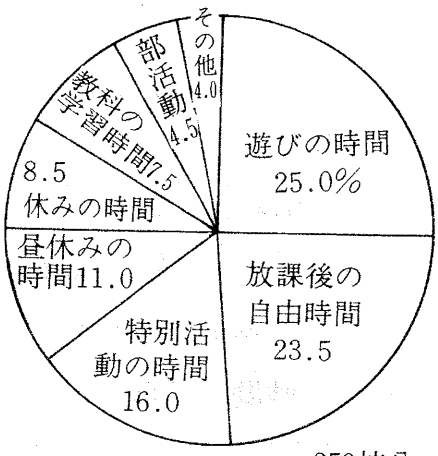
以上のアンケート調査によって，次のような事実が明らかになった。

a．教師だけでなく児童についても，学校生活の中では「ゆとり」は無

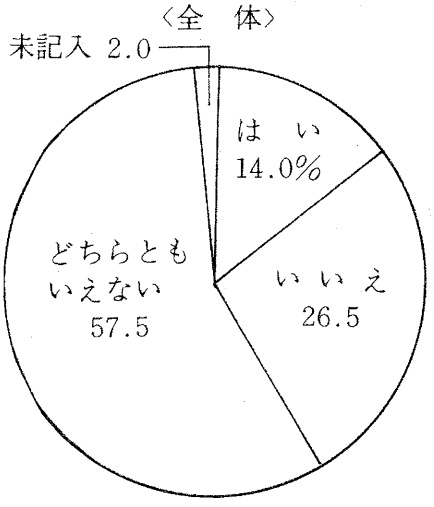
表①
学校生活の中で「ゆとり」を無くしている原因



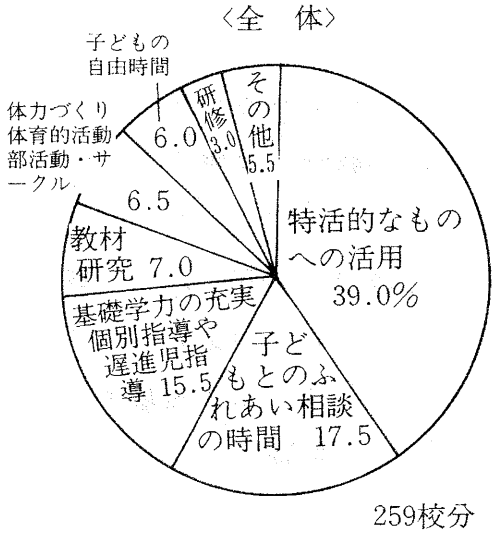
表②
今，子どもに与えたいと思う時間



表③
昭和55年から「ゆとり」ができると思いますか



表④
昭和55年から減った時間の活の仕方



かった。これは大規模校，中・小規模校とも共通して言えた。

b．「ゆとり」をなくしている理由としては「行事などが多すぎる」が多く，次に「担当時間数が多い」「雑務が多い」が上げられていた。

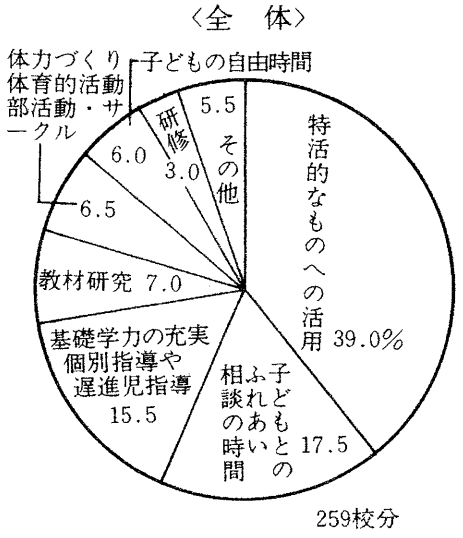
c．現場で教師が一番欲しいと思っている時間は「教材研究の時間」「個人の時間」が上げられた。

d．教師が子どもたちに与えたいと思っている時間は「遊びの時間」「放課後の自由時間」などがあった。

② **“ゆとり”は生まれるか**

a．昭和55年度からの「ゆとり」については，半数以上の人たちが「どちらともいえない」と答えていた。そのうち最も多い理由としては「ゆとりができた分だけ，新しいことが計画されたり，ゆとりの時間の工夫のための時間が必要」ということがあげられた。

表⑤



b．減った時間の活用方法については，「特活的なものへの活用」「子どもとのふれ合い」「基礎学力の充実」を望むものが多かった（表⑤参照「研究録」第５集・17頁）。

③ まとめ

したがって，これを総じて見れば「全体のまとめ」として，次のような結果が認められた。

a．学校行事・会合が多いために，日課が過密になっている。

b．教科の時間は日課の中に確保されているが，教師と子どもたちとのふれ合いの時間は少ないのが現状。その時間を持ちたいが持てない。

c．学校裁量の時間の中に「新しい行事を組み込んでいく」のは改訂の意に反するものである。

d．各学校が子どもの実態を通して，子どもたちに必要な教育をどのように編成し計画していくか，ということがキーポイントになっていく。

(4) 調査の結果

昭和55年度は「教育課程部会」内においても「ゆとりと充実」についてのさまざまな意見があったため，まず実態を知ることが大切であるという立場からアンケート調査を実施した。

その実態の報告は「静岡県のゆとりと充実の運営についての状況」という

テーマで，所員及び専門委員の属している学校，あるいは近隣校を対象にまとめたものであるが，それによって次のようなことがわかった。

a．「学校の時間」では，昼休みにも遊んでやれないし，子どもたちとの触れ合いも少ないので，この要望を生かすようにしたい。

b．新指導要領が実施されて1年目は，計画立案することに忙しかったが，2年目ともなれば，もっと時間的に余裕をもって取り組めるのではないか。

c．学級の時間においては，2年目に入って新しい計画をたてるのではなく，教師が子どもたちとともに生活しながら，切実に感じている問題を解決するための時間に使うことが望ましい。

d．子どもたちの「ゆとり」は同時に教師の「ゆとり」であって，これを実現するための最大の目標は教員の定員増である。

e．「教材研究の時間」を週日程の中に位置づけることが「ゆとりと充実」に迫る第一歩である。

Ⅲ．中学校部会の設置と中学校における“ゆとり”

(1)　研究の経過

すでに述べたように，いわゆる「ゆとりと充実」を主題とした指導要領の実施計画が進行しつつあった1975年，教育研究所は創設と同時に教育課程に関する研究委員会を設けて，この課題にとり組むこととなった。

すなわち第1期の研究は，学校経営書の分析によって学校教育の実態を解明することにつとめたのであるが（「教育課程の改善と実践」，「研究録」第2集　1978年6月刊参照），これを受けて第2期の研究（1978年～1983年）は，新指導要領が提起しつつあった「ゆとりと充実」の問題をとりあげたの

である。折から新指導要領への移行措置第２年度にあたっていたため，われわれは「ゆとりの時間」の運営状況について，全県的にアンケート調査を行ってその実態を解明しようとしたのであるが，総じて学校現場はこの新しい試みに対して模索状態であることが明らかとなった。

しかしこの研究はすでに第２期の３年目（1980年）に入り，研究の成果をまとめる時期となっていたが，一方において指導要領の完全実施をひかえた各学校の状況が十分に明らかにされていないばかりでなく，他方においては翌年から中学校にも実施されることになっていたため，われわれは研究所の規定を超えて各委員会の任期を一年延長し，研究の完成を期すこととした。すなわち，その際中学校の特殊性を考え，小・中２つの部会を組織し，中学校の委員を補充して1982年４月から第３期の研究を始めることとしたのである。

１年間で中学校に関する内容をまとめるという時間的制約の上にたって，新所員が専門委員の協力を得て最初に着手したことは，移行期間中に行われたアンケート調査の再分析であり，その主な内容は次の３点である（「ゆとり」と「充実」に関するアンケート調査，昭和53年12月実施，対象小・中学校750校－所報№39「ゆとりと充実」についてのアンケート結果参照）。

① 「ゆとりと充実」への対応（小項目11）

② 新教育課程への期待（小項目３）

③ 教師・子どもの望んでいる時間（小項目２）

そこからは，「ゆとりある，しかも充実した学校生活」とはいったいどのように解釈すればよいのか，この程度の改訂では「ゆとり」は実現できないのではないか，新教育課程の目玉ともいわれる学校裁量の時間をどのように運営するかなど，各校の抱える悩みの様子を読みとることができた。

これを軸にし，⑴学校教育の中で「ゆとりと充実」をどのように考え日程や年間計画に位置づけているか。⑵実施によって起こった変化はどんな状態であるか――という２つの視点から東・中・西部地区より規模別に計66校のアンケート調査を回収したが，その主な内容は次の６点である。

ａ．「ゆとり」をどう考えているか（小項目６）

ｂ．「ゆとり」はできているか（小項目５）

ｃ．裁量の時間の位置づけとそれによる問題点（小項目６）

ｄ．自由裁量の時間の内容（小項目４）
ｅ．教科指導における「ゆとり」（小項目８）
ｆ．「ゆとり」と部活動（小項目８）

その結果を総括してみると，ほぼ次のような問題点が浮き彫りにされることとなった。

(2)　アンケート調査の結果

① 新教育課程の「ねらい」が提出された背景について，これまでの学校教育に欠けているものとして第１に「生徒と教師の心の交流」（60.6％）次いで「学習内容の適性化」（54.5％）としてとらえられていた。また，この「ゆとり」の本質については，あくまでも「生徒のゆとり」（57.6％）であって，「教師のゆとり」とするものはゼロであった。このことから見ると「ゆとり」とは「心豊かな子どもを作るためのゆとりであって，教師のためのゆとりではない」という今次改訂の精神が現場に強く徹底しつつあるように思われるのである。

② しかし生徒が「ゆとりある学校生活を送っている」と答えたのは僅か６％強であって，「時にゆとりを感ずる」を含めても30％と半数以上の学校が，生徒に「ゆとりなどない」「もう少しゆとりを」と答えているのである。また，一般の教師は教師自身についても「ゆとりがない」「ゆとりがほしい」を加えると，実に75.7％が現場の忙しさを指摘している。

③ 日程の変化や裁量の時間の位置づけを見ると，改訂前に比べ「かえって忙しくなった」が33.3％もあるのに対して「１週間にゆとりがもてる」と答えた学校は，僅か３％に過ぎない。したがって週時程表を見ると，放課後さまざまな工夫がほどこされ，教師全員の教科指導・体力づくり・教育相談・会議活動等がびっしりと組み込まれており，教科時数が減ったにもかかわらず，かえって持ち時間数が増加した傾向をうかがい知ることができた。

このように教育現場がますます多忙化し，教師に「ゆとり」が無くなっていくとすれば，子どもが「真のゆとり」ある学校生活を送ることがで

きるかどうかは甚だ疑問である。

④　自由裁量時間の取り組み内容を見ると「学校・学級・生徒会」（23.5％）に関するものが最も多く，以下「勤労体験的なもの」（15.1％）「学習的なもの」「運動体育的なもの」「文化的なもの」「レクリエーション」「社会奉仕的」「仕事的」「教育相談」などと続き，内容は極めてバラエティーに富んだものとなっている。

⑤　削減された教科内容として，社会科と英語科はともに，与えられた時間内でこなせないという学校が36.4％もある。具体的に言えば社会科では１・２年の地歴並行学習や時間数が減っても内容のあまり変わっていない公民，個人指導の時間がとれない週３時間授業の英語などがあげられたのである。その他１時間の選択教科では実施・評価が困難であると不安感をもっている学校がかなり多く認められたのである。

⑥　「落ちこぼれ生徒」の問題については，その存在を認めている学校は89.4％にものぼり，ほぼ80％の学校が対策指導を行っていると答えている。その原因としては，指導内容に関する指導時間の不足と，それによって起こる個別指導の不充分さなどがあげられているが，具体策は極めて弱く，教師たちが進むべき方向を模索している状態がうかがわれる。

⑦　「部活動」を教育課程に「位置づけている」学校が31.8％，「位置づけていない」が59.1％であった。いずれにしても各校の活動時間は放課後が中心になるため，教材研究・学級事務・教養を高める研修など教師にとって不可欠な「ゆとりの時間」が無くなるばかりか，朝練・ナイター練習（最終時刻午後７時30分）など生徒の自主的な活動，家庭学習に大きな制限を加えることとなっている。特に日曜日の活動についても「教師のゆとりをなくしている部活動と対外試合」（33.3％）に見られるような終日指導の型は再検討されるべきである。

(3)　まとめ

以上のようにいくつかの問題が指摘されたが，このたびの研究は，現状の分析に重点をおき，「ゆとり」の実施状況に関する実態報告にとどまる結果となった。

この研究の第１期からの歩みを振り返ってみると，県下全体の各学校が教育課程に関心を深め，多くの困難をのりこえてさまざまな工夫がなされていることが明らかとなった。特に新教育課程の実施状況を見ると，現場のさまざまの努力や自由裁量の時間等の活用によって，地域に密着した教育，子どもを中心にすえた自主編成が行われることによって，少しずつ改善されつつあることが認められたのである。

しかし，このような「ゆとりの時間」の実施にもかかわらず――むしろ「ゆとり」の故に，生徒も教師も「ゆとりのない生活」に追いこまれている――というのが現実の姿であることもまた事実である。そこでこの状況を打開し問題を解決するためには，大胆な学習指導要領の改訂によって，多忙に追いまわされている子どもや教師の学校生活に根底的な改革を加えると同時に，究極においては教職員の定員増と週休２日制の体制を実現することに努力すべきであろう。

Ⅳ．ゆとりの時間に関する調査とその考察

(1)　研究の経過

昭和55年度から小学校で実施された新指導要領は，「教育課程基準改善のねらい」として，次の３点をあげている。

①　人間性豊かな児童・生徒を育てる。

②　ゆとりのある，しかも充実した学校生活が送れるようにする。

③　国民として必要とされる基礎的・基本的内容を重視する。

この中で，「ゆとりのある，しかも充実した学校生活が送れるようにする。」は，これからの学校のあり方として，大きな変化と改革をもたらすものであろうと考えられた。そこで，この「ゆとりと充実」についてわれわれは，新

指導要領が実施された昭和55年度に，第２期前期「ゆとりの時間の活用」に焦点をあて，日課や週時程の変化や，ゆとりの時間の位置づけと活動内容などについて，県下の全小学校を対象にアンケート調査を実施した（回収率は75%）。

その結果ゆとりについては，「児童・生徒のゆとり」であって，「教師のゆとり」とは受けとめていないこと，また児童・生徒がゆとりのある学校生活を送っていると回答している教師は，半数以下であることが明らかにされた。各校の取り組んでいるゆとりの内容は，「学校・学級・生徒会活動」に関するものが23.5%と最も多く，「勤労生産的なもの」が15.1%と続いている。すなわちこのことは，教育現場が「ゆとり」を特設的なものとして模索しているためであろうと思われる。

(2) 課題設定の理由とアンケート調査

前述のようにアンケート調査によって「ゆとりの時間」が，特設的に扱われるため，かえって学校生活を多忙にしている現状が浮かび上がってきた。

そこで，「ゆとり」の主体者である児童が，新教育課程の実施以後，学校生活に対してどのように感じて生活しているかについて意識調査（小学校部会・第２期後期）を実施することとなった。

(3) 調査の内容

① １日の学校生活で楽しい時間
② 「ゆとりの時間」でよかった活動
③ 学校生活のいそがしさ
④ その理由
⑤ 学級担任のいそがしさ
⑥ その理由
⑦ 学級担任との接し方
⑧ 学級担任に１番望むこと
⑨ 「自由時間」の過ごし方

(4) 調査の方法

調査は質問紙法によって実施した。調査対象者は，静岡県の公立小学校４年生・５年生・６年生の全員を母集団とし，県教組18支部から１校ずつを選定し（東部小規模校－11学級以下，中部大規模校－19学級以上，西部・中規

模校－12～18学級），各学年1学級を無作為に選出した。回収人員1720名であった（1983年6月20日～7月15日）。

(5) 調査の成果と考察

9つの詳細な調査内容に関する考察については，所報「教研しずおか・No.68“ゆとり”と4週5休制（1984年2月刊）」に記述されているため，ここには総括的な結論について述べることとする。

① 「1日の学校生活で楽しいと感じている時間」は，第1位「昼休みや休み時間」，第2位「クラブ活動」となっている。それは，子どもたちが「自分の時間」として使ったり，興味をもって活動できることに対して，大きな魅力を感じていることを示している。

② 高学年になると，放課後は「部活動」の占める割合が大きいが，それは子どもたちにとっては，必ずしも楽しいと感じる時間ではない。その反対に，学校生活を忙しくしている主な理由として「部活動」があげられているのを見ると，子どもたちの多くが，必ずしも自ら進んで部活動に参加しているとは思えない。教師側として考えるべきことは，貴重な放課後の多くを占める部活動を，少しでも子どもたち自らが主体的に取り組むものにしていく配慮が必要であろう。

③ 実施された「ゆとりの時間」の中で良かったとされたものは，「運動場や室内でやるゲーム」や，「勤労生産的な活動」（イモ作り，菊栽培）などである。このことから子どもたちは，自分で工夫したり，体を動かしたりする生産的な作業に対しては，意欲的に取り組むことがわかる。

④ 教師だけでなく，4分の1の子どもたちも「学校は忙しい」と答えている。このことは，教師が忙しければ子どもたちも忙しくなるし，その反対に，教師にゆとりができれば，子どもたちにもゆとりができるということである。教師が熱心に教材研究を進めれば，子どもたちも学習に対し真剣になるという論理と同じである。

⑤ 子どもたちの学校生活を大規模校と小規模校について比べると，大規模校の方が忙しいのは，直接的には子どもの人数が多いからであろう。その上，それに参加する子どもたちが，自ら参加しているという意識が

足りないからではないだろうか。

⑥ 81.8%の子どもたちの目にも，「教師は忙しい」と映っているのは，教師側だけの言い分でないことを示している。その原因が何であるかはわからないとしても，教師像全体が忙しいと思われていることは問題である。

⑦ 教師の忙しさの１つに，「会議が多くある」ことがあげられているが，この「会議」の持ち方が，より効果的に行われるように工夫される必要がある。すなわち学校行事と同じように，会議をもっと精選する必要がある。

⑧ 「先生と遊んだことがない」が子ども全体の58.7%ある。この傾向はますます強くなることが予想される。それだけに，子どもたちと遊ぶことも，毎日の日課の中に位置づける必要がある。以前は時間があったら，何の意義づけもなく遊んでいたが，現在は子どもと遊ぶことのねらいをはっきりさせることにより，学校生活をより充実したものにすることができるであろう。

⑨ 一般に教師の生活は，中規模校よりも大規模校の方が忙しいと考えられている。しかしアンケート調査によれば，大規模校よりも中規模校の子どもたちのほうが，「先生と遊んだことがない」が多くなっているのは，中規模校の教師の生活が忙しいことを物語っている。その理由として，１つには中規模校の多くは，町の中心にあるため，学校訪問や授業参観，あるいは研修などによって過密なスケジュールが組まれることがあげられるであろう。

⑩ 全体の67.7%の子どもたちは，放課後先生に学習を見てもらったことがないという。放課後は会議や出張が多いし，部活動などがある。このような状況の中では，放課後に学習を見ることは無理であるため，１時間の学習の中に，個別学習の時間を設ける方法が考えられる。

⑪ 「友だちと遊びたい」が76.1%あることは，家庭に帰っても遊び相手もいないし時間もないので，せめて学校で遊びたいという気持ちを示している。それにもかかわらず，高学年になとる学校行事などの仕事があって，遊ぶどころではなくなっているのが現状である。

⑫　「自由な時間があったら，何をしたいと思いますか」という設問に対して，「ゆっくり寝たい」とか「ぼんやりしたい」という答えが比較的に多かった。このことは，学校生活を含めての日常生活そのものがあまりにも忙しいので，子どもたちが，精神的にも肉体的にも「疲れている」ことを表していると考えられる。

⑬　「ゆとりの時間」に子どもたち同士の遊びを入れたり，運動や作業の時間を取り入れたりすることにより，「ゆとりの時間」はさらに生かされるであろう。そのためには，「ゆとりの時間」だけでなく，日課表や週時程の中に，自分たちで計画したり，主体性を生かした時間を特設することが必要となるであろう。

⑭　調査結果によれば，「ゆとりの時間」はすでに各学校で設定されているので，その内容はいつでも実現できるであろう。しかし，それ以外の日課や週時程の中で，時間を確保し設定することは，教師の継続的な粘り強い働きかけによってのみ可能となるであろう。

V．学校5日制をめざして

（1982〜1983年の研究・中学校）

(1)　“ゆとり”と4週5休制

一般に働く者の休日制を見ると，今や週休2日制が着実に普及しつつある。学校においても，4週5休制から4週6休制へと学校5日制に向けて着実に歩みを進めている。

しかし新しい教育課程が実施されて，多くの問題点が指摘されている現在，学校5日制実現のために必要な条件が明らかにされなければならないに。こうした目的を持ってアンケート調査を実施した。具体的には土曜日の取り扱いが問題となるが，学校5日制はもとより4週6休制についても，ここだけ

削るわけにはいかないことが明らかとなった。すなわち現在の教育課程のままで，学力の程度も下げずに土曜日を削ることは不可能である。言い替えれば，土曜日の扱いは他の曜日とまったく変わらず，土曜日をノーカバンデーにしたり，クラブ・ゆとり・学級指導・学級会にあてているところが少ないということ――，北海道教組の場合とは対称的な扱いとなっていることが認められた。要するに今の教育課程のままで，学校5日制を実現するのは困難である。教科の年間授業時数が決まっている以上，学力の程度をおとさないとすれば，道徳・特別活動・ゆとり・クラブなどの選択教科に幅を持たせるしかないであろう。そこでこれらの項目に対する教師の必要観，授業観やその実践上の問題点などを探ってみるため，問題をしぼって実施した。

(2) 道徳・特別活動・選択教科の時間に対する必要観

① 道徳35時間の授業に対して

「必要であるが現時数でよい」が第1位で，全体の63.7%をしめている。特設の時間を設けないと現状では，指導時間が持てない。指導内容を消化するには，これくらいの時間が適当であり，これ以上多くてもその効果は疑問である，等の意見が多くみられる。

② 特別活動70時間の授業に対して

「必要でありそのくらいの時数を確保したい」の項目が圧倒的に多く，67.1%をしめている。生徒指導上，週1時間はどうしても必要であり，現状ではこのくらいが適当というのが多数の意見である。また，学級会活動15～20時間としたいということに対しては，「増やすべき」28%，「必要でありそのくらいの時間数を確保したい」41.1%となっており，学級づくりや諸問題の解決を子どもの力で話し合わせたい，という学校の努力が感じられた。

③ クラブの時間35時間について

「必要でありそのくらい確保したい」が41.1%あるのに対して，「特設クラブは不要である」が39.7%と意見が分かれている。確保したい意見としては，子どもが楽しみにしている，部活で得られないものが得られ，趣味や特技を生かせるとしている。

④　3年生の選択教科について

「不要な教科である」30.9%，「必要な学校だけやればよい」26.0%となっており，合計56.9%が消極的立場を示し，「現時数が必要である」の27.4%をひきはなしている。

(3)　道徳・特別活動の時間の年間指導計画

①　道徳の年間指導計画について

「できている」97.2%の数字が示しているように，ほとんどの学校で作成されている。しかし，「道徳の授業は苦痛であり，しかたなくやっている」などの声に現れているように，非常な力をさいて作成した年間計画が，生徒や教師に役立つどころか，かえって道徳の授業をつまらなくしていることも考えられる。

②　学級指導の時間の年間計画ができているか

道徳と同じく，かなりしっかりした年間計画が作成されている学校がほとんどである（96.6%）。しかし一方では，それが生徒のあらわれや実態を十分踏まえたものであるかどうかについては，検討を加える必要があろう。

③　学級会活動の時間の年間計画ができているか

道徳や学級指導ほどではないが，かなり多くの学校で作成されている(78.8%)。しかし，今日の生徒の実態をみるとき，年度当初の指導計画がどれだけの必要性や価値を持っているか，問いなおすことも必要である。

④　クラブの年間指導計画はできているか

「できている」が多くなっているが（63.0%），これは，各クラブの顧問や生徒の希望にまかされているところが多く，学校としてまとめていないところが多くなっている。

(4)　道徳・特別活動・ゆとりの時間・学校行事の授業観

①　道徳の時間

「特に苦痛を感じる時間」が45.2%，「苦痛がある」11%を合わせると半数以上をしめる。ここには，指導内容を的確に指導していくことに対して，問題を感じている傾向が認められる。

② 学級指導の時間

「まずまずの時間」が57.4%,「楽しい時間」が24%となっており，80%が現状に満足している。これは，生徒との人間的な交流の場としても，また学級づくりの基盤とする考えにしても，学級指導が生徒指導の中核とされていることを示している。

③ 学級会の時間

「まずまずの時間」が55.6%,「けっこう楽しい時間」が22.6%であり，教師の努力によって，子どもの手で事をすすめる援助活動が定着してきていることを示している。

④ クラブの時間

「楽しい」,「まずまず」などを合わせると76.2%となり，ほぼ肯定的にとらえられている。しかし,「苦痛」や「しかたなく」が22.6%であることは，クラブが学校教育の中でどうしても必要かどうか，再検討すべきであることを示している。

⑤ ゆとりの時間

この時間は，教師にとってあまり楽しい時ではないようである。「まずまずの時間」が37%でもっとも多く,「苦痛を感じる」が30.1%,「しかたなく」が7.5%いることが問題である。

(5) 4週5休制に対する考え方

① 4週5休制に対してどう考えているか

「完全実施の方向に進むべきである」とする者が53.4%で圧倒的に多いが,「学校になじまない」とする者も15.8%いる。

② 県教組試案の「毎土曜日ローテイションを組んで休む案」について

土曜日に教科指導以外の特別活動などを持ってくる案については,「関心はあるが実施は困難」としている。また「未検討」という学校も多い。

③ 北海道教組の「ゆとり・クラブを行わず土曜日に教科外活動をする案」について

「知らなかった」が69.9%にも達し，学校5日制への関心が弱いことを示している。

④　「本県が，北海道案や県教組案に取り組めるか」について

地域と密着した行事や特別活動に力を入れることは，子どもの成長発達に必要と考える教師が多い。また，道徳やゆとり・クラブをなくすことは，急な改革ということからか，本県の教師は望んでいない。「生徒も教職員も休みとする」が62.3%で，多くの支持を得ている。

(6)　新教育課程にともなう問題点

学校5日制をめざす以前に，現教育課程には解決しなければならない幾多の問題が含まれているが，そのアンケート調査を集約し，全体の傾向をみると，時間数の不足をうったえる声が多いことが明らかとなった。

①　選択教科の問題

教師への負担が多く，生徒への効果や価値を疑問視する声が多い。

②　ゆとりの時間について

教師の負担増大とともに，本来の自由裁量ではなくなってきている。

③　生徒指導について

学力不振児＝非行を断ちきる授業の工夫に，もっと時間を与えてほしい。

④　学力差問題について

能力別学級編成の必要も言われ，学力差と苦闘している姿がみられる。

⑤　高校入試について

中学校における受験指導法の再検討をうったえる声もあり，改善がもっとも急がれるものとなっている。

(7)　学校行事や“ゆとり”の時間の活用法

新しい教育課程が実施されてから，県下262校の中学校で多様な行事が企画運営されている。前回の調査により，生徒の手による運営が多くなり，生徒の自主性・自立性の育成に役立つようにと願いつつ，ゆとりの時間が使われている実態がみられる。したがって，行事の準備やコンクール・専門委員会など，生徒活動にあてている学校も多く，自主的に取り組ませるためには，それだけ時間がかかることを示している。

社会見学・宿泊訓練・修学旅行・文化祭・奉仕活動など，どの行事をとっ

ても，従前より工夫されたものとなっており，ゆとりの時間を準備的なものに十分使い，生徒が主体的に行事に取り組むよう工夫している。しかしながら，行事に対してゆとりは生まれたものの，準備に追われる教師には，かえってゆとりのないものとなっている。時間的なゆとりも精神的なゆとりもない教師には，学級独自の自由裁量の時間が，かえって負担感を増大させていることが懸念される。

(8) “ゆとり”学校5日制

1977年に新しい学習指導要領が打ち出されてから「ゆとりの教育」が叫ばれてきた。しかし，この問題に関するわれわれの調査によれば，生徒側も教師側も時間的にゆとりのない生活をしていることが明らかになった。その主な原因としては，教育内容を理解できない生徒が増加していること，行事や会議や部活動などの問題が山積していること，しかも，これらの問題解決への突破口が見出せない状態が続いていること，などが考えられるであろう。すなわち，新たに取り入れられたこれらの「ゆとりの時間」も，工夫すればするほどゆとりのない状態となっているのが現状である。

今回の調査においては，現状の中学校教育を「学校5日制」への移行途上の問題点からとらえて，そこに至る道をさぐり，たとえ今直ちに4週5休制の完全実施はできないとしても，少なくともその可能性を問うてみることとした。事実，現場の教師の中には，変則的な現在の4週5休制において，まとめ取りではなく休業日の本来の意義を生かしたものとして，取り入れたいとする意見が多く認められた。

「ゆとりの教育」とは，これまでの詰め込み主義教育といわれてきた日課から，授業内容と時間を削減して子どもたちの学校生活に「ゆとり」を与え，豊かな人間性を育てることを意図したものであったが，教師の学校生活が忙しすぎて，ゆとりのない状態においては，必然的に児童・生徒の「ゆとり」を生み出すことは，ほとんど不可能なことが明らかになった。

学校5日制と「ゆとり」の活用について，周辺にある問題点をさぐってわかったことは，子どもや教師の生活にただ時間的ゆとりを与えればよいということではなく，学校生活の中に，本質的なゆとりが生まれる教育課程をつ

くらなくては，目標である豊かな人間性を培うことも，人格の完成をめざすことも不完全なものにならざるをえないということである。

VI. その後の研究活動
（1984年～1985年の研究）

(1) 新しい課題とアンケート調査

首相直属の「臨教審」が発足し，「教育」のほぼ全領域に及ぶ広い審議を開始した1984（昭和59）年に本委員会第3期の研究が開始され，これまで9年間続けてきた「ゆとりと充実に関する研究」にひと区切りつけるとともに，初めて特定教科「社会科」の教育課程研究へ移行することになった。

すなわち現学習指導要領による教育課程は，小学校が1980（昭和55）年度，中学校は翌81年度より実施されているが，われわれの研究は，小・中学校における次のような問題の検討を通して，社会科を中心とした教育課程の自主編成に関する研究を進めることとなった。①小学校低学年の合科的指導・社会科のあり方 ②小学生では国際理解は無理なのかどうか ③中学校で特に大きな問題を投げかけた地・歴並行学習 ④世界地理先習の悩み ⑤小・中学校で使用している郷土読本・資料集の調査・分析などである。

① 調査の方法

そこで何よりもまず「社会科教育の実態と問題点」についてアンケート調査（第1次1985年1月。第2次1986年6月）を実施し，教師の場合と児童・生徒の場合とに分けてそれぞれの問題点を整理した（調査対象，公立小・中学校の社会科担当教師――小学校112校・327人，中学校94校・320人）。いまその主要な問題点について摘記してみると，ほぼ次のような状況が明らかとなった（「所報」第74号，「社会科教育の実態をさぐる」及び「研究録」第6集，「豊かな授業をつくるために」1987年10月刊，参照）。

② 調査の内容

A. 小学校（教師）

a．教科書は児童にとって使いにくいところが多い（38.8%）。

b．社会科の授業が好きな児童（44.8%）・きらいな児童（7.4%）。

c．体験学習や身近なもので授業をやってほしい（44.9%）。

d．子どもの社会認識に気になることがある（54.8%）。

e．地域学習は必要なので今後も続ける（71.7%）。

f．地域学習は年間計画に位置づけられている（46.0%）・自分で組みこみ指導している（35.6%）。

g．社会科の指導は不得意（53.7%）。

h．教科書がむずかしい（43.0%）。

B. 中学校（教師）

a．変型π型学習を行っている（76.4%）。

b．π型学習はすすめにくい（63.5%）。

c．もしπ型学習をやめるならば地理先習（73.3%）。

d．努力するが歴史的分野に積み残しが出る（49.8%）。

e．地域学習は必要なので今後も続ける（41.3%）・必要と思うがほとんど取り入れていない（55.8%）。

f．取り入れているのは地理的内容（45.9%）・歴史的分野（37.4%）・公民的分野（16.7%）。

g．郷土読本・資料集は小学校32種，中学校16種で使用学年では小学校3・4年，中学校全学年対象が多い。発行者は地教委であるが各校独自の使い方をしている。

C. 児童生徒

児童・生徒2,143人に社会科に関するアンケート調査を実施したが，社会科が「きらい」と答えた子どもは13.4%と教師側アンケートより若干多くみられた。その子どもに小学校段階の好き嫌いを聞いてみると，小学校中学年頃から嫌いになっていく実態が明らかになったのである。

(2)　その後の経過

3次にわたる臨教育審の答申をうけて，1986年10月に教育課程審議会が「教育課程の基準の改善に関する基本方向について」（中間まとめ）と題する答申を発表し，

①　全教科にわたって道徳教育を強化する。

②　国歌・国旗の意義を尊重する。

③　小学校低学年に「生活科」を新設する。

などの基本的見解を公示したが，こうした教育の基本方向に従って新指導要領が改訂されることになった。

おそらく日本の教育全体の今後の動向は，こうした教育行政の方針に従って管理体制が推進されることになるであろう。

高校入試制度研究委員会

Ⅰ．戦後中等教育の理念と静岡県の高校入試

1．戦後教育の基本原則

(1) 日本国憲法

日本国憲法は，わが国の最高法であり基本法であって，わが国の教育は，日本国憲法の理念の下に行われなければならないのは言うまでもない。ちなみに，憲法第98条は，「この憲法は，国の最高法規であって，その条規に反する法律，命令，詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は，その効力を有しない。」と規定されているのである。以下，その主なものを挙げておきたい。

a．国民主権　主権とは国の政治のあり方を最終的に決定する権力をいうのであり，国民主権とはそれが国民に存在するというのであって，憲法の前文（「ここに主権が国民に存することを宣言し」）と第１条（「主権の存する日本国民」）に明記されている。したがって，教育についての一切の事項は，国民が国民のために決定すべきことであるのは言うまでもない。

b．幸福追求権　憲法第13条は，「すべて国民は，個人として尊重される。生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利については，公共の福祉に反しない限り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。」と，いわゆる「生命，自由および幸福追求の権利」を保障する。教育こそ，人が人となるための不可欠のものなのであり，それは，わが国のひとりひとりのすべての国民に保障されなければならないのは言うまでもないことである。教育は幸福追求権のめざすもっとも基礎的な要素なのである。

c．学問の自由　憲法第23条は，「学問の自由は，これを保障する。」と，すべての国民の学習，学問が，権力によって，介入，干渉，圧迫，弾圧されないことを規定している。この規定は，従来の通説では，一般的な国民の学問の自由にくわえて，大学における学問の自由につながる大学における教育の自由，および大学の自治（とりわけ研究者，教授会のそれ）の保障規定として理解されることが強かったものであるが，それは，大学を含めて，わが国のすべての教育機関においても保障されるべく理解されなくてはならないものである。

d．教育を受ける権利　憲法第26条は，「すべて国民は，法律の定めるところにより，その能力に応じて，ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は，法律の定めるところにより，その保障する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は，これを無償とする。」と，いわゆる「教育を受ける権利」という大原則を規定する。本条は，①すべての国民は，「教育を受ける権利」を有すること，②かかる権利保障は，「法律」によってなされなければならず，またそれは，③「機会均等」に行われなければならず，④親たる国民は，その子どもに，「普通教育」を受けさせる義務を負い，⑤かかる義務教育は「無償」で行われなければならないことを定めたものである。とりわけ大切なことは，かかる「義務教育を受ける権利」は，国民が「自らの子どもはもとより，次の世代に属するすべての者に対し，その人間性を開発し，文化を伝え，健全な国家および世界の担い手を育成する責務」すなわち「いわゆる国家教育権に対する概念として（の）国民の教育の自由」（東地判，1970年．7．17）を前提にしているということである。そして国民の教育の自由，すなわち「国民の教育権」とは，およそ教育内容をきめるには，国民的観点に立って，教育の本質に基づき，国家（社会支配層）の論理を排除して，子どもの幸福のために，かれらの望ましい成長を願ってなされるべきものであることを銘記しなければならないのである。

(2) 教育基本法

「日本国憲法の精神に則り」，新しい日本の教育の基本を確立するため（教基法「前文」）に，教育基本法は，1947（昭22）年，制定された。それは，「第一に，天皇制教学と国家主義教育・軍国主義教育を基本理念とした教育勅語を否定し，教育勅語に代わる新しい日本の教育宣言として出されたもの」であり，「第二に，日本国憲法の基本精神をうけ，憲法に内在する教育理念をいっそう具体的に明示したものであり，『教育憲法』とも称せられるのである。」（『基本法コンメンタール・教育基本法』日本評論社，1977年）とされている。

本法の第1条は，「教育は，人格の完成をめざし，平和的な国家及び社会の形成者として，真理と正義を愛し，個人の価値をたっとび，勤労と責任を重んじ，自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなればならない。」と教育の目的を規定し，以下「教育の方針」（第2条），「教育の機会均等」（第3条），「義務教育」（第4条），「男女共学」（第5条），「学校教育」（第6条），「社会教育」（第7条），「政治教育」（第8条），「宗教教育」（第9条），「教育行政」（第10条）というように重要な教育上の原則が続いている。とりわけ第10条の「教育は，不当な支配に服することなく，国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。教育行政は，この自覚のもとに，教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」という指摘には，教育にかかわるすべての者が心しなければならない重要な事項なのである。

2．わが国の中等教育の理念

(1) 教育を受ける権利と中等教育

すでに述べたように，教育を受ける権利が憲法によって保障されているわが国においては，1987（昭62）年度の高校進学率が93.9%（通信制を除く）にも達し，同世代の殆どの者が高校に進学していること，また国や地

方公共団体や，民間企業の大部分が採用条件として，「高校卒業程度の学力」を要求していること，および今日の高度な社会の技術的・文化的発展等の事情を考慮すると，高校教育の段階まで教育を受けることは，こうした「教育を受ける権利」の基本的，具体的内容を保障するものということができよう。

わが国においては，このような高等学校と中学校とが，初等教育に続く中等教育を担っている。ちなみに，1946（昭21）年の合衆国対日教育使節団の報告書は，「われわれは，小学校に引き続いて3年間，すべての少年少女を対象に『下級中等学校』を設けることを勧める。－中略－この『下級中等学校』の上に，授業料は徴収せず，希望者は全員が入学できる3年制の『上級中等学校』を設けることを勧める。ここでもまた，男女共学が財政的節約になるだけでなく，男女の平等を確立する助けとなるであろう。しかし，過渡期においては，教育機会の均等の原則を保障するという条件付きで，この段階では男女別学の学校があってもよい。これらの学校には，家政・農業・商業および工業教育などの課程ばかりでなく，専門学校（カレッジ），大学（ユニバーシティ）に進むための学問的な課程が含まれるべきである。われわれは，府県の比較的小さな地区では，これらの課程の全部を一つの学校単位に盛り込むことを勧める。……」（村井実「アメリカ教育使節団報告書」，1975年，講談社刊）とされ，1947年に公布された教育基本法と学校教育法がこの勧告の線に沿って修業年限3年義務制の中学校とこれにつらなる修業年限3年，非義務制の高等学校を規定したといわれる（「教育学事典」第4巻，1956年，平凡社刊）。

また学校教育法（昭22年）の第41条は，「高等学校は，中学校における教育の基礎の上に，心身の発達に応じて，高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。」と高等学校の目的を規定している。とりわけ，高校は，中学校の教育の基礎の上に，高等普通教育と併せて，専門的な知識・技術を習得させる専門教育を行う学校であることを規定していることは注目に値する。かつての旧制高等学校が，高等普通教育の完成機関であると同時に，「大学教育ノ基礎タラシムルヲ以テ目的トス」（高等学校令一）とされて，帝国大学への予備機関として特権的性格を有していたのに対し，

戦後の高等学校は，「大学に入学することのできる者は，高等学校を卒業した者……」（学教法第56条）とあるように，大学へつながる学校であることは否定しえないが，中学校に続いて，中等教育の完了期（後期中等教育）を担当する国民教育機関として制度化されたものである。それは，国民のすべてを対象にした，完成市民教育を担当する教育機関と言うことができるものである。

(2) 望ましい高校教育制度

すべての国民が学ばなければならないものと考えられる高校教育制度は，次のような諸原則のもとに確立されていかなければならない。ここでは，簡潔に，その要点を述べるに留める。

a．高校入試の廃止　すべての子どもが学ぶのであるから，受験地獄の弊害等の多くの問題をもつ高校入試を行う必要性・意義はない。この場合，高校教育の内容，つまりいかなる教育を行うかは，国民的課題の下に検討されなければならないことである。

b．小学区制　一つの学区に一つの高校を設置し，その学区の子ども全てを収容する。一つの高校で，高等普通教育と，さまざまな専門教育のコースを提供する。地域の高校を育てることによって，いわゆる「遠距離通学」という言葉は死語となる。

c．男女共学　憲法第14条にいう「両性の本質的平等」，および教育基本法第５条にいう「男女共学」の原則を，文字通り実現することである。独立した男子校，女子校の存在は許されない。

d．総合制　高校に，単に普通科と職業科を併置したものではなく，一つの高校で，すべての子どもが，共通に必要な高等普通教育と専門教育を学び，さらに自己の選択する専門教育をそれらと有機的に結合させて学習することができる制度をいう。さまざまな可能性をもつひとりひとりの子どものニーズに合う多くの科目が用意されなければならない（「研究録」第３集「総合選抜制度の実現をめざして」1981年刊，50頁以下参照）。

e．授業料の無償　すべての子どもが学ぶ機関と考えられる以上，授業

料を徴収する意義・必要性はない。私立高校の子どもについても，公立高校の子どもと同じ条件で学べるようにするべく考慮されなければならない。

3．静岡県の高校入試

(1) 高校入試に関する法規

a．学校教育法施行規則（文部省令）第59条「入学の許可等」(昭22)「①高等学校の入学は，校長がこれを認可する。②入学志願者数が，入学定員を超過した場合には，入学試験を行うことができる」。

b．学校教育法施行規則（文部省令）第59条（昭23　改正）「②入学志願者数が，入学定員を超過した場合には，入学者の選抜を行うことができる」。

c．学校教育法施行規則（文部省令）第59条（昭31，改正）（追加分のうち）「⑤都道府県及び市町村の教育委員会は，相互に協力して，同一の時期及び問題により，学力検査を行うように努めなければならない。」（本項は，昭38改正により④となり，昭59改正により削除さる)。

d．地方教育行政の組織及び運営に関する法律第50条「通学区域」(昭31)「①都道府県委員会は，高等学校の教育の普及でその機会均等を図るため，教育委員会規則で，当該都道府県内の区域に応じて就学希望者が就学すべき都道府県委員会又は市町村委員会の所管に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし，一つの通学区域内にある都道府県委員会又は市町村委員会の所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては，通学区域について必要な調整を行うことができる。」（同旨，教育委員会法（旧法・昭23）第54条)。

(2) 静岡県の高校入試制度

a．静岡県教育委員会は1949（昭24）年3月，新たに高校の配置と通学

区の設定とを議決した。すなわち，高校三原則（小学区，総合制，男女共学）のもとに，地域の実状と職業教育課程をもつ学校の配置の実態に即して単独の課程の学校を置くこととし，具体的には一校一学区の原則によって，二課程以上をもつ総合制の学校13校，他は単一の課程の学校として存続した。また各学校ごとに男子・女子の定員を定めず，入学希望者の任意にまかせることとした。

その後1949年11月に，同一市内に普通高校が２校ある場合（１校が旧高女系）には，男女共学制のまま，家庭科の学習を希望する者は旧制高女系の学校を選択できることとしたため，事実上の女子高校が生まれることとなった。

こうした経過を経て，県教委は各地域の実態をふまえて通学区の改正を図り，普通科は全県10学区（中学区）制，職業科は全県一学区制として昭和28年から実施したのである。(「静岡県教育史」通史篇下巻・静岡県立教育研修所・昭和48年刊，538～542頁参照)。

つまり，「一校一学区制」から「中学区制」への移行の理由は，男女の特性の尊重，財政上の困難，伝統的校風の尊重といったものである。これらの理由が合理的でないことについては後に述べる。

b．静岡県立高等学校学則（静岡県教育委員会規則・昭和28）の第６条は，「高等学校の通学区域は，別表第２による。」と通学区域を規定している。

かくて，静岡県の高校入試は，今日に至るまで，以上の「中学区単独選抜制（普通科)」を基軸にして展開されてきているのであるが，ここでは，基本的な問題点のみを指摘しておく。

ア．通学区域の問題

静岡県においては，公立高校における通学区域（学区）は，全日制課程の普通科のみに適用されている。そして，それぞれの学区内（全10学区）では単独選抜制が行われており，職業高校および私立高校をも含め，存在する高校の数だけ格差が生じているのは周知の事実である。このような入試制度は，小・中学校の教育をゆがめることは勿論，高校においても，エリート校といわれる所では有名大学を目指しての

別表第２（第６条関係）

（昭55教委規則４・昭和56教委規則１・昭58教委規則３・昭59教委規則６・昭61教委規則５・一部改正）

通学区域	包括学校
賀茂郡・下田市	下田南高等学校　下田北高等学校　松崎高等学校 稲取高等学校
田方郡・伊東市・熱海市・三島市・駿東郡のうち長泉町及び清水町	伊東高等学校　伊東城ヶ崎高等学校　熱海高等学校 土肥高等学校　大仁高等学校　韮山高等学校 伊豆中央高等学校　三島南高等学校　三島北高等学校 長泉高等学校
駿東郡（長泉町及び清水町を除く）・沼津市・裾野市・御殿場市	御殿場南高等学校　小山高等学校　裾野高等学校 沼津東高等学校　沼津西高等学校　沼津城北高等学校
富士郡・富士市・富士宮市・庵原郡のうち富士川町	吉原高等学校　富士高等学校　富士東高等学校 富士宮東高等学校　富士宮北高等学校　富士宮西高等学校
庵原郡（富士川町を除く）・清水市	庵原高等学校　清水東高等学校　清水西高等学校 清水南高等学校
静岡市	静岡高等学校　静岡城北高等学校　静岡東高等学校 静岡西高等学校　静岡南高等学校
志太郡・庵原郡・焼津市・藤枝市・島田市	焼津中央高等学校　藤枝東高等学校　藤枝西高等学校 大井川高等学校　島田高等学校　金谷高等学校 川根高等学校　吉田高等学校　榛原高等学校 相良高等学校
小笠郡・掛川市	掛川東高等学校　掛川西高等学校　池新田高等学校 横須賀高等学校
磐田郡・周智郡・磐田市・袋井市・天竜市	森高等学校　春野高等学校　袋井高等学校 二俣高等学校　佐久間高等学校　磐田南高等学校 磐田北高等学校
浜名郡・引佐郡・浜松市・浜北市・湖西市	浜松北高等学校　浜松西高等学校　浜松南高等学校 浜松湖東高等学校　浜松湖南高等学校　浜松江之島高等学校 浜名高等学校　浜北西高等学校　新居高等学校 湖西高等学校　気賀高等学校　三ヶ日高等学校

備考　１　この表に定める通学区域，全日制課程の普通科のみ適用する。

２　沼津市立沼津高等学校，静岡市立高等学校及び浜松市立高等学校は，所在地の通学区域に含むものとする。

参照（「教育関係職員必携」昭和62年版静岡県教育委員会・法令研究会編，昭和62年８月刊）

激しい受験競争で子どもたちを心身共に疲弊させることになり，またいわゆる底辺校といわれる所では，学習意欲を失った子どもたちをめぐる問題が山積している。したがって，まずこうした高校間格差が生まれる原因となっている「学区」を解消していく努力，総合選抜制，小学区制などが必要である。

イ．男女差別の問題

現在，静岡県立高等学校学則の中には，男女別学（高校）が規定されていないのにもかかわらず，静岡県には11の単独公立女子高校，および20以上の事実上の女子制限の共学校が存在する。憲法第14条にいう男女両性の「本質的平等」という原則が，もっとも尊重・実施されなければならない中等教育の段階において，このような状況をつくり出したという事実は，明らかな女子差別であるという非難を免がれることはできないのである。

ウ．「専門科目を主とする学科」（学則第３条）をめぐる問題

「学則」第３条第２項は，「専門教育を主とする」様々な学科を認めている。そのうちとくに「理数科」が「専門科目を主とする学科」の中に入れられ，学区の制限を受けず，全県一学区とされているのは問題である。それは，理数科は，普通科目の中のもっとも基本的・中心的な科目であるにもかかわらず，このような取り扱いをされていることは，まさに大学進学のためのコースと考えられていることを示している。そして，いわゆる「格差」は一層激烈なものとなるであろう。

エ．推薦入学制の問題

静岡県教育委員会は，1985年度から，従来の10の農業科を中心とする12の推薦入学実施校に加えて，普通科，商業科，工業科等を含めて全21校，合計33校での推薦入学を決定し，以後実施校は増加してきている状況にある。しかし，この制度については，その客観的な推薦基準のむずかしさ等の問題を含め，中学校および高等学校の相互において納得されていない以上，現在の受験競争をいっそう混乱・激化させるおそれのある制度として，明確な解答が得られるまで中止すべきであろう。

Ⅱ．新しい高校をめざして

1．高校入試をとりまく状況

近年「教育の荒廃」という言葉が叫ばれてきたが，その主要な原因は，学歴社会と言われる社会的背景，高校多様化等をおしすすめている教育行政，さらに教師の主体性にかかわる課題等が複雑にからみ合うところにあると言えよう。しかし，この状況を生み出した直接の要因の１つとして，高校進学希望者の増加に対応しきれない高校入学定員，旧制中学校を頭に序列化された学校間格差等の問題が考えられるであろう。

1960年代以降，高度経済成長政策の進行にともなって全国的に高校進学率は上昇をみせ始めたが，本県の場合，高校進学率は1976（昭和51）年度で92.4%であったが，今後の見通しとして，1985（昭和60）年度頃までには96%程度になるであろうとする意見が有力であった。本研究部門は推定で，95～96%を算出した。これに対して，1975（昭和50）～ 1977（昭和52）年度では，高校入学出願者数に対して92%台の入学定員が確保されてきたが，毎年２万人前後の中学浪人が出現していた。実は進学希望を持ちながら，受験を断念させられた生徒も多数いたはずである。1977（昭和52）年度で例示すると，中学卒業生158万人に対して，高校高専入学者は147万人であり，その差は10万人余であった。こうした状況は，学校現場へ直接的に影響を与えて，テスト体制が布かれていった。一方進学目的の通塾が盛んになり，乱塾時代と呼ばれた。また内申書重視（静岡方式）にともない，子どもたちの無気力化の問題がおこってきた。さらに，高校間の格差のため，ふり分けが行われ，自分の近くの学校を横目で見ながら遠距離の通学を余儀なくされ，逆に遠方から，エリート校へという交錯した通学状況も顕著になってきた。このような問題状況をわれわれ教師がどのように認識し，対応していたかということは大切なことであろう。

2．研究の課題

すでに述べたように，教育現場において早急に検討すべき問題として，テスト体制・内申書・進学選別などがあげられてきた。またこれにともなって表面化しつつある塾の問題や交錯通学の現象も，見逃すことのできない重要な課題としてとりあげられることとなった。

① 研究の方針

高校全入運動と高校三原則を基調として，本県の高校入試制度の実態の分析と検討の上に立って問題点を指摘し，高校問題の理念を確立する。そこから，入試制度の政策について具体的試案を作成して運動を展開する。

② 研究の内容――その具体的項目

a．現状の分析と検討

b．入試制度改革の理念の確立

c．増設運動の資料整備

d．入試制度改善の検討

3．研究の概要

（「研究録」第1集「新しい高校をめざして」1978年6月刊，参照）

(1) 正常な教育活動の崩壊

① 教育の問題状況

a．テスト体制

高校受験のための「補習授業」は教組の補習廃止運動によってたしかに著しい減少を示している。

本研究部門の1977（昭和52）年現在の調査では，実施している学校は調査校（43校）の14%であった。1960（昭和35）年代後半頃は，中学3年生になると放課後2～3時間の補習授業をどの学校でも実施していたが，現在は以前のような状態は著しく減少した。しかし，底流

には依然として補習精神のようなものが残され，形を変えたテスト体制がとられてきたと言えよう。日課の中に朝テスト，夕テストという呼び名で組み入れ，10～20分程度のテストを実施している学校が調査校の31%を数えた。また，受験用参考書を斡旋して生徒にほぼ強制的に購入させ，頁を追って学習させて，その結果を週1回，あるいは月1回のテストで試すというやり方をしている学校が84%を数えた。

さらに，業者による県内全域，あるいは一部地域（県の東・中・西部に分ける単位のひろがりをもつ）で統一テストという名のテストが実施され，テストの結果は平均値，偏差値，が示され，3年生では志望校別順位までがつけられて学校に報告された。これらのテストの参加率は90%に及んだ。高校進学率の低い西部地区で実施回数が多いのは，後述される入学定員と深いかかわりがあると考えたい。しかも毎学期末の成績通知表は，本来5段階評定であるべきだが，10段階で記入している学校があり，これは高校への受験内申書の10段階評定にならったものである（「所報」No.20「教員意識調査Ⅱ」1978年1月刊，参照）。

b．塾の問題

近年学習塾の問題は「乱塾時代」といわれているように，全国的な教育上の大問題として表面化してきた。静岡県教職員組合の「教育白書」及び静岡県教委の「学習塾調査」（1976年度）によれば，小学校低学年では「おけいこ塾」が多いが，学年が進むにつれて国語，算数を主とする学習塾の割合がふえ，中学生では補習塾とか進学塾と言われる高校受験を目指したものである。全体としては小学校で約60%，中学校で50%の子どもが通塾している状況であるが，とくに注目すべきは，小学校で英語の塾へ通うものがあり，小2年12.5%，小4年13.5%，小6年54.3%を占めていることである（「所報」No.12「学校教育と塾問題」1977年3月刊，参照）。通塾の理由としては，「学校の勉強の補習」というアンケート調査の回答が44%を占めているが，「高校受験にそなえ」の22%を合わせると，実に70%近くなり，高校入試の強い影響が認められる。塾の功罪については十分研究されてはいない

ので速断はできないが，子どもの正しい学習や人間教育に役立っているとは思われない。しかし，現在の入試制度のもとで，選別のための輪切りが行われている現実の中では，単に塾の悪徳論や無用論を声高に叫ぶだけでは何ら問題改善の役には立たないであろう。

c．内申書の問題

静岡県の入学選抜要項の中では内申書重視がうたわれ，内申書によって受験者の80%を選抜するとされている。しかし内申書については賛否両論があり「日常の学校生活の重視によって教育の正常化に役立つとする」意見に対して，「中学校入学当初から受験体制に組みこまれ，かえって正常な教育を破壊するもとになる」という意見があって，評価が分かれた。この見解はわれわれの場合も同様であって，内申書重視の功罪は相半ばし，若干の意義をみとめるものの，根本的な問題状況の解決にはつながらないばかりでなく，かえって生徒の管理手段につかわれる場合もあることが指摘された。要するに内申書重視は，入試競争の緩和を意図したものであるとしても，入試制度が抜本的に改革されないかぎり，格別の意義をもつものでないことが明らかとなった。

② 高校間の格差にともなう問題

a．格差と差別選別の実態

一般に高校進学の希望者が，成績によってふり分けられている事実が存在することは明白である。具体的には中学校3年第2学期の9教科の10段階に分けられた評定点（内申点）が，数度にわたる地域一斉の模擬テストの得点と併記され，志願者の進学希望校別の一覧表がつくられる。そして各地域ごとに設けられる進路調整の会議（校長会進路対策部会等）に上記一覧表が提出され，志望校ごとの線引きが布かれる。この線引きにしたがって，各学校では，父母・生徒と面談を行い，線引きされたライン以下の者には，他校への出願変更がすすめられる。面談結果は調整会議に報告され，その後再び面談と会議が重ねられて，出願ラインが決定される仕組みになっている。あまり金のかからない通学に便利な公立校を希望していても，内申点や模擬テストの成績結果をつきつけられ，その希望はみじめにくだかれていく。そ

の結果，毎年の各高校別出願倍率は，見事なほど1.0に近い数値を多くの学校で示すことになる。(「研究録」第1集，Ⅰの2「高校間格差に伴う問題状況」参照)。

b．交錯通学，遠距離通学の実態

1つの中学校から，生徒がいくつの高校へ入学したか，という数を分散度と名づけ，県の東・中・西3ブロックから学校規模に応じて抽出調査を実施した（1977年3月)。その結果は，大規模校の分散度が極めて大きく，30を超す学校がかなり多く，全体の平均でも20を超えている。

これに対して小規模校は農山村に多いため，必然的に数値は小さいが，それにしても5以上のところがあり，とくに東部のある山村の中学校では，13名の卒業者が7つの高校に分散したという報告があった。

また1つの中学校からいくつの私立校へ入学したかという人数を私学依存度としたが，都市部の場合をアト・ランダムに拾ってみると，東部の富士J中では47.5%，中部の藤枝C中では40%，浜松A校では31%で，都市部での平均は40%という結果となった。言いかえれば，100人中40人が私学に入学していることになる。以上のような結果から，複雑な交錯通学が認められ，各高校を中心にした通学圏の図式を描くことは困難な程である。例えば都市間の交流の状態を公立普通高校について表示すると

熱海市（129名）→伊東市，伊東市（ 80名）→熱海市（公立のみ）
藤枝市（ 14名）→島田市，島田市（ 76名）→藤枝市（公立普通）
浜松市（116名）→引佐郡，引佐郡（ 64名）→浜松市（公立普通）

となるが，これに実業科，私学を加えると大変な錯綜ぶりであることが考えられる（「所報」№16・17合併号「高校進学者実態調査報告」1977年11月刊，参照)。

(2) 改革の理念

① 高校全入

高校全入論は教育基本法にもとづいて，子どもたちの教育を受ける権

利（学習権）を保障しようとするものである。

中学校から高校への進学率が90％を超えているということは，高校が広く国民的な教育機関となるべきであることを示している。高校に進学しないことが異常だとさえ言われている風潮をみると，高校進学が，子どもの生活権にもかかわりをもっていることが注目されなければならない。中卒だけでは，就職に差別を受けているのが今日の状況である。こうした意味で高校全入運動の盛り上がりがあり，高校入学定員が量的にある程度確保されてきたのは当然のことだと言えよう。しかし全入運動は，高校三原則にもとづく質的保障を合わせ求めていくものとして発展してきており，今後とも運動の基本理念として理解されなければならない（「研究録」第１集，Ⅱの１「高校全入編」参照）。

② 高校三原則

総合制・男女共学制・小学区制の三原則は，入試制度改革への理念である。

総合制は高校に入学する時に学科の分科がなく，後年次になって，用意された選択課程を希望によって履習するしくみである。現在は法制上の制約や財政的な面でも問題点が多く，実現はかなり難しいと考えられるが，しかし現実的には高校の多様化が進み，学科が細分化されている現在，合理的な職業教育の方法としてとりあげられるべきである。しかも普通科の場合でも全員が大学進学を指向しているわけではない現状をみると，総合制は多くの課題を抱えながらなお今日的な意義をもっている。

男女共学は，教育基本法第五条に独立条項としてうたわれていて，当然の教育理念であるにもかかわらず，現状としては県内公立高校の中に女子単独校が11校もある。この奇異な状態に対して，行政側の共学への取り組みはきわめて弱い。県内の一部地域で男女共学推進の運動に取り組み，成果を得た例はあるが，全般的には改善はほとんど進んでいない現状である。

小学区制は，１つの高校をもって１学区を作るとするものであるが，本県では中学区制（２～６校）が多く，一部大学区制（７校以上）によっ

て単独選抜が行われている。また「学校選抜の自由」を主張する立場から大（中）学区制を支持する主張があるが，それは強者の特権的な論理にすぎない，と言うべきであろう。小学区制は男女共学を必然とし，総合制への指向が求められるという意味では，三原則の中でも特に基本的な理念であると言えよう（前出「研究録」第1集，参照）。

(3) 高校入試制度第1次改革案

以上のような高校入試に関する諸問題の検討によって，改革の向かうべき道はおのずから明らかであるが，今日の政治状況の下では，一気に高校三原則にもとずく改革案を提案することは極めて困難であると思われる。

そこで，入学区再編成と高校新増設，男女共学の推進，私学助成の3点を中心として，次のような第1次改革案を構想した。なお，職業高校や私立高校の問題等残された課題は，次期の研究に委ねられることとなった。

① 普通科高校（全日制）の現行学区（10学区）を，生徒の生活圏と地元の高校進学という視点から17学区に改編する（表A参照）。

この案をつくるに当たっては，1977（昭52）年度～1985（昭60）年度の中学卒業生の動態を調査し，それぞれの地域の実情にもとづいて，各支部の専門委員を中心として詳しく検討された。なお静岡県高教組も学区再編成を提案しているが，本案とほとんど同じである。

学区の改革によってある程度の混乱が予想されるので，10%程度の学区外からの出願を認めることとした。この改革案は過渡的なものであり，高校入試制度の全国的動向をみつめながら，公立校は都市部では総合選抜，郡部では小学区選抜へ移行し，学校格差をなくす方向にむかうことを目標とする。また総合選抜にはさまざまな方法がとられており，全国的な動向については，「研究録」第1集の中で紹介されている。

② 男子の単独校，女子の単独校を男女共学にする問題。

公立普通科の男子単独校は富士宮北高が1校残されていたが，地域の共学推進の運動の成果により，1978（昭和53）年度より解消した。女子単独校は，大仁，三島北，沼津西，吉原，富士宮東，清水西，静岡城北，藤枝西，掛川東，磐田北，浜松市立の11校が今も残されている。改革学

<表A>

現行学区　　（前出「研究録」第1集，131頁以下参照）

1	賀茂・下田地区	東伊豆町 河津町 下田市 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 賀茂村
2	田方地区	伊東市 熱海市 三島市 長泉町 清水町 函南町 韮山町 長岡町 中伊豆町 湯ヶ島町 戸田村 土肥町
3	駿東・沼津地区	小山町 御殿場市 裾野市 沼津市
4	富士・富士宮地区	富士市 富士宮市 芝川町 富士川町
5	清庵地区	蒲原町 由比町 清水市
6	静岡地区	静岡市
7	志太・榛原地区	岡部町 藤枝市 焼津市 大井川町 島田市 金谷町 本川根町 中川根町 川根町 吉田町 榛原町 相良町 御前崎町
8	小笠地区	菊川町 小笠町 浜岡町 掛川市 大東町 大須賀町
9	磐周地区	袋井市 浅羽町 福田町 磐田市 豊田町 竜洋町 春野町 森町 豊岡村 天竜市 水窪町 佐久間町 竜山村
10	浜名・浜松地区	浜松市 浜北市 可美村 雄踏町 舞坂町 新居町 引佐町 細江町 三ケ日町 湖西町

改革地区

1	下田地区	東伊豆町 河津町 下田市 南伊豆町
2	松崎・土肥地区	戸田村 土肥町 賀茂村 西伊豆町 松崎町
3	熱海・伊東学区	熱海市 伊東市
4	田方学区	長泉町 清水町 三島市 函南町 大仁町 長岡町 修善寺町 湯ヶ島町
5	駿東・沼津地区	小山町 御殿場市 裾野市 沼津市
6	富士・富士宮地区	富士市 富士宮市 芝川町 富士川町
7	清庵地区	蒲原町 由比町 清水市
8	静岡地区	静岡市
9	焼津・藤枝地区	岡部町 藤枝市 焼津市 大井川町
10	島田・榛北地区	本川根町 中川根町 川根町 金谷町 島田市
11	榛南地区	吉田町 榛原町 相良町
12	小笠地区	菊川町 小笠町 浜岡町 掛川市 大東町 大須賀町
13	袋井・磐田地区	袋井市 浅羽町 福田町 磐田市 豊田町 竜洋町
14	春野・天竜地区	春野町 森町 竜山村 天竜市 豊岡村
15	佐久間・水窪地区	水窪町 佐久間町
16	浜名・浜松地区	浜北市 浜松市 可美村 雄踏町 舞坂町 新居町 湖西市
17	引佐地区	引佐町 細江町 三ケ日町

区の実施に当たっては，これらの学校は当然共学制となる。

③　普通科高校の配置のバランスをとるために，必要な地区に普通科高校を新設，または増設する。

昭和52年度から昭和60年度に至る中学卒業生数の動態と，高校入学定員との比較によって，過不足数をまとめたものが次の表である（「研究録」第1集P143～164参照）。

④　県民のための私学づくり

公立高校に対して，私学はその特色と独自の校風のもとに経営されることは認められなければならないが，同時に真に学習の場として県民に

＜表B＞　高校希望者数に対する高校定員の学級過不足数

現行学区				改革学区			
学区	過不足学級数			学区	過不足学級数		
	昭和52年度	昭和57年度	昭和60年度		昭和52年度	昭和57年度	昭和60年度
賀茂・下田地区	5	1	6	下田地区	3	1	5
田方地区	6	11	35	松崎・土肥地区	3	1	1
駿東・沼津地区	(13)	(13)	6	熱海・伊東地区	10	13	20
富士・富士宮地区	19	22	43	田方地区	(4)	0	13
清庵地区	3	19	21	駿東・沼津地区	(13)	(13)	6
静岡地区	(11)	29	36	富士・富士宮地区	19	22	43
志太・榛原地区	17	38	44	清庵地区	3	19	21
小笠地区	0	0	5	静岡地区	(11)	29	36
磐周地区	(4)	1	5	焼津・藤枝地区	8	21	25
浜名・浜松地区	37	83	93	島田・榛北地区	(2)	5	5
不足学級計	59	191	294	榛南地区	5	6	7
				小笠地区	0	0	3
				袋井・磐田地区	(4)	7	13
				春野・天竜地区	(2)	(5)	(7)
				佐久間・水窪地区	1	0	(1)
				浜名・浜松地区	40	73	97
				引佐地区	(3)	(4)	(4)
				不足学級計	53	175	283

(注)　( )は過数を表す

高校入学定員は全日制の公私立校の合計，進学率は95%，1学級は45名定員として算出した。

なお，1982（昭和57）年度は丙午である。

開かれた私学を目指すことが要請される。昭和52年度の調査によると，全日制高校の生徒数は，公立84，701人に対して私立は44，260人であり，その割合は2：1である。即ち3人に1人が私立に入学していることになる。その意味では，私立は公立定員を補充する役割も負っていると言えよう。

1975（昭和50）年に私立学校振興助成法が国会を通過した。それまでは，私学助成金はその増額要求運動により年々増してきているものの，法律をともなわないため，たえず不安定感をともなうことはいなめない事実であった。この点で，この法律の成立は評価できる反面，私立が公的な役割の色彩を増し，問題点も生じた。

学費の公私の格差は大きく，授業料だけを比べても4倍になる。静岡県の生徒単価（助成金総額÷生徒数）は全国の中で第29位である。このことは，富裕県である本県の教育的措置の貧しさの一端を物語っている。また本県の私学の学費は全国第5位の高額であると言われ，授業料の直接助成が増えている中で本県でのそれは0である。県の財政規模から言って，他県なみに直接助成をふくめて，私学助成費の増額について格段の努力が要請されるところである。しかし私学の問題は，経済的負担の軽減要求に止まることなく，静岡県の教育を考える課題の1つとして，私学振興推進の構図を描き出していく努力を今後に期待したい。

Ⅲ．総合選抜制度の実現をめざして

戦後30年を経過したこの時期は，いわゆる高度経済成長にともなって国民生活がめざましく向上すると同時に，一方では学歴社会を背景として高学歴志向がますます強まっていた。すでに前章に述べられているように，静岡県においても高校進学率は年ごとに上昇し，1974（昭和49）年には90%台に入

り，1980年には93.3%となっている。このことは，高等学校は小・中学校に続く青・少年のための重要な教育機関であり，中学校卒業後のすべての生徒に，後期中等教育を保障する国民的教育機関になっていることを示している。しかも第2次ベビーブームによる生徒増加数も著しく，時代は今や1980年代後半期をピークとする第2次高等学校生徒数急増期にさしかかっていた。

こうした高校進学率の高まりと生徒数増加の状況のもとにおいて，高校数の量的不足と，中（大）学区単独選抜制による高校間格差の存在などの原因によって，受験競争は激化の一路をたどっていった。以上のような状況の進展に対して，静岡県においてはどのような対応策が進められたのであろうか。

1．静岡県の整備改善計画

静岡県教育委員会は，第2次高校生徒急増期を迎えるにあたって，1975（昭50）年12月に，静岡県高等学校問題協議会から，高等学校の整備，教育内容，方法の改善について意見報告を受け，急増期前半期間（昭51～55）での高等学校新設計画を立案し，それにもとづき，袋井高（昭51）静岡西高（昭52）富士東高（昭53）を開校，引き続き昭54年には浜北西，湖西高校と伊豆中央高の3校同時開校を準備していた。また1979（昭54）年度入試から調査書（いわゆる内申書）の改変が行われ，「① 調査書に記載する9教科の評価は，今までは全学年のものについてであったが，3年生2学期末のものだけにする。② 全人的評価を強く打ち出すという主旨で，クラブ，生徒会，学校行事等，特別活動における活動状況を調査書に記載する。③ 文化的，体育的活動等で顕著な実績をあげた者10%以内の者をⒶ，特別活動においては20%の者をAとして，活動状況を入学者選抜の資料に加える。」ということになった。このように高校新設計画と調査書の一部改変の二点が整備改善の主なものといってよいが，この程度の対応は入試制度の抜本的改正といえるものではなく，まして受験競争・受験体制の緩和には程遠い状態であり，問題の根本的改善はほとんど認められなかった。

これにひき続き県教委は，1978（昭53）年7月から「静岡県高等学校整備

改善協議会」を発足させ，高校生徒急増期の後半期間（昭56～60年）に対する対策協議を進め，1979（昭54）年12月にはその報告「高等学校の整備改善について」が出されるに至った。この内容は，高校教育の拡充と課題，高校入学者の増加対策，職業教育その他の専門教育，公私の協調と連携等多方面に及んでいるが，高校新設については，「昭和60年代前半には公私立合わせて16，000人程度の過員が生じるもの」と予想し，既設校の学級増等による対応を考慮に入れても，今後「県・市・私学合わせて，約15校分程度の高校設置が必要であろう」としている。また1985年代初頭を見通して，当面新設を必要とする地域としては「田方，沼駿，富士，富士宮，清庵，静岡，志榛，西遠の各学区があげられる」としている。さらに新設及び既設校の学級増を計画する場合は「公私が協調の下に応分の措置を講ずる努力をするよう」，現状の収容比率の維持と私立学校の新設についても要望するというものであった。これを受けて県教委は，1981（昭56）年から1985（昭60）年までに合計9校を新設するという計画を発表し，不十分ながらも当面の措置をとることを決定した（「研究録」第3集「総合選抜制度の実現をめざして」，「県高校整備改善協報告」21頁，1981年12月刊，参照）。

2．研究の課題

この委員会は研究の基本方針を，「第1期の研究とその成果を継承し，発展させるための研究」においた。すなわち，高校入試制度の改革をめざすにあたり，「高校三原則」と「高校全入」を基本理念として，第一次改革案に示された3つの提案を受けとめ継続して研究を進めることとし，特に「学区再編成と高校新増設」，「男女共学の推進」の問題を取り上げ，具体的には次のような課題をかかげて研究に取り組んだのである。

(1) 高校入試に関する生徒・父母の意識調査を行い，実態を把握するとともに，入試制度改革の理念・構想を裏付ける。

(2) 県の高校整備改善協議会の報告の批判・検討を行う。また，県の高校生急増対策の問題点を明らかにする。

(3) 現行学区，静教組改革学区案に照らした児童・生徒数の動態を調査し，県の高校新増設計画を見直すとともに対案を提示する。

(4) 総合選抜制の意義と理念，および全国の実施状況とその実態を明らかにする。

(5) 総合選抜制の実現をめざすため，女子単独校と，共学校における女子制限の実態と問題点を明らかにし，男女共学制実現の道をさぐる。

(6) 静岡県における総合選抜の方法と，その実施案を提起する。

(7) 高校入試制度改革の実現への運動のあり方をさぐる。

3．研究の内容

(1) 高校入試問題の意識調査

高校入試に関するアンケート調査は，われわれのめざす「高校三原則」にもとづき，その理念の裏付けとなる具体的な資料を得ることによって入試制度改革の構想を打ち立てるために，高校入試に対して生徒および保護者が意識している，考え方の実態を解明する目的をもって実施されたものである。

今この調査の内容のうち，代表的なものについて集約してみると，次のような意見が認められた。

a．高校進学の希望について

ほとんどの中3年・保護者が共に高校進学を希望している(ほぼ97%)。

b．進学するとしたら，どのような高校を選択するか

生徒（89.7%），保護者（93.0%）とも公立高校の志望が強い。

c．高校の男女共学について

総じて生徒も親も，全体の4分の3以上の人が男女共学を望んでいる。

d．高校は1地域に1校以上あった方がよいか

「小学区制の考え」について，近くに高校があった方がよいという声は，生徒・親とも多数を占めている（ほぼ80%)。

e．家から一番近い高校を希望するか

近くの高校へ行きたいという気持ちは大変強い。小学区制への支持であると考えられる（生徒77.4%，親75.7%）。

f．15歳で進路を決めることについて

進路決定が15歳では早すぎると考えている保護者は約4～5割もあり，「15の春」の振り分けに疑問を持っている。

g．高校全入について

高校全入に賛成するものは，中3の生徒と親，高1の親はすべて75%以上であるが，高1の生徒は61.2%である。なお選抜入学への関心が残っている。

≪調査の方法≫

対象は中3生徒とその保護者，高1生徒とその保護者であり，全県下の各支部ごとに2校，各1学級をなるべく地域の特色があらわれるように配慮して抽出した。

調査人数はほぼ5,000人以上であり，調査開始（1978年・昭53）から報告完了までほぼ1年の時間を要した。

調査項目は①進学希望および実態，②高校三原則に対する意識，③高校入試と高校教育に望むこと，④将来の職業に対する希望，の4つであった。

(2) 高校の新・増設計画について

このような状況のもとにおいて，静岡県教育委員会は1979（昭和54）年12月に静岡県高等学校整備改善協議会の答申にもとづき，1985年末での高校生徒急増対策として，公私立を合わせて約15校の新設が必要ではあるが，当面9校の新増設案を具体的に立案して公表した。しかしこれに対してわれわれは，年次別・学区別に中学校の卒業生徒数を調査した結果，ほぼ26校の新設が必要であることを具体的に明らかにし，行政当局の対策が極めて不十分であることを実証したのである（「研究録」第3集「高校入試制度第2次改革案」Ⅰの2「高校入学者急増対策の問題点」参照）。

(3) 高校の適性規模の私学依存

われわれの調査によれば，静岡県の公立高校の規模は1学年8学級を中

心に7～9学級のものが多く（65%），1学年9学級以上が23校（24%）もある。すなわち4校に1校は大規模校であるから，急増対策はあくまで，適性規模のもとに実施されなければならない（「研究録」第3集，17・18頁参照）。

ところが静岡県の私立高校への依存度は，生徒数・学級数ともに全国水準をはるかに上回っている。しかも私学の収容人数は，公立に比べてあまりにも過大となっている。1学年の学級数は，公立の最大11学級に対して私立は21学級である。また1学級当たりの生徒も，公立の最高48名に対して私立は49～55名をもつ学校が46.3%（17校）もある（前出「研究録」第3集，19頁参照）。

以上のように行政当局の私学依存政策は，いわゆる「公私の協調と連携」を超えて余りにも過大であり，収容力の不足を私立学校に引き受けさせるという，いかにも安易な急増対策であるという誇りを免れることはできないであろう。したがって健全な私学教育が育てられるためには，適正な学級規模の実現と同時に，私学助成や振興策が図られなければならないであろう。

(4) 男女共学制の問題

① 女子差別の問題

ａ．今なお残されている女子校

静岡県においても，1949（昭24）年に県教委の方針により高校三原則が導入された。この改革により大部分の高校はいったん男女共学制になったが，1953（昭28）年の制度改正により，一部の高校は男子校・女子校と男女別学校に引き戻されることになった。その理由は53年の改革の際，同一市内に普通科高校が2校ある場合は，一方が旧制高女であれば女子高として認めるという，改革の方針の甘さが残されたためである。その上，共学校にするための財政措置の問題，貞淑な女子教育を望む保守思想などに流されて，共学制を全県的に実現することができなかった。

その実態は今日までそのまま引き継がれ，女子校で学習している生

県公立女子校の実態（昭和55年度）

高校	大仁	三島北	沼津西	吉原	富士宮東	清水西
人数	950	987	996	1,092	1,230	1,107
高校	城北	藤枝西	掛川東	磐田北	浜松市立	合計
人数	1,181	971	1,073	1,062	1,507	12,156

私学男女別学の実態（昭和55年度）

高校	不二聖心	沼津精華	加藤学園	富士見	星陵	清水女子	
男子			41		744		
女子	279	886	1,638	2,342		1,368	
高校	星美	精華	英和	雙葉	静女商	静岡女子	
男子							
女子	766	827	730	602	1,162	946	
高校	常葉	聖光	焼津	藤枝南	島田学園	磐田東	
男子		433			1,068		
女子	1,552		1,104	1,453		863	
高校	興誠	西遠	誠心	信愛	浜女商	海の星	合計
男子	1,402			6			3,694
女子		983	1,094	1,407	851	945	21,798

（静岡県教育関係職員録昭和56年度版より算出）

徒は，公立校で11校・約12,000人，これに私立女子校分を加えると52,000人もの数にのぼる。しかも公立校の場合，募集要項に「女子のみ」を謳わないまま選抜されてできている女子校である。それは明らかに女子差別であり，今なお底流として，貞淑な女子教育の慣習を守ろうとする保守的教育観が流れていることを認めないわけにはいかない。

b．男女共学校における女子制限の問題

女子差別の他の１つの問題は，共学校における女子希望者を制限している問題である。今日共学校でありながら，女子の数が極めて少数に抑えられ，選抜上明らかに女子を制限している高校が，公立共学校

53校中24校にのぼっている。その実態は藤枝東高の例で見ると，女子の在籍数は20%足らずで，学年別に見ると，男300人に対し女子70人ほどに限られている。この実態は，おそらく募集の事前措置として何らかの手が加えられたものと推測せざるを得ないであろう。しかもそれら高校のすべてが，各学区の中で大学進学の伝統校とされている高校ばかりであることを思えば，今後徹底的な改革の手が加えられるべきである（「研究録」第3集，Ⅲの2「総合選抜制実現への道」参照）。

② 差別のない男女共学制実現の展望

われわれの研究の結果によれば，公立校での女子校の存在，共学校における女子制限の理由は，きわめて根拠のない単純なものであり，例えば貞淑な婦女を育てることの必要を説く古い教育観，同窓生の伝統への郷愁，共学校改造への財政問題等がその主なものであって，その他の女子の能力限界論のようなものは，とるに足らぬ観念的な差別的解釈に過ぎない。

それにもかかわらず男女共学実現への道は，必ずしも安易ではない。現在国民の通念が大勢として女子差別観を否定する方向へ進んでいるとしても，この論を支持する古い勢力は依然として容易ならぬ根強さをもって残存しているからである。

そこでわれわれは，差別のない男女共学制への展望を見出すために，戦後の入試制改革の歩みの中で，共学を実現して今日に至っているいくつかの事例を調査分析し，そこから問題克服の教訓を引き出すように試みた。例えば女子校から共学校への島田高校，男子普通科を共学化した富士宮北高校などがそれである。島田高校の場合は，1949年の制度改革以来，教師と地域の支えの中で男女共学制を継続発展させて今日に至っている。また富士宮北高校の場合は，長年にわたる父母と教職員による地域運動に支えられて，普通科男子だけの中へ女子を入学させることに成功している。こうした事例のいずれを見ても，父母と教師の支えと統一した地域運動とが，共学化を発展もさせ，実現させていることが認められる。

われわれは今，受験競争の緩和をめざし，総合選抜制の導入を提起し

ているが，その実現のためにも，女子校及び共学校に於ける女子制限の解消はさけられない道である。したがってわれわれは，入試制度の矛盾と改革の方針とを大胆に訴えると同時に，父母と教師が統一した地域運動によって行政を動かした過去の教訓に学びながら，総合選抜制の実現と女子差別の解消に努力を傾けなければならない。

(5) 高校入試制度第2次改革案

① 総合選抜の意義と理念

この委員会は第2次改革案において総合選抜制の実施学区案を提案したが，それを裏づける理論的根拠と具体的な事実は，次のような問題であった。

ア．憲法第26条によって，すべての国民が平等に教育を受ける権利を保障されていることについては，本稿第1章に詳述されているが，すでに高校進学率がほぼ94%に達している現在，国民の教育機関としての高校教育が確立されるべき情勢となっている。

それにもかかわらず静岡県の現状は，異常に過熱した受験体制のもとに，義務教育から高校教育まで教育の正常な営みを混乱に陥れている。

イ．すでに本稿第1章において詳述されているように，真に国民教育機関としての高校教育を確立するための基本原理としては「高校三原則」（総合制，男女共学制，小学区制）があげられる。これを直ちに実施に移すことが理想であるが，当面実現の可能性がある改革案としては「総合選抜制」が考えられる。その主要な目的は，現在の単独選抜制によって生じた高校間の格差を，「総合選抜」を行う高校の間で解消することにある。

ウ．静岡県の総合選抜は，まず実現可能な地域の公立普通高校の間で実施され，次に公立の職業高校の間で，そして普通高校と職業高校から発展的に改革された総合制高校の間で行われていくことが望まれる。そこからさらに公立と私立高校の間でも検討されていかなければならない。

エ．「総合選抜」の実施は，小学区制の確立につながるばかりでなく，同時に男女共学の確立，総合制高校の実現を可能とする。しかもこうした意義をもつ「総合選抜制」の実施は，理想としての「高校三原則」の実施に向かっての強力な第一歩でもある。

② 総合選抜制実施案

われわれは総合選抜実施の全国状況（「研究録」第3集，105頁）や先進県の視察（本書第5章参照）に学びながら，静岡県における実施案の構想を立案する作業をすすめたが，この場合次の諸点が留意された。

ア．1978年に提示された「第一次改革案」を構想の基本とする。

イ．総合選抜制実施にむけての基本的な考え方をほぼ次のように規定する。

○ 同一学区（地域）に2校以上の普通高校があれば，総合選抜を実施する。郡部などの普通高校が分散し，地域の学校としての性格をもっているところでは小学区制を実施する。

○ 学区は第一次改革案として提案された17学区案をもとにするが，必要に応じて縮小細分化していく。

○ 全県的視野にたって総合選抜制の実施案を提示するが，現実的には実現可能なところから実施にふみきっていく。

○ 総合選抜の実施にあたっては，市立高校（3校）をその中に含める。

○ 現在ある公立の女子単独校（11校）は男女共学にし，総合選抜に含める。

○ 今後新設されていく普通高校も，総合選抜に含めていく。

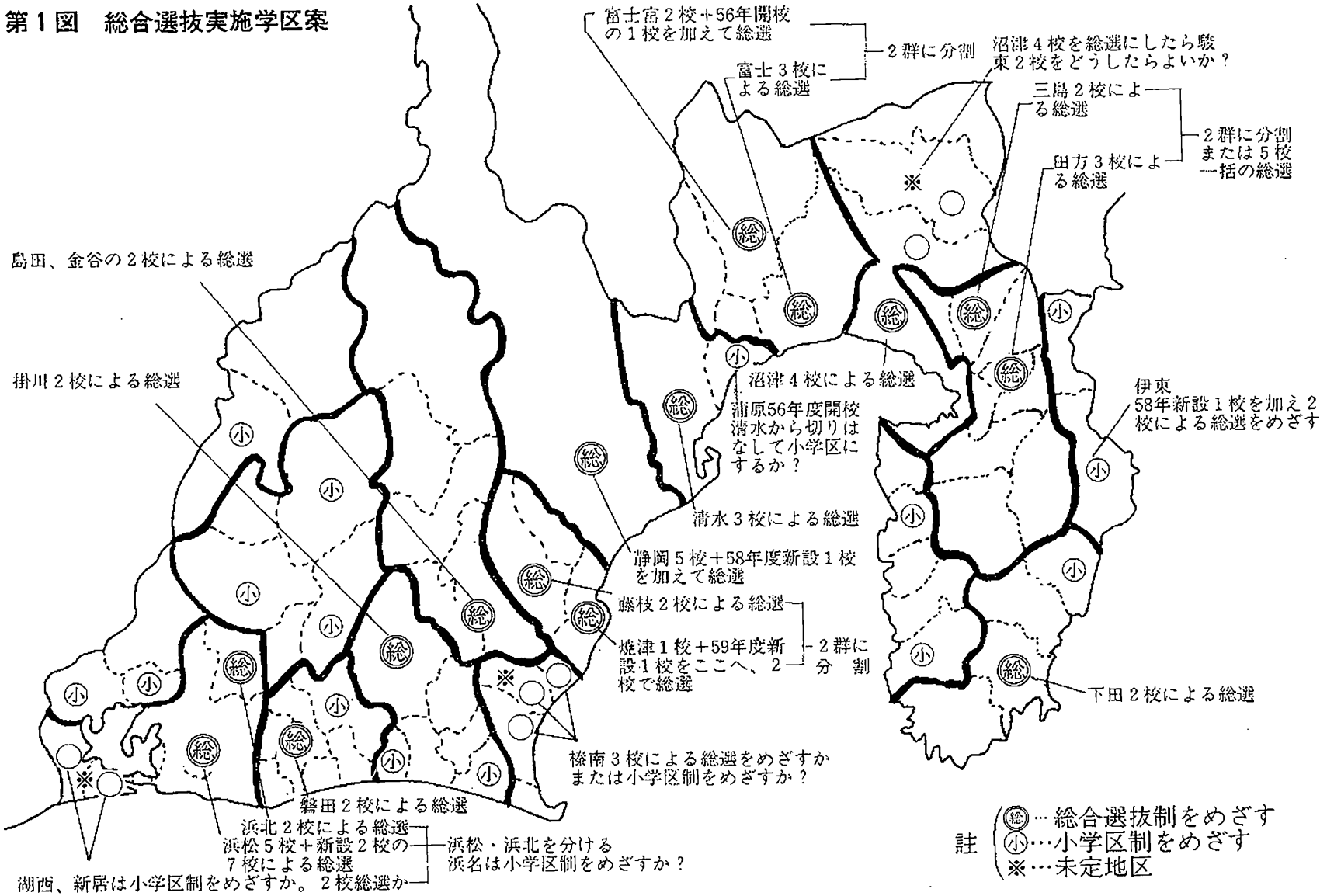
ウ．合格者を各学校へ配分する方法を次のように考える。

○ 学力均等配分の方法をとる。これは学校間の格差を解消するという，総合選抜の目的から考えて最も重要な点である。

○ 通学距離を考慮して，居住地を加味した配分をする。これは通学困難を緩和するためであるが，学力均等配分を優先しながらも居住地を考慮していく。

○ 男女の比率をほぼ均等に配分する。これは現実に11校の公立女子

第１図　総合選抜実施学区案



単独校と，かなりの普通校がとっている女子制限の実態をなくし，完全な男女共学制に移行させるためである。

そこで具体的に静岡県の「総合選抜制実施学区案」を図示すれば，第1図（P59）のようになる（「研究録」第3集，71頁参照）。

「第二次改革案」としてここに提起された実施案の要点は，要約すると次のような諸点である。

a．全県的な視野から検討し，まず15地区（図の中の㊐の地区）で実施するのが望ましい。このほかに，3地区（※）については，総合選抜制導入が妥当かどうかを，該当地区で検討することにして未定地区とし，ほかの16地区（㊘）は小学区制をめざすのが望ましい。

b．この実施案では，当然，学区の改編が伴ってくる。改革17学区案に従って作ったものであるが，さらに学区の細分化，縮小化の地区も出てくる。

c．実施時間は，できるだけ早期に実現されることを期待する。また県立高校新設計画の実施にともない，該当地区においては，新設校の開校にあわせて実施に踏み切るべきである。

d．実施にあたっては，これと併行して高校新増設を促進する必要がある。

なお各学区の詳細な実施要項については，「研究録」第3集（74～76頁）を参照されたい。

Ⅳ. 望ましい高校教育の実現のために
(1981～1985年度)

1．高校入試をめぐる状況

1980年代の日本の情勢は，いわゆる高度経済成長の矛盾が激化し，その政治的・社会的歪みがもたらした教育の荒廃は，非行・暴力・いじめの現象となって表面化しつつあった。

これに対して行政当局は，臨時教育審議会を設置し（1984年），一方に自由化と個性主義によって問題解決の方法をさぐると同時に，他方に道徳教育や愛国心によって教育の引き締めを図ろうとした。しかしその結果は，ますます自由競争の原理のもとに入試体制を激化させることとなった。

一方，静岡県教育委員会の行政姿勢も，中央に直結する県政を標榜しつつ，国の教育行政に追随すること以外に，何ら独自の教育政策をもつことができなかった。

特に高校入試問題については，生徒急増対策として，必要な26校に対しわずか15校の新設を計画しているに過ぎず，不足分は学級増と定員増で埋め合わせようとしている（本稿第３章第３項参照)。

また，普通科志向が強まる中で，職業高校には年々深刻な問題が生まれ，産業・経済界の潮流の変貌から，時代にそぐわない職業科も生まれてきている。それにもかかわらず，これに対応する改革が行われていないため，職業高校のレベルは必然的に下降傾向を示し，そこに学ぶ生徒の学習意欲の欠落，退学者の増加等，ますます内部矛盾を深めて来ている。

さらに私立高校は，生徒数の急増急減期を見込んで，教育水準のレベルアップと目玉教育の模索に躍起になり，今日では足切り制を導入する私立高校すら目立って来ている。

こうした状況の中で，僅かながら高校への進学率が低下す

静岡県の進学率の変化

年度	進学率
1979	93.4%
1980	93.1%
1981	
1982	
1983	
1984	
1985	92.6%

る傾向が現れ始めている。それは決して進学希望の低下を意味するものではなく，生徒急増による足切りのため進学できない者が，定時制や専修学校へ流れたことによる現象である。ちなみに静岡県の1985年の進学率を他県との比較でみると，全国第42位に止まっている。この傾向は必然的に受験競争を加熱化させ，企業経営による乱塾傾向を生み，子どもたちは昼夜にわたって入試地獄の中で悩まされる結果を招いている。

2．研究の課題

前述の高校入試をめぐる状況をふまえて，この委員会が取り組んだ研究課題は次の通りであった。特に第3期の研究は，第1期，第2期の研究をも含めた総集編とする方針を定めたため，「望ましい高校教育の実現のために」という大きな目標のもとに，下記のような研究課題と取り組むこととなった。

(1) 改めて望ましい高校教育の基本理念を明らかにする。

(2) 公立校の現行入試制度を再検討し，その問題点を整理し明確化する。特に職業高校については，実態調査を実施して問題点を分析する。

(3) 公立高校について，第1次，第2次の改革案も含め，当面取り組める改革案を明らかにする。

(4) 私立高校の問題点を分析し，入試制度の改善策と課題とを明らかにする。

(5) 望ましい高校教育実現のため，総合制高校のあり方と，その実現のための展望を明らかにする。

(6) 入試制度改革の運動は，どうあったらよいか，その方法と展望を明らかにする。

3．研究の概要

(1) 新しい高校の在り方

① 基本理念の衰退と危倶

今日の高校入試制度の諸問題を分析し，望ましい高校教育のあり方を追究するためには，何よりもまず戦後教育の基本原則に立ちかえりこれをふまえながら，改めて望ましい高校教育のあり方と展望を明らかにする必要があった。

言うまでもなく，戦後教育の基本理念・制度・内容・方法等のすべては，日本国憲法・教育基本法の精神によって成立している。すでに第1章に詳述されているように，この憲法は，すべての国民に教育を受ける権利と共に普通教育を受ける義務を負わせているが，さらにその理念と内容とを教育基本法によって具体的に明示し，いわゆる平和的・民主的教育の在り方を規定しているのである（本稿第1章及び「研究録」第5集，1「望ましい高校教育の在り方」参照)。

このように，戦後教育の基本原則は，国民教育と国民の教育権を主軸に展開されたのであるが，その後政治の右傾化にともなって国民教育の基本原則は時とともに大きく揺らいでいる。すなわち教師の政治的行為の制限，道徳教育の復活，教育委員の任命制，勤評の実施，教科書の検定制度，管理職，主任手当の支給等々は，その顕著な表れといってよい。それはかつての国家教育権の復活であり，まさに新しい国家主義教育の台頭を意味している。今日，戦後政治の総決算と称して，行政改革，教育改革などがすすめられているが，とりわけ教育改革の内容を見ると，とりもなおさず，国家教育権の総仕上げを目ざすものと言うべきである。

すなわち1971（昭和46）年に出された中教審路線，そして，1984（昭和59）年に設置された臨教審の答申にみられるものは，いわゆる新国家主義であり能力主義であり，財界の要請に応える人づくり政策である。われわれはこうした反動的教育政策に深く注目し，民主教育・国民教育の理想を守ることに全力をつくさなければならない。

② 現在の高校教育の問題点

われわれの求める「望ましい高校教育」については，本稿第1章及び第2章に詳述されているが，学校教育法には「高等学校は，中学校の基礎の上に，心身の発達に応じて，高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする（第4章）と規定されているように，今や高校教育は，国民の義務教育的性格をもっていると言ってよい。こうした高校教育の基本的性格から必然的に，高校入試改革の諸条件ー入試の廃止・小学区制・男女共学・総合制・授業料の無償などの要求が生まれてくるのである（本稿第1章参照）。

③ 総合選抜制の実施を望む

前述のように望ましい高校教育から言えば，高校入試は廃止すべきであるが，現在のきびしい受験競争の緩和，輪切りの受験体制や高校間格差の解消のためには，われわれはさしあたり総合選抜制の導入を提案する。すなわち「同一学区内の高校（同一課程・同一学科）の定員合計に当たる合格者を決定したのち，学力均等・男女比均等・通学距離を考慮の上各高校へ配分する制度」である。

職業高校の問題は，総合制高校の実現によって解消されるが，それまでの対策として，1年では主として普通科教育を履修し，2年進級時で転校，転科の方法の採用が考えられる。

私立高校については，大幅な教育費の助成によって，公私立間の教育条件の格差を解消することが急務である。そのうえで，私立高校も総合選抜制へくり入れることも考えられるであろう。

これらの改善策は，地域により考え方や条件に差異もあるので，総合選抜制については，可能なところから実現をめざして努力していくべきであろう。

(2) 職業高校・私立高校の実態調査

① アンケート調査

職業高校のアンケート調査は，当教育研究所が1981（昭56）年9月に静岡県高教組の協力を得て行った。調査対象は8高校の1年～3年の生

徒934人であった。また私立高校のアンケート調査は，1982年９月～11月に当教育研究所が，私立高校教職員連合の協力を得て私立高校生を対象に実施した。中部地区４校，西部地区１校，男子41名，女子147名，合計188名の生徒から回答が寄せられた（「研究録」第５集，「望ましい教育の実現のために」27頁以下参照）。

② 職業高校の実態

ａ．輪切りの進路指導による不本意入学

高校進学の中学生とその親が，希望する高校の大部分は普通高校である。その主な理由は，①大学進学希望があること ②職業高校に対する社会的評価の低下していること ③高校入学時に将来の進路を決定するのは困難であること，などである。このような普通科志向の増加に対して，受け入れる公立普通高校の数が限られているため，希望した高校に入れない多くの生徒がやむをえず入学している。

ｂ．高校の内容の理解不足

希望しない学校にふりわけられる者が多いため，その内容についての理解が不足することになる。そこで昭和57年度から夏休みに１日体験入学制度をとり入れ，その内容を理解させようとつとめているが，しかしこの時点で職業高校を希望した者が，その後成績によって私立高校へ希望変更を余儀なくされ，また普通科志望の者が，職業高校へまわされることがあるため，結局この体験入学制度も十分には生かされてはいない。

ｃ．学習意欲の低下（勉強しない高校生）

工業・商業・農林を問わず，高校生の家庭における１日の学習時間が30分未満のものが，いずれも50%以上あるということは驚くべきことであり，しかも一般の中学生より学習時間が少ないということは，いかに学習意欲が低下しているかを物語っているといえる。その原因については，第１に考えられることは，輪切りによるふりわけによってやむを得ず入学したため，学習の目的意識がはっきりしていないこと，第２には劣等感からの意欲低下，第３には中学時代に入試めあてのつめ込み学習を強いられたため，その反動として学習に興味が持て

なくなった場合，などがあげられるであろう。

d．職業高校の生徒の悩み

「進路を誤った，大学進学を考えるようになって困っている」と答えた者が20%程度あった。輪切りによるふりわけが，進路の選択を結果的に誤らせたものと言えよう。また「現在の学習が将来生かせるか，大変不安に感じている」ことや交錯通学，怠学，非行，中途退学等について，悩み苦しむ姿が，アンケート調査結果の中から浮かび出ている（「研究録」第5集，25頁以下参照）。

③　私立高校の実態

a．不本意入学者が多い。

アンケート調査によれば，中学3年生の初めに現在校を希望していた者は少なく，他の高校へ進学したいと希望していた者が多い。進学にあたっては輪切りをめぐって生徒と教師の間にさまざまな指導・助言，があったことが推測される。

b．満足度が低く，学習意欲に欠けている。

学校の教育方針になじめない者や，科の内容についてもあまり理解していない者が多く，また不満をもつ生徒の中には，転校の意志を持つ者もある。こうした現象が，退学あるいは問題行動へとつながる要因となっているのではないかと思われる。

c．学校生活の悩み

第1は，「学費がかかりすぎる」ことであるが，これには授業料や遠距離通学による交通費などが含まれている。第2は「現在学んでいる専門知識や技能が将来の職業に生かせるかどうか不安」であり，これに関連して「教室の中に勉学の雰囲気がない」こともかなり多くなっている。第3には，「学習内容がむずかしくついていけない」があげられている。こうした生徒の悩みは，現行の入試制度のもつ大きなひずみが現れた結果であると考えられる。

d．学校生活に対する生徒の不満と要望

アンケートに現れた生徒の意見は，下記のとおりである。

ア　生活規制

○ 持ち物・服装など，あまりきびしく規制しないでほしい。

○ 生徒の扱いは公平にしてほしい。

○ 先生の生徒に対する暴力はやめてほしい。

イ　教育条件

○ 学費を安くしてほしい。

○ 食堂や合宿所を整備してほしい。

○ 不必要な所に金をつかわないでほしい。

ウ　授業などの指導

○ 楽しく授業をすすめるよう，教え方を工夫してほしい。

○ 1時間に教える内容が多すぎて，ついていけない。

○ 部活動があまりにも長く，きびしすぎる。

以上の意見を要約すると，第1は生活規制に対する不満であり，第2は教育条件の整備に対する不満と要望であり，また第3は教師の指導に対する不信感である。こうした生徒の不満と要望とは，現在の私立高校のかかえる矛盾を具体的に現したものと言えるであろう（「研究録」第5集，「高校入試第3次改革案」64頁参照）。

(3)　高校入試制度第3次改革案

①　普通科高校の入試改革

普通科高校の改革については，すでに第1次案を基礎として第2次案が検討されてきた（「研究録」第3集参照）。基本的には必ずしも全く新しい構想ではないが，研究第3期に入ってから，新設高校の設立が実現されたので，その点を組み入れて新たに再提案することとした。

第2次案でも各地区について，具体的な実施案や問題点にふれているが，第3次案は，さらに三島田方・沼津駿東・静岡・志太榛原・浜松などの5地区について掘りさげて検討を加え，案の具体化を確かなものにした（第2図・69頁）。例えば志太榛原地区においては，学区が広域であるため高校のランキングによるきびしい選別の結果，苛酷な交錯通学が行われ，普通科高校への開門率は志太地区36.4%，榛原地区64.6%で

あり，その差は28.2%で，志太地区の普通科指向は大変きびしくなっている。また女子単独校の藤枝西高は新設校ができることによって，いわゆるそのランキングが下がったといわれている。このように現行学区の中では，かなり多くの問題があるため，新しい改革学区においては，数表や図を示しながら，矛盾や問題点がかなり改善されるであろうことを示唆し，証拠づけた（「研究録」第5集，35～50頁参照）。

② 職業高校の入試改革

職業高校の現状は，すでに前項に述べたように，いわゆる輪切り方式によって公立普通高校からはみ出した者の受け入れ場となっている場合が多い（「職業高校の実態」参照）。しかも内部の科目が多様化するにつれて志望の科へ入れない者が生まれ，総じて学習意欲が低下する傾向が現れている。こうした状況にある職業高校の改革へのとりくみは容易なことではないが，以下に改革の方向を提示した。しかし，具体的な実施案については今後の研究に待つこととした。

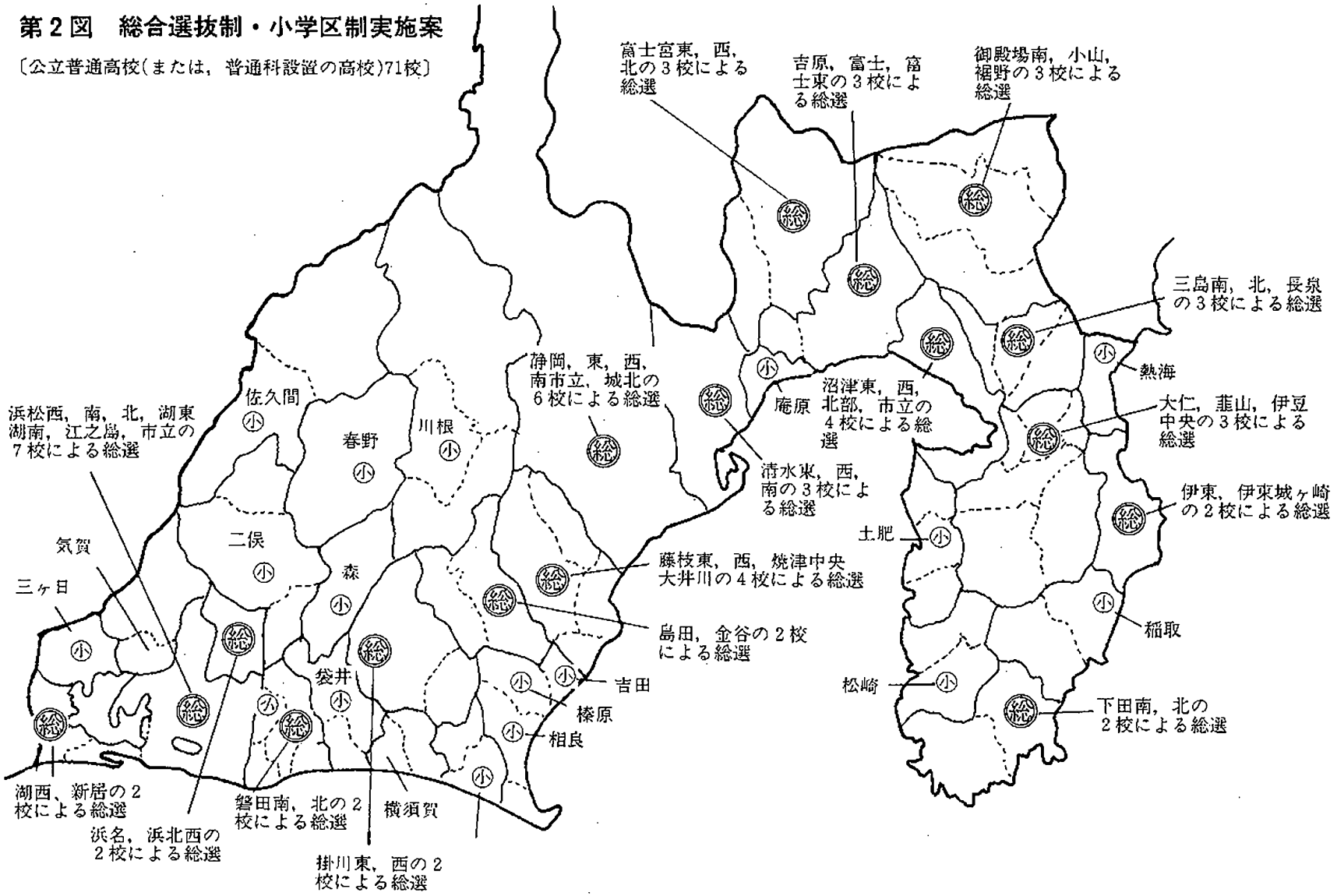
a．「くくり募集」と学科の見なおし

現状では，かなり共通性のある科についても，募集はそれぞれの科ごとに行われているが，田方農業高校・藤枝北高校では，農業科と園芸科，磐田農業高校では農業科と畜産科を合わせて80名というように募集している。このように複数の科をくくって募集することにより，一つの高校の中での科による格差を解消することが可能になる。この「くくり募集」は共通に学ぶ教育課程を検討し，充実させていくことは，農業高校だけでなく，工業高校や商業高校でも実施できる方法であると考えられる。

また職業高校では，多様な学科・科があって，生徒の能力に応じたコースを選ぶようになっているが，現在の入試制度のもとでは，かえって各科の格差をつくり出す原因となっている。そこでこれらの学科・科を見なおし，共通性のあるものを一本化し，第2年次以後に選択コースを決定する方が合理的である。例えば経理・事務・営業・情報処理等の科を「商業科」として単純化する。この方法は，工業高校・農業高校においても検討されるべきであろう。

第２図　総合選抜制・小学区制実施案

〔公立普通高校(または，普通科設置の高校)71校〕



b．普通科の併設，総合選抜制への組み入れ

言うまでもなく，高校進学の希望者が普通高校に集中していることが，受験競争激化の主要な原因となっているが，その対策の一つとして，職業高校に普通科を併設して，総合選抜制の中に組み入れることが考えられるであろう。

この方法は単なる入試対策としてではなく，職業高校の基本的性格を変え，職業教育と同時に普通科の学習をも可能にする新しい構想である（「研究録」第5集，54頁以下参照）。

③　私立高校入試制度改善の課題

私立高校は，その自主性が尊重されるべきであると同時に公的な性質をもっていることが基本原則とされている（「研究録」第5集，58頁）。静岡県の高校進学率は，1985（昭60）年度において94.0%に達しているが，そのうち，私立へ入学している生徒数はその3分の1を占め，特に都市部においては，私立学校が多数集中しているため，公立と私立は高校教育の車の両輪のような存在となっている。したがって，「教育の機会均等の原則」実現の意味で私学助成の積極的な推進が要求されることは当然である（前出「研究録」第5集Ⅱ～Ⅳ参照）。したがって改善すべき私立高校の問題として，次の3点があげられる。

a．併願と入学金の問題

私立高校の入学金を公立並にすること。しかもその納入も，公立高校の合格発表後とし，また併願者で公立へ行く者には，入学金を返却することが望ましい。そのためには，私学助成金を増額すべきである。

b．科・コースの改善

多くの私立公立では，学科やコースを細分化する傾向が認められるが，むしろ学科の枠を大きくまとめ，入学後に希望のコースを選択させることが望ましい。

c．入試方法の一本化

現在の入試制度では，学区ごとに公・私の高校間格差が生まれているため，自ら私立は不利な立場におかれている。そこで私立高校への公費助成金を増大することによって教育内容や設備を充実し，入試選

抜を一本化することが可能である。すなわち私立高校の「総合選抜制」への参加が可能となるであろう。

④ 総合制高校をめざして

いわゆる「総合制」については，戦後まもなく発表されたアメリカ教育使節団報告書の中で，高校の形態としては comprehensive であることがのぞまれるとし，さらに，1947（昭22）年の文部省による新制高校の手引き書の中では「総合的な学校」が望ましいとも述べられている（「研究録」第5集，71頁参照）。

このような「総合制」とは，一つの学校に商業・工業・家政・農業・普通の課程を別々に設置する「総合制高等学校」のことであり，地域の青年の教育要求を満たすものであるとされている。1950年当時は高校進学率は約43%であり，経済成長も極端に低い時代であったため，この形態は，ほとんど矛盾や問題も指摘されることがなかった。ところがその後，進学率ほぼ94%，潜在的希望者は100%に近くなり，経済成長によって国民の教育要求の高まりに支えられて，この「総合制」に関する考え方は多くの問題を生むこととなった。すなわち普通科志望が激増することによって，いわゆる普通科高校と職業高校が成立して学校間格差が生まれると同時に，職業高校においては，新たに学科間格差さえ生まれている。要するに高校教育の内容を細分化し，多様化をはかればそれだけ格差を生む結果となっている。

総合選抜制の提唱の目的の1つは，この格差をなくすことである。

われわれの提言する「総合制高等学校」は，普通科と職業科を区別しないで，1つに統合した同一クラスとし，基礎共通科目のうえにつくられた選択制と単位制を軸とする形態の高等学校である。その学習方式としては，生徒がカウンセラーの指導のもとに，用意された多くの科目の中から自主的に選んだものを学ぶ形がとられるのである（「研究録」第5集，71頁参照）。

われわれは現在の高等学校をこのように改編していくことが，憲法が保障している平等な教育を受ける権利の実現の第一歩であり，教育基本法にいう人間の具えるあらゆる能力をできる限り発達させていくことに

つながるものと考える。そのためには学区は小学区とし，さらに男女共学の原則を確立して，地域社会の教育的要求に即しつつ，子どもの利益につながる教育課程を編成した，いわゆる「地域の高等学校」としての総合制高等学校の実現を提言する。

V．高校入試制度の改革運動

この研究委員会は，入試制度の当面する課題とその改革案を作成することを目標として，ほぼ9年の歳月にわたって研究を進めてきた。この間研究の歩みは，高校教育の本質論から具体的な全国の状況の解明にまで及び，さしあたり静岡県において実現可能な改革案を提示することとなった。言うまでもなく，われわれの成案を実現するための運動の主体は，静岡県教職員組合自身であるが，研究所としてはこの運動の支えとなるために，1961年以後も組織の一部を保存すると同時に，組合員や父母に対する啓蒙と普及の活動を進めてきたのである。

1．高校入試制度に関する他府県の調査

1979年――兵庫県教組・兵庫県高教組・兵庫県明石市教組・兵庫県明石南高校・京都教育センター

1982年――岡山県教組・岡山県高教組・岡山県岡山南商業高校・岡山県岡山工業高校・京都府田辺工業高校・三重県教育委員会・三重県津西高校・三重県守治山田高校

1984年――東京都教育委員会・京都教育センター・岡山県教育委員会・岡山県玉野光南高校・山梨県教育委員会・山梨県甲府東高校・埼玉県教

育委員会・埼玉県新座総合技術高校・千葉県東金高校
1985年――山形教育委員会

これらの視察調査で，われわれは高校入試制度のあり方と改革運動について，大きな示唆と教訓とを学びとることができた。その要点は，ほぼ次のような問題である。

a．総合選抜制度実施へ向けての運動の方法。
b．総合選抜制度の持つ意義と予想される反対論への対応を知ったこと。
c．総合選抜制実施上の具体的選抜方法。
d．総合制高校の歩みの歴史と取り組み方。
e．男女共学を実現していくための運動のあり方。
f．私学助成の現状と対策。
g．新しいタイプの高校の実情。
h．他界の公立女子高校の現状と問題点。

（詳細は，前記「研究録」第5集，76頁以下参照）。

2．高校入試制度研究シンポジウム

研究第1期においては，本研究所の研究内容の中間発表を中心に，所員がパネラーとなり各地域代表の教師と意見交換する形をとった。1977年12月－富士市，1978年1月－浜松市，1978年2月－清水市の3回が開催された。その後一時中断され，1982年より再開された。ここには1982年以降について，概略を記す。

われわれが主題としてかかげた「高校入試を考えるシンポジウム」は，「総合選抜制とは何か」「その実現によって高校入試制度上の問題はどう克服されるか」などの問題について，多くの父母や教師に理解してもらうためであった。

① シンポジウム実施状況

1982年10月9日　三島市・働く婦人の家　76名参加
1982年11月20日　浜松市・浜松教育会館　184名参加　父母　125名

1983年7月2日	沼津市・労政会館	112名参加	教師　460名
1983年11月26日	藤枝市・志太教育会館	128名参加	計　585名
1984年10月27日	静岡市・ブラザービル	85名参加	

② シンポジウムの主題－「高校入試制度の現状と問題点」「静岡県の総合選抜制実施案」

③ シンポジウムの成果と教訓

シンポジウムは，県下東・中・西部の各会場で5回催された。開催に当たっては，改革案の概要を所報「教研しずおか」別刷にまとめて配布することを試みた。さらに静岡市での開催に当たっては，父母向けパンフレット「子どもに明るい未来を」－静岡県の高校入試制度改革案＃も編集して配布し，参加者の理解をいっそう深めるよう努力した。こうした運動の結果，5会場参加者合計は，父母125名・教師460名・計585名であった。

〔成果と教訓〕

ア．総合選抜制についての理解を深めることができた。

イ．マスコミの関心も強く，朝日・毎日・静岡・中日新聞など好意的に報道した。

ウ．三島市でのシンポジウムが教育新聞「静岡県版」で取り上げられた。

エ．総選制が普通科高校を対象としているのに対して，「職業高校・私立高校の問題こそ矛盾は大きい」という沼津の参加者の強い発言があったが，今後そうした願いにも改革案は答えていかなくてはならない。

オ．運動を地域に根づかせ父母と共に運動の輪を拡げていくためには，組合各支部に「入試制度改革の運動センター」というようなものが組織される必要性を痛感した。（「研究録」第5集，「望ましい教育の実現のために」81～82頁参照）

3．運動の進め方

総合選抜制実現のための改革運動について，その組織化・活動の展開など，について前述の研究をふまえつつ，具体的取り組み方について次のように提

言した。

(1) 静教組各支部に，高校入試制度改革をめざす運動の準備組織をつくる。できるだけ高教組と統一して準備組織を作るべきであろう。

(2) 高校入試制度改革の地域運動組織は，教師・父母・各種団体をもって構成する。

(3) 地域の運動センターは，地域の実状を考慮し，柔軟で創意に満ちた活動を展開する。

(4) 地方議会・行政機関に働きかけ，要求実現の理解を求める。

地域運動の中で掘り起こされた父母の要求（高校増設・男女共学化・私学助成の拡大・40人学級の実現など）と総合選抜制実現の課題を結合し，その要求をもって議会・行政当局へねばり強く働きかける。同時に校長会・高等学校・PTAなどにも働きかけ，合意を求める。広範な父母に対する署名運動なども有効な手段として考えられる。

(5) 全県的な運動センターは，静教組・高教組が中心となって組織する。（「研究録」第5集，VI－4「高校入試制度改革の運動と今後の展望」参照）。

〔註記〕 運動を進めるための資料

1.「新しい高校をめざして」――総合選抜制の実現を（職場・地域学習資料）
（教育研究所，1982年10月刊）

2.「子どもに明るい未来を」――静岡県の高校入試制度改革案
（教育研究所，1985年10月刊）

VI. 今後の課題

本稿第一章・第二章に詳述されているように，静岡県の高校入試制度は，普通高校の中（大）学区単独選抜制と職業高校の細分・多様化制，及び強い

私学依存の体制という，極めて多くの矛盾と問題をふくんだ方式である。

われわれの研究は，発足以来9年の歳月を投入し，その間第1次，第2次，第3次の具体的な入試改革案を作成し提案してきた。すなわち新しい民主教育の理念のもとに，小学区制を基盤として男女共学と総合制教育とを実現するための入試制度を確立することであった。この研究を通してわれわれが到達した結論は，いわゆる総合選抜方式による入試制度を実現することによって，現在の高校教育の矛盾を解決するための第一歩をふみ出すことであったのである。

今やわれわれは，この研究成果をたずさえて，すべての父母や子どもたちの悩みを解消し，民主的で豊かな高校教育の実現に向かって力強く前進する努力を惜しんではならない。そのための目標として，当面する下記の諸問題を指摘することとした。

1．民主的な教育行政の確立　（国民による国民のための国民の教育の確立――そのための民主的な教育委員会制度へ）。

2．民主的な学区制の確立　（義務教育における「通学区域弾力化」阻止，高校教育における小学区制の確立，将来における高校入試の廃止）。

3．男女共学の完全実施　（「公立女子校」を廃止するための強力な行政指導）。

4．高校における普通科と「専門科目を主とする学科」の再検討　（「多様化」が本当に子どもの幸福につながるのか）。

5．推薦入学制の再検討　（客観的な推薦基準の困難等の問題を含め，中学校及び高等学校の相互の納得と明確な回答が得られるまで，直ちに中止すべきである）。

6．差別と選別を強め，小学校の段階から受験教育を生ぜしめる「6年制中等学校」の阻止。

7．「生涯学習教育」，「インテリジェント・スクール」の批判的検討（義務教育における「6年制中等学校」，高等学校における「多様化」をはじめとする教育における差別と選別を本質的に解決することなしに行われることの意義――現状の教育制度より生ずる問題を存続，拡大，再生産することにならないか）。

地域と子ども研究委員会

Ⅰ．民話の研究

1．研究のねらいと研究経過

(1) 研究のねらい

戦後高度経済成長にともなう地域開発は，日本の豊かな自然と歴史，地域の生活，文化遺産を無残に破壊してきた。

わたくしたちは，こうした自然を荒廃させる地域開発反対の立場に立って，その政策変更を要求することが必要だと考える。そのために教育研究所は，子どもの成長と豊かな未来を願う教職員として，開発の及ぼす自然破壊の実相を究明し，失われようとしている郷土の歴史・文化・生活の遺産を再発掘し，保存あるいは再生して，将来に伝達する仕事に取り組むことが大切であると信じている。

また，子どもたちは，共稼ぎを余儀なく強いられる両親からは，うるおいのある親子関係を断念させられている。さらに，進学に伴う子どもどうしの競争意識をあおる教育を取り巻く状況からは，かろうじて保たれる学校の運動場を遊び場とする以外は，共通の広場を持つことができないのである。子どもの正常な発達にとって，本来欠かすことのできない遊びを失ったこのような子どもたちの有様をみる時，わたくしたちは，事態の深刻さを感じないではいられない。

そこで教育研究所は，子どもの幸福な成長と豊かな未来の実現とを願うわれわれ教職員の立場から，開発の及ぼす自然破壊の実相を究明し，それに伴って失われようとしている郷土の歴史・伝承文化・生活の遺産などを再発掘して，保存あるいは再生し，将来に伝承する仕事に取り組むことになったのである。

このような観点から，教育研究所設立と同時に「地域と子ども」研究委

員会が設置され，次のような研究のねらいを設定した。

① 地域開発の及ぼす自然・生活環境の破壊について，その実相を明らかにし，その結果起こる子どもへの影響を調査究明する。

② 郷土の埋もれた歴史的な文化遺産を掘り起こし，その保存と再生を図るとともに，将来への伝達について研究する。

③ 地域の子どもの学校内・外における生活実態を調査検討して，問題点を明確にし，子どもの健やかな成長を促すための対策を究明する。

(2) 民話研究の目的

郷土の埋もれた，歴史的な文化遺産を掘り起こし，その保存と再生を図るとともに，将来への伝達（生活に生かす）について研究する。

(3) 研究テーマ

郷土の埋もれた民話の発掘・採集と活用（郷土芸能を含む）。

(4) 研究テーマ設定の理由

郷土に埋もれた歴史的な文化遺産の中で「民話と伝説・神話」を取り上げる。現在民話ブームといわれるほど民話に対する関心が高まり，各地で民話の採集・再話がされている。しかし各地域のみで全県統合したものがない。それは，各地で個人的な規模で行われているためである。各地域における優れた研究者の協力を願って，県内の民話の集大成をしたい。現在民話は，次第に消滅の方向にある。早急に採集・再話し記録に残さないことには，死滅する恐れがある。また，民話の採集において個人的規模や少人数の組織では困難な状態になっている。それに県内の民話の発生・伝播・分布を調べるためには，組織的な研究を必要とする。

このようなことから，今回民話を研究の対象としてとりあげ，研究テーマを設定した。

2．研究の課題

(1)　「民話」をとりあげた理由

地域に語り継がれている口承文芸である民話には，その地域の人々の生活感情が盛り込まれており，地域の特色を把握するためには貴重な文化遺産である。また民話は，現代生活が進むと消滅する運命にあり，発掘・採集を急がねばならない。これらの発掘・採集の仕事は，個人や地域の１グループ等では手に余る。教職員組合等のように，全県的な組織を持つ機関が取り上げねば困難であることが考えられる。加えて民話は，発掘・採集されただけでは意義がなく，次代へ伝承してこそ，地域に生きる文化財となるものである。そのため教育実践の中に取り上げることが大切であり，これを成し得る者は我々以外に適任者はいない。

(2)　静岡県の民話伝説の総しらべ集大成の発想

静岡県では，すでに民話に関心を持つ教師たちの間で，国語の教材として民話を取り上げたり，子どもたちの手で地域の民話を掘り起こしたり，劇化・紙芝居，あるいは図工科の教材として民話を取り扱い，再話・再創造を実践している。

また静岡県教育委員会でも，青少年文化運動として「子どもたちのほりおこした静岡県の民話と伝説」の集録があり，すでに第２集を刊行している。

これらの多くの実践は，現時点ではそれぞれが独自に取り組んでいるのである。したがって重複が多くある。徒労とまではいわないが，かなり非能率的なものもあるし，部分的に行われているため，相互間の連絡，いわば横のつながりがない。ここに，各地の総合的究明の方策が必要となる。地域の特性が明らかになることは，地域教育にとって重要な要素となるものであり，地域における教育は，新しい進展をみるものであると考えられる。

(3) 民話・伝説の総しらべ，集大成の意義

静岡県の民話の現状について，鎌田久子氏（成城大学教授）が次のように述べている（「ふるさと百話」第1巻，静岡新聞社刊）。

静岡県には昔話が少なく，伝説化されたものが多いことを指摘し，「県下の昔話，伝説集は，読み物としてのものはあるが，一つ一つ語った者，これを話者というが，この話者と聞きがきをした調査者の明確なものが少ない。」

現在，静岡県の民話に関する文献は，「伊豆の民話」「駿河の民話」「遠江の民話」「伊豆伝説集」「遠州伝説集」等々が出版されている。この他，民話の研究を地域で進めている人たちの手で，活版で，ガリ版刷りでと，かなりの数の民話集が発表されている。だがこれらは，それぞれの地域を単位としているものであって，静岡県全体を対象としているものは皆無に等しいというのが現状である。

ただ「静岡県伝説昔話集」（静岡県女子師範学校郷土研究会編，昭和9年刊）が県下全域を対象とした唯一の資料であるが，これとても県下全ての地域から集録しているとはいえない。かなり地域的な偏りがみられるのである（宮内卯守「静岡県の民話と伝説」—「所報」No.3，1976年1月刊・所収）。

「民話は流動性を持っている」（「民話の再発見」吉沢和夫著・大月書店刊）ものであるから，現在採集するものも，厳密にいえば原話ではなく，再話というべきである。しかしそれでも現時点で採集し，記録することは，民話が流動性を持っているからこそ必要となるといえる。記録にとどめることによって時間の流れの中で，あるいは地域での比較研究の資料となるのである。

また，「民話が常になんらかの形で民衆の現実生活と関連を持っている」（前出「民話の再発見」）のであるから，それぞれの地域における生活の変遷を知ることの手がかりとなるのであって，地域に根ざす教育が見直されている現在，貴重な資料ともなるのである。

それぞれの土地に生きる人たちの手で，自分の土地の民話を発掘しなければならないし，発掘した民話をまとめることが大切である。昔から語り

伝えられて来た民話には，何かがあるから，遠い昔から生き残り，その生命の火を灯し続けて来たのである。

それは何か，それは「ふるさとの心」ではないだろうか。私たちには「ふるさとの心」をしっかり現代の眼で見つめ，それを未来へと語り伝えなければならない義務と使命感があるのではないだろうか。

ここに民話，伝説の総しらべ，集大成の意義があるといえるのである。

(4) 民話研究の経過

研究目的として「郷土の埋もれた，歴史的な文化遺産を掘り起こし，その保存と再生を図るとともに，将来への生活に生かすための伝達について研究する」事を掲げた。

具体的には，県内に埋もれている民話の採集とその活用を図ることである。

まず第一段階として，県内にはどんな民話が，どこに在るのか実態を知るため，「総しらべ集大成」すること。

第二段階として，「総しらべ集大成」した民話を，教育実践の中に活用すること。そして，民話の伝承を実現させること。

県内の民話を「総しらべ」するため，教職員組合の組織を通して，まず各地の民話の収集を計画し実施したが，「総しらべ」の趣旨の徹底を欠き，実現できなかった。そこで計画を再検討し，研究委員による民話の収集を実施することにした。しかし全県を対象とするため，技術的に困難が予想された。そこで，次ぎのような3つの方法が考えられた。

① 研究委員の身近で「民話集」等，随時収集する。

② 研究委員自らが，可能な限り居住する地域の民話を採集する。

③ 研究委員による，民話採集の技術研修を兼ね実地調査を行う。

実地調査の対象地域の設定は，短時日のうちに有効な方法を計画するため，県内の主な河川の流域を調査の対象とした。その理由は，県内の主要河川の上流・中流・下流地域の三点を選び，その地域を横に結ぶことにより，地域の横断的比較研究ができる。また河川の流域を縦にとらえて，河川の水系による比較研究をする。そしてこの両者の研究を合わせることに

より，県内の立体的研究をすることにねらいをおいたのである。

そこで県内の主要河川として，天竜川・大井川・富士川・狩野川を対象として考えた。

まず天竜川については，県西部という考えと同時に，遠江国ということが考えられた。

大井川については，その源流が県内にある最長河川であること，遠江国と駿河国の境界線でもあり，江戸時代には幕府の政策上，架橋が禁じられていたという特殊な状況が，民話に与えた影響等を追求することができる。

富士川は，県東部の大きな河川であり，甲斐国・駿河国・伊豆国との関連が考えられる。

また，狩野川は，伊豆国における重要な河川であり，そして，伊豆の海岸線を調査することによって，天竜川・大井川・富士川・狩野川の下流地域を結ぶと，県内の海岸線における民話の比較研究が可能となる。

当初の計画では，第一期三カ年の間に，県内主要河川の流域調査を完了する予定であったが，研究委員がそれぞれ教育現場を抱えた中での調査活動では，時間的制約を強く受けるので困難であり，年一回の調査は，一地域が限度であることがわかった。そのため調査地域を次の地点とした。

第Ⅰ期・天竜川水系…水窪町，竜山村，竜洋町掛塚地区。

第Ⅱ期・大井川水系…静岡市井川地区，中川根町，大井川町・吉田町。

第Ⅲ期・黄瀬川（御殿場市・裾野市），狩野川（沼津市），富士川（芝川町・富士川町・蒲原町）。

３．具体的取り組みと内容

(1)　天竜川水系（第Ⅰ期）

①　第１年次…水窪町

ａ．予備調査　1976年（昭和51年）10月14日～15日

実地調査の計画をたてるために，共同研究者である静大の細井・小和田両先生に依頼し，水窪町へ事前調査に入ってもらう。調査の具体

的な地区の選定，宿舎の決定，調査に協力していただく方々の依頼，調査のための事前研究資料等の収集をする。水窪町当局の方，教育長さん，その他町の方々の御好意により無事終了。

b．本調査の実施　1976年（昭和51年）11月21日～23日

第一日目（11月21日）――朝から激しく雨が降る。午後予定した水窪地区の調査はできなかった。夕食後，雨が上がったので打ち合わせを行う。調査のねらいを再度確認，西浦地区の調査について上組・中組・下組の三班に分かれることとした。

第二日目（11月22日）――好天の朝を迎え，紹介していただいた家に伺い，調査の主旨を話し協力をお願いし，話を聞く。しかしなかなか思うようにはいかない。特に年寄りの人たちは，夜などに時間をかけて聞き出すのが良いと思う。しかし，今回はそんなゆとりがない。それでも畑に出かけた人を探して話を聞くと，仕事の手を休めいろいろと話してくれた。ともあれ，初めは世間話から始め，なごやかな雰囲気を作り出し，あせらず，昔の話を聞き出すように努力した。夕方，それぞれの苦心談を話し，情報を交換した後，第三日目の打ち合わせを行った。

第三日目（11月23日）――全員で草木地区を調査した。話を伺う家々で歓迎してくださり，大変楽しく気持ちの良いうちに話を聞くことができた。いったん宿舎に帰り，遅い昼食をした後，今後のまとめについて打ち合わせを行い，三日間にわたる調査を完了した。

今回の調査は，反省してみると，まだ事前の調査が不十分であった。年寄りの方々と話をしていて，途切れた時に，即応する話題を出すことができなかった。

② 第２年次…竜山村

a．予備調査

今回の予備調査については，研究所事務局によって，電話・手紙等により，調査地区，宿舎，話を伺う人，調査に関係ある資料を整えてもらった。

b．本調査の実施　1977年（昭和52年）８月28日～30日

第一日目（8月28日）――午前10時宿舎（天竜市二俣町）に集合。三日間にわたる調査の打ち合わせを実施する。第一日目の午後，横川・小川・横山地区の調査予定地の下検分を全員で行った。あらかじめ内諾をいただいていた区長さん方へ立ち寄る。第二日目の横川地区の人集めと，時刻を打ち合わせる。次に小川の古文書のある溝口家に伺う。最後は横川小学校を尋ねて，この地の長老や民話伝説に詳しい方を教えていただいた。

第二日目（8月29日）――A班は午前10時に会場としてお願いした横川のお寺にでかけた。すでに7人のお年寄りが集まっていて私たちを待っていた。自分たちの子どもの頃の遊びや昔の話，言い伝えられた話等を話してくださった。

B班は，下調べしてある小川地区へ行く。静大の細井先生の案内で溝口家を尋ねる。溝口家の当主，溝口幸保氏が出迎えてくださり古文書等を見せてもらい，いろいろと話を聞く。もう一軒の古老，大沢栄保さんを尋ねた。子どもの頃の話を懐かしそうに聞かせてくれた。

C班は横山地区を中心に公民館に大勢のお年寄りを招き，民話・伝説については，すでにまとめたものがあるというので，資料としていただき子どもの頃の遊びや民俗的なことについて話し合った。昼食後，各班合流して，東雲名の杉浦家を尋ねた。杉浦さんは伝説「千草の七つ釜」の杉浦家の家の一軒である。大変信仰の厚い方で誠実な人柄から，面白い話が伺えた。

第三日目（8月30日）――前日の報告のあった。情報を交換し合ったことをもとに，今後の研究の進め方を含めて反省会を持った。

③　第3年次…竜洋町

a．予備調査（その1）1977年（昭和52年）10月1日

竜洋地区の交通の便，地形と集落の様子，宿舎，どんな地域にお年寄りが多いか等調べるため竜洋町役場を訪れた。住民課では老人クラブの名簿，自治会名簿等を貸してくださり，その時発行されたばかりの「ふるさと竜洋」も手に入れることができた。

b．予備調査（その2）1977年（昭和52年）10月5日

宿舎が竜洋町にとれなかったため，浜松に宿舎をとることになり，本調査の日程を10月29日（土）と10月30日（日）の一泊二日と決定。

第一日目午後２時竜洋町遠鉄車庫前集合。打ち合わせ後「ふるさと竜洋」の編纂委員の一人山村宗映氏（満福寺住職）を訪れ，調査を実施する上での具体的諸注意と竜洋町の概略を伺うこととする。

ｃ．本調査の実施　1977年（昭和52年）10月29日～30日

第一日目（10月29日）――午後２時竜洋町遠鉄車庫前に集合。班編成と行動予定等を打ち合わせた後，地域の概略を知るため，車に分乗して竜洋町をおよそ一周する。夕方山村宗映氏を訪ねてお話を伺う。竜洋町の沿革，特に天竜川の洪水による変動の様子。掛塚港と交通，産業の変化，各地名とその由来等について更に詳しく知る事ができた。それに加えて各地区に住むお年寄りで，協力していただけそうな人の名前も教えていただいた。しかし，民話等については，残念ながら余り触れる時間がなかった。

第二日目（10月30日）――三班に分かれて調査に出発。第一班は，中島・宮本・堀之内・平間地区。第二班は，駒場・岡・平松・海老島・大中瀬地区。第三班は，中町・砂町・揚町・大当町地区という予定に従って調査を進めようとした。しかし，この日は老人の運動会の催しがあったので，十分に調査することができなかった。運動会にいかなかったお年寄りから話を聞き出したが，数が少なかった。また，ある班では，運動会の会場へ行き，お年寄りをつかまえて話を聞いた班もあった。しかし，競技の合間をみての話であるため十分な話が聞けなかった。

こうしていろいろと問題を抱えながらも何とか調査を終了することができた。終了後全員で集まり，簡単に情報を交換し，今後のまとめ方を話し合い調査を終了し解散した。

④　天竜川水系の民話の特色

天竜川支流の水窪川・翁川の合流するあたりを中心とする水窪町は，この二つの川の流域及びこれらの川の支流・白倉川の流域に散在する集落が多く，数多い民話の採集ができた。しかし，話の内容は「むかし，

あったとさ……。」と語り始められる昔話ではなく「どこそこの，なになに……。」という伝説的なものが多かった。

信州・三河・遠江の三国の接点となる当地域としては当然の事かもしれないが。人物の出てくる話の中には「池の平」(「ふどき水窪」P36)，「足神様」(「研究録」第1集「子どもの生活と民話の継承」P75，1978年6月刊),「七人死蟷」(前出「研究録」第1集P38) 等の旅人，または落人に関する話をはじめ「教伝様」(「ふどき水窪」P22)「次郎兵衛様」(「ふどき水窪」P19) 等庶民的な話が主であった。

神社や仏閣の由来の中には，地方の伝説につきものの○○親王・○○将軍や○○上人・○○大師といった有名人の名の出るものが多かった。「金吾八幡」(「ふどき水窪」P22) の由機良親王，「諏訪神社」由来・鎌倉幕府を辞任した小塩主膳 (「水窪」P132) 等権力に結びついた人物の名前も見られる。「山住神社」(「水窪」P129) に出て来る家康の話も，三方原を中心とする遠州一円の家康にまつわる伝説も，現在の市町村内によくある話の中の一つと考えられる。

この他に神隠し的な話として「たらいに乗った女」(「ふどき水窪」P33・「水窪」P123,「研究録」第1集P80等)「天狗のしわざ」「観音様のしわざ」(研究録P81・P82) 等の話も一面神霊的な面を持ちながらも狭い山峡に住む人々の弱い悲哀を感じさせる話であった。

この地域で話の最も主流となるものは，動物または神通力型の天狗等による，いわゆる不思議な事と思われる話であろう。

「くだしょう」(「水窪」P143・「ふどき水窪」P28・「研究録」P79) をはじめとし，「善住寺のねこ」(「ふどき水窪」P30・「水窪」P226)。蛇が中心の話「たらいに乗った女」(前出)「七つ滝の娘」(「ふどき水窪」P31,「水窪」P230,「研究録」第1集P78),「龍戸由来」(「ふどき水窪」P34,「水窪」P233)，またその他の動物の話としては，山住神社の「お犬様」(「水窪」P142,「ふどき水窪」P25) 等の犬を主としたもの，磐田・見付のシッペイ太郎にまつわる「早太郎」「足神様」(「研究録」第1集P76・77・78・80) 等も見られた。この他「奈良熊谷」(「水窪」P235),「たぬき坊様」(「研究録」第1集P76),「むじなの子を産んだ話」

(「研究録」第1集P79)，猫の崇りの「罰山」(「ふどき水窪」P21，「水窪」P235）等山峡の信仰的なものも含めて人々に語り継がれた不思議な事，人々の力の及ばないところでの話が多かった。

自然を主としたものの中には，この山間で川の流れが昔からこの地の人々を悩ましたのであろう事はいうまでもなく，こうした河川・渕についての話も当然語り伝えられていた。

椀貸せ伝説の一つとして「柳瀬の魔渕」(「水窪」P234）は，山峡のわずかな平地での話としては異色なものとも思われる。元来，椀貸せ伝説は，平地と産地との接点となる地域に多いものとされているが，この水窪の場合は，水窪川の沿岸のごく狭い集落の中の話として特異なもののように思う。しかし，信州と三河・遠江を結ぶ街道に位置するとすれば，このような不時の来客も考えられぬ事もなかったであろう。この話も「おともぶち」(「研究録」第1集P83)，「シナゴの蛇渕」(「研究録」第1集P81）等と混同されて語られている事も，口承伝唱が語り伝えられる中での変化を知る上に大切な参考となる話であった。

この他にも「山姥」(「ふどき水窪」P23)，「天狗の話」(「研究録」P75・76・77・81・84）等の話も多かった。

これらの話は，話として筋の通ったもの，いくつかの話が混同されたものなど，山峡の人々の素朴な中の語り伝えとして貴重なものと受けとめることができた。

偉人伝としては，ただ一つ「斉輔霊神」(「水窪」P144，「研究録」第1集P82）にみられる話が，この土地出身者の話として認められるだけであった。

(2) 大井川水系（第Ⅱ期）

① 第1年次…静岡市井川

a．予備調査　1978年（昭和53年）7月9日～10日

7月9日午後3時半頃，井川に着く。山岳地域特有の雨にあう。雨が小降りになったので，近くに住む望月勲氏の好意で中野・大島・田代・小河内を見て回り，廃校となった小学校を見る。その後井川大橋

を渡り，上坂本・岩崎と案内していただいた。

夕食後，我等の大先輩である，海野忠良氏が，資料を持って宿舎においでくださった。井川の土地の様子，民話，伝説，子供の遊び等調査の対象となるものについていろいろと伺う。また，聞き取り調査の際，訪ねて行くお年寄りの名前等を教えてもらった。

翌10日，井川支所を訪ね，本調査についての協力をお願いした。次に小学校に行き，校長さんに本調査における職員の協力を要請し，長島一朗先生の参加が承知された。その時，井川小学校でも夏休みの課題として「ふるさとの話」を集め，教育活動に取り入れたい意向を聞き，我が意を強くした。中学校にも同様，協力を要請する。望月嶺彦先生の本調査への協力を承知してくださった。中学校でも，ふるさとの文化財を教育活動の中に取り入れるべく努力をされているようであった。

b．本調査の実施　1978年（昭和53年）8月24日～26日

第一日目（8月24日）――午前11時までに教育会館ロビーに集合。「調査の手引き」配布。車に分乗し井川へ向かう。午後4時頃，井川本村の宿舎に着く。第一日目の予定は，宿舎での事前研修会を予定していた。

研修会は，滝浪善一氏から「井川の歴史」の講義を受け，次いで海野忠良氏から「井川の民話」についての講義を受けた。その後，海野氏より，今回の調査についての資料の解説や調査における貴重なアドバイスを受けた。

第二日目（8月25日）――前日の調査分担により，午前九時宿舎を出発。この日井川小学校の長島先生，井川中学校の望月先生に参加協力していただいた。調査地域が宿舎の近辺であったので，情報交換を兼ね昼食を宿舎にてする。昼食を取りながらも調査について話がはずんでいた。昼食後ろくに休憩も取らず，午後の調査に出かけた。この日の調査地は，中野・薬沢・曙・門間・西・西山平の六地区であった。

調査中気づいた事あれこれ

ア．老人は多く家に居るものと思っていたが，意外と不在が多かっ

た。朝早くから仕事に出かけるという。その元気さ，若々しさに驚かされた。

イ．戸締まりをした家，というより戸詰の家の多かった事。過疎化の浪が押し寄せていたのだ。

ウ．井川本村地区は，ダムによる埋没地域であるため，子どもの遊び等昔の遊びが制約を受けていた。

エ．環境がダムによって水没したために大きく変化した。しかし，昔からの遊びや子どもの行事が多く伝承されている。

オ．小・中学校の両校長さんは，何とか井川に残る遊び・行事・伝承されて来た文化財を，新しい環境の中で育て伝承させたいという考えで，努力されていた。

夕食後は，前日に引き続いて研修会を持った。井川老人会会長の荒尾栄太郎氏に御足労を願い「井川における伝承文化」について講義をしていただき，調査によって得た成果，または不明な点・疑問等について質問をし，夜遅くまで研修を行った。その後で次の日の調査についての打ち合わせを行い第二日目を終了した。

第三日目（8月26日）――この日は，井川地区の北部に当たる中山・大島・田代・小河内・岩崎・上坂本の六地区を午前中に聞き取り調査する日程であった。幸か不幸か田代地区は二十六夜祭の日であった。あるグループには幸いし，あるグループには都合の悪い様子であった。しかし，それぞれのグループでは，予期しない成果を得た。小河内の「ひょんどり」，大島地区の「盆踊り唄」等，貴重な録音テープを借り受けるという好意を得た。

調査員の感想・印象を総合すると，一番多かったのは「時間をかけてもっと詳細な調査をしたい」と言う事である。次に民話・伝説等については，北部の方が資料的により豊富であるという事であった。これは，長野県・山梨県との交流が多かった事，金山等があり，昔はかなりの盛況をみた事，ダムによる水没が少なかった事が考えられる。

三日間の調査の反省と資料の整理・処理の方法を打ち合わせ，調査を終了し解散した。

② 第2年次…中川根町

a．予備調査　1979年（昭和54年）7月8日～9日

（予備調査のねらい）

ア．大井川によって分断されている中川根町は，遠江系と駿河系との民話があり，その数も豊富であろう。

イ．上流地域・下流地域との交流等から考え，どの地域との関連性があるのか。

ウ．秋葉街道が通じているのか，大井川によってどのような影響があるのか。

エ．長野県・山梨県との交流が，どの程度影響しているのか。

オ．徳山地区の「盆踊り」に象徴される民俗資料・歴史的資料が豊富である。

7月8日，上記のねらいをもって，駿河徳山駅に下車。雨が降って来たため予定通りの行動がとれない。まず宿舎に入り，協力を要請してあった本川根中学の長濱寛二郎先生に連絡をとり，宿舎まで御足労を願う。先生を囲み打ち合わせに入る。雨も上がって来たので，講師としてお願いする太田二郎先生をお訪ねする。あわせて，徳山地区の地理的概要，民俗資料等を見て宿舎に帰る。

翌9日は，中川根町立第一小学校を訪ねる。校長さんに会って協力を要請する。

次に教育委員会を訪問。調査の趣旨を話し協力を要請。資料の入手依頼と，徳山古典芸能のスライド上映をお願いし，中川根中央小学校へ向かう。

第一小学校と同様，校長さんに会い協力を要請。教頭さんと細かい点について話し合い協力をお願いして，中学校へ行った。ここでも校長さんが大変好意的で，主旨について理解をいただき協力をやくそくしてくれた。

b．本調査の実施　1979年（昭和54年）8月17日～19日

第一日目（8月17日）――午後3時頃全員が集まったので，調査上の注意について話し合う。午後4時中川根第一小学校にて，徳山の古典

芸能の８ミリを見る。「鹿ん舞い」という郷土芸能が独特だった。

午後４時50分から，「中川根町の歴史的背景」について郷土史家太田二郎先生の話を聞く。

第二日目（８月18日）――朝食後，徳山地区・藤川地区の調査地点に向かう。困った事は，雷雨のため調査にハプニングを生じた事。一つは，皆下着までびしょ濡れになった事。二つ目は，各グループとも筆記と録音を並行して使ったが，後で聞くと雷と雨の音ばかり，かんじんの話は聞こえない。午後１時，再び調査に出かける。雨の中なので録音・筆記にいろいろ工夫し，４時半に調査を終わり，次の調査地の宿舎へ移動する。今日の調査の反省と，明日の調査の分担や予定の話し合いをする。

第三日目（８月19日）――上長尾・高郷・梅島地区の聞き取り調査を予定していた。しかし，老人会の主な人たちが，われわれの宿舎を訪ねて来てくれた。そこでいろいろとそれぞれの地区の話しを聞かせてもらった。二つのグループは家庭訪問に出かけた。しかし，時間が限られていたので２～３軒しか聞き取り調査ができなかった。

③　第３年次…大井川町・吉田町

ａ．予備調査　1980年（昭和55年）７月13日～14日

７月13日午前11時30分，東海道線「菊川駅」集合。吉田町立中央小学校の岡部甲一先生に協力を要請。大井川町の様子に詳しい大井川町立西小学校の早川道雄先生を訪ね，予備調査・本調査に関する予備知識について教えていただいた。

７月14日は，大井川町立南小学校・東小学校・教育委員会・大井川中学校・西小学校を訪問し，調査資料の収集と，本調査について協力を要請する。

次いで吉田町に行き，吉田町教育委員会・吉田中学校・中央小学校・住吉小学校・自彊小学校と訪ね，資料の収集と，本調査について協力を要請した。

大井川町教育委員会では，山下二郎先生に本調査の第一日目の夜の研修で，「大井川町の歴史」について講師として指導していただく事

をお願いした。吉田町教育委員会では，同町の本調査に関係する各種資料を提供してただいた。なかでも「ふるさと吉田」（第1集）は，本調査のための手引きとして大変参考になった。特に大井川町立西小学校の「大井川ものがたり」，大井川中学校の社会科資料，吉田町立中央小学校4年B組の「町の昔ばなし」は，大変参考になり，調査の手引きに活用させていただいた。

また，吉田町「郷土を語る会」の大石作平さんより，例会があるので代表を出席させるようにとの連絡をいただき，山口所員を出席させ，本調査についてのいろいろなご指導をいただくとともに，全面的な協力体制を取っていただいた。

④　大井川水系の民話の特色

ａ．人物にかかわる話

上流・井川地区において「英雄伝」・「武勇伝」が多く採集された。代表的なものに「てしゃまんく」（「所報」No.35・36号「民話・伝説・子どもの遊び現地調査－井川地区第1次調査報告」参照）がある。この話は，話者によって，話の展開に差異があったり，名称に違いがあるが，土地の多くの人たちが語る「おらが村の自慢」の人である。郷土の民話を研究し，子供たちに語り聞かせている海野忠良氏が「井川の里ばなし」にきちんと筋立てた物語にまとめられているが，多くの話者の朴とつな語り口と，その本質において変わるものではないと感じた。

「力次郎衛門」という人物の話もいくつかある（「所報」No.35・36号参照）・「力次郎衛門」・「力次郎衛門の首」・「七郎太郎」・「七郎次郎」など非常によく似ており，同一人物と思えるほどである。これら怪力の持ち主は男ばかりとは限らず「とくせいばあ」（「所報」No.35・36号参照）というばあさんは，20人力の持ち主で，山の中で男衆に混じって材木の切り出しなどをしていたと言われている。いわば「てしゃまんく」は，当時の民衆の願いや心を体現した人物である。それに対して，「力次郎衛門」は，武士的な英雄としての味わいを持ち伝説となって語り伝えられている。

は比較的まとまったものとしてよい（「研究録」第3集「小学生の遊びと民話の継承」第2部，1981年12月刊，参照）。大井川町・吉田町といった下流地域では，昔から水の氾濫と戦って来た歴史が在る。その戦いがあまりにも厳しいものであったために，民話というより史実として残されているのであろう。流域には，川よけ地蔵・波切り地蔵といった生活に直接結びついた，生々しい話が多かった。

b．動物にかかわる話

動物が主役になっている話は，上流の井川地区が最もその種類が多く，また，話の内容も豊かである。

「狼の話」を例にとってみる。昔狼の群れに襲われた村人たちが，杉の平の所にある台地へ逃げて助かった（オオカミ段と呼ばれている）とか，狼に会ったら決して後ろを見せて逃げてはいけないと言う事で，家まで後ずさりしながら戻ったという話が残されている。これは，狼は恐ろしい獣ということから，当時の山暮らしの人々の生活を考え合わせると，実際に在りえた話として受けとめられる（「所報」No.35・36号参照）。しかし，「狼の恩返し」（同「所報」）になると，話の展開は現実離れしたメルヘン的な様相をしてくる。それでいて，昔の人々の生活や生産労働と融合しているので，いかにも民話的な仕上がりになっている。

上流地域では狼と断定して語られている話が，中流地域へ来ると，山犬となったり狼となったりで区別がつけにくくなる（「所報」No.43・44号参照）。さらに下流地域になると，狼の話も，山犬の話も，我々の調査では採集することができなかった。川を下るに連れて開かれて行く様子が，これによっても判断できる。中流地域での山犬の話－山犬についてこられたが，弁当の残りを与えて，ここから帰ってくれと頼んだら，山犬はその通り言う事を聞いたとか。また口を開けてこっちを見ていた山犬がいたので，見たら口の中に鹿の骨がささっていたとか。これは井川の「狼の恩返し」（「所報」No.35・36号参照）と，共通点がみられることから，狼の話については，あるいは伝播があったのかもしれない。

大蛇の話は流域各地にあるようだが，上流地域は深山幽谷が舞台であるだけに，わりとよく聞かされた。「蛇石沢」「割石」「蛇の話」「蛇骨」（「所報」No.35・36号，前出「研究録」第3集参照）。

上流地域でしか採集できなかったものに，「猫」の話があった。「山猫退治」と「ネコジャの面」で，後者は雨乞いに関係がある。「ネコジャの面」はとても神聖なものであるから，これを汚すと神が面を清めるために雨を降らすというものである。

狐にだまされた話，は流域全般に広く分布している。しかし，上流地域に残されている話ほど素朴な味わいがある。井川の「しろさくぎつね」という話では，狐が「しろさくどん」と呼びかけたり，話をする時は，何とかホイと言ったりというように，面白い言い方が出て来る。また狐にだまされた時には，後ろを向いておしっこすると良い，というのも地域性がにじみ出ている（「所報」No.35・36号参照）。

それが中流・下流となるにつれて，狐の話が多くなり，むしろ動物の話の主流になって行くが，それらの多くは，ただだまされてしまったと言う事で一般化できるほど，地域的な匂いが薄くなっている。中流地域で一つだけ「いたずらおせん」という話は，狐に名前が付くだけに地域に根差した話と言える（「所報」No.43・44号参照）。

中流地域での動物の話で完成度の高いものは，「馬の恩返し」であろう（同「所報」）。大井川流域で馬が主役として活躍する話は，ほとんど採集されなかっただけに珍しい印象を受けた（同「所報」）。

下流において最も多く採集したのは，前述のように，狐が出没したり，化かしたりという話である。その中で特筆すべきことは，漁業とのかかわりで語られている話がいくつかあると言う事である。例えば，漁の帰りに魚を取られたり，夜中に「大漁だから浜へいけ」と，だまして起こしに来たと言う具合である。だが，「しろさくきつね」・「おせんきつね」のように，固有の名前を冠せられている話がないだけに，人間との親近感は，下流へ行くと薄くなっているといえる。

獣は恐ろしいものという認識は，どこでも同じだが，それでも上・中流辺りでは，全てが人間と対立する存在として現れているわけでは

ない，と言うところに特色がみられる。動物と共存しなくてはならない地域における一体感のようなものを感ずる。それが下流地域になると，何かの化身としての動物が多く登場するところに特色がある。「赤いヒル」・「腹の赤い魚・赤いイモリ」の話は，小山城の姫様が，落城の際堀りに身を投げて死んだ。その魂が赤いヒルとなったり，イモリや赤い腹の魚になったという。また，おまんという姫様が，恋仲になった男との間を親に裂かれたため，橋から身を投げて死んだ。その後に白い尻のぶとが橋の回りに現れたという「おまんぶと」の話などがある。

c．川（水）にかかわる話

上流地域は，地形上渕や沢が多い。それだけに「大蔵渕」や「蛇沢」などがあり，さらに深山の神秘性が加わると「明神谷の魚」（「所報」No.35・36号参照）の話のように宗教的色合いをもってくる。

中流地域では，中川根の下泉にある椀貸せ伝説（我々の調査では採集できなかった）なども，川に人々の及ばない力を託し，そこから何かを求めようとしたところに，人々の思いの共通性を感じる。これらの話に共通しているものは，水の清さを守ることの大事さを教えてくれる。また，こうしてみると大井川の流域を通して大蛇がかかわっている。これは，昔の人々の持つ川に対する神聖さと恐ろしさの表現であるといえる。

特に，下流地域においては，これと別の意味での川の恐ろしさが，人々の生活の上に現実的なものとしておおいかぶさっていた。大井川の氾濫・洪水に対して自分の土地を守るために「舟型屋敷」や「三角屋敷」，それに「輪中土手」（吉田町教育委員会「ふるさと吉田」参照）などが考えられている。

人間の力では如何ともしがたい場面に直面すると，人は神仏の加護を願う。それが川よけ地蔵となっている。下流地域の，特に大井川町においては，民話よりも現実的なものとして話が史話に近い。民話・伝説と思えるものが現実の話となって語り継がれているのである。

(3) 東部の民話

①　御殿場・裾野地域（富士・愛鷹山麓）

a．“かつまた”姓と落人伝説

印野近辺を歩いて驚く事は，勝間田・勝又・勝俣と，字こそ違っているが“かつまた”の姓が多いことである。“印野村開創者・勝間田一族”の話を聞いた。もとは遠州榛原郡の豪族であった勝間田氏が，今川に滅ぼされ，落ちのびた一族がこの辺りに潜居したのが始まりだという。そして，勝間田氏の族人・伊野八郎左衛門の「伊野」が訛って「印野」になったというのであった。

b．信仰にかかわる話

印野村は水不足に悩み続けた。飲み水にも事欠く有様であったと言う。これを裏付けるように「弘法の井戸」の話がある。我々の調査ではこれ以外の水にかかわる話は採集できなかった。土地の条件からこの辺りでは，畑作農業が中心である。だがその生活は苦しかったが，そんな中で農業の支えとなったものに馬がある。馬に対する人々の思い入れはかなり大きいものであった。それを表すように馬頭観音・牛頭観音の数が多く見られた。

人々と信仰の話では，正月の朝，かつの木の皮を剝いだ所で，周辺の木を叩いて回るという「なりもうそう」。歯の悪い人が石を上げたので今では石の塚になっているという「石神さん」，「道祖神と目一つ小僧」の話などが信仰にかかわっている（「所報」No.58号「北駿の里に民話をたずねて」1982・2刊参照）。

c．地名の由来話

人々の生活と深くかかわる形での地名の由来話というのも，数多い。例えば，下和田の「マツバ」・「カンザカ」という地名は，3月17日に行う射撃の腕比べとかかわって“的場（まとば）”が“マツバ”に，また的に当たって勝つという意味から“カチザカ”が“カンザカ”になったという。これは人々の猟の生活を思わせるものである。

「大胡山のいわれ」は，名主の息子（大御・大子）が伝染病にかかったので山に隔離したため，「オオゴ」の山ということで「大胡山」と

なったという。

この地域は，富士山麓であるため，源頼朝の巻狩りにかかわる地名が多い。頼朝主従が，巻狩りを終えて山を下って里に出たとき，「今，里に出た」ということから「今里」の名がつけられたという。その他「御宿」「陣屋」「黒塚」「赤塚」「白塚」「浅黄塚」などの地名も頼朝の行動から生まれたものであるといわれている（「所報」No.58号参照）。

d．動物の話

御殿場・裾野地域で最も多かったのは十里木・須山を中心とした“化かされた話”である。17話中12話は狐に化かされた話であった。「鰹節をとられた話」「狐に化かされた話」「印野の狐」「狐火」「上の山の稲荷さん」「狐のちょうちん行列」「芸者に化けた狐」「消えた狐」等々（「所報」No.58号参照）。

この地域の話についても，まとまったものは少なかった。中でも「芸者に化けた狐」が比較的まとまっていた。多くの狐の話は，伝説や世間話の形をとって語られていた。

② 狩野川河口・沼津海岸地域

a．信仰と結びついた生活風習

正月に行われるものとして，多比に「伊勢おどり」がある。若い衆が正月三ケ日，氏神様にこもることを「せちごもり」という。その後，各神社で唄に合わせて踊った。獅子浜では「正月男に盆女」と言って，正月の仕事は男が行った。吾妻神社から水を汲んでお茶をわかし「そばな」をこしらえ，雑煮や灯明と共に神棚に御供えした。「どんど焼きの話」，これは地方によっていろいろに呼ばれている。馬込・我入道で採話する事ができた。獅子浜には“大瀬の祭り”がある。昔この村一番の祭りで，この時海水を汲み新妻にひっかけるのである。また船下ろしの時，スモト（船主）のかみさんを海に投げ入れたり，海水をひっかけたりするということである。これはおめでたい時に，海水で清めるという意味をもっている。この話は「きよめ」として採話できた。

神仏への畏敬の念を表し，神仏に願をかけて願いをかなえてもらう

ものとしては，口野の「天王さんの祟り」がある。そこの竹やイワシバを採ると祟りがあり，重い病気にかかると言われている。我入道では，「さいのかみさんと地蔵さん」の話が採集できた。さいのかみさんは，車にのっていて，それをしょぶいて村の中を回った。村のはずれにあったお地蔵さんは村の中の疫病神が入らないように，どこの辻にもあったもんだという。「地蔵にまつわる話」は，我入道の村はずれに，昔からお地蔵さんが立っていて，村人を疫病から救っていた（「所報」No.66号「郷土の民話をたずねて」1983・12刊参照）。ここで注意しておきたい事は，道祖神と地蔵とが混同して語られていることである。

b．海坊主

富士川流域には天狗や川天狗が現れ，村人に恐れられていた話が伝わっている。それに対して，沼津海岸地域では海坊主の話が採集された。口野の「海ぼうず」は，もらい子ばかり使っていた舟が，静かな晩にいわしのささ網をうった時に海坊主が現れ，舟をひっくり返したという。我入道は「海坊主」に，舟を沈められないように，ひしゃくの底を抜いたものを渡すという。もう一つ同じような話がある（「所報」No.66号参照）。海坊主に会ったら，舟を沈められないように底を抜いたひしゃくを渡せという話は，伊東市富戸にもある。ひしゃくと海坊主の関係はよく解らないが，海からの大きな幸を得る事に対する感謝の気持ちがある。

c．時の権力者に抵抗した話

権力者に抵抗したというには余りにもささやかな抵抗ではあるが，口野に「との石」の話がある。江川の代官が沖から魚をとってくる船を見張っていて，腰掛けた石である。漁師は魚を全部取られるのが嫌で，わざとゆっくり船を走らせて魚を隠したというのである。馬込には「瓜島の話」がある。昔この島に鷹の巣があった。その巣を「入屋」（屋号で伊藤さんの大家にあたる）の先祖が焼いてしまったが，鷹好きの殿様がいたために，殺されてしまったという話である（「所報」No.66号参照）。

d．怠け者を諫める話

口野の「白すずめ」の話は，金持ちのだんなが下男下女を使っていた。だんなが怠け者であるため，だんだんと貧乏になってきた。友達から「白すずめがいるよ，朝早く起きなさい」と言われた。朝寝坊のだんなが，朝早く起きて見たものは白すずめではなく，下男下女が蔵から物を盗み出している姿だった。それから，まただんだんと栄えていったという。

e．狸と狐の話

獅子浜に伝わる「主人を殺した狸の話」がある。狸が人を殺し，その人に化けていたが，大井川の近くで犬に正体を見破られ噛み殺されたと言う。その殺された所に「狸塚」があるといい，その時着ていた羽織のひもが残っているという話である。沼津と大井川地方との交流を暗示している。

狐についての話は多く採集された。我入道の「キツネにだまされた話」「キツネつきの話」「きつねの話」などが主なものであるがまとまった話ではなかった。伝説や世間話の形をとったものが多い。

f．松の話

沼津では有名な千本松原がある。我々の調査の対象にならなかったが，沼津と松の話はつながりが多い。「マンダラ松」「灯明の松」「けさかけの松」「蛇松」などである（「所報」No.66号参照）。狩野川の右岸左岸での違いは我々の調査でははっきりしなかった。ただ，韮山の代官にかかわる話があり，伊豆とのかかわり合いを感じさせた。

③ 富士川流域地域

a．行事にかかわる話

県西部・中部ではあまりなかった“どんど焼き”の話が採集された。「白鳥山の天狗」という話は，白鳥山に大きな赤松があった。その松の見える部落で，どんど焼きをやると天狗が出た。恐ろしいのでやらなくなった。鼻の長い，団扇を持った天狗だった，と言う。もう一つの「白鳥山の天狗」になると世間話となる。この辺りは昔，武田・今川攻防の地であった。白鳥山には武田の出城があったと伝えられてい

る。当時軍略上の情報は，“のろし”によっていち早く伝えられており，民衆がどんど焼きをすることによって，煙を出すことが武田にとって非常に都合の悪い事で，そこで諜報係が一計をめぐらした。どんど焼きを始めると，白鳥山から天狗が「おーい，おーい」と呼ぶのだ。それからどんど焼きをすると，祟りがあるといってやめたというのである。以上の話は，長貫に伝えられたものである。隣の内房にもどんど焼きの話がある。「どんど焼きが行われない由来」では，どんど焼きをしている時，白い服を着た坊さんが白鳥山に現れて，「やめろ」と呼ぶ，今でも信玄ののろし台の跡がある。

b．川天狗にかかわる話

「川天狗の火の玉」――昔は，投網を打つと川天狗が驚いて火の玉を出し，小砂利を投げたりした。そんな事で驚いていられないから，平気で投網を打ちに行った。これと似た話に「家の紋をつけた川天狗」がある。また，「川天狗」では，橋桁が流されたのに，その上を絣を着た男がうずくまっていたと思ったら，ずんずん先に進んで，川の中へ入って深い所も平気で歩いて行って，島に上がると，ポッと消えてしまった。狸かも知れないが，と言いながら川天狗の話をしている。この話は，大久保地区で採集されたものである。狐か，狸か，人の力の及ばないものに天狗の名前を持ち出す（「所報」No.67号「地域の力で民話の発掘・継承を」1984・1刊，及び「研究録」第5集「民話と子どもの生活」1985年9月刊参照）。

c．狐にかかわる話

大久保の「きつねに化かされた話」・「蔵地場のきつね火」・上羽鮒の「きつねつき」・長貫の「きつねに化かされた話」・内房の「白ぎつね」など，芝川地域では，狐の話が採集できた（「所報」No.67号，前記「研究録」第5集参照）。しかし我々の調査によれば，富士川町では一つも採集できなかった。富士川町教育委員会発行の『ふるさと富士川・第二集「昔ばなし伝説」』には「狐火・狐の嫁入り」という題で，狐の話が書かれている。世間話が中心となっており，やや伝説化がみられる。短い調査ではつかみきれない話があることを知らされた。

d．動植物に関する話

「水恋鳥」――体が火のような赤い鳥で，水を飲みたくても自分の姿が水に映るのが恐くて水が飲めない。「蛙，なぜ鳴く」――雨が降って来ると，親蛙がガーガー鳴く。子供が川で遊んでいるから，蛙の子が流れちゃあ困るので鳴く。「継子の木」――継子が「母ちゃん，腹減ってるから，めしょうたもりあたい。」と言ったら，継母が自分の子じゃないから，火箸でおきをはさんで渡した。継子は熱いので手をふりはらったら，そのあとが火ぶくれになった。継子の木というのがあるが，葉っぱの上に紫色のつぶつぶがついている。

e．人物に関する話

「信長の首塚」芝川町西山の本門寺にある。これは，本能時の変の時に，原という人がどさくさにまぎれて首を持って来て，ここに葬ったという。「月代の地名由来」――日蓮上人が，ホンジョウ寺という尼寺に泊まった。月がここから出ていたので月代と言う地名になった（「所報」No.67号参照）。「平維盛の墓」という話を聞いた。それは，屋島の戦いに敗れた維盛が，海に入ったと見せかけて，実は出家をし，ひそかに逃れてこの地で天命を終わったというのである（前記「研究録」第5集参照）。歴史に名を残すほど有名ではないが，地元のために働いた人を祭った「郷の神様」という話もあった。村の境界線を決めるのに，一番鶏が鳴いたら，それを合図に村を出発して出会った所を境界にしようという事で，まだ暗い内に鶏を鳴かして境界を広く取った，と言うので後々神様として祭ったと言う話である。

(4) 静岡県の民話の特色

① 伝説化した話

静岡県における民話の特色は，伝説化した話がすべてであると言っても過言ではない（前出「研究録」第3集参照）。

② 特色ある分布

天竜川流域・大井川流域・東部地区（富士・愛鷹山麓，狩野川河口・沼津海岸地域，富士川下流地域）における，第Ⅲ次にわたる調査をもと

にしてまとめてみる。

a．山間部（天竜川・大井川の上流・富士山麓）と伊豆には，昔話または，昔話の断片と思われるものが比較的多く採集されている。

b．「田村麻呂将軍の伝説」は，天竜川の上流地域から，中流地域にかけて採集された。下流地域と大井川水系では，我々の調査では採集できなかった。天竜川を逆上って長野から日本海沿岸を東北までつながるのであろうか。

c．「家康にまつわる伝説」は，天竜川下流地域から，大井川中流地域，下流地域において採集されている。特に東海道の沿線に多い。県東部においての採集が少なかったことは，「家康伝説」が「弘法大師伝説」・「頼朝伝説」と同化しているのではないかと考えられる。

d．「弘法大師伝説」は，我々の採集した地域のほとんどにみられたが，特に，東部地域と伊豆に多く採集された。

e．「源頼朝伝説」は，史跡として県東部から伊豆にかけて多く存在するので，県西部・中部に比べて多いのは当然のことである。ここでも「英雄伝説」は，その土地の英雄に同化させられる性格を持っているということがいえる。

f．「日本武尊に関する伝説」は，「焼津」・「草薙」等の地名に残っているためであろう。県西部から伊豆にかけての海岸線に多く採集されている。

g．県西部から東部にかけてと伊豆の山間部には，「巨人伝説」が多く採集されている。天竜川上流地域では「ダイダラボッチ伝説」，大井川上流地域では（井川地区）独自のものであるが，広い考えにたてば同じ「巨人伝説」の中にはいると考えられる。「てしゃまんく」・「力次郎左衛門」・「海野七郎次郎」・「とくせいばあ」等がこれに該当しよう。井川の伝説は，巨人伝説の分野より，英雄伝説の分野に入るのかもしれないが，常人と異なった特異能力の保持者として「巨人伝説」と思われるが，やや異色の存在といってもよい。県東部から伊豆にかけての山間部では，「天狗」・「あまのじゃ

く」の話が多い。

h．本県で有名な伝説として知られている「金太郎伝説」・「かぐや姫伝説」・「羽衣伝説」がみられなかったのは，調査の対象となった地域との関係と，数日の調査ではあまりにも有名すぎて当然のこととしてふれなかったとも考えられる。

i．狐と狸についての話は，多く採集されたが，大まかな分類を考えると，県西部から中部，それも天竜川・大井川水系でいうと下流に近いほど「世間話」が多く，県東部や伊豆においては，「昔話」・「伝説」が多かった。

j．天竜川水系では，「龍」に関する話が多かった。それに対して，大井川水系では「大蛇（おろち）」の話が多かった。県内でも大きな河川である二つの川の流域において，昔の人が川の恐ろしさを語り継いだものと思えるのであるが，「龍」と「大蛇（おろち）」という表現の追求は，今後の研究の課題となるであろう。

k．大井川下流地域では，大洪水の記録が史実として多く残されているので，これにまつわる民話が多く採集できるものと予想したのに対し，史話が多く，民話の採集が少なかったことは意外な感じであった。また地蔵に関するものが多かったという印象がある。ただ，調査の地域が大井川の西側である吉田町，東側の大井川町であったため，吉田町には片鱗と思われる話があった。調査地点をもう少しひろげて，島田市から藤枝市あたりまでを対象とすると，違った結果が出て来るのではないだろうか。これからの地元の調査に期待したいものである。

l．民話の採集に対しての概観を述べると，県内の主要河川の上流地域や伊豆に多く，交通の発達した東海道本線の近くは採集が困難であった。旧東海道を調査したならば，おもしろい結果が出て来るのではないだろうか。近代生活が進展している地域では，だんだんと民話の採集が難しくなりつつあることは，悲しいことであるが確かである。

Ⅱ.「子ども」の研究

10年間の「子どもの問題」に関する研究は，これを大別すると　①「子どもの遊び」の研究と　②「子どもの心と体」に関する研究とに分けることができる。すでに本書総論に詳述されているように，この研究過程を年次別に整理してみると，研究所創設以来「地域と子ども」研究委員会において，「民話」と「遊び」という2つの課題が2つの部会に分かれながら，なお統一して検討されてきた。その後1980（昭和55）年度から両者が独立して，「遊び」の研究が独自に進められることになったのであるが，しかしその年度には大井川中流・下流域の民話の現地調査が実施されたため，これに伴って同じ地域の「遊び」の調査がひき続き共同研究の形で行われた。したがって前記②の課題が具体的にとりあげられたのは，第Ⅲ期の最初の年，1981（昭和56）年度からであった。

1.「子どもの遊び」の研究

最初に「地域と子ども」研究委員会が設置されたとき，この委員会は研究目的と研究テーマを次のように規定している。

(1)　研究目的

子どもの豊かな成長を願って，その障害をなす諸条件を究明し，その克服の途を鮮明にしながら，さらに成長のための創造的な提言をなしうる理論実践研究を行う。

(2)　研究テーマ

学校内外にわたる子どもの生活実態を把握し，その上に立って子どもの成長に欠かせない遊びについて歴史的・実証的に考究し，子どもの遊びの

復活と創造に寄与する。

総じて昔の子どもに比べ，今の子どもは野原で自由に遊ぶことができない。「遊びは子どもの生活のリズムをつくりだすものであり集団の中で人との交流，きまりを学ぶなど，成長に欠かせない大切なものである」。それにもかかわらず，いま子どもたちは進学競争や交通戦争など，社会環境の変化におしつぶされて遊びからひき離されてしまっている。そこでこの委員会は具体的な研究計画として第1年次（昭和50年度）に子どもの生活実態調査と考察，第2年次（昭和51年度）に，歴史的な遊びと創造的遊びの内容に関する研究，という2つの課題をとりあげて研究を進めることとなった（「所報」創刊号　1975年11月刊，参照）。

(3)　実態調査

まず第25次教研において報告された次のような「遊びの実態」の特徴を前提として，全県的に「子どもの生活と遊び」に関する実態調査を実施した。

実態調査（昭和50年12月実施）

小学校4年と中学校2年を，全県下の学校から1学級ずつ抽出した。

調査対象　18,129人（男子・9,242人，女子・8,887人）

① 伝統的な遊びや創造的遊びが少なく，固定的な遊びとなっている。

② マスコミの影響により，テレビやマンガ時代となっている。

③ 子どもの文化や教育は，次第に破壊され悪化している。

その調査結果によれば，放課後の子どもたちの遊びとしては，古くから伝承されてきた健康的な遊び（かくれんぼ・さかなとり・木のぼり・石けり・めんこ・たこあげ・ままごと遊び・お手だま・おはじき等）が少なくなり，テレビを見る時間（2～3時間）やマンガを見る時間，さらに「友だちとのおしゃべりの時間」などが多くなっていることが明らかとなった。子どもたちが，遊びたくても，“遊べない理由”として，①学校からの帰宅がおそくなる。②宿題が多い。――があげられていることは問題である（「所報」No.3「子どもの生活と遊び」1976年11月刊，参照）。

その後昭和52年5月には，磐田郡の北端の山村「水窪地区」の民話の調

査にともなって，この村の遊びの調査が行われたが，前記の実態調査と同じような現象が認められた。

(4) 遊びの状況

以上のような初期の研究は，実態調査の資料とともに総合的にまとめられ「研究録」第1集「子どもの生活と民話の継承」として出版された（昭和53年6月刊)。すなわちその第2章「子どもの遊びについて」においては，その内容が　Ⅰ．子どもをとり巻く文化状況と展望　Ⅱ．今一度子どもの生活を見直そう――に分けられ，前記実態調査の詳細な資料がすべて公表されている。

そこでその内容を概観してみると

① 帰宅から寝るまでの時間（ほぼ5時間が多い)。
② 1日平均睡眠時間（平均9時間くらい)。
③ 就寝時刻（夜9時前後が多い)。
④ 学校に行く日は何時に起きるか（ほとんど6時ころ)。
⑤ 家で充分遊んでいるか（少しは，が多い)。
⑥ 何が遊びを奪うか（学習塾・帰宅がおそい)。

などの項目について，小学校・中学校とも東部・中部・西部の3地区にわけて集計し，地区別の特徴をとらえようとしている。

(5) 子どもの遊びの特徴

〔第Ⅱ期の研究，1978（昭和53）年度～1980（昭和55）年度〕

前記のような初期の研究成果にもとづいて，第Ⅱ期にはさらに資料を集めた結果，ほぼ次のような現象が認められた。

① 遊びは子どもの特技でなくなっている。
② 遊びたくても遊べない子がふえている。
③ 遊びたいと思わない子が，少しずつふえている。
④ 遊ぶ場所がない，遊ぶ友だちがない，時間がない。

（「所報」No.33・34合併号「遊びたくても遊べない，遊びをきらう子どもたち」1979年6月刊参照)。

遊びに関するこうした傾向は，いったいどんな原因から起こってくるのか。その主要な理由を明らかにするため，さらに研究を一歩進めて「子どもの生活しらべ」をとりあげ，①学校内の施設　②昼休みの時間　③業間の時間　④土・日曜，休日の校庭開放　⑤子どもの遊び場――などの状況について調査を進めた（「所報」No.45「子どもの遊びの現状と対策」1980年7月刊参照）。すなわち現代の子どもたちの生活は，朝起きるから寝るまで，健康で自由な遊びを織りこんだ楽しい生活は奪いとられているのである（「所報」No.50「子どもの遊びを考える」－「静岡県の民話と子どもの遊び」所収，1981年2月刊，参照）。

2．「子どもの心とからだ」の研究

(1)　遊びの問題点とそのまとめ

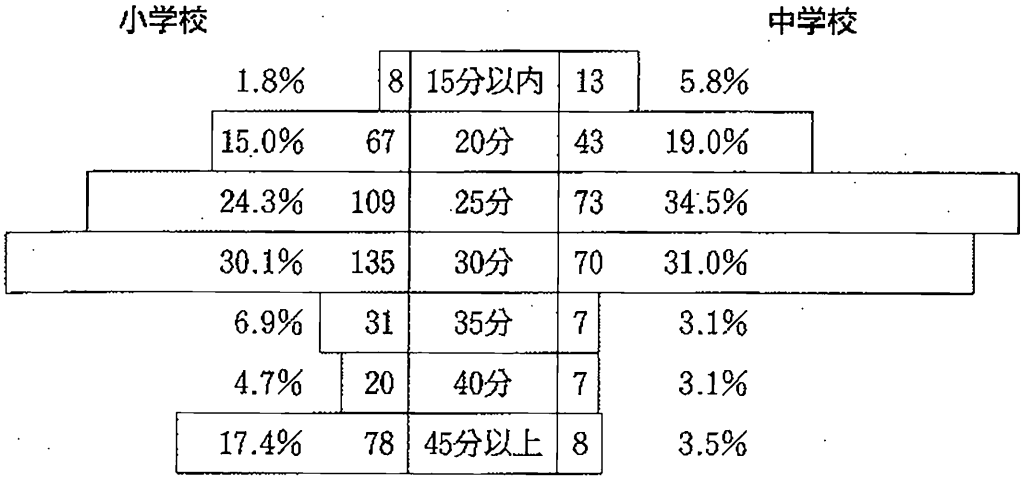
子どもの遊びに関する研究は，1980（昭和55）年度をもってほぼ完了したため，第Ⅲ期（昭和56～58年）に入るとともに「子どもの生活全体」，とくに一日の生活において，さまざまな問題にとりかこまれている現代の子どもたちの「心とからだの問題」に関する研究がとりあげられることとなった。

すなわち第Ⅱ期に進められた「遊び」に関する研究は，すべて総体的にまとめられ，「研究録」第3集，「小学生の遊びと民話の継承」1981年12月刊，として公刊された。

1979（昭和54）年に実施された実態調査（全県の小学校503校，中学校256校を対象）によれば，次のような事実が明らかにされた。

(1)　昼休み時間

昼休み時間は何分とられているか。



(「研究録」第3集　第11頁)

(2)　業間体育

	小学校	中学校
行っている	215校(48%)	85校(37.1%)
行っていない	233校(52%)	144校(62.9%)

(3)　校区内の遊び場

＜小学校＞　十分にある（18.3%）　ある（65.6%）　ない（16.1%）

(4)　下校後の校庭解放

＜小学校＞　解放している（69%）　いない（14.4%）

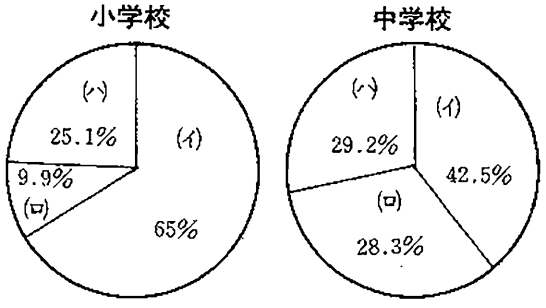
(5)　土・日曜日・祭日の校庭の解放

イ．解放している

ロ．解放していない

ハ．解放しているが，スポーツ関係の利用でふさがっていることが多い。

(「研究録」第3集，第15頁)



(6) 小学生の戸外の遊び

虫とり（65.4%）　　魚つり（57.8%）

えび・かに・小魚とり（55.8%）　　くりひろい（17.1%）

山のぼり（12.7%）

(7) 子どもたちの「遊び」の種類

イ．用具がないと遊べない・集団遊び

ドッジボール，ソフトボール

(8) 遊びを阻害するもの

① テレビ（67.6%）　　④ 遊び場が少ない（30.8%）

② 塾（48.7%）　　⑤ 友だちがいない（21%）

③ 遊び方を知らない（40.6%）

（「研究録」第3集，第2章，「今日の子どもの遊びと問題点」参照）

このように「遊びの研究の」完了とともに，研究目標は子どもの「生活しらべ」からさらに一歩進んで「心とからだ」の研究へ向けられることとなった。それにもかかわらずこの委員会は，思わざる2～3の障害によって新しい研究を具体的に推進することができず，わずかに所員・専門委員会において問題の方向が討議され，今後の方針を構想する程度にとどまらざるを得なかった。したがって具体的には1983（昭和58）年に「心とからだ」に関する実態調査を，所員・専門委員の所属校を対象として実施したにもかかわらず，その資料の分析・考察は結局その年度内にまとめることができなかった。

そこで研究第Ⅲ期をもってこの委員会の研究がすべて終了した後，第Ⅳ期（1984～1985年）に，ひきつづき残務処理として研究のまとめの仕事が進められ，ようやく「研究録」第5集（「民話と子どもの生活」1985年9月刊）として公刊されたのである。(註)。

（註記） したがってこの研究のまとめは，所員の代表者によって執筆された原稿に，事務局が多少修正加筆したものであって，全所員・専門委員会の討議を経たものでないことを追記する。

(2)　「心とからだ」の問題点

そのうち主要な問題点を抽出して特記すれば，次のような諸問題があげられる。

（第2編「子どもの生活と心のゆがみ」参照）。

① 現代社会と子ども

② 子どもの現状――その生活と心のゆがみ

a．子どもは疲れている（朝からあくびをする子）。

b．生命の軽視（生きものを殺して面白がる子）。

c．死にたいと思ったことがある（3,955人中，34.7%）。

d．新しい貧困（中流意識とパソコン・マイコンの流行）。

e．孤立する子どもたち（遊びの小人数化，塾・けいこごと・宿題）。

f．生活のない子ども（遊びを失った子ども，生活感を失った子ども）。

g．いじめっ子，いじめられっ子。

h．多忙な子どもたち（1日の日課の忙しさ，教師とのふれあい）。

i．崩壊する家庭（働く母親，おそく帰宅父親）。

(3)　今後の課題――親や教師は何をしたらよいか。

① 子どもと教師に自由時間を。

② 体験が子どもを育てる――それを生活の中へ活かす。

③ 父母の子どもへの願い――望ましい人間像の実現。

教育行財政研究委員会

Ⅰ．教育行財政の適正化と充実を求めて

(1) 研究の主題と経過

周知のようにわれわれにとって，教育予算とその執行の状態は極めて身近なものであるにもかかわらず，その内容についてこれほど縁遠い存在となっているものはないと言えるであろう。1976年７月，組合立教育研究所の中に「教育行財政」研究委員会が設置され，教育行財政はいったいどのような仕組みのもとに成り立っているのか，その実態はどのようになっているのか，というような初歩的段階から取り組んでいくことになった。

この研究は，基本資料を入手することが困難であるため，極めて遅々とした歩みをつづけざるをえなかったが，身近に得られる資料を収集しながら活動が進められた。

① 教育活動を支える財政的基盤は，どのように構成されているか。

② この問題を追求する中で，自分たちの学校・市町村は，他校他市町村と比べて，「教育財政的水準」はどのようになっているかを明らかにする。

③ また，教育行財政の指標，つまり教育行財政の水準を示し得る指標なり，指数というようなものを導き出せないだろうか。

という方向がとりあげられたのである。

こうした視点を手がかりとして，さしあたり所員在住の２市１町（富士市・清水市・引佐町）の教育費を分析した結果，

a．学校経費における公費と私費の関係

b．各学校の予算執行に関する問題点―特に過大な父母負担

という基本的な問題点が浮き彫りにされた（「教育予算のしくみと問題点」所報，No.25－1978年５月刊）。

この調査結果にもとづいて，全県的（９市５町）に，規模を拡大して実態

調査を実施し「教育財政の適正化と充実を求めて―静岡県市町村の教育財政実態調査と考察」（所報No.42－1980年2月刊）と題する報告を発表することができたのである。

(2) 調査資料

次のものを主に資料として利用した。いずれも公に発表されているものである。

① 文部省地方教育費調査報告書，地方教育行政の調査報告書，学校教員統計調査報告書，いずれも文部省が調査票にもとづいて，学校・市町村教委・県教委の調査を集計したものである。

地方教育費の調査報告書は3年度，地方教育行政の調査報告書は2年度，学校教員統計調査報告書は2年度おくれで発表される。

② 静岡県教委学校統計要覧Ⅰ・Ⅱ

文部省の調査票を静岡県で集約したもので，その他の調査を加えて毎年度発表される。

③ 静岡県総務部財政課編予算説明，毎年度静岡県の当初予算の説明をしたものである。

④ 日本教職員組合「教育費単位費用の分析と全国教職員定員確定状況」・「教育予算の内容批判と地方財政計画」――毎年度報告されている。

⑤ 昭和50年度国勢調査報告書。

⑥ 自治省「都道府県財政指数表」・「公共施設状況調」――毎年度1年おくれで発表されている。

(3) 研究の方法

前掲の資料の中で，各市町村の教育財政の状況を比較するのに適当であると思われる項目を抽出し，これを比較研究して，各市町村の教育財政の水準を明らかにし，その問題を究明するように努力した。

またこれを全国市町村と比較することによって，本県市町村の問題点を明確にするようにも努力した。

具体的に教育の基盤となる条件を明らかにするため，まず調査対象として

9市（三島市・沼津市・富士市・清水市・静岡市・島田市・袋井市・浜松市・浜北市）5町（東伊豆町・函南町・小山町・引佐郡・細江町）をとりあげ，その基礎資料として人口と人口構成（年齢別）を分析した。その特徴としては人口増加率の高い地域は富士市・三島市であり，都市化の激しいのは富士市・島田市・三島市であることがあげられる。

また詳細な調査項としては，市町村税，地方交附税，国庫支出金，県支出金，市町村債などすべて16項目がとりあげられることになった。

表1　歳入純計決算額構成比について

（単位　千円） 区　分	三島市		富士市		清水市		沼津市	
	50年度		50		50		50	
	歳入額	構成比	歳入額	比	歳入額	比	歳入額	比
1 市町村税	3,010,497	34.5	10,289,889	50.0	9,892,901	48.6	7,619,522	41.3
2 地方譲与税	43,883	0.5	135,242	0.7	251,260	1.2	121,727	0.7
3 娯楽施設利用税交付金	17,112	0.2	20,694	0.1	4,979	0.02	108,954	0.6
4 自動車取得税交付金	74,047	0.8	207,469	1.0	198,548	0.96	205,333	1.1
5 地方交付税	867,377	9.9	65,814	0.3	237,080	1.2	1,000,107	5.4
小計	4,012,916	45.9	10,719,108	52.1	10,584,766	52.0	9,055,642	49.1
6 交通安全対策特別交付金	14,593	0.2	28,515	0.1	41,451	0.2	49,548	0.3
7 分担金・負担金	59,655	0.7	349,300	1.7	47,863	0.2	140,665	0.8
8 使用料・手数料	125,520	1.4	340,296	1.7	355,595	1.7	310,582	1.7
9 国庫支出金	1,219,129	13.9	2,347,016	11.4	2,522,711	12.4	2,503,778	13.6
10 県支出金	292,620	3.3	540,749	2.6	887,815	4.4	1479,465	8.0
11 財産収入	257,937	3.0	77,249	0.4	124,086	0.6	185,191	1.0
12 寄付金	98,951	1.1	8,351	—	249,284	1.2	166,289	0.9
13 繰入金	80,329	0.9	58,620	0.3	16,000	0.1	60,167	0.3
14 繰越金	396,395	4.5	1,292,894	6.3	1,381,541	6.8	1,337,641	7.2
15 諸収入	456,570	5.2	1,922,413	9.3	1,306,285	6.4	691,876	3.7
16 市町村債	1,727,700	19.9	2,852,800	13.9	2,830,700	13.9	2,480,400	13.4
歳入合計	8,742,315	100.0	20,573,445	100.0	20,348,099	100.0	18,461,245	100.0

Ⅱ．調査の概要

(1)　歳入純計決算額構成比

これは調査対象となった各市町村の財政力に関する具体的な数値である。

① 国庫支出金と地方附税とは，富士市•清水市が低く，反対に農山村地区が高くなっているのは，特別な産業の収入源が乏しいことを示している。

② 地方債（市町村債）

都市部は何れも，財政の10%を上まわり，地方財政の苦しさが現れているが，特に函南町は18.3%となっていることが注目される。

静岡市		島田市		袋井市		浜松市		浜北市		全国市町村
50		50		50		50		50		50
歳入額	比	歳入額	比	歳入額	比	歳入額	比	歳入額	比	構成比
18,507,030	43.6	2,535,170	39.9	1,574,523	33.9	18,474,862	43.8	1,532,995	31.1	30.1
226,013	0.5	48,064	0.8	33,825	0.7	349,435	0.8	47,928	1.0	
965	—	38,389	0.6	—	—	—	—	—	—	
381,515	0.9	81,084	1.3	57,044	1.2	590,077	1.4	80,874	1.6	
1,221,137	2.9	372,248	5.9	475,088	10.2	1,391,476	3.3	1,115,875	22.6	16.1
20,336,660	47.9	3,074,955	48.4	2,140,480	46.1	20,805,850	49.4	2,777,672	56.3	48.2
83,168	0.2	10,088	0.2	5,559	0.1	78,876	0.2	5,949	0.1	
233,411	0.6	202,268	3.2	127,358	2.7	247,042	0.6	25,756	0.5	
780,311	1.8	72,357	1.1	70,916	1.5	796,665	1.9	130,452	2.6	
6,157,659	14.5	1,076,752	16.9	747,290	16.1	5,562,472	13.2	483.920	9.8	14.9
1,823,559	4.3	227,264	3.6	93,996	2.0	1,794,893	4.3	343,173	7.0	5.6
512,189	1.2	90,060	1.4	21,904	0.5	481,255	1.1	30.314	0.6	
44,902	0.1	17,217	0.3	108,927	2.3	141,065	0.3	5,803	0.1	
9,366	—	—	—	303,197	6.5	5,000	—	11,600	0.2	
2,517,815	5.9	289,613	4.6	233,283	5.0	2,627,796	6.2	214,542	4.3	
5,258,346	12.4	263,579	4.1	91,581	2.0	5,835,510	13.8	337,314	6.8	
4,672,270	11.0	1,033,100	16.3	693,700	15.0	3,614,180	8.6	570,400	11.6	12.7
42,429,656	100.0	6,357,353	100.0	4,638,191	100.0	42,137,882	100.0	4,936,895	100.0	

(2) 歳出目的別決算額一覧表

各市町村の歳出目的別経費として12項目（民政費・土木費・衛生費・労働費・商工費・消防費・公債費など）について調査した。とくに民政・土木・教育費の関係について分析を加えた。

① 土木費が全国平均をはるかに上まわる富士市・島田市・浜松市においては，教育費は全国平均以下となっている。すなわちこれは，土木開発が教育費・民生費などを圧迫する都市型財政であることを示している。

② その中でとくに袋井市・函南市などの農村部においては，教育費の比率が高くなっていることが注目される。また引佐町・細江町・東伊豆町などの山村部では，災害復旧費が多いことも見逃すことができない事実である。

表2 歳出目的別決算額一覧表

(単価 千円)	三島市		富士市		清水市		沼津市	
	50年度		50		50		50	
	決算額	構成比	決算額	比	決算額	比	決算額	比
1 議会費	89,341	1.1	217,902	1.1	232,476	1.2	190,234	1.1
2 総務費	978,497	12.3	2,439,117	12.8	2,359,271	12.3	2,137,769	12.1
3 民生費	1,342,751	16.9	2,576,829	13.6	2,769,229	14.4	2,725,402	15.5
4 衛生費	639,659	8.0	2,274,725	11.9	2,103,845	10.9	2,661,199	15.1
5 労働費	23,629	0.3	138,806	0.7	228,002	1.2	92,802	0.5
6 農林水産費	232,422	2.9	592,790	3.1	393,774	2.0	717,129	4.1
7 商工費	73,778	0.9	662,754	3.5	1,066,267	5.5	405,566	2.3
8 土木費	2,207,001	27.7	4,283,135	22.5	3,613,164	18.8	3,419,451	19.4
9 消防費	271,952	3.4	700,463	3.7	671,202	3.5	695,528	3.9
10 教育費	1,637,097	20.5	3,618,505	19.0	4,185,490	21.7	2,677,205	15.2
11 災害復旧費	48,020	0.6	157,218	0.8	727,913	3.8	963,695	5.5
12 公債費	428,636	5.4	1,389,595	7.3	894,791	4.6	847,421	4.8
諸支出金			11	—	—	—	75,620	0.4
合計	7,972,783	100.0	19,051,850	100.0	19,245,424	100.0	17,609,021	100.0
3 民生費	1,342,751	16.9	2,576,829	13.6	2,769,229	14.4	2,725,402	15.5
8 土木費	2,207,001	27.7	4,283,135	22.5	3,613,164	18.8	3,419,451	19.4
10 教育費	1,637,097	20.5	3,618,505	19.0	4,185,490	21.7	2,677,205	15.2

③　「歳入純計決算額」からは，各市町村にどれだけの財政力があるかを見ることができる。

まず，国庫支出金，及び地方交付税についてみると，都市部中でも富士・清水等は非常に低い数字を示し農山村地区に高い数字を見る。このことは，農山村地区の特別な産業等の収入源のないことを物語る。次に地方債についてみるとき，都市部のいずれもが10%を上廻り，一般財政の苦しいことがわかる。函南町の18.3%は特に高く健全な財政とは言えない。中でも，富士・清水については不況の波を被りつつもなお，交付金にたよらず地方債によっていることがわかる。いきおい，地方債が多くなることは否めない事実である。

④　また，「才出目的別決算額」は，各市町村の才出目的別として12項目

静岡市		島田市		袋井市		浜松市		浜北市		全国市町村
50		50		50		50		50		50
決算額	比	決算額	比	決算額	比	決算額	比	決算額	比	構成比
355,577	0.9	77,899	1.3	56,236	1.3	322,420	0.8	68,847	1.4	1.3
4,660,002	11.7	781,588	13.0	799,198	17.9	4,525,132	11.3	770,905	16.1	13.8
5,974,783	14.9	721,518	12.0	557.106	12.5	4,698,855	11.7	613,664	12.9	17.3
3,990,647	10.0	526,984	8.6	326,209	7.3	5,128,203	12.8	482,747	10.1	8.4
196,605	0.5	38,838	0.6	—	—	319,446	0.8	14,298	0.3	1.1
1,581,988	4.0	378,995	6.3	225,990	5.1	2,149,823	5.4	222,613	4.7	5.7
2,092,823	5.3	120,242	2.0	197,696	4.4	761,710	1.9	82,250	1.7	2.5
8,247,934	20.7	1,792,180	29.8	782,198	17.5	11,359,030	28.3	573,249	12.0	19.6
1,456,328	3.7	180,706	3.0	138,738	3.1	1,653,012	4.1	176,085	3.7	3.1
8,109,137	20.4	1,013,617	16.8	1,147,271	25.7	7,422,997	18.5	1,382,529	28.9	19.6
1,318,122	3.3	43,692	0.7	79,693	1.8	467,210	1.2	295.131	6.2	1.3
1,880,279	4.7	344,991	5.7	160,066	3.6	1,182,104	2.9	92,159	1.9	5.2
367	—	—	—	—	—	95,675	0.2	—	—	
39,837,592	100.0	6,021,250	100.0	4,470,401	100.0	40,085,617	100.0	4,774,477	100.0	
5,947,783	14.9	721,518	12.0	557,106	12.5	4,698,855	11.7	613,664	12.9	17.3
8,247,934	20.7	1,792,180	29.8	782,198	17.5	11,359,030	28.3	573,249	12.0	19.6
8,109,137	20.4	1,013,617	16.8	1,147,271	25.7	7,422,997	18.5	1,382,529	28.9	19.6

についての内容検討。特に，民生・土木・教育費について抜すいした。

まず土木費が全国平均をはるかに上廻る富士・島田・浜松を見る，とその教育費は全国平均を下廻っている。土木開発により土木費の増加が教育費・民生費を圧迫する都市型財政であることを示す。こうした中で袋井市・函南町の教育費の比率の高いことは注目される。

なお，山村部である引佐・細江・東伊豆の災害復旧費が多いのが目をひく。

年々にくり返す災害に対して，その宿命的な山村部の大きな負担であると言えよう。

(3) 総行政費に対する教育費

教育費の比率が，何れも全国平均（30.4%）を下まわっている。

① 比較的高率の都市

浜北市（24.5） 袋井市（27.3） 清水市（22.7）

② 低い市と町

浜松市（15.8） 引佐町（15.9） 細江町（11.8）

表3 総行政費に対する教育費の比率

(単位 千円)	三島市	富士市	清水市	沼津市	静岡市	島田市
区分	50年度	50	50	50	50	50
I 行政費総額	8,617,934	19,051,850	19,245,424	17,609,021	39,521,855	6,021,250
前年度との増減比	26.9%	10.0	△5.4		1.5	13.9
II 教育費総額	1,642,974	3,684,986	4,371,793	2,966,465	8,840,812	1,145,944
前年度との増減比	△0.01%	21.1	15.6		22.8	3.4
行政費に対する教育費の比率 $\frac{II}{I}$	19.0%	19.3	22.7	16.8	22.4	19.0

(単位 千円)	袋井市	浜松市	浜北市	県	県市町村	全国	全国市町村
区分	50	50	50	50 (比)	50 (比)	50 (比)	50 (比)
I 行政費総額	4,418,705	40,085,617	4,774,477				
前年度との増減比	1.2	1.08					
II 教育費総額	1,207,825	6,322,042	1,169,768				
前年度との増減比	2.3	1.15					
行政費に対する教育費の比率 $\frac{II}{I}$	27.3	15.8	24.5	33.3	19.5	30.4	20.8

(4) 教育費総額の教育分野別配分費

小・中学校の比率をそれぞれ全国比（小学校38.1%　中学校19.9%）に比較すると

① 高い比率の都市

小学校						中学校	
清水	沼津	静岡	浜北	東伊豆	函南	島田	袋井
58.3	47.9	50.0	50.7	72.8	69.0	41.0	48.8

② 低い市・町

小学校		
袋井	島田	細江
29.0	32.2	25.0

総行政費に対する教育費の比率は，教育費が行政費に対し，どれだけ使われているかを示したものである。行政費の総額について前年度との比を見た時，富士の10%増と清水の5.4%減が特に目につく。類似都市であり

表4　教育費総額の教育分野別配分費について

(単位　千円)	三島市		富士市		清水市		沼津市		静岡市	
区　分	50年度	比	50	比	50	比	50	比	50	比
1 小学校	1,044,527	62.4	1,673,065	45.4	2,541,659	58.3	1,466,670	49.4	4,425,691	50.0
2 中学校	154,762	9.3	701,825	19.0	565,088	13.0	580,655	19.6	2,000,527	22.6
3 高等学校	—	—	414,771	11.3	341,263	7.8	384,662	13.0	637,667	7.2
4 社会教育	147,039	8.8	370,390	10.1	583,722	13.4	351,585	11.9	1,197,994	13.6
5 教育行政	74,645	4.5	262,322	7.1	283,438	6.5	163,782	5.5	492,529	5.6
教育費総額	1,672,670		3,684,986		4,361,793		2,966,465		8,840,812	

(単位　千円)	島田市		袋井市		浜松市		浜北市		県	全国
区　分	50	比	50	比	50	比	50	比	比	比
1 小学校	369,564	32.2	350,676	29.0	2,929,947	44.1	593,926	50.8	44.5	38.1
2 中学校	467,708	41.0	589,116	48.8	1,019,831	15.4	118,118	10.1	24.6	19.9
3 高等学校	—	—	—	—	398,509	6.0	—	—	1.7	15.6
4 社会教育	143,522	12.5	84,814	7.0	840,279	12.7	67,576	5.8	4.8	4.7
5 教育行政	98,543	8.6	42,255	3.5	480,977	7.2	49,975	4.3	3.6	7.9
教育費総額	1,145,944		1,207,825		6,322,042		1,169,768			

ながら清水はオイルショック後の経済不況の波をより大きく受けていることを端的に示す。

行政費に対する教育費の比率が全国平均をかなり下廻る市町が多い。

次の「教育費総額に対する各教育分野別配分比」は，教育費総額に対する各教育分野別の比率に関する調査である。

まず，小中学校の比を全国比と比較したとき目につくことは，小学校38.1%，中学校19.9%に対し，小学校においては清水の58.3%，沼津の49.9%，静岡50.0%，浜北50.8%，東伊豆72.8%，函南69.0%が高い数字を示す。

中学校では島田41.0%，袋井48.8%が高い。反対に小学校，袋井29.0%，島田32.2%，細江25.6%，中学校清水の13.0%，浜北の10.1%，東伊豆の10.6%，函南の7.4%が非常に低い。

これらの数字は，後の項において触れる支出項目別構成比の中で資本的支出の数字と殆ど比例している。

学校増設による財政の困窮が，小中間の予算を夫々相互に圧迫していることがわかる。

(5) 教育費の実支出と基準財政需要額

建築費を除いた教育費の実支出と，基準財政需要額との比を見ると，（a）小学校は全国費1.69（50年度）に対して全市・町がこれを下まわり，（b）中学校は全国費1.98に対して，袋井市がわずかにこれを越えている（1.99）程度で，他はすべてはるかに下まわっている。すなわち静岡教育費の貧しさ

表5　教育費の実支出と基準財政需要額

(単位　千円)		50年度		50		50		50		50	
		三島市		富士市		清水市		沼津市		静岡市	
		基準財政需要額	比	基準財政需要額	比	基準財政需要額	比	基準財政需要額	比	基準財政需要額	比
小学校費	総額	496,175	0.67	854,196	0.87	1,180,682	1.47	860,202	1.18	1,603,068	1.49
	建築費分を除いた額	220,370	1.29	482,597	1.27	786,155	1.20	570,641	1.19	1,126,822	1.33
中学校費	総額	109,142	1.36	278,532	1.74	444,441	1.48	486,842	1.71	556,964	1.73
	建築費分を除いた額	88,258	0.85	209,978	1.85	245,138	1.05	325,376	1.48	413,723	1.67

が明らかに示されている。

表5は，教育費の実支出と基準財政需要額を小学校・中学校について調べたものである。

50年度の小学校の実支出の基準財政需要額比は全国比，1.69に対し全部が低い。なお，中学校全国比1.98に対しわずかに袋井が上廻る他全部がはるかに下廻る。

建築費を除いた分即ち教授費関係についてみると、小学校全国比1.47に対し上廻る市町はない。

本県市町村費の教育費の充実が強く要望される。

(6)　教育費の支出項目別構成費

教育分野別に配当された教育費が，どのように学校においてつかわれているか，の調査である。これを消費的支出と資本的支出とに大別して比較してみると，消費的支出が少なく資本的支出が多い場合は，次のような都市の学校である。

沼津市（小学校），富士市（小学校），清水市（小学校・中学校），静岡市（小・中），島田市（中），袋井市（小・中），浜松市（小・中），浜北市（小），東伊豆（小），函南（中），引佐（中）。

これは教育費が多く建築費にあてられ，授業に必要な消耗品費，設備修繕費，維持費等が圧迫されていることを物語っている。

表6は教育分野別に配当された教育予算が，どのように使用されているか

50		50		50		50		50	50	50	50
島田市		袋井市		浜松市		浜北市		県	全国	県市町村	全国市町村
基準財政需要額	比	基準財政需要額	比	基準財政需要額	比	基準財政需要額	比	比	比	比	比
223,073	1.48	143,828	1.38	1,585,218	1.08	220,362	1.27	1.11	1.13	1.30	1.69
176,992	1.34	100,925	1.23	1,130,310	1.12	158,618	1.27	1.11	1.12	1.24	1.47
95,129	1.42	82,098	1.99	573,457	1.25	83,297	1.25	1.14	1.16	1.75	1.98
76,515	1.18	39,422	2.27	427,042	1.24	66,953	1.36	1.14	1.15	1.42	1.56

表6　教育費の支出項目別構成比

（単位　千円）		三島市				富士市			
		小学校		中学校		小		中	
		50年度	比	50年度	比	50年度	比	50年度	比
教育費総額		1,044,527		154,762		1,673,065		701,825	
A	消費的支出	242,889	23.3	69,429	44.9	574,743	34.4	347,163	49.5
B	資本的支出	801,638	76.7	64,604	41.7	1,005,558	60.1	272,944	38.9
C	債務償還費	—	—	20,729	13.4	92,764	5.5	81,718	11.6
消費的支出	1 教授費	36,914	3.5	19,722	12.7	82,825	5.0	58,228	8.3
	c 事務職員の給与	27,313	2.6	13,707	8.9	57,651	3.4	36,219	5.2
	f 教授用消耗	5,882	0.6	3,562	2.3	14,356	0.9	10,662	1.5
	2 維持費	42,505	4.1	18,328	11.8	100,171	6.0	72,731	10.4
	b 用務員の給与	20,835	2.0	10,914	7.0	52,013	3.1	39,694	5.7
	d 光熱水費	17,506	1.7	5,986	3.9	36,754	2.2	24,394	3.5
	3 修繕費	2,499	0.2	3,203	2.1	55,297	3.3	33,216	4.7
	4 補助活動費	102,428	9.8	14,755	9.5	278,988	16.7	153,771	21.9
	b－(1) 給食職員の給与	86,355	8.3	0	0	220,880	13.2	114,599	16.3
	5 所定支払金	58,543	5.6	13,421	8.7	57,462	3.4	29,217	4.2
資本的支出	1 土地費	—	—	47,842	30.9	377,978	22.6	—	—
	2 建築費	747,435	71.6	5,205	3.4	568,056	34.0	213,950	30.5
	3 a＋b＋c設備備品費	53,610	5.1	11,557	7.5	59,512	3.6	58,994	8.4
	4 図書購入費	593	0.1	—	—	12	—	—	—

（単位　千円）		島田市				袋井市			
		小学校		中学校		小		中	
		50年度	比	50年度	比	50年度	比	50年度	比
教育費総額		369,564		467,708		350,676		589,116	
A	消費的支出	221,815	60.0	79,441	17.0	115,675	32.9	36,239	6.2
B	資本的支出	59,967	16.2	384,238	82.2	227,110	64.8	540,004	91.7
C	債務償還費	87,782	23.8	4,029	0.9	7,891	2.3	12,873	2.2
消費的支出	1 教授費	42,365	11.5	29,839	6.4	25,322	7.2	14,512	2.5
	c 事務職員の給与	27,157	7.3	14,524	3.1	18,148	5.2	7,212	1.2
	f 教授用消耗	8,895	2.4	9,332	0.2	3,976	1.1	4,172	0.7
	2 維持費	44,799	12.1	21,605	4.6	22,484	6.4	10,992	1.9
	b 用務員の給与	31,355	8.5	13,291	2.8	14,155	4.0	5,414	0.9
	d 光熱水費	9,268	2.5	5,930	1.3	5,374	1.5	884	0.5
	3 修繕費	8,765	2.4	5,265	1.1	4,414	1.3	1,378	0.2
	4 補助活動費	94,883	25.7	14,539	3.1	52,884	15.1	2,293	0.4
	b－(1) 給食職員の給与	73,686	19.9	5,645	1.2	46,968	13.4	—	—
	5 所定支払金	31,003	8.4	8,193	1.8	10,571	3.0	7,064	1.2
資本的支出	1 土地費	1,300	0.4	299,483	64.0	28,360	8.1	36,022	6.1
	2 建築費	33,193	9.0	67,513	14.4	186,232	53.1	447,696	75.9
	3 a＋b＋c設備備品費	25,109	6.8	17,122	3.7	2,082	3.4	55,999	9.5
	4 図書購入費	365	0.1	120	—	436	0.1	287	—

清水市				沼津市				静岡市			
小		中		小		中		小		中	
50年度	比	50年度	比	50年度	比	50年度	比	50年度	比	50年度	比
2,541,654		565,088		1,466,670		580,655		4,425,691		2,000,527	
621,342	24.4	233,466	41.3	518,387	35.3	265,866	45.8	1,434,593	32.4	649,760	32.5
1,803,945	71.0	268,955	47.6	736,578	50.2	171,859	29.6	2,549,450	57.6	1,184,821	59.2
110,372	4.3	62,667	11.1	211,705	14.4	142,930	24.6	441,648	10.0	165,946	8.3
104,638	4.1	59,234	10.5	84,631	5.8	80,275	13.8	59,048	1.3	50,825	2.5
60,720	2.4	33,916	6.0	45,328	3.1	38,793	6.7	—	—	—	—
18,156	0.7	11,296	2.0	25,569	1.7	25,307	4.4	47,817	1.1	40,900	2.0
130,967	5.2	69,722	12.3	108,039	7.4	71,329	12.3	474,494	10.7	212,950	10.6
64,625	2.5	37,274	6.6	56.172	3.8	39,127	6.7	342,396	7.7	147,652	7.4
46,995	1.8	21,962	3.9	37,641	2.6	22,269	3.8	76,652	1.7	39,560	1.9
34,672	1.4	14,802	2.6	60,209	4.1	57,768	9.9	68,159	1.5	39,016	1.9
300,099	11.8	68,062	12.0	202,010	13.8	37,442	6.4	626,209	14,1	294,320	14.0
261,664	10.3	41,026	7.3	177,633	12.1	24,598	4.2	440,438	9.9	157,843	7.9
52,466	2.1	31,596	5.6	63,498	4.3	19,052	3.3	206,683	4.7	52,649	2.6
869,932	34.2	11,006	1.9	91,177	6.2	4,840	0.8	471,676	10.7	618,090	30.9
854,823	33.6	232,847	41.2	575,813	39.3	93,354	16.1	1,965,911	44.4	492,419	24.6
79,198	3.1	25,108	4.4	67,749	4.6	71,456	12.3	102,665	2.3	67,715	3.4
—	—	—	—	1,839	0.1	2,209	0.4	9,198	0.2	6,597	0.3

浜松市				浜北市				県		全国
小		中		小		中		50年度比		50年度比
50年度	比	50年度	比	50年度	比	50年度	比	小	中	総額
3,124,616		1,092,000		593,926		118,118				
1,202,940	38.5	463,798	42.5	148,225	4.8	8,024	70.3	77.6	76.8	73.4
1,779,585	57.0	568,934	52.1	433,581	73.0	26,267	22.3	19.8	20.0	23.2
142,091	4.5	59,268	5.4	12,120	2.0	8,827	7.5	2.6	3.2	3.4
89,196	2.9	39,279	3.6	285,556	49.8	22,170	18.8			
32,583	1.0	3,326	0.3	13,537	2.3	7,359	6.2			
28,170	0.9	21,669	2.0	6,470	1.1	9,704	8.2			
382,373	12.2	166,815	15.3	33,819	5.7	17,962	15.2			
250,603	8.0	102,538	9.4	22,907	3.9	10,341	8.8			
91,035	2.9	41,623	3.9	6,548	1.1	5,275	4.5			
32,171	1.0	14,593	1.3	17,597	3.7	9,794	8.3			
587,401	18.4	209,790	19.2	58,347	9.6	27,385	23.2			
446,157	14.3	137,669	12.6	46,942	7.9	20,398	17.3			
111,799	0.4	33,321	3.1	9,906	1.7	5,713	4.8			
311,031	10.0	6,731	0.6	244,670	41.2	12,872	10.9			
1,350,735	43.2	426,556	42.4	129,982	21.9	789	0.7			
117,367	3.8	99,285	9.1	53,879	9.1	11,598	9.8			
452	0.02	362	0.03	5,050	0.9	1,008	0.9			

表7　ＰＴＡ寄付金

（単位　千円）	三島市				富士市			
	小学校		中学校		小		中	
	50年度	比	50年度	比	50年度	比	50年度	比
教育費総額	6,155		3,793		17,246		10,465	
A　消費的支出	4,508	73.2	3,179	83.8	9,443	54.8	8,086	77.3
B　資本的支出	1,647	26.8	614	16.2	7,803	45.2	2,379	22.7
C　債務償還費								
消費的支出 1 教授費	3,075	50.0	1,898	50.0	6,186	35.9	4,998	47.8
c 事務職員の給与								
f 教授用消耗	666	10.8	474	12.5	1,549	9.0	979	9.4
2 維持費	267	4.3	319	8.4	892	5.2	862	8.2
b 用務員の給与								
d 光熱水費	76	1.2			133	0.8	8	0.1
3 修繕費	770	12.5	539	14.2	1,876	10.9	974	9.3
4 補助活動費	185	3.0	145	3.8	75	0.4	485	4.6
b－(1) 給食職員の給与								
5 所定支払金	211	3.4	278	7.3	414	2.4	767	7.3
資本的支出 1 土地費								
2 建築費								
3 a＋b＋c設備備品費	1,484	24.1	610	16.1	7,166	41.6	1,763	16.8
4 図書購入費	163	2.6	4	0.1	637	36.9	616	5.9

（単位　千円）	島田市				袋井市			
	小学校		中学校		小		中	
	50年度	比	50年度	比	50年度	比	50年度	比
教育費総額	5,773		2,324		2,820		1,416	
A　消費的支出	4,395	76.1	2,159	92.9	2,180	77.3	1,116	78.8
B　資本的支出	1,378	23.9	165	7.1	640	22.7	300	21.2
C　債務償還費								
消費的支出 1 教授費	2,809	48.7	1,477	63.6	1,337	47.7	679	47.9
c 事務職員の給与								
f 教授用消耗	539	9.3	317	13.6	415	14.7	59	4.2
2 維持費	119	2.1	22	0.9	324	11.5	93	6.6
b 用務員の給与								
d 光熱水費	12	0.2			1	－		
3 修繕費	795	13.8	270	11.6	389	13.8	284	20.0
4 補助活動費	234	4.1	69	3.0	127	4.5	52	3.7
b－(1) 給食職員の給与								
5 所定支払金	438	7.6	321	13.8	3	0.1	8	0.6
資本的支出 1 土地費								
2 建築費								
3 a＋b＋c設備備品費	1,199	20.8	21	0.9	479	16.9	300	21.2
4 図書購入費	179	3.1	144	6.2	161	5.7	0	－

清水市				沼津市				静岡市			
小		中		小		中		小		中	
50年度	比	50年度	比	50年度	比	50年度	比	50年度	比	50年度	比
8,909		9,888		28,703		27,514		14,256		9,179	
7,125	80.0	7,078	71.6	23,000	80.1	21,911	79.6	11,350	79.6	9,005	98.1
1,784	20.0	2,810	28.4	5,703	19.9	5,603	20.4	2,906	20.4	174	1.9
4,423	49.6	4,121	41.7	14,122	49.2	12,428	45.2	8,706	61.1	6,091	66.4
				4,929	17.2	2,708	9.8	2,017	14.1	1,226	13.4
617	6.9	589	6.0	3,652	12.7	2,465	9.0	796	5.6	1,314	14.3
520	5.8	832	8.4	1,770	6.2	4,415	16.0	1,512	10.6	1,547	16.9
				360	1.3	1,823	6.6	828	5.8	1,135	12.4
18	0.2	37	0.4	107	0.4	64	0.2	85	0.6	37	0.4
805	9.0	1,376	13.9	4,022	14.0	2,137	7.8	273	1.9	317	3.5
86	1.0	122	1.2	850	3.0	663	2.4	542	3.8	366	3.6
								10	0.1		
1,291	14.5	627	6.3	2,236	7.8	2,268	8.2	317	2.2	714	7.8
1,421	16.0	1,887	19.1	5,572	19.4	5,557	20.0	2,758	19.3	74	0.8
363	4.1	923	9.3	131	0.5	46	0.2	148	1.0	100	1.1

浜松市				浜北市				県		全国
小		中		小		中		50年度比		50年度比
50年度	比	50年度	比	50年度	比	50年度	比	小	中	総額
55,852		39,816		1,987		2,513				
31,140	55.8	27,081	68.0	1,597	80.4	2,269	90.3	57.7	73.4	59.9
24,712	44.2	12,735	32.0	390	19.6	244	9.7	42.3	26.6	40.1
18,750	33.6	11,941	30.0	1,085	54.6	1,794	71.4	37.4	49.1	
		1,532	3.8							
6,956	12.5	2,488	6.2	79	4.0	407	16.2			
2,437	4.4	4,478	11.2	163	8.2	110	4.4			
		1,393	3.5							
261	0.5	236	0.6			2	0.1			
8,807	15.8	9,777	24.6	242	12.2	172	6.8			
472	0.8	134	0.3	72	3.6	91	3.6	23.6	21.5	
674	1.2	751	1.9	35	1.8	102	4.1			
787	1.4									
21,934	39.3	12,543	31.5	335	11.4	241	9.6	40.4	25.5	
1,991	3.6	192	0.5	55	2.8	3	0.1			

を小学校と中学校について調べたものである。

消費的支出・資本的支出・債務償還費から成る。

現場の立場から消費的支出をみると，まず言えることは富士の小，清水の小，島田の中，袋井の中，浜北の中，東伊豆の小，函南の小学校において夫々消費的支出が少なく資本的支出が極端に多い。

これは，教育費の支出が建築費に向けられ，直接授業に関係する教授消耗品費・児童生徒の生活環境に直結する修繕費・維持費を圧迫していることがわかる。

尚，資本的支出の内，富士・清水両市において図書購入費の公費負担皆無ということは問題である。

(7) ＰＴＡ寄附金

ＰＴＡ会費として徴収された金額を，小学校・中学校それぞれにその支出の実態について調査した。この寄附金の本質は，元来消費的性格のものであって，その大半が教授費に向けられるべきである。

ところが各市町村の実状としては，資本的支出にかなりの額が向けられ，特に浜松市の設備備品費（小学校39.3%，中学校31.5%），同じく富士市の設備備品費（小学校41.6%），東伊豆町の図書購入費（中学校29.9%）のように，教育費総額の中で大きな比重を示していることは問題である。

表７はＰＴＡ会費として徴収されている金額を小学校・中学校別合計で示したものである。またこの寄付金は，その性格上，消費的色彩を持つべきであり，中でも教授費にその大半が向けられるべきである。ところが各市町村で資本的支出にかなりの数字が見られ，富士の図書購入費に36.9%，浜松の設備備品費に39.3%等は問題である。

なお，用務員の給与に沼津・静岡・浜松でかなりの数字が見られ，光熱費，修繕費等にも多く支出されていることは問題と言えよう。

(8) 学校徴収金の支出構成比

学校徴収金とは，児童生徒から学級費，実験実習費，給食費等の名目で徴収したものの総額である。この総額を小中学校に配分される公費の教育予算

と比較してみると，その額は教育予算の$\frac{1}{2}$から$\frac{1}{3}$に達している。学校徴収金が教育予算の中で，いかに大きな位置を占めているかがわかる。

次に支出の特徴について見ると，小・中学校とも消費，資本，債務の大きな支出項目では大差なく，同一の使途状況を示しているが，清水市，小山町の中学校のように資本的支出にそれぞれ７％，４％余支出されているのは，児童生徒からの徴収金とう面から見て問題がある。

消費的支出の中では，補助活動費（ほとんどが給食関係費）と教授費とに大半が支出されている。しかし，その支出の仕方は小学校と中学校とで著しい差がある。県全体としては，中学校の補助活動費が小学校より約20％余り少なく，その分が教授費としてより多く支出されていることは注目すべき問題である。

この学校徴収金の支出は，その性格上児童生徒に直接還元されなければならない経費であることを考えると，沼津市，袋井市の中学校のように教授用消耗品費に15％近く支出されたり，修繕費としてまかなわれたりすることは改めるべきことである。特に，図書購入費は全市町村がこれを唯一の財源としていることは，本来の姿ではない。

(9)　１学級，１生徒当たりの教育費

この資料は一つの教育水準を端的に，かつわかり易く示している重要な資料である。

小学校においては，１学級当たりの教育費総額の最高は函南町の6,928円，最低は細江町の1,379円であり，同じ公立学校でありながらその格差の大きいのに驚かされる。島田市を除き，概して市部が高く，県の東端，西端の町村部が著しく低額であるのが特徴である。１学級あたりの人数の少ないことがその原因であろうが，学級の単位としての形成を考えれば，その額は低すぎると言えよう。１学級当たりの，消費的支出には，総額ほどの開きはなく，全県的に1,000円前後で一定である。町村部では，消費的支出に多くの努力をはかっていることがうかがわれる。

次に中学校においては，最高は袋井市の13,389円に対し，最低は函南町の1,881円と小学校と同様に格差が大きい。袋井市の場合は特殊な例として除

表8　1学級，1生徒当たりの教育費

（A）　1学級当たりの学校教育費の総額　　（単位　千円）

	三島市	富士市	清水市	沼津市	静岡市	島田市	袋井市	浜松市	浜北市	県	全国
	50年度	50年度	50年度	50年度	50年度	50年度	50年度	50年度	50年度	50年度	50年度
小　学　校	4,352	3,121	4,279	2,945	4,016	1,976	3,217	2,662	3,413	8,806	9,930
中　学　校	1,682	3,078	2,397	2,616	4,891	5,704	13,389	2,440		11,608	13,016

（B）　1学級当たりの消費的支出　　（単位　千円）

小　学　校	1,012	1,072	1,055	1,041	1,301	1,186	1,061	1,025	852	6,835	7,293
中　学　校	755	1,523	949	1,198	1,588	969	824	1,019		8,912	9,563

（C）　生徒1人当たりの学校教育費　　（単位　円）

小　学　校	117,906	81,383	110,291	77,144	105,158	56,700	96,419	70,476	93,033	245,704	267,695
中　学　校	41,614	77,911	56,815	67,471	120,462	152,703	373,805	59,262	42,580	362,073	307,432

（D）　生徒1人当たりの消費的支出　　（単位　円）

小　学　校	27,417	27,957	37,200	27,266	34,089	34,031	31,805	27,132		190,716	222,002
中　学　校	18,669	38,539	23,473	30,893	39,125	25,941	22,994	25,171		231,907	260,698

（E）　生徒1人当たりの寄付金　　（単位　円）

小学校	公費に組み入れられた寄付金	146	10	0	0	0	0	0	0	0		1,302
	公費に組み入れられない寄付金	719	1,226	550	1,510	605	1,525	829	1,260	301		
中学校	公費に組み入れられた寄付金	121	11	0	0	0	0	0	27	0		1,611
	公費に組み入れられない寄付金	1,020	1,983	1,301	3,192	1,280	1,667	6,607	2,161	906		

（F）　生徒1人当たりの学校徴収金　　（単位　円）

小　学　校	26,844	28,373	28,595	26,270	28,672	31,194	7,363	23,670	25,677	26,258	24,682
中　学　校	11,879	42,494	21,863	21,671	39,200	22,567	16,556	30,496	36,951	34,858	26,370

外しても，次の島田市が5,704円であるから同じことが言えよう。小学校の場合のように，額の多少と地域的な関係との間に特徴を見出すことはできない。1学級当たりの消費的支出は，小学校と異なり最高東伊豆町の1,831円，最低袋井市の824円と2倍以上の開きがある。

そこで小学校と中学校とを比較してみると，静岡，富士，浜松市などのように，およそ同じ割合で配分されているところと，清水，島田，袋井の各市のように，小・中の割合の差の大きいところとがある。やはり，どちらかがしわ寄せを受けるのでなく，ある程度の水準が保たれていなければならない。

生徒1人当たりの学校教育費，消費的支出についても同様の傾向にあることが示されている。

生徒1人当たりの寄付金は，公費に組み入れた分が町村部であるのに対して，市部ではほとんど認められないことが特徴的である。公費に組み入れられない寄付金は市部，町村部とも持っているが，町村部の方が市部より額が圧倒的に多い。これは町村の教育費の貧弱なためである。

生徒1人当たりの学校徴収金については，各市町村と県，全国平均とを比較してみることが大切である。町村部の小学校（小山，引佐，細江町）が全国平均より非常に高い。市部はほぼ全国平均に近いが静岡，富士，浜松市など大きな都市で上回っている。この傾向は中学校の場合にも見られる。このように，全国平均を上回る市町村では，減少させる努力が必要である。

Ⅲ．県及び市町村教育費の問題点

静岡県教育委員会は，昭和54年度の地方教育費の児童・生徒1人当たり教育費が，全国順位において低いことは，そのまま教育状況を示すものではない，という見解を発表した（「教育委員会だより」No.252，昭和56年8月10日）。

これに対して教育研究所共同研究者松永忠二氏は，直ちに詳細な反論を加え，財政力指数が全国第５位にある静岡県の児童・生徒の教育費が極めて低い（小学校第46位，中学校第43位）ことは，直ちにそのまま教育条件の実状を示すものであって，早急に改善を要する重要な問題であることを指摘した（「昭和54年度地方教育費の資料特集」に対する反論，所報No.56. 1981年10月刊，参照）。

その論旨のうち重要な点について摘記すると，ほぼ下記のとおりである。

a．昭和54年度の児童・生徒の１人当たり教育費が全国的に下位にある他の４県（神奈川・埼玉・千葉・愛知）に比し，静岡県はいちじるしく児童数が少なく，また急増率も低いのであるから，１人当たり教育費はもっと高くなければならないはずである。

b．校舎の鉄筋化率は５県を比較してみると，非木造率は最も低く，危険校舎率も高く，屋体不足率はやや低いが，他の４県と比較して資本的支出が低くてすむような状況ではない。

c．公費に組み入れられない寄附金（ＰＴＡ寄附金・校友会後援会費等）や学校徴収金（給食代・学級経費等）は全国平均を上まわり，長期的に見ても全国的に高い水準にある。

d．総じて昭和54年度部門別経費を見ると，県の支出金や市町村支出金が財政力に比して少なく，教育費総額比は５県中の最低であることが，児童・生徒１人当たり教育費が貧しいことの原因である。

Ⅳ．家計支出教育費の実態と問題点

すでに述べたように，第１期３年間においては，教育費の公費部分を中心として，PTA寄附金や学校徴収金などの実態について検討したのであるが，ひき続き第２期３年間においては，交通費・学習塾費など家庭教育費の実態

について解明しようとした。

〔**研究の課題と方法**〕――昭和55年度の文部省調査によれば，１年間の父母支出教育費総額は，小・中学校12～13万円，高等学校20万円である。まず学校教育費と家庭教育費など家庭負担教育費の実態を明らかにするため，1980年10月と1981年３月の２つの期間に，調査所帯数200を対象として調査を実施した。しかも調査内容を学年別・都市町村別・年収別に分類し，それぞれ３月と10月の支出の違いを算出した。

(1)　調査の結果と考察

①　公教育費

総行政費（国と地方）に対する教育費総額の比は30年間ほぼ20％であるが，1983（昭和58）年度から9.0％に下降した。その原因は，国内の総体的な財政難にあるとされている。これに対して静岡県の教育予算はほぼ30％を占めているが，財政力指数全国第５位であることを考えれば，児童・生徒１人当たり教育費は最低となることは明らかである。

また各市町村は，それぞれほぼ20％くらいを保っているが，昭和62年度における１人当たり教育費とは，地域の間に大きな差異があることが認められる。

②　父母負担支出教育費

ａ．家計支出の教育費総額

総理府・文部省の教育費調査によれば，教育費の伸びが消費支出の伸びを大幅に上まわり，教育費が家計を圧迫していることが明らかである。しかしこのたびの教育研究所の調査ははるかにこれを上まわり，小学校2.6万円，中学校4.6万円の開きが認められる。学年別比率も同様である。

ｂ．学校教育費

文部省調査（1981－昭和56年度）によれば，小学校から高等学校卒業までの12年間において，父母の支出する学校教育費は100万円を突破するといわれている。しかも児童１人当たり学校教育費（研究所調査）を学年別に見ると，低学年６万円台，３年・４年・５年７万円台，６年10万円台であり，文部省調査とあまり違いはない。

c．家庭教育費

これは補助学習費と「けいこごと」学習費の総額であるが，研究所調査によれば，１人当たり小学校97,260円，中学校104,280円，高校31,068円と中学校が最も多くなっている。

小学校の場合を学年別に見ると，高学年５・６年は７万円であり，１・２・４年は各10万円であるが，何故か３年は18.8万円となっている。

現在の日本は，3,100万所帯の国民がすべて中流意識をもっていると言われているが，慢性的な不況にもかかわらず，このように家庭教育費は上昇をつづけている。

（単位　円）

	文部省（年間）		研究所（10月）		研究所（年間）	
小　学　校	78,899	1	8,105	1	97,260	1
中　学　校	56,570	0.71	8,690	1.07	104,280	1.07
高等学校	38,210	0.48	2,589	0.31	31,068	0.31

③　年収別教育費

学校教育費は年収による差は無いが，家庭教育費においては著しい差が認められる（小学校）。

中学校もほぼこれと同様であるが，高校の場合は年収の少ない家庭が比較的多く支出していることが認められ，家計を圧迫していると思われる。

	300万円未満	300～400万円	400～500万円	500万円以上
世　帯　数	19	24	22	27
総額平均	11,693	12,952	15,412	18,656
収入比率	5.61	4.44	4.11	4.07
学校教育費	5,673	6,358	7,414	7,652
収入比率	2.72	2.18	1.98	1.67
家庭教育費	6,020	6,593	7,997	11,004
収入比率	2.89	2.26	2.13	2.40

④ 交通費

小・中学校においては，近年小規模校が総合されたため，遠距離通学が多くなっている。また現在の交通事情から，やむを得ず交通機関の利用を認める場合も起こっている。総じて小・中学校の間に大きな差は認められないが，何れにしても教育費負担の総額の中においては，かなり重い部分となっている。

⑤ 学習塾費

家庭教育費の中で学習塾費の占める割合は，小学校57%（6,148円）・中学校77%（9,349円）で家庭の大きな負担となっているが，小学校段階では学習塾費よりも「けいこ塾費」の方が多く，中学校ではその反対である。

とくに中学校の学習塾費は，高校進学との関連もあって，1年52.3%，2年46.9%，3年42.8%（小・6年35.2%）にものぼり，大きな問題と思われる。

⑥ けいこ塾費

教育費総額に対する「けいこ塾費」の比は，小・中学校とも35%以上であり，ほぼ5,000円～6,000円程度である。その内容は小・中ともピアノと習字が多い。また小学校の通塾者数は75%にものぼり，週3～5日のものが34%となっている。

(2) まとめと今後の課題

① 特記すべき問題点

a．家庭教育費の伸びが学校教育費の伸びをつねに上まわり，家計の負担がますます大きくなりつつある。

b．家庭教育費の中で，支出の大きいものは学習塾費・けいこ塾費及び交通費である。義務教育の段階で，こうした重い負担は早急に是正されなければならない。

② 残された問題

a．「家計を圧迫する教育費の実態」という課題を，今後とも追究すべきである。

b．不当な教育費負担を公費化し，不必要な教育費をなくすこと，を行政当局に要求すべきである。

V．校内研修の実態と問題点

(1) 研究の歩み（第3期1983年～1985年）

この委員会の研究は，1982年度までは教育行政と不可分の関係にある教育財政に焦点を当てて進められ，その成果は2冊の報告書「教育財政の研究」（研究録第2集・1980年4月刊），「家計支出教育費の実態と問題点」（研究録第4集・1983年9月刊），として公刊されている。しかし1983年度からはじめられた新しい研究は新しい領域として教育行政の課題をとりあげることとなったが，その具体的な問題を大別すると「学校管理行政の実態と問題点」・「地教委活動の実態と問題点」・「地方教育行政の実態と問題点」・「校内研修の実態と問題点」などの4つの分野があげられた。こうした論議を検討した結果，さしあたり初年度は，「校内研修」をとりあげ，その実態と問題点を明らかにすることになったのである。一般に研修は，教職員にとっては職務を職務としてなり立たせるうえで不可欠なものであり，職務の構成部分であるといえるであろう。そこでこの研究は，われわれ自身が教師の立場から実践していることを客観的にとらえ，その積極的な面と否定的な面とを詳細に検討し，これを一般の教職員に提起することによって共に改革を進めようとしたのである。

経過の概要は次の通りである。

① 1983年5月，研究の基本方針を確定。所員の所属校の学校経営書，校内研修計画などを持ちより，校内研修テーマ，その実施方法等についての実態と問題点を明らかにした（所員会議）。

② 研修対象を専門委員の所属校にまで拡大し，小学校部門と，中学校部

門とに分かれて分析検討した（1984年，専門委員会）。

③　1984年8月，所員・専門委員の所属校に勤務する教職員に対するアンケート調査を実施し，校内研修が各自にとって意味があったか，各自の研修要求に合致していたか，または意欲的に取り組むことができたか等の実態をさぐることとした。

④　1985年3月，中間報告として所報No.70（資質を高める真の「研修」）を発刊した。

⑤　これまでの分析・検討の結果をもとに研究対象を県全体に拡大し，校内研修の実態と問題点とをさらに詳しく把握することに努めた。方法は抽出により小学校767人・中学校706人・計1,473人にアンケート調査を実施した（1985年6月）。

⑥　アンケート結果について分析・検討を重ね，その結果を所報No.73（「いま研修問題を問い直す」1986年2月）として発刊した。

(2)　研究のめあてと意義

教育行政に関する諸問題のうち今年度は研修に焦点をあてることとし，特にその中でも校内研修についてその実態と問題点とを研究のテーマとしてとりあげることとした。

一般に研修は教職員にとって欠くべからざる職務の一つであり，またその活動が行政によって最大限に保障されなくてはならないことは，教育公務員特例法第19条によっても明らかである。またそれと同時に任命権者は，研修について，それに要する施設，方途その他研修に関する計画を樹立し，その実施に努めなくてはならないことも周知のことである。こうした規定にもとづいて，学校現場においてはさまざまな形の研修－文部省・県教委・地教による行政研修，官民一体の研修をはじめとして，組合やサークルによる自立的研究などが実施されている。そのうち特に行政研修を含む校内研修は，どのような形で行われているのであろうか。研修は本来教員が自主的・自発的に行うものであるが，学校という組織の中で学校の教育目標の実現のためには，おのずから全職員に共通のテーマが設定され，共通理解のもとに進められることになる。それによって児童・生徒が教育目標に近づくように育成さ

れ，教師自身の資質も向上するという結果になるであろう。それにもかかわらず現実には「研修あって教育なし」と言われるように，ここには多くの問題や矛盾が存在することも確かである。

たとえば研修は教員の資質向上に役立っているか，また教師たちは意欲的に問題意識をもってテーマに取り組んでいるか，あるいはまた研修の成果として，児童・生徒がテーマに即して育っている状態が認められるか－等々の問題が常に話題にされている。

この調査・研究は，われわれ自身が教職員として現実に校内研修に参加し，実践したものが現場の教職員に役立っているかどうか，という問題を解明することによって，研修問題の改善を進めることを意図したものである。

(3) いま「研修」を問い直す

この報告は，教育行財政研究委員会が，その所員・専門委員の所属する学校の校内研修計画と実践を対象としたアンケート調査の結果をまとめたものである。とりあつかった内容は，ａ．校内研修のテーマと「とり組みかた」ｂ．教材研究の状況　ｃ．行政研修に対する評価――等であるが，この調査によって，本来あるべき校内研修の姿，教師の研修を阻害するもの――等の問題点が浮きぼりにされた。

① 校内研修について

Ｑ１　校内研修のテーマとその中心

小・中とも教科が主流をしめてはいるが，中学校では生徒指導上の問題もあって教科以外のしめる割合が大きい。

Ｑ２　問題行動と学力の遅れ

ａ．小学校では重点課題になっていない。中学校では，なっていたと全く逆の傾向がみられる。しかし小・中とも小規模校ほど重点課題としていない学校が多く，やはり子ども１人ひとりに教師の目が行きとどくことがいかに大切であるかがうかがえる。

ｂ．小・中とも意識して取り組んでいるので，両者の差はない。しかし中学校では，小規模校から大規模校になるにつれて正比例的に意識している人が多くなっている。その理由は，大規模校ほど問題行動が生

じる可能性が多いことにあると考えられる。

c．学力のおくれに対して，中学校の方が対応に力を入れている傾向がみられる。両者とも小規模校ほど重点にしているという結果がみられる。これも生活問題に力を入れる必要性が少ないことや，とり組みやすいことに原因があると思われる。

d．小・中とも課題として意識していたものは80%を超えているが，意識しながらとり組めなかったものは，それぞれほぼ45%に及んでいる。小中学校とも学年が進むにつれて学力差が歴然となり，何とかしなければと思いながら如何ともしがたく苦悩している教師の姿が浮き彫りにされているように思われる。

Q3　校内研修への意欲

小学校のほぼ3分の1，中学校の2分の1の教員が，意欲的には取り組めなかったことが示された。校内研修は，本来圧倒的多数の教師によって意欲的に取り組まれなくてはならないが，実際にはそうなっていないことが明らかとなった。

Q4　意欲的に取り組めた理由

小・中とも「研修したい内容」・「互いに批評し合える」・「推進する立場であるから」・「必要を感じたから」などの理由があげられた。意欲的にとり組むためには，はっきりした理由がなければならないことがわかる。

Q5　意欲的に取り組めなかった理由

小・中とも最大の理由は「多忙」であり，とくに中学校では顕著である。それは部活動などによるものと考えられるが，いずれにしても客観的に多忙を解消することが前提的課題であり，研修体制の改善，研修テーマの焦点化などの工夫が要請されているとみることができる。

Q6—a．教材研究時間

校種別に見た場合，勤務時間内の教科研究時間（授業の準備，採点，ノートの点検，授業のしめくくり等）が週当たり3時間未満しかとれない者の割合は，小学校では73.7%，中学校では60%に達している。この中には実質ほとんどとれていない者も相当数いることを考え合わ

せると，最近の学校現場の「多忙」がうかがわれる。ちなみに，1978年11月の当研究所の調査では週平均６時間未満が圧倒的に多かった。

b．勤務時間外

小中とも３～７時間が最も多く，勤務時間内ではほとんど処理できない教材研究を，勤務時間外に回している実態がうきぼりにされている。

Q７　校内研修の弊害

何らかの理由で弊害を感じている割合が，小学校80%，中学校70%もあることは大きな問題である。また校内研修が主な原因とは必ずしも言い切れないとしても子どもと接する時間が少なくなる，自習が多くなる率が高いことは今後改善されなければならない問題である。さらに経験年数の関係でみた場合，20代，30代の若い層ほど生徒と接する時間が少ないと感じており，小中とも教職経験が増えるにつれて「校内研修の弊害はない」の割合が増えていることは，研修への参加の積極性を保障するために，校内研修の運用方法の工夫・改善が，必要であることが示唆されているものと思われる。

Q８　（略）

Q９　校内研修の運営方法

小・中とも，おおむね発言できる雰囲気にあると回答しているが，時間不足や一部の発言に限られるという実態も明らかである。学校規模が大きくなるにつれて発言できる雰囲気が少なく，いつも決まった人が発言する割合が増えている。

Q10　自主研修の取得

全体的に必要なだけとれている割合は非常に少ない。

Q11　自主研修が取れない理由

小中とも「忙しい」が圧倒的に多いが，この内容は雑務や分掌の仕事の他に，校内研修や出張による弊害も多い。ゆとりをもって教育活動に専念し，自主的に研修できる体制にない，という実態が指摘されている。研修の機会に出会えない，または知らない教師も多くみられるので，自由に自分の関心や要求に合った自主研修の機会を設定することが大切だと思われ

る。

② 行政研修について

Q12　県教委主催の研修参加日数

小・中とも6割以上の者が県教委主催の研修会に参加しているが，その日数は5日が多数を占めている。しかし中学校で6～15日が多いのは，カウンセリング技術講座が始まったためと思われる。小学校では，自習等が不可能な低学年では出張を命じにくいという実情から，参加ゼロの者が多いという実態が明らかになっている。

Q13　県教委主催の有意義であった研修会とその理由

小中とも「自分の抱えている実践上の課題と一致していた」「自分にとって新しい研修だったから」という理由が圧倒的に多い。

Q14　県教委主催の有意義でなかった研修会とその理由

小中とも「自分の抱えている実践上の課題と違っていた」「管理職から依頼されて仕方なく参加した」と答えている教師が半数以上を占めている。

Q15　県教委主催以外の研修会参加日数

県教委主催のものと比べると，ゼロ日は半分以下となり，小中とも参加率は増加している。1～5日が最も多く，小学校の方が参加率が高くなっている。

総括的に，校内研修がどのような形ならばさらに意欲的に取り組めるか，ということをまとめてみると，次のようになる。

a．研修テーマの設定方法の改善
b．研修内容（テーマ）の具体化
c．研修形態・組織の改善
d．研修のための条件整備

以下は，この研究に指導と助言を与えられた3人の共同研究者（静岡大学教授・深山正光氏，元参議院議員・勝又武一氏，静岡県議会議員・内山高氏）が，研究内容をまとめるにあたって，それぞれ次の項目について分担執筆された，その内容の概要である。

(4) 研修と教材研究（勝又）

――「研究録」第6集,「校内研修のあり方をさぐる」1987年10月刊, 参照――

① 校内研修の実態

アンケート調査によれば「校内研修に意欲的に取り組めた」は，小学校65%，中学校56%で，他はとり組めなかったものである。その最大の理由が,「多忙」にあるとされていることは問題である。また研修の現状は形式化し，画一的・類型的となっている。

② 担当授業時数と教材研究の実態

「勤務時間内の自主的な教材研究」は，3時間未満～小73.7%，中60%で，3～7時間は－小21.4%，中31.1%である。

また週あたり担当授業時数は，小，26・27・28時間が65%，中，20・21・22・23時間が63%である。つまり大部分の教師は，1日平均3～5時を担当しているため，教材研究の時間はほぼ30分以下となっている。しかし文部省見解（教職員標準定数法にいう「定数算定」の基本）によれば，授業1時間に対して，1時間の教材研究時間の確保が必要とされている。

③ 教員の願い

教師の最も望んでいることは「教材研究時間の確保」である。現在の学校生活に「ゆとり」が無いのは「雑務」が多すぎるからである。要するに教材研究は教育の根本問題であり，現在起こっているさまざまな教育問題に対処するためには，何よりもまずここから始めなければならない。

④ 教材研究時間確保の方策

a．担当授業時数を減らす～教職員標準定数法により，週あたり20時間の授業担当に見合う20時間の教材研究が必要であり，1日8時間の勤務時間内にこれが確保されるべきである。

b．教職員定数の算定基礎は，学級編成基準（1学級当たり児童数）と教員配当基準1学級に乗ずる教員配当の基準の2つである，適正な授業時数と教材研究時間の確保の立場から，配当基準の引き上げと教員定数増が実現されるべきである。

c．最高担当授業時数をきめること，－小・中とも一週当たり最高20～18時間，1日4時間以下が適当である。

⑤ 校内研修の在り方

a．小は学年単位，中は教科別が望ましい。

b．非行・暴力・いじめなどの問題行動，生徒指導，道徳，特活などの研修が，教科研究時間の確保を前提として実施されるべきである。

⑥ 幅広い研修体制への発展

教員の研修は，たんに日常の直接的研究だけでなく，力量と教養を高めるための長期的研修が必要である。そのためには，現在最もおくれている学校週休2日制の完全実施が必要である。

(5) 教員研修の実態と問題点（深山）

——前出「研究録」第6集，参照——

① 教師の職務としての研修

a．教師はその職務を果たすためには，教師にふさわしい高度の知的水準と資格水準とが要求される。

b．研修は，教師に不可欠の職務の構成部分である。したがってすべての教員に，十分な研修の機会と条件とが制度的に保証されなければならない。

② 研修の実態と問題点

研修の種類は大別すると　a．行政研修（文部省・地方教育委員会主催）b．半官半民的教育研究会　c．自主的・民主的教育研究会－の3種である。

そのうち問題となる行政研修は，a．新採用教員の一般研修と授業研修，b．教職経験者（5～10年），c．校長・教頭・中堅教員研究会，地方教委の各種主任研修会，内容別各種研修会などである。

各学校においては，一般的に「校内研修」が組織され，全教職員がとり組む共通テーマが設定される。しかも地方教委主催のものには伝達研修が多く，教委や教育事務所の訪問指導（年1・2回）も行われる。これらの研修は，結局は上意下達の管理主義教育をねらいとするものであり，学校現場においては補欠授業や自習が多くなり，教育への影響は少なくない。

Ⅰ．研究の概要

1．年度別研究内容と方法

われわれの教育研究所が，設立の最初から「戦後の教育運動」分科会を作ったのは，もう一度「新教育」といわれた戦後民主主義教育の原点をたぐりよせ，その純粋な視点から戦後教育の流れを見直すとともに，静岡県下の各教育現場に展開されたなまなましい実践を広く検証し，それを永く後代に伝える記録として残そうと考えたからである。

「戦後教育運動」の分科会は，7年間にわたって研究活動を行ったが，最初の2年間はいわば模索と準備の期間で，活動のアウトライン作りに終わり，分科会が陣容を一新して本格的にしごとをしたのは，後の5年間であった。

すなわちわれわれは，1976（昭和51）年度から1983（昭和57）年度まで，次のような問題の究明に向かって，調査研究と記録・発表の活動を続けた。

(1) 終戦という歴史的変動期に遭遇した教師たち・教育現場の赤裸々な状況。

(2) 新教育発足直後，主として昭和20年代における教師たちの生きざまと教育実践。

(3) 新教育の花形といわれた社会科の変貌過程。

(4) 新教育創成期における，県下各地の教育運動。

(5) 1949（昭和24）年に強行されたいわゆる「レッド・パージ」の被処分者たちの状況（その言い分と当時及びその後の生きざま）。

(6) 静岡県下の教組を中心とする教研活動の歴史と実態。

① 教研の講師・共同研究者・運営当事者・参加者の体験と意見

② 教研各分科会の研究の歴史

③ 静教組各支部（郡市）の教研運営と活動の実態

④　教師の自主的サークルの教研への関与

(7)　静岡県下の教師たちの自主的研究活動（サークル活動）の状況。

①　静岡県民間教育研究団体連合会（静岡県民教連）の歴史と現状

②　県下サークルの所在

③　各サークルの活動状況

④　教師のサークル体験

(8)　退職教師・現職教師の生活と意見。

(9)　その他――われわれの委員会活動を年度別にまとめると，次のようになる。

①　1976（昭和51）年度

研究テーマ・研究方針のアウトラインをきめた。

②　1977（昭和52）年度

賀茂・田方・三島・志太・小笠・榛原・磐周・引佐の各地で座談会を開き，終戦直後の教育界・教育現場の状況（新学制の発足・教員組合の結成など）についての回顧的証言を集めた（「研究録」第2集「戦後教育の原点を求めて」―第1章第1節―「磐周に芽ぶく戦後の教育」，第3章，その4，「曲折の道を乗り越えて」，1980年4月刊，参照）。

③　1978（昭和53）年度

a．戦後に登場し，新教育のいわば花形的存在になった社会科に焦点をしぼり，その発足・展開・変容の過程を探って，それを通して，新教育そのものの変質の実態を追求した。

そのため，社会科の発足当時，全県的なスケールでそのプランの作成と実施を指導した人たち，ユニークな実践家として知られた人たちに集まっていただき，県中央（教育研究所）・東部・中部・西部の4か所で座談会を開き，きめこまかな回顧談を収録した（「所報」第30号と「研究録」，第2集に掲載）。

b．敗戦当日（1945年8月15日）及びその直後の学校・教職員・生徒たちの状況を知るために，全県下から，当時教職にあった方々100名，生徒であった人たち100名を選び，アンケートによって率直な証言を集めた（前出・「研究録」第2集，第2章に掲載）。

c．戦後の教育改革。つまり新教育体制への移行について，当時の教師たちが，なにをどのように認識し，なにをどのように実践したかを調べるために，ひろく全県下にアンケートし，退職・現職の教師から回答を集めた（前出・「研究録」第２集に掲載）。

④ 1979（昭和54）年度

a．昭和20年代，個性的な教育実践を展開した教師たち（個人及び集団）の回想録や日記などの文献を集めた（「所報」第38号・41号及び「研究録」第２集－戦後教育の原点を求めて，参照）。

b．戦後，生活教育と生活綴方の分野で精力的なしごとをし，県作（静岡県作文の会協議会）の中でも特異な位置を占める志太生活教育同好会の会員の皆さんに集まっていただき，結成当時の苦心談や活動状況などについての回想的座談を記録した（「研究録」第４集「学びつつ成長する教師たち」1983年９月刊参照）。

c．1949（昭和24）年に強行つれたレッド・パージの実態に迫るため，被処分者の座談会を２回にわたって開き，記録を探った。（「所報」第41号及び「研究録」第２集，参照）。

d．２月28日，県教育会館の大ホールで，各地から100余名を集めて，年間の研究成果を発表した。

⑤ 1980（昭和55）年度

後期３年間の活動に入ったわたしたちは，昭和30年以降に焦点を合わせ，まず，県下各地の退職教師30名に，次のようなテーマでアンケートを試み，結果を「所報」第47号に掲載した。

「教育行政の反動化時代とわたし・教組の統一行動とわたし・わたしのサークル体験・教研集会の思い出・学校や教師の昔と今・わたしを変えた人々・教育や子どもたちの未来」。

次に，県下に散在するサークルのありかをつきとめ，それを一覧表にして，「所報」第47号と第53号及び「研究録」第４集で紹介した。

さらに，サークル活動の体験者を集めて回想座談会を行ない，記録を「所報」第47号と第53号に分載した。

⑥　1981（昭和56）年度

今年度から，サークルの活動状況究明以外に，教研活動に迫り，その歴史・実態・問題点をとらえる調査活動を始めた。

まず，教研の中でも歴史的な変動が激しく，時代色を反映していると見られる「国語」及び「社会」の教科分科会と，「生活指導・僻地教育・マスコミと青少年文化・職場の民主化」の問題別分化会の計6つにしぼり，その歴史的歩みを調べ，「所報」第57号・第63号と「研究録」第4集に遂次分載した。

次に，正会員として教研に重ねて参加した教師たちに集まっていただき，その白熱した座談会記録を，所報の第61号と63号に掲載した。

地域の教育運動の発掘も継続的に行い，小笠地区の貴重な記録と，レッドパージされた名波三千夫の生々しい事例を紹介した。

今年度から，所報の記事に花を添え，読者である教員にとってより親しいものにするため，退職者・退職男女教師・サークル責任者などにアンケートし，文章体で回答していただいて，所報の第57号・第61号・63号に分載し，好評を博した。

⑦　1982（昭和57）年度

教研の分科会の歩みの調査を継続深化し，それをまとめた。次に静教組の全支部長にアンケートして，各支部の教研活動の実態を調べ，研究録に収めた。また，教研の講師・助言者・共同研究者として，精力的に活動した諸先生に回想録を書いていただき，所報の第61号・第63号と，「研究録」第4集に掲載した。

8月，これと並行して，こうした先生方に加えて，主として教研活動の初期に活躍した人々に来ていただき，回想座談会を記録して，「研究録」第4集に載せた。

さらに，教研に正会員として参加し，すぐれた発表をした教師たちにも思い出の記を書いていただき，所報の第63号と，「研究録」第4集に収めた。

その他，サークルと教研とのかかわりあいの典型として，望月誼三氏の指導を受けた「国語月例会」に記録を提出してもらい，やはり「研究

録」第4集に載せた。

1983（昭和58）年3月，静岡県教育会館で，7年間の研究成果を発表して，わたしたちの仕事は終わった。

2．研究の形態と回数

この研究会の組織は本書第1部総論に詳述されているように，各支部選出の専門委員と地区ごとに選ばれた3～4名の所員によって構成されているが，これらの委員は多忙な日常の勤務に追われているうえに，必ずしも地域的な連帯感によって結合されているわけでもないので，委員会として徹底的な討論を展開し，課題の本質に迫ることは容易なことではなかった。こうしたきびしい制約の中で，それでもわれわれは，あらゆる工夫を重ね，全力投球でその研究を推進したのであるが，われわれが採択した研究方法は次のようなものである。

(1) アンケート調査

戦後の混乱期から新教育体制が始動するまで，さまざまな問題を体験した教師集団の意見を，多数の現職教師や退職教師から集めるために文章による回答を求め，1978（昭53）年から1983（昭和58）年までの7年間に，5回にわたって実施した。

① 1978（昭53）年

a．終戦時の個人体験と，その直後の教育現場の状況について（当時在職者50名）（「研究録」第2集，第2章第1節「理想をめざして手探りの日々」参照）。

b．生徒としての終戦体験，戦争直後の教育について（当時の小・中学校在学者50名），（前出「研究録」第2章第2節，「野の草のようにたくましく」参照）。

c．戦後の学制改革と教師－六三制実施前後の学校－について（前出「研究録」，第3節参照）。

② 1980（昭55）年

昭和30年以後の教師としての体験について（退職教師6名）（「所報」第47号「私はかく生きた」参照）。

③ 1981（昭56）年

退職教師の生活と意見，退職男教師の生活と意見，現職女教師の生活と意見（「所報」第57号・特集，参照）。

④ 1982（昭57）年

静岡県下の教育関係サークルの歴史と現状―小笠・志太・沼津・三島・静岡・浜名・磐田・駿東，等の各地域におけるサークル活動の状況。静岡県下教師のサークル一覧表。（「研究録」第4集，「教育運動の多彩な軌跡」参照）。

⑤ 1983（58）年

a．教研の歴史―静岡県の教研の発足とその後の変遷　b．教研参加者の回想と意見（各分科会ごとに）　c．教研に参加した講師・助言者の回想（「研究録」第4集，第2章，参照）。

(2) 個人的記録と随想

主題や目的によっては断片的なアンケートではなく，ひとつのまとまった証言として，委員会の共同研究者・所員・専門委員が分担して執筆するとともに，委員会で選んだ関係者に原稿を依頼した。これまた歴史に残る鮮烈なルポルタージュとなった。その主なものは，次のとおりである。

① 敗戦直後及び昭和20年代の学校・地域・教育について

a．戸塚廉「小笠に生きた戦後10年」

b．石川才一「新教育照る日曇る日（日記）・野木達夫「富士東麓の教育環境を守る活動」

c．勝又武一「日光の紅葉に映えた，若き日の想い出」

（以上，「研究録」第2集，参照）。

② サークル活動の歴史と現状

a．大塚義人「県作・教科研を起点として，静岡県民教連ができるまで」

b．小林明「資料で綴る60年代の小笠の教育運動」
c．川崎陽一郎「16歳になった沼津国語の会」
d．青木晴美「志太生活教育同好会の歩み」
e．小嶋利信「三島市国語教育同好会の20年」
f．松本方之「小笠社会科サークルの足跡」
g．望月正弘「月刊誌“野火”とその教育運動」
（以上「研究録」第4集，参照）。

③ わたしのサークル体験

静岡県の各地域において展開されたサークル活動に参加し，その中心となって推進した人たちに，その体験と状況とを報告してもらった。

a．大石隆示（浜名理科同好会）
b．海野実（静岡市理科同好会“ミミズの会”）
c．太田規子（磐田社会科同好会）
d．田代あつ子（北駿音楽同好会）
e．島弘子（小笠掛川子どもの本を読む会）
f．松田喜美子（北駿体育同好会）
g．加藤久仁恵（磐周美育の会）
h．前島靖子（法令同好会）
i．鈴木勝（民教連）
j．池谷秋雄（志太生活教育同好会）
k．石井健三郎（静岡県東部小学校体育同好会），
（以上前出「研究録」第4集，参照）。

④ 教研運営責任者・講師団（共同研究者）の回想

教研の歴史のうち特に前半期は，研究活動の草創期であっただけに，各領域の指導・助言者の役割が大きく，また全体の運営者は，さまざまな困難を体験した。

a．斎藤正男「第3回日教組教研集会（静岡大会）の思い出」（当時の文化部長）
b．清川安彦「特殊教育を中心として」
c．中沢正寿「幼児教育へ熱意を燃やして」

d．小笠原英三郎「初期教研の思い出」
e．藤田忠男「県下を遍歴したわたしの教研」
f．秋沢弘子「ひとりの母親として」
g．戸塚廉「先生方と深く交わりつつ」
h．望月誼三「問題意識に生きた教師たち」
i．加藤三郎「わたしの実感的教研論」

（以上前出「研究録」第4集，第2章，参照）。

⑤　全国教研正会員の回想

A．教研活動の思い出

a．福島ふみ「第1回日光大会の思い出」
b．田中真理子「昭和30年代の日教組教研に果たした，静岡県国語教育研究“月例会”の役割」
c．山下保「教研の歴史的変貌」

B．問題別分科会の回想

a．中川すみ江（国語）
b．松本方之（社会）
c．深水吉春（数学）
d．松平勝徳（理科）
e．四ノ宮たつ子（音楽）
f．飯塚利弘（生活指導）
g．黒柳勝（生活指導）
h．山田くに「幼児期の教育と保育問題」
i．三浦幾代（青少年文化）
j．山沢峯夫（英語）
k．津野忠久（高校選抜制度）

（以上前出「研究録」第4集，第2章，参照）。

(3)　座談会

われわれは，委員会のあらゆる調査活動を通して，戦後の教育界に生きてきた人間たちの，ナマの声を集めることに努めた。たとえ，それらが断

片的・主観的なものであっても，そうした肉声による表現には，冷静かつ論理的な文章的記述にはない新鮮な迫力と臨場感があるからである。われわれが，座談会を多用したのは，そうした直接法による回想談や意見に接したいためであり，その回数は延べ17回に及んでいる。

◇1977（昭和52）年

県下７か所で座談会を開き，終戦直後の教育界・教育現場の状況・組合問題などについて，回顧的証言を集めた。

① 「磐周に芽ぶく戦後教育」――磐周地区・磐田教育会館。

② 「曲折の道を乗り越えて」――引佐地区・引佐教育会館。

（以上，「研究録」第２集，参照）。

◇1978（昭53）年

① 「社会科教育の開拓者となって」――教育研究所

（前出，「研究録」第２集，参照）。

② 「そのころ何をどうしていたか」――東部地区・沼津大手町会館

（「所報」第30号，参照）。

③ 「教師は燃えた，新しい地手をめざして」――中部地区・静岡県教育会館

④ 「それは前人未到のきびしい道だった」――西部地区・浜松教育会館（以上「研究録」第２集，参照）。

◇1979（昭54）年

① 「真実の教育をめざす仲間たちと」――志太生活教育同好会・志太教育会館（「研究録」第２集，参照）。

② 「幾年の風雪に堪えて」――レッドパージ・静岡県教育会館

（「研究録」第２集，参照）。

◇1980（昭和55）年

「仲間たちとともに生きて」――教師のサークル体験，静岡市・浜松屋旅館（その１．「所報」第47号，その２．「所報」第53号，参照）。

◇1981（昭56年）

① 「教研楽苦我記」――教師の教研，静岡市・安田屋旅館

（「研究録」第４集，参照）。

② 「ほんものの教師になるために」――わたしの教研体験，安田屋旅館（その1．「所報」第61号，その2．同第63号，参照）。

◇1982（昭和57）年

「助言者・参加教師の教育体験」（「研究録」第4集，参照）。

Ⅱ．戦後教育の発足と展開

1945年8月15日正午，いわゆる玉音放送によって，日本国民は戦争の悪夢から解放された。聞きとりにくい放送ではあったが，「堪え難きを堪え忍び難きを忍び」のくだりで日本の敗戦を実感させられた。

あれから40年を経た現在，日本の教育は戦後の新体制によって，一応民主教育が推進されて来たにもかかわらず，なお余りにも多くの納得できない矛盾が存在している。こうした状況のもとにこの委員会は，戦後教育運動の歩みを明らかにする，という大きな課題ととり組むことになったのであるが，われわれが決定した基本方針は，型にはまった歴史の流れを形式的に追うよりも，むしろ現場の生の声を集めるべきではないか，ということになり，アンケート調査や座談会を通してその実態に迫ることになった。

1．8月15日と敗戦による教育の混乱期

日本国民は，太平洋戦争の終結を突然「玉音放送」という形で知らされたのだが，「欲しがりません勝つまでは」の耐乏生活の中に，降って湧いたような一大変革期を迎えたのである。その瞬間の証言により学校の状況を探ると，つぎのような姿が浮かんでくる（「研究録」第2集，参照）。

(1) 8月15日の教師とこどもたち

① アンケートに見られる教師たち（「研究録」第2集，参照)。

（どこで／その時の様子と気持ち／当時の年齢）

○ 校庭の銀杏の木の下で

よく聞きとれなかったが（玉音放送）負けたのだと知らされ，これからどうなるだろうかという不安と，これで平和になるだろうという喜びとが交錯して，全身の力が抜けた（引佐・M・19才女)。

○ 職員室で

敗戦の無念さと，今までこどもたちに強調してきたことの誤りに対する罪悪感に耐えられなかった（沼津・O・29才・女)。

○ 応召中駐屯していた小笠郡佐倉国民学校で。

全隊員起立のうちに，天皇の放送を聞き虚脱感を覚えた。「いったいこれからどうなるのだろうか」という不安とともに，心の底には，もう空襲の恐れも燈火管制の必要もなく，ぐっすり眠ることができるのだ，とう安心感が泉のように湧いてきた（引佐・K・30才・男子)。

② 8月15日を語る—中部地区座談会（1978年8月26日，出席者／榛葉弘，杉山多次郎，遠藤銈二，佐野藤雄，尾沢緑，赤堀洪造—「研究録」第2集，参照)。

○ 共通の意見——記憶はあまり鮮明ではないが，無条件降伏と聞いて解放感と不安とが共存する複雑な気持ちであった。

○ 学校へのショック——御真影と勅語の謄本を返却せよという指示，教科書に墨を塗るということ，静岡にアメリカ軍政部が置かれ，学校を見てまわるということ，などであった。

③ 戦時体制下の子ども（「研究録」第2集のアンケートから)。

○ 玉音放送を聞いて，……敵機から身をかくす不安な生活から解放されることがわかり，安堵した（榛原・O・国民学校3年・女)。

○ 私は戦争で父を亡くした，白い木箱に小指の先ほどの白い布に包まれた土の塊のようなものを見た時の悲しさ，私はこれは父ではない，と強く思った。戦争は悲しいものです(小笠・S・国民学校4年・女)。

(2) 敗戦，そして2学期が始まる。

文部省は8月28日に「9月中旬までに学校の授業を再開するよう」通達を出している。この年の2学期は，9月1日始業が困難な所も多く，全国の足並みは揃わなかったであろうと思われる。さらに9月20日には，戦時教材の省略・削除を指示し，教科書に墨を塗ることを課している。

① 戦後の学校と教師の心境―戦後はじめての学校の様子―（「研究録」第2集のアンケートから）。

○ 終戦で，3年生の元の学校の子どもたちの顔がそろったが，表情はさえなかった。家人から聞いた敗戦の話，原爆のキノコ雲のこと，艦砲射撃の恐ろしさなど，どの子も落ち着きがなく，職員も同じようだった（浜北・M・女）。

○ 「出征していた夫が帰ってくる，嬉しい」と喜ぶ人，「日本は負けたんだ，何が嬉しいの」と怒る教師など対象的であった（庵原・I・女）。

○ 外地で朝鮮の子どもに，皇国史観のスパルタ教育をやった。その責任をとるために，何回も教師をやめようかと思った。自分を変革し「新教育の精神」について研修に励んだことがなつかしい（引佐・N・男）。

② 戦後の学校と子ども―2学期の最初の学校の印象（「研究録」第2集のアンケートから）。

○ 始業式で，校長先生が涙を流しながら，戦争に負けたことを話した。東海道を走る米軍の戦車を見て，恐ろしさと情けなさで震えていた。アメリカ兵の投げるガムやアメを拾いに行く男の子たちが恥ずかしかった（沼津・T・女）。

○ 担任の女の先生が，「戦争は終わったが，負けたのではない」と言った。厳しい先生だったが，2学期からあまり叱らなくなった（引佐・I・男）。

(3) 教科書の戦後教材を墨で塗り潰す

――（西部地区座談会，1978年8月5日・浜松教育会館，司会岡本寛二，共同研究者花井信，他7名，

「研究録」第２集参照)。

○ ＧＨＱの命令で，教科書に墨を塗らされた時には抵抗を感じた。軍国主義や戦争に関する所が塗られるのは，あたり前だと思った。残念とか憎悪感はなく，むしろ虚脱感があった。などさまざまな意見が出された。

○ アンケートから（「研究録」第２集，参照)。

修身・国史・地理の授業が禁止され，国語読本の一部を墨で消して使わせた。国家主義教育から一変して，進駐軍の指令を基準とする禁止，禁止の毎日で魂の抜けた教育に堕ちていった（裾野・Ｋ・男)。

(4) **子どもたちもショックを受けた**（前記,「研究録」第２集から)。

○ 米軍が視察に来るまで，修身・歴史の教科書のスミ塗りをやった。天皇の名前を熱心に暗唱した６年の１学期，これを一生懸命にスミで消した２学期の印象は強い（沼津・Ｓ・男)。

○ 教科書にスミを塗ったことと，切りとったことを覚えている。男の先生の態度が急に変わったことと，民主主義の話をしたことが不思議でならなかった（浜松・Ｉ・男)。

２．新教育の発足

文部省は1945年９月５日第一次機構改革で科学教育局を設置するなど，占領政策に対応して最初の措置をとった。そして，９月15日「新日本建設ノ教育方針」の中で国体護持と平和国家建設を強調し，10月15日に新教育方針中央講習会に師範学校の校長と地方視学官を集めている。一方，ＧＨＱは10月22日に「日本教育制度に関する管理政策」で極端な国家主義の除去を指令し，12月31日に修身・歴史・地理の授業停止と教科書の回収を通達した。

慌ただしく教育現場に変革を迫る動きは，年が明けて益々その圧力を強め，アメリカ教育使節団を迎えることになる。いわゆる「新教育」と民主主義教育の模索が方向づけられていったのである。

日本の教師たちは，地域の組合作りと教育の民主化に情熱を傾けたのであるが，自由を保障された時期はそう長く続かず，やがて，レッド・パージを境にして，政治的反動化と官僚統制の波にもまれることとなったのである。

(1) 教員組合の結成と２．１スト

①　静岡県教職員組合の結成

太平洋戦争の終結後，1945（昭和20）年12月に，早くも日本職員組合が結成されると，これに併行して静岡県各地においても，組合結成の動きが激しく展開された。すなわち1946年３月５日に三島市教組が，同３月９日には小笠郡教組が発足し，ひき続いて志太・浜名・田方などの各地に平和的・民主的教育の旗をかかげた組合が成立した。

こうした静岡県内の運動を受けて，1946年６月９日に単一組織としての静岡県教職員組合が，①教員の生活擁護と②民主教育の確立，という目標をかかげて正式に発足することとなった（「静教組三十年史」静岡県教職員組合編，1978年11月刊，参照）。

そのうち県内各地の郡市別単一組合結成の動きについては，例えば小笠郡南部教員組合の例（小林明「資料で綴る小笠の教育運動」，「所報」第53号）や，石川日記（賀茂郡の教師，石川才一氏の日記，「研究録」第２集，所収）に述べられている賀茂郡の運動などが解明されているが，静教組結成という歴史的な大会の状況については「磐周地区座談会」（昭和52年10月，「研究録」第２集，所収）に詳しく記述されている。

②　２．１ゼネストと地方教師

あまねく知られているように，いわゆる２．１ゼネストは，1922（昭和47）年２月１日に出された日本占領軍マックアーサー司令部の至上命令によって，決行寸前に中止させられたが，その前後の地方の状況について，前記「石川日記」は次のように述べている。

１月31日，４時（午後）過ぎ，松崎警察署村松警部補ほか１名，「マ司令部より，２．１スト禁止命令」ありたる旨通達に来た。一歩手前の禁止令，遺憾なり。

11時半に至り郡本部よりようよう指令あり，「２．１スト中止せよ。授

授業は平常通り，闘争体制解くな」と。これより先，11時ラジオによりマ司令部のスト禁止について放送あり。伊井議長の全国八百万労働者に訴えたゼネスト中止のラジオ放送「全国の労働者・農民諸君！」の悲痛極まる声！生ける限り耳から消えないであろう。6月5日，郡教育会，郡教組結成大会，於松崎。

(2) 社会科を通してみた教育の変貌

——コア・カリキュラムとプラン作り——

文部省は，1945年10月30日公民教育刷新委員会（代表，勝田守一）を設立し戦前の「修身」に代わる新しい「公民科」教育の創設を検討した。1947年になって，社会科の実施が本決まりとなり，同年5月，文部省から「学習指導要領社会科編」が発表された。それは社会科の任務を「青少年に社会生活を理解させ」ること，そのため特に社会生活における「相互依存関係」を理解させることというものであった。それは社会的分業と協業の関係にほかならないが，「学習指導要領」はそれを次のような分野に分類していた。(ア) 生命財産および資源の保護・保全 (イ) 生産・分配・消費 (ウ) 運輸・通信交通・交際 (エ) 美的および宗教的要求の表現 (オ) 教育 (カ) 厚生慰安 (キ) 政治——それはアメリカのバージニア・プランを模倣し，社会科を中核（コア）とする，コア・カリキュラムの考えに立っていた。

（東研出版「教職のための教育史・日本編」溝口貞彦，参照）。

① 教師たちは，社会科に燃えた

地域カリキュラムを作る過程で，こどもを見詰める目が育ち，しかも授業がこどもを前面に出しての教育実践であったことは，教師たちに新鮮な感動を与えた。それは大正の末期，地理教育の前段と考えて郷土教育に挺身した実践，昭和7～8年に全県的な「郷土調査」なるものを実践した体験などが，新しい角度から見直されたものとも言ってよいし，当時の資料もまた戦後活用されることとなった。例えば「刈金堤」・「由比川」というような単元は，自然と人間の関わりを考えさせ郷土を学習するという傾向が強かった。おしなべて当時の社会科が狙ったもの

は，自らが社会を切り開いていく力を身につけさせるというものだった（座談会「社会科教育の開拓者となって」1978年8月，教育研究所，「研究録」第2集，第1章，参照）。

② 教師は燃えた新しい地平をめざして（1978年8月26日・中部地区座談会・県教育会館，前記「研究録」第2集，参照）。

社会科を附属では4月から始めました。一般の学校では9月から始めるというのが普通だったでしょう。わたしは社会科が発足する22年には1年生の受け持ちで，相棒の先生が2人いたので一緒に総合カリキュラムを作ろうとしたんです。参考になるようなものは何ひとつないので，幼稚園の生活カリキュラムとか，戦前の奈良のカリキュラムなども引っ張り出して，1年間文字通り試行錯誤で取り組んだんです。22年と言えば，夜仕事をしていると必ず1回や2回は停電があってローソクを用意してやったものです（杉山多次郎）。

その頃はプランの時代で，校長はじめ学校中が新しい教育を目指して，東奔西走して大変活発でしたね。静岡のお茶を持って宿料に代えて走り回るといった時代でした。もし，社会科という教科がなかったとすれば，昔ながらの教育界があれだけ燃え立ったか，疑問に思いますね。

そこへもってきて，静岡に縁の深い人が文部省に出ていましたからね。コア・カリキュラムでは梅根，宗像，馬場先生の影響で庵原中学が生活学習。木戸幡太郎先生の全村教育は異色でしたね。また，長坂，重松，上田，大野先生など人間的魅力のある人達が加わっていましたから。

社会科の発足を契機にして教育的情熱が爆発して，ある意味では日本の立ち直りに貢献したとも言えますね（榛葉弘）。

社会科が定着するためには「補説」が大きい役割を果たしたと思います。これは私たちがやりました藤枝小学校の記録ですが，昭和24年度に「補説」に教わりながら計画を立てていった様子がよく分かります。社会科は時代のホープだったんですね。研究室の設置，ごっこ遊びの用具，参考図書の充実，地図・年表の作製などと，活気のある研究をやっています（佐野藤雄）。

③ こどもは何を教えられたか（アンケートから／「研究録」第2集，

参照)。

○ けっこう楽しかった　　——浜松・松原真佐夫——

たしかな記憶はないが，農協とか，国鉄都田駅，村役場，そして製材所などグループで見学したり，簡単な実際の仕事をやって感想を発表し合ったように思う。自分たちで見学の目当てや内容などを計画しては，図解などして発表させられた。また，郷土の歴史をひもといて見学したりもした。印象に残っていることは河川改修で発掘された土器の破片を拾い集めたことである。

こうした学習が当時は結構楽しかったように記憶している。

○ 頭にこびりついている　　——賀茂・近藤晏子——

新制中学の1年生であった。社会科では「新しい憲法の話」というのが頭にこびりついている。三権分立・主権在民・男女平等・教育の機会均等など耳新しく魅力あるものであった。敗戦を境にして新しい世界が開けていくような気がした。学習形態については，生活体験を重んじ，話し合い活動が取り入れられていたように思う。

④ 社会科の変貌をどう見るか（「研究録」第2集アンケートから）

○ 知的理解が多すぎる　　——磐田・近藤柳介——

新しい社会科で自主カリキュラムに添い自由に研究した。「新憲法読本」という小冊子で日本国憲法を学び，発布の時お祭りを盛大にやった。当時は学習内容が生活に密着していて，明るく平和な文化国家をつくるという目標が強く働き，生き生きして希望がわいていたと思う。今より，ゆとりがあり午後はよく自由研究の時間があり，実地に見たりする時間が多く楽しかった。

今は内容が多すぎ，教科書を消化するのみに夢中になっている状態である。

○ せっかちな圧力　　——駿東・中川透一——

26年版の指導要領の定着ができないうちに，先を急いでしまって，社会科本来のねらいから外れた知識注入の方向に進んでしまったような気がする。

これは，一つには社会情勢からくる上からの圧力がそうさせたものと

思われるが，易きに傾く一般教師の側にも，その責任の一端があると思う。

(3) 教育制度の改革

① 学制改革と教科書（「研究録」第2集，中部地区座談会記録から）

［司会］――昭和22年8月2日に「あたらしい憲法のはなし」，社会科の教科書としては8月25日に小学校前期用「土地と人間」が出たと言うんですが，学制改革と実際の学習活動について伺いたいと思います。

遠藤――そうですね。そんな教科書が出ましたね。でも実際の授業は本当にこども主体にやってたわけですよ。今思うと小学校3・4年生ぐらい，実際のものを見に行って，それを纏めていくといったやり方ですね。

当時のこどもたちに今会って聞くと，実際経験してきた纏める社会科のやり方は面白かったと言うんですよ。

尾沢――新聞のように折って綴じる題名別の教科書だったんですが，全部の教科は出ていなかったかも知れませんね。わたしは英語を教えたんですが，教科書を使った記憶がないんです。国語の方は確かに教科書があって，それを使いました。

佐野――中学発足の頃の校長文書に「○○の教科書については×日までに発送の予定であるから，それまで適宜やってくれ」というものがあるんですね。つまり，間に合わなかったんですね。

尾沢――そうでしたね。各学区の中学校設置協議会を作れという指示が来まして，そのメンバーは市町村ばらばらで誰が入っても文句はなかったんです。

10人ぐらいの人がハンコを押して，県の学務課へ出すと成立です。私もまだ若僧だったんですが，自分の村の委員の一人になれたんです。

佐野――事前に内々の審議はあったんでしょうが，学制改革法案が国会を通ったのが3月31日。　4月1日からすぐ開校というのですから，大変無理があったのですね。

遠藤――教科書がはじめは無かったんでしょうね。ほんとに自由でした。毎週1時間「自由研究」という時間がありましてね，学年を解いて今のクラブ活動のような文化活動もなかなかやりましたよ。

② 「シンキョーイク」の受けとめ（「研究録」第2集・第2章アンケートから）

○ 男女共学おどろいた　　——富士宮・渡辺隆夫・57——

昭和22年頃，民主化政策も学校に及び講習会の席上で「新教育」ということばが耳にされるようになった。敗戦と共に大変革を要求され，教育の機会均等，個を大事にする平和教育など新鮮で嬉しかった。

○ 「新教育」ってこんなものか　　——周智・勝田敏郎・57——

6・3制の中学発足で教師になり，はじめてそのことばを聞いた。カリキュラム運動が盛り上がり，地域にあった社会科指導計画などの研究がされるようになって，「新教育」とは，こんなものかと思った。

(4) レッド・パージ（red purge 赤い労働者追放）

1949年（昭和24）年から翌50年にかけて，占領軍の指示・強制によって行われた労働組合弾圧事件で，まず教育者から始まり全労働者1万人に及んだ。

① 原因と経過

＜原因＞ 戦後日本の民主主義革命によって，労働者・農民・市民の意識が飛躍的に成長し，いわゆる2.1ゼネストが計画されたことによって，占領軍の対日政策が大きく転換したためである。マッカーサーは1949年の憲法記念日に反共声明を発し，これを受けてW.Cイーグル（CIE教育顧問）の共産主義的教員の追放運動が展開された。

＜経過＞ 1949年3月のいわゆるドッジライン（経済安定策）にしたがって官公労働者の人員整理が始められ，教員については早くも同年9月全国教育長会議においてその方針が決議されて，赤色教員の追放は全国の小・中・高校教員1,700人に及んだ（「日教組十年史」，1958年6月刊）。

＜静岡県＞ 1949年9月25日，静岡県教育委員会は定数条例を可決し，同年10月27日には追放処分者76名のリストを発表した。その理由は公表されなかったが，共産党員とその同調者及び組合活動家に目標がしぼられていた（「静教組三十年史」1978年11月刊）。

②　幾年の風雪に堪えて（レッド・パージの座談会）

――「研究録」第2集所収――

1979／8／11
出席者…田中　勲，遠藤英三，小島信雄，村野充郎，村野けい，白髭康太郎，竹島静雄，名波三子夫，赤堀洪造，山崎堤一，他に研究所関係者14名

○ なぜパージされたか

名波――なぜって，結局は共産党員だったということでしょう。危ないとは思っていましたが，自分のところへくると分かったのは9月ごろです。

村野（け）――組合活動家といっても，わたしは，2．1ストの時に反対側と誤解されて説得を受けたことがあるぐらいだったんです。むしろ思想的には熱心なカトリック信者なんですが，役員を2回続けたことや，わたしは高等小学校から婦人部長に選ばれ，主人は新制中学から役員に選ばれ，オシドリのようにふたり揃って組合会議に出たので目立ったのかもしれませんね。

それが，かばわれない立場にまわった原因でしょう。

○ その時，反対闘争は，

a．占領軍の至上命令ということで，現場や組合の運動は燃え上がらなかった（名波・田中）。

b．組合運動が未成熟で抵抗力が弱く，権力に押し切られてしまった（戸塚・田中）。

c．組合の力で削除された人もあるが，結局76名の大量処分となった（名波）。岐阜県では教育委員会が抵抗したため，パージはわずか3名であった。

○ その後，どう生活したか。

a．首になって2年後に復職したが，組合活動はほとんどやらなかった（山崎）。

b．まわりで復職運動をやってくれたが，地もとの文化運動をやった

ため実現しなかった（田中）。

c．夫婦二人とも首を切られ，生活に困った。その後妻は復職したが，食えないので，学校をまわってアメやコロッケを売って歩いた。翌年6月に静岡新聞へ入社した（村野）。

(5) 認定講習（現職教育講座）

1949年10月27日，教育職員免許法施行規則が制定され，学歴の面で定められた単位不足を補うためと，新教育に添った再教育の名目で，文部省は1950年4月10日全国の国立大学に講座の開設を依頼した。日教組は7月8日に参加拒否の運動を起こしているが，多くの教員が講習へ参加した。

しかしながら，不足単位の獲得の点では有意義であったが，その内容については，「一方的な講義が多い」・「教育観を変革するような感動的なものが無い」・「苦痛であった」など，否定的な意見が多くよせられている（前記「研究録」第2集，アンケート調査より）。

Ⅲ．民間教育運動の諸相

――サークルの中で，民主主義教育を学ぶ――

1．全国・全県的組織の運動

(1) 敗戦直後の動き

1946年1月，民主主義科学者協会の成立によって静岡支部が発足し，これと併行して，青年文化会議の援助によって「庶民大学三島教室」が活動を始めた。

また教育界においては，同年4月に民主主義教育研究会（「民教」，機関誌「明るい学校」，「生活学校」）が結成され，さらにそれは1947年12月に日

本民主主義教育協会（「民教協」，機関誌「あかるい教育」）へと発展している（小林明「新教育開拓期の教師たち」「研究録」第4集所収，参照）。しかもこれを受けて静岡県内においても，翌48年1月に全国に先がけて「民教協」静岡支部が結成され，50名余の会員が参加している。

このようにして静岡県内の民主的諸分野の活動が，すさまじい勢いをもって活動を始めたのである。

(2)　「教科研」から「民教連」へ

静岡県において，敗戦後最初に華華しい教育活動を展開したのは，志太作文の会（1950年10月）・志太生活教育同好会（1952年3月）などを母体として成立した静岡県作文教育研究会（「県作」，1953年8月）であった。当時各地において活動を始めていたサークルは，それぞれの独自の活動を進めていたため，具体的な教育実践とこれを支える科学的理論との統一をめざして，1959年12月に静岡県教育科学研究会（「教科研」，機関誌「静岡県教科研」，会員約150名，個人加入）が結成された。

しかし当時中心的な活動を展開していた静岡県数学教育研究会，県作文の会協議会や前記「教科研」に，さらに密接な連絡をはかる必要があったため，1962年8月には静岡県教育サークル協議会（「県サ協」）が生まれ，その後これがさらに強化された組織として1967年1月に静岡県民間教育研究団体連絡会（「民教連」，機関誌「静岡の教育」）が結成されることになったのである（大塚義人「連帯の輪にささえられながら」，「研究録」第4集所収，参照）。

民教連の人たち

「静岡県作」の会長として活動した人に会田実（あいだ・みのる）があり，また「民教連」の成立に中心的な役割を果したのは，会長小笠原英三郎（静岡大学教授）と事務局長橋本登であった。

2，地域組織の運動

(1) 全県的組織につながるサークル

① 志太生活教育同好会

すでに述べたようにこのサークルは，「民教連」の前史に大きな足跡を残しているが，「生活をありのままに書く生活綴方」を指標として機関誌「ともしび」を守り続け，ほぼ35年間に100号に達している。

② 静岡市民教連

1971年6月以来，機関誌「野火」（ガリ版刷り，月刊）を中心に活動を続け，周囲の圧力をはねのけて在野的教育活動を展開している。

(2) 単独のサークル

1983年3月に行われた教育研究所の調査によれば，活動内容の明らかなものがほぼ60団体，その会員数はそれぞれ5～90名程度で，会合はおよそ年2～4回くらいである。

その成立を年代別に見ると，1940年代2，50年代1，60年代12，70年代33，80年代10となっている。

またこれを領域別に見ると，国語関係（言語・文学・作文を含む）10，算数6，社会5，美術4，音楽5，体育3などとなっている（「研究録」第4集，第1章第2節，参照)。

IV. 教研の中で成長する教師たち

1．教研の史的展開とその変貌

全国教研は1951（昭和26）年11月に行われた第1回日光大会から，30年の

歩みを重ねている。その目標は「われわれの教育研究活動は常に，教育文化の問題を政治・経済，その他の社会的問題との関連において把握し，＜生活を守るたたかい＞や＜権利を守るたたかい＞と同一の立場において民主的に展開し，働くものの解放のための教育文化の建設を目標とするものである。」ということであった。それは民主主義教育の危機を訴える一方，また，真に子どもと国民の生活に根ざした教育の創造をめざす決意の表明であったのである。

(1)　1950年代——教育現場の実態把握と教育と科学の接点を求める。

この10年間は指導要領改訂，勤評に示されたような＜教育への不当な支配＞が頂点に達する時期とされている。政治的には，「日本国民の防衛思想の再構築」が方向づけられ，偏向教育，憂うべき教科書問題などと教育に攻撃がかけられ，文教行政の大転換を前にして，勤評闘争に明け暮れる時期であった。

第1回大会は，メインテーマを「自主的教育の確立」におき，分科会は，地域における六三三制問題／勤労青少年の教育制度／基礎学力の低下／教員の職場の問題／社会教育と学校教育の関連統一の問題／特殊教育／学習計画の批判と再編成／子どもと社会問題／幼児教育／職業教育／平和教育－などの11に分かれていた（日光大会，1951年11月）。

第2回大会は「平和と独立のための教育体制の確立」を掲揚げて，分科会も重複を避けるという理由から8分科会に整理されている。すなわち六三三制問題／教職員の職場／社会教育と勤労青少年の教育／特異児童／子どもと社会環境／学令児童の生活と教育／言語・数生活に必要な基礎的能力／平和と生産のための教育となっている（高知大会・1953年1月）。

第3回大会は静岡市を会場にして「職場実践に裏づけられた教育研究」を合言葉に繰り広げられた。問題の多い教科ということであろうか「教科実践を通じての社会科の基本問題と今後の社会科教育」の分科会がもたれ，メインテーマは「平和と日本民族の独立をめざす民主教育の確立」となっていた。

第4回（長崎）から大会という名は「集会」に改められ，メインテーマ

も「平和を守り真実を貫く民主教育の確立」として今日まで一貫したものとなった。分科会は4・5回までいわゆる問題別分科だけという運営であったが，第6回金沢大会から教科別と特別分科会が設けられるようになっている。

大会という名が「集会」に改められたのは，静岡大会での斉藤正男静教組文化部長の主張によってである（静教組30年史）。

(2) 1960年代——教育課程の自主編成運動がおこる。

安保闘争の敗北感をふりはらい，学テ反対闘争に立ち上がった時代である。指導要領は「基準化」され，いわゆる文部教研も始まって，教育内容の反動化と能力選別の差別教育が進められる過程において，特に高校の学校多様化が進行した。

第9次教研では「民主教育確立の方針」の分科会が設けられたり，第10次教研では上原専禄氏が「民主主義の教育は民族独立の問題を自分自身の問題として自覚し，そのことを前提とする日本の現代の課題を担いうる国民の自己革新を促す教育でなければならない。またそのような方向を持った教育が国民教育といえるものになっていくのである」と指摘していた。それらの考え方が基本になって教育内容を科学の目をもって見直すことがはじまり，教育課程の自主編成運動にはずみをつけていった。

(3) 1970年代——中教審路線に対決して“たたかう教研活動”を方向づける。

教育の管理と統制によって教育の荒廃に一層の拍車がかけられ，人間性を見失った学校は，登校拒否に象徴されるように子どもだけでなく教師の生活まで犠牲にしている。自殺・非行・暴力問題などの「落ちこぼれ」現象が，学校をゆるがすことになってしまった。

日教組は教育制度検討委員会に続いて中央教育課程検討委員会を設け，「日本の教育改革を求めて」と「教育課程改革試案」を発表し，民主主義教育の指針を示した。自治活動や総合学習，また到達度評価など，きめの細かい方法論まで世に問われ，「楽しくわかる授業」を合言葉にして学習

指導の体系的把握の試みが推進された。

静岡県においては，例年全国集会に先がけて11月に県集会をもっているが，教研の草創期にとくに重要な意義をもっているのは，第1回と第3回とである。

第1回は県立静岡農高を会場とし，各支部代表としては12名の枠を設けたが，その分科会は11に分かれて構成された。県費から15万円の助成も受け，中央講師団の派遣と共に指導主事の応援を受けて出発している。また第3回は全国大会の会場をひき受けたため，県費助成98万円が支給され，当日は県知事の祝辞があって，「前後10日間に亘る空前の事業」が成功し，「職場実践に裏づけられた教育研究」の実をあげたことが記されている（「静教組30年史」参照）。

そこで草創当時の状況について，全国大会に出席した人たちに証言してもらうことにする。

① 勝又武一氏（元静教組委員長）。

30年前の1951（昭26）年11月に日光で開催された日教組第1回全国教研大会に，私は静岡県代表（静教組高校支部で唯一人）として参加した。「勤労青少年の教育制度の現状とその強化をいかにするか」というテーマで第二分科会に参加したが，私はまず組合闘士タイプの猛者連の自己顕示欲のものすごさにあきれた。教研集会といわず教研大会という名称であったほどで，教育現場の実践を地道に語るというのは，私の他には少なかったことを記憶している。ただこの分科会に，発刊直後で有名になりつつあった「山びこ学校」の編者の無着成恭氏が山形の分校から傍聴者として参加して，静かに発言されていたのが印象に残っている。

② 福島フミ氏（駿東支部）。

私は第1回の日光大会県代表として出席しました。テーマは「平和教育の展開」で駿東支部教組からの指定でした。校長から「この大会に出るのはやめたらどうですか」といわれましたが，静教組執行委員長の石野先生が「あなたが出席しやすいように」とはげましてくれました。間もなく，県の教育長名義の出張命令が出されました。こうして私は県教組に守られて日光大会に参加することができました。

③　斉藤正男氏（元静教組文化部長）

第3回全国教研静岡大会を，県教組文化部長として担当した思い出は，尽きない。

第1回日光大会の記念講演は，清水幾太郎・大内兵衛・城戸幡太郎氏等の豪華版。第2回高知大会は，矢内原忠雄東京大学学長，第3回静岡大会は，前東京大学学長南原繁先生の「民族の独立と教育」と題するものであった。これをきっかけにして各支部の班集会・支部集会に，県の講師団はもちろん，中央の有力講師団を招請することになった。東大の宗像誠也・宮原誠一・大田堯，学習院大学の勝田守一，お茶の水大の周郷博，哲学者柳田謙十郎，コア・カリキュラムの海後勝雄，文理大の梅根悟，評論家清水幾太郎氏等が気安く来てくれ，現場の教師たちと話しあった。

場外にスピーカーを備え，万余の参加者を集めた静岡集会に，斉藤寿夫知事も来賓として出席してくれたこと，委員長石野進氏，書記長木村愛一氏の獅子奮迅の活躍が，何よりも印象に残って忘れられない。

④　中沢正寿氏（静岡大学名誉教授）

昭和20年代の後半，幼児教育部会の助言者として，日教組教研集会につながる静教組教研集会の助言者をつとめた。この組合教研は，形式的には静教組が主催であっても，地域校長会や教育研究会などが共催または後援になっていて，講師や助言者にも県教委学校教育課長や指導主事なども加わっていた。私も静大附属小学校長の身分で助言者として参加した。静教組は日教組という大組織の一員として協力の筋を通しながら，しかもよく主体的に教研を運営していることに感銘をうけた。

2．各分科会での特色ある討論内容

静教組斉藤文化部長らの提唱で，第4回（長崎）から大会という名は「集会」となり，第6回金沢集会から，これまでの問題別分科会だけという運営が教科別と特別分科会を設けるように進展した。指導要領の基準化・文部教

研の開始・教育課程の自主編成運動等に対応するための当然の変化でもあった。

次に各分科会の経過のうち，重要な事項について概述する。

(1) 国語科

第5次までの研究テーマは，いわゆる基礎学力であった。文章を読みとらせる目当てという問題から，基礎学力の領域を乗り越えて国語科独自の領域にひろがってきた。説明文や記録の読みとり方は全教科の教科書の文章の型であるから，実用文の読み方で基礎学力の中に含まれるが，物語・詩・劇・感想文は実用文の中に入らない。

第6次・第7次からは，国語による表現力，理解力の広い領域を対象とすることになり，話しことばを通しての人間性，人間生活への触れ合いとその成長のさせ方とに，真っ正面から取り組むことになった。

第8次――「主体的な文章理解（物語）とつづり方指導の実践」というテーマで，① 主体的な表現力はどう育てるか，② 主体的な読解力はどうして育てる――を中心に討論が行われた。

第9次――「物語文・説明文の読解と表現の指導」であり，研究内容は①「主体的読みをこう考える」②「表現指導」――であった。

第10次――「読解指導と表現指導」

第11次――「見方・考え方・感じ方を主体的に育てるには」読みの学習とつづる仕事の中で。

第12次――「見方・考え方・感じ方を主体的に育てるには」主題に迫る主体読み，語によるイメージ作り，書く前の作文指導。

第11次と12次において注目すべきことは，2年間同じテーマ「国語はどうあるべきか」という問題を取り上げ，成果を上げたことと，国語研究サークルや数校の共同研究が増加してきたことである。

第13次――「文学教材の構造をつかむ読解」①文学教育のねらいは何か ②作品の構想をどう読みとるか ③教材は作品を生かしているか ④人間関係をどのようにしてつかむか ⑤読解指導の手順をどうするかなど。

第14次――「文学教材の分析と授業　①文学作品の構造　②「ごんぎつね」の分析　③「八郎」の学習過程

第15次――「文学教育の問題点と典型の認識」

第16次――「文学の虚構と典型による教育」

第17次――「創造を目ざす読解と作文の教育」①現代の状況と構想力の問題　②典型化を目ざす文学の指導（石原南盛氏・専門委員）。

第３回全国大会と静岡大会（昭29）から第11回福井大会までの間，国語教育部門の講師をつとめたが，第12回からは故三枝康高氏に替わった。静岡大会のスローガンは「平和と日本民族の独立をめざす民主教育の確立」であった。国語教育関係で言えば，第５回松山集会までは国語教育は外国語・数学と併せて基礎学力向上の部会で，その中で小分科会として言語・数学と分けられ，国語は英語といっしょに扱われた（望月誼三氏・講師，静大名誉教授）。

県教研国語部会へは，静岡県国語教育月例会の研究成果が報告され，その研究や主張は全国集会へ報告された。

第４次以降は次の月例会メンバーが代表となって全国集会へ出た。第４次（昭30）中川すみ江。第５次（昭31）中川すみ江。第６次(昭32)望月辰夫・中川すみ江。第８次（昭34）大槻明三。第９次（昭35）河守昭子。第10次（昭36）田中真理子・増田かづ子。第11次（昭37）松岡紋子・田中真理子。

第４・５・６次集会へ続けて出た。国語教育といえば漢字の読み書きという理解が一般的であった当時，接続詞の研究は新鮮な目をもって取り上げられ，当時の中央講師今井誉次郎氏に高く評価された。当時の教研，その取りくみは，地域ぐるみ，学校ぐるみという形をとることができた。第４次集会に出かける時，校長（故後藤道博氏）より餞別を頂き，１週間の出張扱いとされた（中川すみ江氏・志太支部）。

(2)　社会科

戦後教育の中で，戦時中までの教育内容との差異がもっとも大きかったものとして，社会科を挙げることができよう。戦時中の国史・地理の学習

は1945年12月にＧＨＱによって停止され，翌年６月に地理が，10月に歴史が再開された時は，墨塗りの教科書が使われた。

９月には文部省から国定教科書「くにのあゆみ」が発行され，６・３制発足までの６か月間，暫定教科書として使用された。

当時の社会状勢は，1946年日本国憲法，1947教育基本法，９月社会科授業開始，1948年教育委員会，1949年検定教科書・レッドパージ，1950朝鮮戦争と目まぐるしく変動した。こうした世相の中で第１回全国教研（日光）が開かれ，1953年１月に第２次教研大会（高知）が持たれたのだが，この両大会は教育研究運動というより労働運動の観点から教育を見るという時代であった。

第３次静岡大会以後「教え子を再び戦場に送るな」という合言葉をもって「平和と独立のための教育体制の確立」の運動が展開されたが，社会科のテーマは「教育実践を通じての社会科の基本問題と社会科教育のあり方」であった。その中で当時社会科教育の根本問題とされていた「問題解決学習か系統学習か」という課題については真剣に討議されたが，現場教師の手がかりとなるような見解はついに生まれなかった。社会科の改訂がなされた1955年の第４次（長野），第５次（松山）大会でも，基本的には同様な内容についての討議がなされた。こうした初期の全国集会に参加した県代表のレポートから，その骨子を抜粋してみると次のようになる。

第１次――「平和教育を如何に展開するか」

「きけわだつみの声」を読んで，戦中自分の教え子たちを戦争に追いやっていたのではないかと反省し，戦後に乱れる子どもたちの生活の姿を，子どもたちの無意識の抗議及び反抗としてとらえる。1948年ユネスコ８社会科学者の声明から，①自ら判断して行動する積極性，②教師の自己教育，③健全な組合運動への挺身――を誓い，学校は子どもを抑圧から解放し，教師は常に地域社会のおとなと子どもから学ぶことが大切である（福島フミ氏・駿東支部）。

第２次――「地域社会の問題解決」

平和教育の実践例を三島が，地域住民の課題認識のアンケート調査とその分析を浜松がレポートしている。三島の報告には，小学校で「原爆の子」

などを読ませて『戦争を二度とやるな』という詩を書く子の姿がある。浜松からは，義務教育９年制の是非／授業の今昔の是非／再軍備について／戦争についてなどのアンケートを集約して分析し，生産面の貧困化と地域社会の封建性並びに生活基盤の弱さとしてとらえ，これを学習課題として投げかけ問題解決学習を展開することが主張されている（三島・杉山隆一氏，浜松・加藤延好氏)。

第３次――「児童生徒・教師・父兄の実感よりみた問題解決学習の検討と日本の社会科の在り方」

全国集会の分科会は「教育実践を通じての社会科の基本問題と，今後の社会科教育」が設けられた。地域の父母の中には，無理解から社会科を批判する人が相当いること「昔の農具」を学習した５年生Ａ男は，「今も鉄のくわを使っている。まったく昔からたんとかわらないなあ。」と作文に書くことができるように育っていること。

新教育批判の中には，「子どものくせに理屈をいう，無作法である」等をいわれるが，社会科の目ざす人間形成は問題解決以外にないことが討論された（土屋正行氏・太田益美氏・塚本菊郎氏)。

第４次――「１人ひとりを生かす教育から１人ひとりが生かし合う教育を念願して」

子どもの人権は尊重されているか。男女共学の中の女性蔑視，能力差別，けんかと暴力，よそ者外国人への偏見など，子どもの世界にも差別感情が残されている。親たちの貧困と封建的な考え方からの未解放が子どもたちに影響を与えているのだろう。(荒川一郎氏・塙ちよみ氏)。

その後の展開――第20次までのまとめ

①「社会科は，社会についての科学的認識を育てる教科である」という全国教研での結論の再認識。②「科学的認識を育てる」という観点から，指導要領を批判しよう。③全国教研の成果や民間教育運動の実践から学ぼう。④自主的研究の組織をつくっていこう。

21次から30次までのテーマ。

第21次「公害教育をどうすすめるか／第22次「平和教育の重点をおいた昭和史の自主編成／第23次「一粒から千粒へ（米の話)／第24次「パン作

り」／第25次「たべものと水――父母と共に劇をつくる」／第26次「土器づくりと原始時代の学習――体を通して学ぶ歴史」／第27次「ひろしま写真展を見せる中学生――平和の学習」／第28次「水の研究」／第29次「ため池と大井川用水――地域に広める自主編成」／第30次「お茶づくり」（長谷川隆昭氏・専門委員）。

◇なお社会科教育の指導・助言は，はじめ小笠原英三郎氏（静岡大学名誉教授）が第3次教研静岡大会のころまで担当していたが，第4次から小笠原氏が「生活指導」を指導することになったため，第3次から第13次まで内藤が「社会科教育」の指導をひき受けることとなった。しかしその間，小笠原氏は絶えず「社会科教育」の問題にも気をくばり，その推進に貴重な助言を與えられた。

当時いわゆるコア・カリキュラム論が盛んで，社会科の状勢は各教科の中でとくに重要視されていたため，人間教育としての社会科の方法は，「問題解決学習であるべきか，系統学習であるべきか」という論議がたたかわれていた。第3次静岡大会においては，この問題をめぐって会場が混乱し，とくに楽屋裏での講師団の意見の対立もあって，ついに統一見解が打ち出されないまま解散してしまった。その後この問題は，第6次金沢大会において，「避けて通れない主要課題」として再提出され，この2つの主張を如何にして統一するか，ということを主題として進められた。

静岡県においても第10次教研のころまで，未解決のまま経過したが，この間に小笠支部や志太支部を中心とした研究が進められた結果，「問題解決学習」を基本的指導法としながらも，それを子どもの意識の発達段階に応じて，小・中・高学年へと系統的に展開する，という見解が承認されるようになった。言いかえれば「問題解決学習か，系統学習か」という二者択一の論理ではなく，科学的研究の成果を基礎として，両者を統一するところに新しい社会科教育が成立する，という結論であった（内藤晃・静大名誉教授，現・教育研究所長）。

(3)　僻地教育

「僻地を語らずして磐周を語れず」磐周地区は，僻地指定5級地である

門桁小学校をはじめとして，３級地５校・２級地３校・１級地５校・準僻地４校・特別指定校２校，と多くの僻地校をかかえている。

第６次県教研第７分科会小・中・高の保健体育の中で「僻地の体育をどう進めたか」が発表されたのが，僻地教育がとりあげられた最初のようである。

第７次では，第13分科会として「学校運営・教師の生活・僻地教育をどうするか。」と三つの主題がいっしょになっていた。切実な問題にもかかわらず正会員７名とその同僚とその他２，３名であった。その中で，周智北部13校が一団となって，昭和28年から32年までつづけた実践は有意義であった。

第８次では，第13分科会として「僻地教育をどうすすめるか」という独立分科会となった。しかし正会員も少なく，傍聴者も淋しかった。

第９次では，第８次のテーマを掘りさげるべく「周智僻地の教育をどうするか」に取り組み，生活指導中心の研究が進められた。

第10次では，「周北僻地の教育をどう進めるか」。変化の激しい僻地の実態を把握し，望ましい人間像や，それを支える学力を明確にする研究。

第11次，「僻地教育をどうすすめるか」。県集会では，第10次の学力が身につくとき，僻地を打開するという観点の中の討論が集約されていった。

第12次，「僻地教育をどうすすめるか」へ，「僻地の子どもの体育改善をめざして」と副題がついた。前年問題となった「父母の要求をどう汲み上げることができるか」が討議された。

第13次，「僻地教育をどうすすめるか」，副題は「学習の基盤をどうつくるか」。――過疎化，古い封建的村共同体，大企業の侵入等の中での学校教育・学力について考えて活動をしていることの報告。

第14次，「僻地教育をどうすすめるか」。県集会「僻地教分科会」に代表者が参加したのは５支部にすぎなかった。内外資本の僻地圧迫による産業経済の変化，それに関連して変化する人間関係と教育要求，教師集団の動きなどが論じられた。

第15次，「僻地教育をどう進めるか」。６支部参加。生活指導の重要さが語られ，「父母・地域・教育集団のあり方」が注目された。

第16次，「僻地教育をどう進めるか」。はじめて９支部参加となり全県的取り組みの意欲が認められた。前年の討議に加えて，教員の人事交流が討論された。

第17次，「僻地教育をどう進めるか」。「辺地と僻地の二面」について質の高い討論があった。また３年間の集団読書の「個人の思想をのばす読書指導」研究が評価された。

第18次，「僻地教育をどう進めるか」。残念ながら資料がみつからない。

第19次，「僻地教育をどう進めるか」。また参加支部は５となった。なぜ参加支部が減少するのか。児童生徒の集団作り，地域住民との結びつき，教師自身の問題が話しあわれた。

第20次，「僻地教育をどう進めるか」。参加支部も少なく，研究の積み上げがない。これまでと同様の討議に加え，特にこの年，僻地校統廃合に対する教育的なとらえ方と父母負担軽減についてが話しあわれた（朝田貞義氏・所員）。

(4)　職場の民主化，教育条件の整備

1958（昭33）年の第８次教研から，「教職員の生活と職場の問題をどう打開するか」という単独分科会として設置された。

15年間の分科会の歴史の中で取り上げられた問題は，①勤務条件の改善（忙しさの解決）②職場の人間関係（青年婦人教師・学閥・校長教頭教師の立場・管理体制）③教師の仲間意識（団結・サークル）④権利行使（産休・育休・年休・研修）⑤教育行財政（労働条件につながる教育費）等であった。

提出された支部レポートは，①勤務時間の実態調査　②雑務の内容調査　③宿日直廃止のための実態調査等の重要なデータについて報告している（太田俊作氏・専門委員）。

(5)　生活指導

生活指導が独立の分科会として設定されたのは，第４次全国教研の長野集会からであり，本県でも第５次県集会から生活指導分科会が設けられた。

第5次,「集団づくりの実践とその問題点の克服」。子ども・教師・父母の集団づくりがとりあげられた。

第6次,「小・中・高の生活指導をどうすすめるか」。一人ひとりを生かし集団を高める生活指導をどうすすめるか。道徳教育の特設への危機感と生活指導の重要さ,などがとりあげられた。

第7次,「ひとりを生かし,集団を高める生活指導の実践」前回と同内容の討議であったが,班活動・学級会・HRなどのよい実践が紹介された。

第8次,「生活指導をどうすすめるか」。この年から生活指導分科会は,小学校と中学校に分かれてもたれるようになった。前年までの集団づくりの実践の積み上げに,理論づけが加味された討議が行われた。とくに特設道徳が実施されつつある状勢の中で,生活指導としてこれにどう対応すべきかが討議された。

第9次,「集団づくりの実践と理論化」。バラバラな集団から,ひとりひとりが生きる集団になるそのすじ道の理論化,さらに道徳の時間特設とそれへの対応が話された。

第10次,「集団づくりの実践と理論化」。小学校では主として学級づくりのすじ道,中学校では教科と生活指導について論議が白熱した。

第11次,「生活指導をどうすすめるか」。個の弱さを克服し,生活をとりまく環境を集団の力で改造していくための段階的指導方法が話し合われた。中学校では,入試・学テ・特設道徳で仲間意識が妨げられる現状と,それに抵抗するための集団づくりが話された。

第12次,「生活指導をどうすすめるか」。小学校では学級づくりのすじ道,中学校では学級づくりにおける集団主義教育の成果が,具体的に話しあわれた。

第13次,「生活指導をどうすすめるか」。学級・学校づくりなどの集団づくりと,生活綴方教育との関連についての討論,教師集団父母集団についての実践発表と討議が展開された。

第14次,「生活指導をどうすすめるか」。前回に続いて,集団主義的立場に立った班づくり・核づくりによる学級づくりが話され,子どものまわりの現実にきびしさが増す中で,社会や教育の矛盾が子どもの生活を破壊し

ている状況を克服することが強調された。

以上第5次から第14次までを概観してきたが，昭和30年代前半は，貧困や古い社会習慣等の残存による差別に対しての新教育を築く努力と特設道徳への対応，昭和30年後半は学テ・入試と高度経済成長に伴う環境変化に対して，集団づくりが困難となる学校現場での真剣な努力が浮き彫りにされている（富岡清志氏・専門委員）。

なお最初から第13次まで，一貫してこの研究を指導したのは小笠原英三郎氏（静大名誉教授）であった。

(6) マスコミ文化と教育，教育労働者と文化運動

ようやくテレビが普及し，漫画が溢れだし，勤評・教頭法・道徳と矢継ぎ早に反動化の波が押しよせてきた1959（昭34）年にこの分科会が誕生した。

児童漫画に関しては，静岡は千葉と共に注目すべき報告をした。子どもたちの手による自主的な日刊学級新聞の発行である(日本の教育・第9集)。

この分科会の誕生とともに静岡代表は常にすばらしい活動をつづけた。

文化という広く深い対象を名前にしたこの分科会は，よく名前が変わった。

第9次・1959（昭34）年，青少年文化の問題分科会。

第10次・1960（昭35）年，視聴覚教育・青少年文化分科会と改称。

第20次・1970（昭45）年，マスコミ文化と教育分科会と改称。教育労働者と文化活動分科会を分離。

第24次・1974（昭49）年，マスコミと教育分科会の合体。成立し小分科会をａ．学校・学級における子どものための文化活動，ｂ．地域における子どものための文化活動，ｃ．教育労働者と文化活動，の三つとする。

この分科会のとり扱う内容は広く多岐にわたっていたが，しかし各代表者は誰もすばらしい実践をしており，70年代には「野火」のグループが，全国集会で高い評価を受け「月刊学級新聞」の発行がとりあげられた。

第13次，岡山で出版労連の方が「教科書は年々悪くなっていく。近い将来，一番悪い本は教科書ということになるであろう。」といいましたが，20年たった今侵略事件等の記述でもめている昨今の教科書事情をみると，あのときの言葉は予言であったと思われてくる（藤田正夫）。

第14次，15年前の全校児童の飯盒すいさんを新聞社の方にほめられて，あの実践が，いまは「ゆとりの時間」として奨励されている。ようやく「文化活動」の意義がみとめられたという思いがする（金原和子）。

第15次，私はガリ版印刷の班新聞を作るおもしろさを学級にとり入れた。新聞作りを通じて，子どもたちは主張をし，校長にしかられ，他学級から文句を言われ，それによって集団生活のむずかしさ，相手の気持ちの理解の必要，学習の大切さ等を学んだ（中山宏之）。

第16次，４名以上の生徒の合唱祭の実践で県代表となり，全国大会へ出たが，他県の正会員の報告を聞くにつけて私の実践があまりにも小さいことをさとった（松野裕瞭）。

第23次，23次の山形集会に出て，特に印象に残っているのは，群馬教組が取り組んだ映画「時計は生きている」作りの実践であった。県教組の文化活動，民主的文化活動のあり方に貴重な示唆を与えられました（井沼　一）。

第19次・第24次，県教研のマスコミ分科会へは17次から24次まで毎年参加し，19次と24次と２回代表となった。「静岡県青少年文化研究会」が準備され，1970年５月第１回が開かれたが，間もなく消滅した（小池文夫）。

第26次，「子どもの遊び」について全国大会で発表したが，賛成者が少なかった。“号令”や“命令”では子どもは育たない。子どもが生活の中で“自由”に“主人公”になれる遊びを保障することが大切である，と一貫して主張してきた（芹沢義泰）。

(7) 特殊教育

第１回から第19回まで，「特殊教育はいかに進めるべきか」というテーマで推進された。静岡県で開催された第３回全国大会には，特殊教育研究グループが多数参加し，実にもり上がった分科会であった。県集会の分科会には現場の教員と泊まりこんで論議し発表要項を作った。われわれの考

え方は「ひとつひとつの記録の積み重ねこそが，特殊教育そのものである。」という立場から指導理念を打ち出していた（静岡県児童相談室長・講師・清川安彦）。

(8) 数学科

昭和20年代は「生活単元学習」が主流となっていたため国語や算数などは周辺学習といわれ，現在のような位置におかれていなかった。教科の立場から見ると，生活単元では学習内容の焦点がボケるだけでなく，著しい学力低下をきたしたように思われた。

全国集会においては，われわれの立場は割合論者と割合批判論者の二派にはさまれて苦労が多かった。言うまでもなくどんな実践でも，その実践のつみ重ねが大切であり，教研集会ではそのような実践こそが討議されねばならない。教研こそ，真実の教育が語られる場であると痛感させられた（深水吉春）。

(9) 理科

理科の分科会においても，毎年研究をまとめ全県的な集会で発表し，研究成果を世に問うことになっていた。全国集会では全国の研究の動向を知ることができるばかりでなく，各地の研究者の実態にふれることができて，強い刺激が与えられた（松平勝徳）。

(10) 音楽科

全国集会においては，百ページ余りもある歌集を手渡され，作曲家である林光先生の伴奏で歌とともに始まった雰囲気は，まさに音楽分科会でしか味わうことのできない光景であった。長い討論の中で感じたことは，音楽を美しく，しかも，生き生きと表現させるためには，もっともっと視野を広くし，多くの問題点にぶつかりながら，よい解決法を自ら工夫し見い出すことである。全国の音楽教育活動を知り，本県の進むべき方向について再認識することができた（四ノ宮たつ子）。

3．わたしの教研体験

教研によって成長した教師は多い。助言者にも，母親にもそういう感想を述べた人がある。婦人教師研究会も母親と女教師の会も，教研とともに成長してきたといえるだろう。以下教研に愛情もつ人々の思い出の要旨を概述する。

(1) 婦人教師研究会

① 水野シズ氏（元県教組婦人部長）

全国教研と並行して婦人教師研究会――「婦教研」が開かれていた。それに参加して，全国の婦人の研究心に，びっくりするような刺激を受けた。

清水支部での活動としては，研究をまとめて県教研へ出し，それをもってさらに全国大会へと3回参加した。主として父母との提携の分科会であった。清水の父母との提携というのは，全婦人教師と地域のお母さんたちの代表が一緒になって「清水市母の集い連絡会」を組織し，そこで教育問題を恒常的に運動としておこし，高校増設運動，有害食品の追放，交通禍から子供を守るための歩道橋の施設，その他民主教育を守るためのさまざまな勉強会をやった。これは年に一度だけ母と女教育の会をやるのではなく，母と女教師の会の運営をお母さんたちがどんどん主体的にやっていた。いまでは，かって大きな地域的な運動の広がりだったものがだんだん狭められて，一人の教師と一つの学級との提携という形が多くなったところに，教研そのものの体質的な変化が感じられる。

② 加藤とよ氏（元小学校長）

第3回婦人集会――婦教研の印象が一番強く残っている。今では婦人の向上などということはあたりまえのことであるが，そのころは婦人問題はもちろん教研を敬遠する校長が多かった。そんなときに，数少ない婦人校長が30人ぐらい興津に集まって，婦人の地位の向上を含めた話し合いをした。昭和29年のことである。そのころ私は，幼稚園の園長を兼任した婦人校長であったから，私がかかわりをもったのは，幼年教育と

家庭科教育の分野であった。庵原郡には教研に熱心な伝統があったと思われる。そういう背景の中で，校長として教研の代表で千葉集会へ参加した経験があるが，そのとき校長会の会長をはじめ仲間の先生たちが，応援に来てくれたのが印象的である。

(2)　母親として（秋沢弘子氏・主婦）

昭和32年，金沢の第6次全国教研への参加は，今も鮮やかな印象の残る，私にとって重大な出会いであった。静岡へ移り住んで2年たらず，運動の経験も教育問題への理解も浅かった私を，金沢へ出席させてくれた静教組の配慮を，今も感謝をもって思い出す。

その前年に第2回の母親大会もまだ400人。涙とぐちの大会などと新聞に書かれたころのことで，政党や労組の大会もこの教研の大集会も，すべて珍しく驚異であった。雪の金沢に続々と集まる先生たちの波，大きな全体会場に静かに座る多数の先生たちには，見ただけで圧倒される感じであった。

わたしの出たのは18番めの「父母，青年と教師」の分科会。会場は小学校で，かなり冷えていたが，大きな火鉢に炭火がアカアカと燃え上がり，熱いお茶と炭つぎに先生方がたえず気を配る，あたたかい雰囲気だった。

さすが全国から選ばれた先生方，話術もすぐれているが，ひとつひとつの発表の奥に数年間の実践の裏づけが見えて説得力がある。静岡のみんなと一緒に聞きたいものと思った。地域の教育に全生活をうち込んだ生活が偲ばれるようで，心を打たれた。

この大会の準備は大変なことだが，それをまかなう経費は「組合費」ということである。月給から毎月引くあのささやかな組合費，それで組合を運営した上にこんな大事業ができるのか。日教組とはそういう組合だったのか。それから毎日つくづくと見て，聞いて，考えて，日教組こそ平和と民主主義を守る柱であると心に決めた。

このあと私は，県内の教研によく出席し，いつも父母と手をつなぐ分科会に属した。勤評強行以来，父母や地元住民との交流の道も閉ざされがちになった。父母と教師が手を結んで，両者の間の壁を築くのは誰かという

ような討論を聞きたかったと今も思う。

(3) 野に立つひとりの教師として（戸塚廉氏・共同研究者）

第1次日教組教研が日光で開かれると聞いたとき，これで教組も強くなると思って喜んだ。戦前の運動をいろいろと考えて，教組の運動は教育研究と統一しておこなわれなくてはほんとうの力は持てないと思ったからだ。

私が参加したのは，静岡で開かれた第3回日教組教研からである。戦後の民教協運動を作りだした戦前の運動者が多ぜいきていて，まだ残っていた静岡連隊の兵舎で，戦前の運動を聞く会が開かれ，5－600人の若い教師たちが集まった。

その後第9次教研で児童文化の分科会が創設されたときから助言者となった。その年，小笠の日刊学級新聞が県の代表になったが，お金がなかったので千葉へついていけなかった。また小笠支部が旅費を出して大会へ参加させてくれたこともあった。

沖縄には汽車も電車もなかった。それは内地の巨大資本の経営するバスの大もうけを保障するためだという。日教組は内地の大資本の経営するホテルは一切使わず，沖縄の土着資本のホテルを組合員の宿舎にあてた。この措置は土地の人々をいたく感動させたようであった。

教研の歴史をふり返って，この世界に珍しいといわれる運動が，その方針をかかげながらまだ十分に達成し得ない問題を一つ考える。

そして今，私は日教組から支部教研にいたるまでの活動に参加させてもらいながら，わずか7年半で教育実践の場からほおり出されて実践経験の機会を失ったことを残念に思い，先生たちや子どもから多くのものを学びとりたいとつとめている。

V. 総括と反省

日本人にとっての最大の不幸は，戦後一応民主主義的変革が遂行されたにもかかわらず，真の意味での民主的な国家・社会が実現されなかったということである。したがってすべての教師たちは，保守的な教育行政の管理のもとに日常の実践を押し進めざるをえなかったのだが，そうした教師たちの心のよりどころとなり，ときには教師たちを守る防波堤となってくれたのが，教職員組合だったのである。

静岡県においても，良心的な教師たちを守り続けたのは教職員組合であり，その忍耐強いたたかいの足跡は，1978（昭和53）年に発刊された「静教組30年史」に生々しく集約されている。

われわれが，戦後教育運動の姿を捕らえようと意図したとき，まず手がかりにしたのは，平和と民主主義のために挺身しながら，権力に抵抗し，さまざまな迫害を乗り越えて，子どもたちのしあわせを守ってきた教師たちの実践であった。こういう教師たちは，自分でまじめに勉強する外，サークルに参加し，教研活動にも熱心で，それぞれ個性豊かな足跡を残している。

世に「文部教研」といわれたり，「官製研修」といわれたりするものは，どこか遠いところから天降ってくるものであり，きわめて他律的なものである。無論それにも多少の教育的意味はあり，単なる無駄ボネではないであろうが，そうした押しつけ研究は時とともに消え去る運命にあり，数年たつと，ほとんどの痕跡をとどめないのが実態である。

それに反して，自主的教師らの自発的な実践は持続される。持続しながら，それに共鳴する教師たちの強い連帯を作り出していく。

戦後の教育運動は，こうした不屈の教師たちを軸として展開してきたのである。

しかしながらわれわれは，いわゆる「サークル型」と呼ばれる教師たちの運動だけに固執することなく，さらに視野を拡大して，サークル体験に乏しい一般の教師たちにも働きかけ，その実践を収録し，その意見を聞くようにつ

とめた。すなわち静教組の組合員だけでなく，管理職であった教師たちの意見も聞いたのである。

7年間の調査研究の結晶として，われわれが残した数多い肉声の証言集や，県下の教育研究サークルに関する情報などは，すべて歴史的価値のあるものとして，今後も組合員たちに受け入れられていくことだろう。

平和教育委員会

1．誰もが実践できる平和教育

平和教育研究委員会は，1983（昭和58）年に，国際的（80年ユネスコ主催世界軍縮教育会議，83年国際平和年）及び国内的（教科書偏向改撃，教育における新国家主義，管理主義教育による子どもの荒廃）状況のもとにおいて成立した。

今日学校教育において「誰れもが実践できる平和教育」とは，どのような平和教育であるかを研究主題においた。というのは，平和教育は，日教組教研及び諸民間教育団体による多大な研究成果が見られており，その必要性と重要性は充分認識されていながら，必ずしもすべての地域の学校で実践が推進されている状況下にはなかった。

私たち静岡県下の教育現場においては，平和教育は大切であることは認識されていながら，平和教育が強調されることに異和感を持つ教師がいることも事実であった。そこには，平和教育が求める教育的価値，正義と真理を愛し，平和的・民主的社会，国家の形成者としての人格の完成をめざす教育が，学校教育目標・豊かな人間性――創造力・自主性・たくましい体力――を育てることと異質であるかのような誤解に教師自らが落ち込んでいる傾向があった。

静岡における平和教育は，「誰れもが実践できる平和教育」を実践的に研究することを確認し，一年間の準備委員会をおいてスタートすることにした。

2．準備委員会の設置

(1) 経過と確認

準備委員会は1983年6月，共同研究者一名，所員三名によって準備委員

会を持った。一年間を準備期間とし，1984（昭和59）年から平和教育研究委員会をスタートさせることが確認された。この間5回にわたって研究・学習・検討をかさねた。そこではまず「いま，なぜ平和教育か」が提起された。今日，平和教育が，子ども・青年の全人格の完成をめざす教育でありながら，意図的，意識的に推進されていないため，平和教育が特殊な教育にされてしまっている。それにもかかわらず子ども・青年が，人権主体として成長を願う状況下になく，人格の発達をめぐる状況が，“問題行動”“いじめ”“体罰”に代表されるように危機的事態が進行しており，教育現場は，日常的な問題に追いまくられ，問題を克服し，見通しの持てる教育課題が持てないでいる。

私たちは，現場に密着した研究であり，静岡の言葉で，静岡でのとりくみの歴史を踏まえることを確認し，日教組・民研編「平和教育教材資料」小学校編・中学校編を素材に「平和とは何か」・「国語科での平和教育」・「社会科での平和教育」・「教科外諸活動での平和教育」を学習，検討した。また「資料」編では集約されていなかった「学級での実践」つまり「道徳」・「学級行事」・「学級活動」の分野まで広げて討論・検討した。

その結果，確認された「平和教育」研究のすすめ方をめぐる視点は，誰もができる地についた「平和教育」，すなわち，すべての教師が日常的に，しかも自覚的にとりくむための参考となる「資料」，「手引き」をつくることの大切さである。

「すべての教師が日常的に，しかも自覚的にとりくむ」ことのできる「資料」，「手引き」には，日常の教育実践活動上の示唆にとむ内容が求められることは当然であるが，同時に「自覚的」になるために，「いま，なぜ」がわかりやすく明らかにされなければならないということである。以上の点を基本的に据えて，その内容の大筋について準備委員会として，次のように共通理解をもつことができた。

(2) 「いまなぜ平和教育か」について

現代教育の基本課題は，平和をめざす教育である。それは，歴史的にも国際的にも確認された大原則である。しかし，それを否定しあいまいにす

る教育政策が強められ，他方教育現場では，日常的に当面するさまざまな問題に追われていて，事実上この大原則が，いわゆるたてまえになっているのが現状である。

さらに，この平和をめざす教育の具体化としての「平和教育」が，一部の教科，一部の教師，一部の地域の特別な教育とされている状況がある。また「平和教育」と不可分の関係にある「国際理解教育」・「人権教育」がそれぞればらばらであったり，不徹底だったりするといった状況がある。

子どもの問題行動に対する教育面での基本的な対応は，平和をめざす教育の全面的な強化でなければならない。そのことを抜きにして，問題行動をのりこえて進むことはできない。子ども自身が「生命の尊厳・人権の尊重・諸国民間の理解と友好・世界の平和と人類の社会進歩という，現代のもっとも人間的な生き方の基本」を自らの課題として，学習し，生活する能動性をつくりだす指導，組織化が基本である。

(3)　「平和教育の構造」について

平和をめざす教育は

① いわゆる平和教育

② 国際理解，連帯，開発教育

③ 人権教育

によって構造化されなければならない。この三つは不可欠であると同時に，いわゆる平和教育については，一定の積み上げがあるが，しかし，すべての教師が日常的に追究する状況にはなっていない。国際理解・連帯・開発教育・人権教育について，特に国際理解・連帯・開発教育は，極めて不充分な状況にある。この三つの不可分性については，政策動向とあいまって，実践的にはあいまいである。

以上のような共通の理解を前提として，準備委員会は「平和教育」専門委員会の研究方針と研究の進め方を次のように確認・設定した。

〔研究の方針〕――誰もができる地についた平和をめざす教育を基本的視点とし，「道徳」・「教科」・「教科外」での教育実践を対象とし，専門委員各自の実践を客観化する。

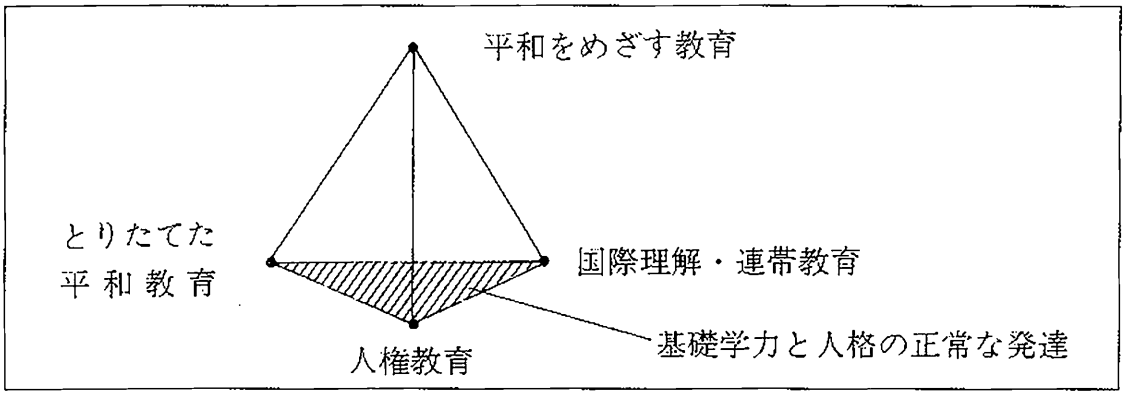
〔研究の進め方〕――第１年目は，「道徳」の分野を対象とし，平和・人権・国際理解の視点から分析する。第２，３年目は，「教科」「教科外」を対象とするが，その具体化は，一年目のとりくみにたって専門委員会でさらに検討を深める。

３．研究委員会の研究と実践

(1) 平和をめざす教育

生命の尊厳，人権の尊重，民主主義，諸国民間の相互理解と友好，そして，世界の平和と全人類の社会進歩という，現代世界におけるもっとも人間的な生き方の基本課題の追求を，子ども・青年の発達段階に即し，その発達を促す仕方で，その学習と生活を組織し，指導する教育である。

平和をめざす教育を構造的に表現すれば次のようになる。



とりたてた平和教育・人権教育・国際理解・連帯教育の定義及び相互の不可分性については，所報「教研しずおか」№77・78並びに「研究録」第６集「平和をめざす教育」（1987年10月刊）に詳述されている。また，以下述べていく道徳についての実践記録についても同様である。

(2) 平和をめざす道徳教育

① なぜ道徳教育なのか

なぜ「道徳」を通してなのか，について述べてみよう。臨時教育審議会も「道徳の充実」を強調している，と同時に「道徳」が教科・教科外

の教育課程及び週授業時間数に特設されてきた経過は，時の政府の政策によってきめられ，特設道徳の設立，実施が時の政府の行政介入によってなされてきた歴史的事実をかかえてきたことは確かである。

本来，学校教育における道徳教育は，道徳的習慣や倫理的観念を育成し，子どもたちに一定の価値・理想を自覚させていくことをめざすものであって，それは，諸学力の習得とともに教育の重要な柱とされている。すなわち，道徳教育が全学校教育を通して行う課題であることを前提としている。

学校における道徳教育は「教育基本法及び学校教育法に示された教育の根本精神に基づくもの」であるが，その基本方針は「民主的社会及び国家の形成発展に努める人間」・「平和的国家の実現に貢献できる人間」を育成するものである。したがって学校における道徳教育は，平和をめざす教育の重要な構成部分――とりたてた平和教育・人権教育・国際理解・連帯教育――であることは明らかである。

② 平和をめざす道徳教育の考え方

平和をめざす道徳教育は，自他の人格の尊重を基底としながら，それから派生する生命を尊重する平和教育，人間らしく人権主体として生きる人権教育，そして全人類の友好と社会的進歩をめざす国際理解・連帯教育の3内容を基本構造とする。これらは，相互に不可分であり，調和と統一をもって展開されるべきものである。

a．いのちを大切にする生命尊重

私たちは存在するあらゆる価値の中心に「生命の尊重」をおかなければならない。昔から「いのちあってのものだね」という。自他の生命の尊重こそ，人間の人間たるゆえんの出発点であり究極である。その意味で生命の尊重を，平和をめざす道徳教育の第1の視点においた。自他の生命を尊重し，人格の正常な発達を願うとき，まず考えなければならないことは，健康な身体の保持と増進である。人間が心身ともに健康で，正常で民主的な人格が発達することは，学校教育の基本的課題である。「いのち」を大切にし，これを育むことこそ教育のいとなみそのものなのである。

b．人権尊重

平和をめざす道徳教育の第2の視点は，人権の尊重である。私たちがここでいう人権というのは，人間が人間らしく生きるための諸権利であり諸価値である。民主主義の社会では，基本的に自他の人格を徹底して尊重することからはじまる。その意味では民主主義の社会は人権尊重の社会ともいえるわけであり，人格をして人権主体たらしめる社会である。それは人類普偏の原理として認められた憲法や教育基本法の精神でもある。

c．国際理解

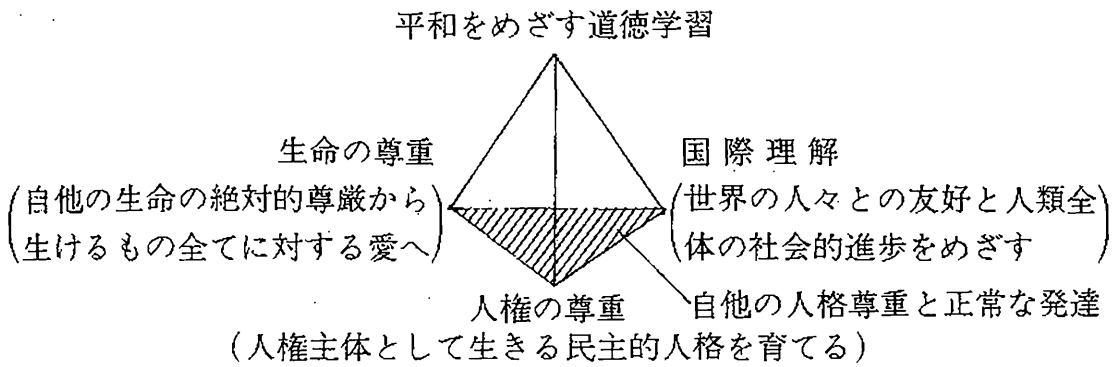
平和をめざす道徳教育の第3の視点は，全人類の社会的進歩をめざす国際理解を進めることである。国際理解というのは，単に諸外国と貿易を進めたり，外国語を覚えて外国を理解することではない。近年特に国際交流が深まり，人的，物的交流がさかんになって国際人としての日本人のあり方が論議されるようになってきた。そして国際理解教育の重要性が認識され，進められようとしているところである。そしてその内容は外国を知り外国人と仲よくするための国際理解の教育であり，外国を知り，外国人と意志を通い合わせるための外国教育の充実である。外国文化を知り，外人と仲よくすることは大切なことである。

それで私たちが国際理解をすすめることの意味は，どのようなことであろうか。それは全人類の社会的進歩であり幸福の追求が前提になければならない。全人類の社会的進歩が実現するためには，全人類との連帯がなければならない。全人類との連帯を進めるためには諸国間に権利が保障され，平和が維持されなければならない。また経済的，文化的にも国際協力が進められなければならないのはもちろんである。

③ 平和をめざす道徳教育の構想

私たちは，今日各学校で実施されている道徳教育の価値（小学校28項目，中学校16項目）にもとづいておこなわれている指導内容を手がかりに実践し，価値の再吟味，再編成をこころみると同時に，平和をめざす視点から道徳教育を自覚的に取りくみ，価値内容に一定の限界があることを押さえながら，平和をめざす道徳教育の価値を構想した。

視　点	小　学　校	中　学　校
生命の尊重 〔生命の尊厳〕	①　生命の尊重 （生命の尊厳と健康，安全の維持） ⑩　自然愛護 （動植物愛護）	①　生命の尊重 （心身の健康増進，平和な社会維持）
人権の尊重 〔人間らしく人間主体として生きることの尊厳〕	④　自主自律 （人間らしく生きる自己主体性） ⑤　自由・責任 〔人間らしく生きる自由の大切さとそれに伴う責任の意味〕 ⑦　正義・勇気 〔社会的・人間的な正義とその実現のための勇気〕 ⑯　親切・同情 〔弱い人，不幸な人への思いやりと，いわたりの心〕 ⑱　信頼・友情 （人としての信頼と連帯意識） ⑲　公正・公平 （偏見を持たない公正公平な態度） ⑳　寛容 （自他の存在理解と真の寛容） ㉒　権利・義務 〔人間らしく生きる権利を尊重し，それに伴う義務の実行〕	④　人間としての自覚 （人間として生きる自主的判断） ⑥　勤労・幸福追求 （働くことと，幸福追求の意味） ⑧　温かい人間愛の精神 〔人権の尊重は人間愛の精神による〕 ⑩　信頼・友情 〔人としての信頼感と，同じ仲間としての連帯意識〕 ⑪　男女理解 〔男女相互，両性の理解と人格尊重〕 ⑭　社会連帯の自覚 〔人格人権を尊重した理想社会の実現と公共の福祉〕
国際理解と人類愛 〔世界の人々と連帯して生きる〕	㉗　郷土愛・愛国心 〔自然な郷土や祖国への愛情と個有文化への理解〕 ㉘　国際理解・人類愛 〔全人類への正しい理解と人類的進歩をめざした人間的連帯感〕	⑯　愛国心・人類愛 〔全人類への社会的進歩をめざした人類愛と矛盾しない祖国の個有文化への理解と愛情〕



④　道徳教育実践のすすめ方

私たちは，年間2回から3回にわたって学級の子どもと共に道徳学習指導案にもとづき道徳教育を実践した。

簡単に実践報告討論資料の項目をあげてみよう。

1．道徳教育指導案

a．主題名

b．主題設定の理由

ア．ねらいとする価値について

イ．ねらいからみた子どもの実態について

ウ．ねらいからみた資料について

c．資料および資料分析

d．ねらい

e．指導過程

2．授業記録

3．子どものあらわれ

4．授業者の感想

4．研究成果と課題

3年間の研究は，準備委員会において検討された研究方針にもとずいて進められた。第1年目は，道徳教育，第2，第3年目は，教科・教科外であったが，道徳教育が持っている課題は大きく，3年間道徳教育研究・実践についやした。だが，成果は期待したほど大きくなく，課題が多く，研究途上にあるといってよい。以下一定の成果と課題について述べる。

(1)　ねらいとする価値

平和をめざす道徳教育は，学校教育のあらゆる場（全体計画）を通して実施していく必要がある。このことは，今後の研究に委ねるとして，ここでは，これまで研究実践してきた特設道徳について記してみたい。

まず，ねらいとする価値についてであるが，私たちは，現指導要領の価値項目を，平和をめざす道徳教育という観点から再吟味し，統合整理して，ア．健康安全・生命尊重，イ．自然愛護，ウ．自由や民主主義の大切さ，エ．お互いの人格と権利の尊重，オ．真実と正義の追求，カ．弱い人や不幸な人を労る心，キ．みんなで力を合わせることの大切さ，ク．喜びと悲しみを分かち合う連帯感，ケ．偏見をもたない公正さ，コ．自分が主人公であるという主権者意識，サ．働くことの尊さ・労働者への理解，シ．世界の中の日本人としての自覚，ス．世界の人々への正しい理解・愛情，セ．人類愛，としてみた。しかし，これらの平和を支える価値項目（要素）の分析は，まだまだ不十分であって，今後さらに検討する必要がある。

(2) 子どものあらわれ・変容

次に，ねらいからみた子どもへのあらわれであるが，これは，多くの研究実践例からもわかるように，平和をめざすという観点から道徳の授業を自覚的に実施するか否かによって，たいへん大きな差異を生じる。ましてや，そうした自覚的な道徳教育を意図的・計画的・継続的に9年間積み重ねていくと，いかないでは，人格的な成長の度合いが大きな違いとなってくることは明らかである。

私たちは，子どものあらわれから，こうした平和をめざす自覚的な道徳教育を地道に積み重ねていくことによって，民主主義と平和を愛し，求めてやまない子どもが，着実に育っていくという自信をもつことができた。

(3) 資料選び・資料分析

次に，ねらいからみた資料であるが，従来の資料集や副読本の中には，なかなか適切なものがない。よい指導をするためには，よい資料を選択しなければならない。よい資料とは，子どもたちから多様な考え方をひき出し，しかも，その資料によって自己を語り，考えが深まるものであろう。そういう観点にたって，ねらいを達成するのにふさわしい資料さがしをしてきたのであるが，現実の問題として，なかなか良い資料が見当たらない。

そこで，現在ある資料を一部改作したり，自分たちで新たな資料を開発

したりすることもしなければならなくなる。ところが，読み物資料を全面的に開発して自作資料を作るともなると，かなり専門的な能力を要する。私たちにできることと言えば，地域の素材や新聞・TV（VTR）・写真集・ノンフィクション（本）などに目を配っていて，これは使えそうだというものを見つけ出すことであろう。私たちの実践の中にも，自分の読んだ本の中から，報道写真を取り出し解説を加えて自作資料として活用したり，テレビ番組の録画（アフリカの飢餓問題）を資料として活用したりした例があって，多くの共鳴を得たことを記しておく。

さて，資料が決まったら，次に重要となってくるのが，授業構想である。どこでどういう発問をして何を考えさせ，話し合わせるか，そして，その話し合いの中でどんな価値に気づかせていくかを明確にしていかねばならない。そのためには，まず，資料分析をきちんとやることである。資料分析をすることによって，確かな考えに立った発問構成が可能になる。

確かな考えに立った発問構成をして実践をした授業では，子どもたちの反応も活発で，道徳的な見方・考え方が十分出され，話し合いが深まる。また，教師のポイントをおさえた発問によって，人間的な行き方の追及がなされ，子どもたちの生活がほり下げられている。

逆に，明確な資料分析にもとづかない指導では，教師の発問も子どもたちの反応も，形式的な建前論で終わり，深まらない場合が多かった。

よい資料を選び，きちんとした資料分析にもとづいた発問構成を考えた，より確かな授業構想を練った上で指導に当たることが大切である。

以上，全体的な考察を述べてきたが，ここでまとめてみると，私たちが試行している平和をめざす道徳の授業は，教師自身が究極のねらいとして平和を意識するようになるので，平和を意識しない道徳の授業とは，ねらいとする価値のとらえ方も違ってくるし，資料の選び方・授業の流れなども違ってくる。したがって，子どもの反応も当然異なってくる。平和をめざすという観点を意識した道徳教育を意図的・計画的・継続的に積み重ねていくことによって，人として生き方を考え，世界平和を求める子どもへと変容させることができよう。

(4) 領域別実践の考察

次に，私たちが，研究の柱としてあげた「生命の尊重」，「人権の尊重」，「国際理解・人類愛・愛国心」の3領域別に，これまで行ってきた研究実践についての考察を述べてみたい。

① 「生命の尊重」の実践をめぐって

生命の尊重は，平和の基盤である。すべての人類が，平和に生きていくための基本は，何と言っても自他の生命の尊重であろう。ところが，現実はどうかというと，青少年の自殺・殺人・覚醒剤の乱用・いじめなどの問題が起こっている。

核家族化が進み，子どもたちは，家族の死をまのあたりにすることが少なくなってきている。そして，母親まで勤めに出るようになったために，会社の仕事と家事との両立で忙しく，心のゆとのりをもって子どもに接することができなくなってきている。また，学歴偏重社会から来る受験戦争激化に伴って，子どもたちの心の荒廃が進み，友情が育ちにくくなってきているなど，数えきれないほど多くの要因が考えられる。

こうした問題は，私たち教師の手で克服していかなければならない。家庭のことにまでは，口出しできないので，私たちは，学校教育の場で，子どもたちに生命の尊さを考えさせていく必要がある。一つの資料を手がかりに，生命の問題をみんなで話し合わせ，自他の生命の大切さ・生きるということの意義をわからせることができよう。

私たちは，こうした基本的な考えに立って，研究実践に努めてきた。

小学校低学年では，日常生活の中にありがちな危険な場面を資料として取り上げ，視覚に訴えるような形で資料を提示し，健康安全や動植物の愛護など，生命の尊重に結びつく素地を培ってきた。

中学年では，交通事故や水難事故などの不慮死を資料として取り上げ，生命の大切さを身近な問題として考えさせ，生命を大切にするには，注意深く生活していく必要があることに気づかせてきた。

高学年及び中学校では，さまざまな角度から生命の問題を考えさせてきたが，その中でも，「学童そ開」・「東京大空襲の中で」・「ヒロシマ1人からの出発」など，戦争という非人間的な特殊状況のできごとを

資料として取り上げ，戦争の悲惨さに気づかせ，その中で生命の大切さを強く感じさせた意義は大きい。戦争を知らない世代の人たちが親となっている今日の状況を考えると，私たち教師が，教育活動の中でこうした戦争のもつ非人間性・残虐性を考えさせていく必要があることを確認し合った。

「健康安全」，「動植物愛護」，「生命尊重」と，小学校低学年からの地道な指導の積み重ねが現在問題になっている青少年の自殺・不慮の事故死・暴走死・殺人・覚醒剤の乱用などの未然防止につながるし，一度に多くの生命を奪う非人間的な戦争を憎み，戦争に反対する気もちへと子どもたちの心を高めてくれるものと思われる。

② 「人権尊重」の実践をめぐって

人権の問題は，従来の平和教育では取り組みが弱かった問題で，これからは，この分野に力を入れていく必要がある。一人ひとりの子どもたちが，人権主体として認め合えるようにしていくことが，平和な社会づくりにつながるものと考える。

現実の子どもたちのようすを見ていると，姿・形や行動がみんなと違っていると，そのことをとりあげていじめたり，自分の思い通りにならないと，腹を立てて八つ当たりをしたり，また，弱い者にみんなでよってたかって悪口を浴びせたり，暴力をはたらいたりして，問題行動があとをたたない。こうした問題行動についても，生命軽視の原因のところでも述べたような社会的・家庭的な原因が考えられるし，学校教育のひずみもその一原因と思われる。

平和をめざす道徳教育は，非行やいじめをはじめとする問題行動の克服をめざした人権教育を推し進めていくことでもある。

私たちはこうした基本的な考えに立って，この分野での価値項目を「自由や民主主義の大切さ」，「お互いの人格と権利の尊重」，「真実と正義の追求」，「みんなで力を合わせることの大切さ」，「喜びと悲しみを分け合う連帯感」，「自分が主人公であるという主権者意識」，「弱い人や不幸な人を労る心」，「働くことの尊さ・労働者への理解」などとおさえ，これらを現指導要領の中に示されている価値と関連のある価値項目に連

動させて，研究実践に努めてきた。

多くの実践を試みてきた中で，小学校高学年（6年）の「心の傷」と，中学校1年の「はりあわせた教科書」の実践は，現在大きな社会問題となっている，“いじめ”の問題を正面から取り上げた実践として高い評価を受けた。

両資料とも，身体的障害をもつ児童・生徒の実体験に基づいた作文で，しかも，子どもたちが，今までに何らかの形で経験してきていると思われる，“いじめ”の問題がテーマとなっていたので，身近なこととして関心を示し，真剣に考える姿が見られた。

資料そのもの及び資料分析に基づく授業構想（発問構成）にやや弱さがあったため，子どもたちの発言や感想文が，やや建前論的なきれいごとに終わってしまったきらいはあるが，いじめの卑劣さを考えさせ，人間尊重の精神を育もうとした意義は大きい。

いじめを受け，悩み苦しむ主人公に共感させることを通して，お互いの人格と権利の尊重の精神，弱い人や不幸な人を労る心を培っていくことができると確認しあった。

この両実践のほかにも，多くの実践（全部で18実践）を行ってきたが，全体的に言えることは，この「人権の尊重」に関する指導資料には，なかなか良いものがないということだ。特に，「自分が主人公であるという主権者意識」を育てるための資料となると，皆無に等しい。

平和をめざす教育を推し進めていく上で，この民主主義社会の一員としての人権の教育は，欠かすことのできない分野であるだけに，今後，積極的に資料開発を進め，一人ひとりの子どもたちが，人権主体として認め合えるようにしていかなければならない。

③　「国際理解」・「人類愛」・「愛国心」の実践をめぐって

国際理解の指導を推し進めていく場合，人道的な人類愛にとどまることなく，生命尊重・人権保障・国際連帯の上に立つという相互関連をもちながら，平和をめざした教育を推し進めなければならない。

そして，人類愛は，つまるところ，生命の尊重が基盤となる。同じ人間同士はたがいに助け合わねばならないと考えられるようにしたい。

また，愛国心も，生命尊重・人権保障・国際連帯の上に成り立つものでなければならない。

私たちは，こうした基本的な考えに立って研究実践に努めてきた。

そこで，「国際理解」「人類愛」についての研究実践では，かなりの成果が見られた。このことは，各実践例の授業後の子どもたちのあらわれからも明白である。授業の中で培われた子どもたちの心は，ユニセフ募金をはじめとする各種の募金運動やボランティア活動へと発展した。今まであまり世界の医療や食料問題に関心をはらわなかった子どもたちが，アフリカや東南アジアの病気や飢えに苦しんでいる人々のようすを知ることによって，アフリカの飢餓問題をはじめとする世界各地の児童の健全育成に力を入れているユニセフ募金の意義を知り，自分たちも積極的にその活動に参加しようとする態度にまで変容した意義は大きい。こうして開かれた子どもたちの目，培われた心は，これからの継続的な指導によって，さらに大きなものとなっていくことだろう。

次に，「愛国心」についての指導であるが，これは，たいへん難しく，やりにくい分野だと思われ，一般的には避けて通る傾向にある。それは，愛国心というと，まっ先にあのいまわしい戦争が思いおこされるからであろう。

アンケート調査によると，子どもたちは，愛国心というと，国のきまりを守ること，国のために尽くすこと，国のものを大切にすることなどと考えている。これはきわめて危険な考えである。何の指導もしないでこのまま放置しておくと，国の利益のため地域の住民生活を犠牲にしたり，国家権力の言いなりになったりして，再び，進出・侵略への道というとりかえしのつかない事態に陥りかねない。戦争を知らない平和な時こそ，真の愛国心について意図的に考えさせていく必要がある。

私たちは，生命尊重・人権保障・国際連帯にもとづいた愛国心こそ真の愛国心である，という基本的な考えにのっとって，学年の発達段階に即したよい資料を選び，意図的・計画的・継続的な指導をしていくことの大切さを確認し合った。

こうした基本的な考えは，わかっていても，いざ，それを構造化し指

導していくとなると，なかなか適切な資料が見当たらないし，「愛国心」に関する実践は，まだまだ不十分である。

今後ますます偏狭的・排他的で一面的な愛国心が，子どもたちの心の中に生まれていく可能性も否定できないので，真の愛国心について考えさせていく必要がある。

(5) 今後の課題

以上，これまで述べてきた考察は，一定の成果であると同時に，今後の課題でもあったが，ここで改めて要約すると，次のような事項が今後の課題となる。

① 平和をめざす教育の価値構造の検討が，まだまだ不十分であるので，平和を支える素地の洗い出しをするとともに，それらの相互関係やそれらの価値と平和とのかかわりをもっと明確にしていく必要がある。

② 平和をめざす自覚的な道徳教育の継続実践研究を推し進めていくとともに，他教科や教科外活動（学級指導・学級会活動・行事）など，学校教育の諸活動の中での研究実践にも取り組んでいく必要がある。

③ 生きる力を育む平和をめざす教育は，単に授業に終わることなく，生活のレベルで実践されるようにしなければならない。こうした研究実践の積み重ねが，非行やいじめのない学級・学校づくりになると確信し，今後も地味ではあるが，意図的・計画的・継続的に指導をしていく必要がある。

④ その際，大切になるのが，資料選びである。特に子どもたちを人権主体として育てあげるための資料や，真の愛国心について考えさせるための資料に良いものが少ないので，今後積極的に開発していく必要がある。

⑤ 取り上げる資料が決まれば，それを細かく検討（資料分析）し，綿密な授業構想を練っていく必要がある。

⑥ 自由な話し合いの中で，子どもたちの生活が本音で語られる時，その話し合いが子どもたちの生きる力を育ててくれる。そのためには，常に本音で話し合える学級づくりが肝要となる。民主的でしかも連帯感のある暖かい心の通う学級づくりをめざしていく必要がある。

⑦ 平和をめざす教育の推進は，煎じ詰めれば，教師自身の人権意識・国際連帯意識・平和意識の問題に帰着する。お互いに勉強して，これらの意識高揚に努めていく必要がある。

先の考察のところで述べたように，1時間の授業であっても，成果（子どもの変容）が見られるのだから，9年間ともなると大きな力となるので，確かな見通しをもって，地味な研究実践ではあるが，今後も意図的・計画的・継続的に推し進めていきたい。

調査研究委員会

Ⅰ．教師の意識調査とシンポジウム
（1953年～55年3月）

1．調査研究委員会設置の目的

研究所の研究領域は当初三年と区分し，その間に研究をまとめる事とした。

従って3ケ年間はその研究の成果は得られない。しかし特に近頃の教育界の事情は問題が多く，短期間に一応の結論を得て考え方を発表する必要にせまられる問題も多くなって来ているので，短期間年度毎にその時の重要な課題について意見をまとめる必要から昭和53年に調査研究委員会を設置する事にした。

従って研究領域の構成とは異なり，教育的識見のある人4名と現場の教師東・中・西の3ブロックの3名で構成する事にし，年度毎に問題をとらえて一応の結論を出し，これにもとづいてシンポジウムの形で発表する事とした。

一般から選ばれた人4名は，静大教授・民主教育を進める県民連合会長・元小学校長2名をあてた。

2．第1回シンポジウム

昭和54（1979）年2月6日県教育会館5階大ホールで「一人ひとりの子どもを伸ばすために教師はどうしたらよいか」という主題で開かれた。

当時落ちこぼれの子どもの問題が社会的関心を強く引き，能力別学習を要望する声がある反面，特に教師の立場から子どもを個性的人格存在として尊重するとともに，如何にして基礎学力を養成するかの問題についての議論も高かったので，こうした主題が選択された。

シンポジウムはこのテーマに関する認識，理論，要望，意見の一端を学者の立場から静岡女子大教授高嶋健一氏に，親の立場から中谷米子藤枝小学校母親，教師の立場から吉野台二浜名郡可美小学校教諭から発言してもらい，質疑によって，これを補充し討論の部では，目的目標にかかわる考え方，実践方法，情報のまとめの3つの柱を立て，調査研究委員の助言的発言と参加者の発言を求め自由な討議が展開された。

シンポジウムの司会にあたって静大教授中沢正寿氏は，「一人ひとりの子どもを伸ばす」における伸ばすを教科の学習を通じてと限定し，それは学習経験の成立（知る・わかる・できる等）によってと定義する。そして伸ばすことによって生かし，集団学習の場で生かすことによって伸ばすと関係づける。これらは個性化の原理が直接にかかわる。学習指導の目的・目標の側面であり，その基底に個人差や個性のとらえ方が問題である。

「教師はどうしたらよいか」はこの目的目標の達成・実現のための方法的側面であり個性的な学習経験成立のための諸条件に対する正しい認識を基礎とする実践的方法が問題である，と提言してシンポジウムの方向性を明らかにした。

実践的方法として教材の編成・学習過程・学習形態・親と教師のコミュニケーションが論議された。なお当日の参加者は177名であった。

3．第2回シンポジウム

1980年度は国連の国際児童年であるので，子供の権利を保障する立場から子どもの遊び権利の保障という意味を強調して「子どもの遊びをどう育てるか」を主題とするシンポジウムを「地域と子ども」の研究領域の人達と協力して開く事とした。

静岡大学の下山田裕彦氏は，基調提言で「今日の子どもは遊ばないと言う。遊びたくても遊べないとも言われる。遊びが子どもにとって教育的価値の高いものと考えられているにもかかわらず子どもの世界から遊びがたしかになくなりつつある。遊びに代わって勉強が子どもの生活の大部分を占めるよう

になって来た…教育者であることを自覚し，教育者であることに喜びとするわれわれが今日の子どもを取りまく環境を検討し，勇気ある発言をしていく必要があるだろう。時代の流れに逆流する発言として，不利益をこうむることもあるだろう。あるいは時の権力と衝突することがあるかも知れない。子どもは可愛いい。子どもは希望のしるしである。明日の日本を背負って立つ子どもたちに遊びを回復させ，遊ぶ権利を保障するとき，子どもたちは力をたくわえ，たくましく育ってゆくであろう」と力強くよびかけた。

集会では基調報告を下山田裕彦氏（静大教官）からうけ，実践報告を沼津市愛鷹小学校教須徳永英男氏と児童文学作家大原興三郎氏が行った。

討論は今日の子どもの遊びはなぜ貧しくなったか，子どもの遊びを豊かにするためにどうすればよいか，子どもの遊びは学校教育といかにかかわるか，大人とりわけ教師は何をしたらよいか，の順序で討論が進められた。

この中で，現場教師が遊びの回復に如何に苦心して取りくんでいるかが明らかにされるとともに，子供の立場と親の立場に立つギャップが具体的に明らかにされ，あらためて子どもの立場から物を見る事の重要さが強調された。

集会は1980年2月4日県教育会館5階大ホールで行われ，参加者は125名であった。

Ⅱ．教育および組合についてのアンケート調査（現職教師）

1．現職教師の意識調査

現職の教師，退職の教師，子ども，親の教育意識調査を順次実施し，教育を取りまく重要な要素について教育意識を調査しその施策の重要点を指摘するために，相当長い期間，相当な資金も支出してアンケート調査を行った。

各支部からの専門委員も選出してもらい，調査実施にあたって種々の協力も得た。

またこの結果は所報で発表し組合員に周知するとともに新聞記者発表も行った。各新聞は相当なスペースをさいて報道を行い，その都度相当な反響をよんだ。こうした一連の教育調査は少なく，かつ調査事項を教育社会学専攻の静岡大学教授伊藤敬氏が精査され，コンピューターを使用して単一な問題を学校種別，性別，年齢別等の諸条件とも関連して考察したもので，本研究所の誇るべき成果として自負しているものである。

(1) 調査の意図と方法

① 回答者の内容と構成

本調査は静教組組合員の教育及組合等についての率直な意見を知り，今後の教育振興と教職員組合運動の強化・発展に役立てるための基礎的資料をつくるため行った。

② 調査の内容

a．教育の実態　b．教育についての態度　c．職場の状況　d．組合意識等に関する34項目についてアンケートした。

③ 調査の方法

調査は質問紙によって実施した。調査対象者については，静教組組合員を母集団とし，支部ごとに組合員の４分の１に当たる数を割り当て，各支部において，校種・地域（市部，郡部）学校規模を考慮して分会を選定した。

④ 調査の時期

1978年11月25日～12月上旬

⑤ 調査表の回収状況

配布数3910通，有効回収数3438通，回収率87.9%

⑥ 集計

集計は静岡情報処理センターに依頼し，コンピュータによって処理した。

(2) 調査結果についての考察とまとめ

調査研究委員が調査内容の検討および考察を行った。
またまとめは調査結果の考察をまとめて総合的に考察したものである。

① 教育の実態

授業についていけない子どもは1割台が多いが，算数では2割台が多い。学年段階が上になるにつれて増加しており，中学校では各教科とも2割台がピークで，更に3割台へと増加している。中学では数学・理科・英語がとくに問題である。しかし小学校低学年から必ずしも無視できない状態である。

教師は教材研究の時間1週間6時間以内が多いが，これでは不充分だと考えているものが小学校では80%，中学校では75%である。

又不安な教科をもつ教師は，小中学校で60%，小学校75%，特に国語・社会・理科の三教科に不安をもつ教師が多い。しかし小・中学校とも，大多数の教師が教育効果を上げようと何らかの形で，自主教材を取り入れ，教具や指導法についてもいろいろ工夫し努力している。

他方，子どもとの接触不十分と考えている教師は，小・中で67.9%，中学校では78.4%で，ひとりひとりの子どもについての把握と，心の通い合いも十分といえず，とりわけ中学校においてそれが顕著である。

親との意思疎通は大多数の教師が必要であると考え方ながらも十分行われているとはいえないと答えている。

教師の自主研究会は参加したものにとって役立つというのが圧倒的に官制の教育研究会，組織内の教育研究集会に比較して多いが，多くの人が，このような機会をどう造り出していくかが大きな課題である。

② 教育についての態度

十分な教育をしたいと考えながらそれが実現できない実状を見ることができたが，そのこともあって学級定員については，かなりはっきりした線を出している。2～3年以内に実現すべき学級定員として，小・中学校とも過半数が40人を，さらにそれ以下を望むものもかなりいる。望ましい学級定員は30人前後となっている。中学校はさらにそれより小人数に傾いている。

子どもにたいする能力観はどうであろうか。「子どもの能力にはそれぞれ違いがあり，なるようにしかならない」という考えに対しての態度をみたところ，賛成は1割に満たず少数である。「どちらともいえない」反対の2つに大きく分かれ，潜在的葛藤を示している。

そこでさらに，わが国の教育の基本法的原則を示す教育基本法について問うたところ，全文を読んだことがないひとが過半数に及ぶことが明らかになった。さらに教育を与えたり実践をする場合の拠り所となっているという人はいっそう少なくなり，無関心な人が3分の2に達していることは，現在の教育を考える場合ひじょうに問題ではないかと考えられる。

③ 職場の状況

子どもの教育について同僚と気楽に話し合う雰囲気は「まあまあ」というところ。しかし政治問題，社会問題については「話し合おうと思えばできるが，あまり話しをし合わない」職員会議の運営は，大方教師集団の意志決定の場とはなっていない。校務分掌の決定も「全職員の話し合いできめる」は1割に達しない。地域的には中部が管理主義的傾向が強い。

「教育および組合についてのアンケート」結果報告（「所報」No.31・32合併号，1979年3月刊）参照。

2．退職教師の意識調査

退職した教師は現職にある時に比較してより率直な意見をのべる事ができる環境にあるし，又教師の先達としてその意見は尊重さるべきもので，現場の教師との対照的な意味からも意見を聞きたいところである。退職した教師を性別に，校長，教頭，教諭と職種別に選ぶ事には相当な困難もあったが，各支部の協力も得て支障なく実施できた。

(1) 調査の意図と方法

① 調査の意図

この調査は，かつて静岡県の教師であったひとたちが現場を離れた現

在，教育および組合についてどう感じ，どう考えておられるか，その率直な意見を知り，今後の教育の振興と教員組合運動の強化，発展に役立てるための基礎的資料をうるために行った。先に発表した静教組組合員を対象とする調査と対をなすものである。

② 調査の内容

a．教育について　b．組合について，など8項目についてアンケートした。

③ 調査の方法

調査は質問紙により，郵送で行った。調査対象は総数500人とし，各支部組合員の比率に応じて人数を割り当て，各階層の意見を知ることに重点をおいたため，支部において男性と女性，校長，教頭と教諭をそれぞれできるだけ同数となるよう配慮し，選定した。その名簿をもとに研究所が調査票および依頼状を送付した。

④ 調査の時期

1978年11月20日に調査票を郵送し，12月15日を第1次回収締め切り日とした。12月25日催促状を送付し，1月15日を最終回収締め切り日とした。

⑤ 調査票の回収状況

配布数500通　回収数291通　回収率58.2%

⑥ 調査結果についての考察

調査研究委員が考察を行った。

(2) まとめ

まとめは調査結果の考察をまとめて総合的に考察したものである。

① 授業についていけない子は，学年が進むにつれて多くなる。小学校教員だったひとは，低学年について，現職教員の低学年担当者が考えた，授業についていけない子の割合のいちばん少なかった国語の場合に近い。しかし高学年については，現職教員によるついていけない子の割合のもっとも高かった算数の場合に近似もしくはそれよりも多くついていけない子が，2割～3割が31%，3割以上が14%，きびしい見方をしている。

中学校最終学年について，中学校教員だった人は，現職教員によるついていけない子の比率のもっとも高かった英語や数学以上に多いと見ており２割～３割が29%，３割～５割が27%，５割以上10%，さらにいちだんときびしい見方をしている。

現在授業についていけない子供がでる理由として，職種や校種などを超えて，もっとも問題とされているのが「学習指導要領，教科書の量が多いこと」である。次に問題とされのが「１学級当たりの児童生徒数が多いこと」３番目は「学習指導要領の水準が高いこと」４番目は「教師の研究，研修が十分でないこと」５番目は「児童生徒の能力には，それぞれ相違があること」である。学習指導要領については，量および水準がとくに問題なのであるが，第１位で挙げてあるひと，61%，第２位で挙げているひと34%，第３位で挙げてあるひと13%，となっており，きわめて大きな問題だといわなければならない。

② ゆきとどいたわかる授業をするためにはどうすればよいか。直接子どもを教えていたひとたち教諭は，雑務排除，教員定数増，学級規模の縮小など条件整備をまづ挙げており，それから研究，研修および「職場の民主化」を挙げている。それに対し，校長，教頭はまず「研究・研修」として「親と教師の相互理解」次に「高校入試の改革」それから雑務排除を挙げている。

③ 現在学校の職場生活で，「教師と父母との心の通い会い」は６割のひとたちが「ない」と考えており，「教師が自分の判断で仕事を工夫する余地」「教師が自分の能力や創意性を伸ばすチャンス」については過半数，「現場の同僚との心の通い合い」については４割が「ない」とみなしている。そのなかで校長，教頭だったひとは「仕事のやりがい」「能力や創意性を伸ばすチャンス」は「かなりある」とし教諭であるひとと大きな開きを示している。

④ ５組合に関する事項では，ストライキや政治的課題のための活動にたいしては，前教諭は消極的な校長，教頭とくらべて対照的である。

⑤ 職場生活のなかで問題点は，日々の教育実践に関わる事柄すなわち「１クラス当たりの児童数が多過ぎること」「児童と接触する機会

が少ないこと」「自主的な勉強する余裕や条件がない」「おしつけの研究授業研修会等が多いこと」「雑用が多いこと」が挙げられている。

⑥　したがって今後の組合活動の重点として第1に，労働条件の改善（勤務時間の短縮，教員定数の改善，週休2日制）第2には「教育課程改善の取り組み」および「自主的教育研究への取り組み」が挙げられて，第3に現在のおかれた状況を反映して，現職教員の「債金や一時金の獲得」と地位が入れ替わって，「年金等社会保障への取り組み」が重視されている。

「教育および組合についてのアンケート＜退職者集計＞」（「所報」No.40，1980年2月刊）参照。

3．父母の教育意識調査

(1)　調査の意図と方法

本調査は，先に行われた現職および退職教員を対象とする「教育と組合についてのアンケート調査」との関連をもったものである。現在，教育問題が社会の大きな関心事となっているが，その問題解決のためには教師と父母が協力し合っていかなければならない。しかし，先の調査では教師と父母の意志の疎通や協力が極めて不十分であることが明らかになった。そのため父母（または保護者）の学校や家庭での教育についての見方，考え方，やり方などについて明らかにすることをねらいとして行ったものである。

①　調査の内容

a．学校教育のとらえ方
b．教師をどのようにみているか
c．教育観
d．親の生活関心と家庭像
e．期待する子どもの像としつけ
f．教職員組合および住民運動

以上の6項目の内容を，38問によって具体的な回答を求めた。

②　調査の方法

a．調査は，質問用紙によって実施
b．調査対象者は，静岡県の公立小・中学校に子どもを就学させてい

る親（または保護者）3,960名

c．学校は，地域および学校規模等を考慮して，小・中学校110校を選定し，さらに各学年1クラス父親4名母親4名を選定した。

d．担任教師を通じて配布し，回答者が封をし，提出したものを回収した。

③ 調査時期

1981年1月8日～31日

④ 調査票の回収状況

配布数 3,960通，有効回収数 3,609通，回収率 91.1%

(2) 調査結果の考察

① 子どもが授業についていけるかどうかに不安を感じる親が，小学校1年生の親でも20%をこえ，学年が進むにつれて多くなっている。

授業についていけない子がいる理由として，親がもっとも重視しているのは「内容が量的に多過ぎる」ことであり，次が「児童生徒の能力の相違」そして「児童生徒の自覚・努力不足」，「内容がむづかしい」，「1学級当たりの児童・生徒数が多い」の順になっており，教育内容に関することが重大視されていることが明らかになった。

② 学級定員については，早期実現を望む規模としてもっとも多かったのが36～40名，次が31～35名で両者を合わせると3分の2以上の多数を占めている。理想としては，26～30名規模をもっとも多くの親が希望し，次が31～35名であった。さらに一段と小規模学級を望んでおり，ゆきとどいた教育の要望はきわめて強いといえよう。

③ 親が学校教育をどうとらえているのかを，推しはかるひとつのてがかりとして「けいこごと」や「学習塾」に対する態度を見ることにした。

まずピアノ，習字などのけいこごとに通わせているのは，小学校低学年で女子の場合約9割，男子で7割，中学を含めた全体の平均でも約6割，「できれば通わせたい」というのを合わせると8割を越え，父母の子どものけいこごとに対する関心の高さに注目すべきである。このことは父母が子どもに，広い豊かな情操や身体的技術を身につけ，

全面的な発達を願っていることの表れでもあろう。

④　学習塾（家庭教師や通信塾も含む）に「通わせている」のは，中学生の場合55%，「できれば通わせたい」は16%，小学校高学年で「通わせている」が約30%，「できれば通わせたい」は26%で，学習塾への期待もかなり高いことがわかった。

学習塾へ通わせている理由は，「学校ではよくわかるまで教えてくれないから」がもっとも多く，現在の学校における教師や授業のあり方について反省が求められるところであろう。また次に多い「塾にいかないと勉強しないから」という点はさきのことに加えて家庭教育のあり方にも関係してくるのではなかろうか。

⑤　わが国の教育の根本理念を示す教育基本法および児童憲章について，内容を知らない親が，それぞれ81%および61%とひじょうに多い。PTA活動や親との話し合いの前提として取り上げてゆく必要があると思われる。

⑥　親自身の余暇の生活関心は，「家族との団らん」や「趣味・娯楽」にウエイトが大きく，それに続き父親の場合「休養」や「仕事に関連のある勉強」，母親の場合「子どもの教育」や「友人との交際」が目立っている。「子どもの教育」は母親にまかされており，父親の関与はわずかである。

⑦　家庭におけるしつけを全体的にみて「十分できている」と答えた人はわずか12.4%であり，「あまり十分にはできない」人は67.3%と圧倒的に多い。これはしつけに対する親自身の自信のなさを物語るものであろう。

しつけを実際に行っているのは「父親および母親が双方とも行っている」がもっとも多く56.1%，「もっぱら母親が行っている」が34.3%みられる。

しつけを行う上で手がかりとするものは，現代を反映してマス・コミがもっとも大きな比重を占め，新聞記事・テレビ・ラジオ番組が圧倒的である。続いて教師など教育関係者および身近な友人・親族がほぼ同等のウエイトを占めている。

⑧ 教育労働者としての教師の教職員組合の意義については，必ずしも充分な理解が得られているとはいいがたい。しかし現代の教育問題の解決にあたって期待するところは大きいといえるようである。組合活動で重視すべきことがらとして挙げられたのは，「教育課程改善のとりくみ」や「自主的研究のとりくみ」が多く，「高校全入・私学助成・公害等地域問題のとりくみ」，「PTAの民主化へのとりくみ」，「管理体制排除のとりくみ」，「平和運動へのとりくみ」が相当数あるのは注目される。

⑨ 父母と教師の関係について，担任の教師と父母との意志の疎通を「ひじょうに重要である」とする親が過半数に達しているが，現実に意志の疎通が「十分行われている」というのは15.6%に過ぎない。子どもの教育について理解を深め，相互の意志の疎通を今後大いに図っていかなければならないであろう。

「父母の教育意義をさぐる」（「所報」No.54・55合併号1981年9月刊）参照。

Ⅲ. 子どもの教育意識調査

（1982年2月）

(1) 調査の意図

近年子どもをめぐる状況は深刻さを増してきている。このような状況に対して組合では現在，「わかる授業楽しい学校」をスローガンに様々な取り組みを行ってきている。そのための基礎データを必要としており，今回の調査は，そのデータを得ることを主な目的としている。さらにすでに行った教師や父母の調査との関連をもたせて，相互の関連構造を明らかにすることもねらいとしている。

(2)　調査の内容

① 学校生活への適応
② 教師との関係
③ 成績・進学・能力観
④ 第1時限目の体調
⑤ 生活習慣と行動規律
⑥ 遊びと勉強
⑦ テレビ視聴
⑧ 親子関係
⑨ 友人関係
⑩ 悩み

(3)　調査の方法と時期

調査は質問紙法によって実施した。調査対象者については，静岡県の公立小学校4年生以上中学校3年生までの全員を母集団とし，県教組18支部のそれぞれにおいて，標準的な小学校1校，中学校1校を選定し，選定された学校において，各学年1学級をランダムに選定した。選定された学級において，担任教師が児童・生徒に配布し，一斉に回答がなされ回収した。

調査の時期は1982年2月1日～19日である。

(4)　調査結果の考察（1982年度）

① 学校へ来ることは，大多数の子どもにとって楽しいことであるが，(80%) 学年が進むにつれてつまらなくなっていく傾向が認められる。楽しい理由は「友だちがいるから」(80%) であり，学校に直接かかわる，勉強・先生・部活動などは極めて少ない。

つまらない理由では，「なんとなく」がもっとも多く (34%)，「いやな友だちがいる」(19%)，「勉強がつまらない」(17%)，「いやな先生がいる」(10%) などが続き，がいして学年とともに増加する。

② よくわからない科目があるものは，全体で約80%，学年とともに増加する。わかるようにするためには，「自分がもっと努力して勉強する」が最も多い (67%)。次は「授業をもっとゆっくり進め，わかるまで教えてくれる」(25%) で，学年の相違はほとんどない。

③ 「担任の先生と授業以外にいっしょに遊んだり，話し合ったりすること」は学年が進めとともに減少する。小学校において「よくある」が20%と少なく，中学校では6～7%となる。「たまにある」と合わせても40

%前後である。すなわち教師と子どもとの接触がきわめて希薄化していること，中学校ではそれがさらに助長されることを示している。

④ 子どもたちが「よい先生」として，小・中ともにもっとも多く挙げているのは「どの生徒にも同じように目をむけ，差別しない先生」である。次が「自分たちの気持ちをよくわかってくれる先生」であり，これは中学校においていっそう増加する。

⑤ 学校が終わってからのすごし方でもっとも多いのは「ひとりで家の中でテレビを見たり，マンガを読んだりして遊ぶ」で，学年とともに増加し，中3では57%となる。次に「スポーツ少年団や部活動」で中1・2は40%前後となる。

⑥ 遊び相手は小学校で同じクラスの友たちが目立っている（50%）。中学校になると友人の選択基準がはっきりしてくるため，クラスは違うが同じ学年の友だちが増加する。

⑦ 家庭での勉強時間は小学校では1時間が多く，学年が進むにつれ，1時間半，2時間の比率が増していく。中学校では学年変化がさらに明瞭である。中1で2時間，中3では3時間半や4時間が急増する。

⑧ テレビ視聴が小中学校の子どもたちの生活に中に占める位置がかなり大きいといえる。小学校では4時間以上がもっとも多く，中学校では2時間がもっとも多い。小・中ともに男子が女子に比べ多い。

⑨ 親との対話。母親とはよく話し合っている(小4.71%，中3.55%)。学年が進めにつれて減少するが，男子に比べて女子の方が多い。話の内容は第1に「勉強のこと」，次が「友だちのこと」そして「家の中のこと」である。父親とは割合話し合っているようである。小4で「よく話をする」46%，中3では24%となる。話題の中心が「勉強のこと」ということが関連していると思われるが，担任教師とよく遊び話す子，理解されている子は，父親ともよく話し合う度合いが強い。

⑩ 子どもたちが「よい友だち」と考えているのは，小・中を通じて「思いやりのあるやさしい人」「悩みごとを真剣に聞き，相談にのってくれる人」が圧倒的に多い。

⑪ 子どもたちが現在かかえている悩みごとは，小・中・性の別なく「勉

強のこと」がトップを占め，中学になって「進学のこと」が急増する。この悩みごとをまず誰に相談するかといえば，もっとも多いのが「友だち」である。これは中学校でさらに増加する（約70%）。次に「おかあさん」で小学校では半数近いが，中学校では20%以下に低下する。「学校の先生」（小1.0%，中0.9%），「おとうさん」（小8.1%，中2.7%）と比重の小さいのが目立っている。

「子どもの意識をさぐる」—静岡子ども調査結果—（「所報」No.64・65合併号，1983年2月刊）参照。

Ⅳ．子ども・教師・父母の教育意識調査に関する総合的比較研究

（教育研究所10年史　1983年以降）

1．経過と問題点

調査研究委員会は1983年（昭和58年）度に，これまで行った現職教員および退職教員を対象とした「教育および組合についてのアンケート」調査（1978年・1979年），児童・生徒の親を対象とした「父母の教育意識調査」（1980年），児童・生徒を対象とした「静岡子ども調査」（1982年）を総合的に考察しようと企画した。これらの調査が行われた時期，1970年代の後半期は，登校拒否・「落ちこぼれ」・家庭内暴力・非行など子どもたちの問題行動が教育的・社会的問題として表面化した時期である。調査研究委員会は，わが国の教育が直面している問題点を明らかにし，当面する教育の課題に迫るべく，学校教育を構成する3つの要素（教師・父母・子ども）にかかわる具体的問題の解明を意図したのである。これらの調査は，子どもたちの「落ちこぼれ」や荒れ，教育の多忙，親の不満や苛立ち等とそれに対する静教組の「わかる授

業，楽しい学校」の取り組みに関わって，それぞれ教師・親・子どもの意識を明らかにしようとしたものである。すでにそれぞれの調査の時点で内容上相互の対比の必要を考慮して設問を作成していたが，調査結果の考察・検討の過程で，これまで行われてきた調査の結果をつき合わせ，総合的に考察する必要性が一層明確となったのである。

2．子ども・親・教師のねがい

その後，これらの調査が延べ12,500名にものぼる膨大な数の教師・親・子どもを対象としたものであること，それぞれの調査結果をつき合わせるためには，各々の調査でさらに深めるべき課題があったこと，また教育界の変化が急ピッチであったこと，現職教員の調査の場合，最初のコンピュータ処理の後誤ってデータが廃棄されてしまったため，詳細な検討をするための新たなクロス集計が不可能になったこと，そのために，教員調査については新たに調査を行うべきではないかとの議論・検討がなされたこと，このような事情により多くの時間が経過してしまった。したがって当初の予定よりずっと遅れて，1987年11月に「子ども・親・教師のねがい」（「所報」No.81・82）として刊行された。そこでは，子ども・親・教師の相互関係について，①学校生活と授業，②子ども・親・教師の接触と相互理解，③教師増と教育観，④親のねがいと教育方針，⑤子どもの悩みと友人関係を取り上げた。

(1) 三者の意識の「ずれ」

これらを通じて，三者の間の意識のズレと問題点がかなりの程度クローズ・アップされた。ズレの例として，授業についていけるかどうかについて取り上げるならば，不安を感じている父母は小学校社会科で20%，算数で30%，中学校数学で35%，英語で35%であるが，「よくわからない教科」として答えた子どもたちは，小学校社会科で35%，算数で30%，中学校数学で43%，英語で53%と，ここに挙げた教科のうち算数を除く教科で，「よくわからない」子どもが「不安を感じている」父母を上回っている。

教師は「授業についていけない子ども」を小学校社会科で10%以下が38%，11～20%が27%，21～30%が10%，算数で10%以下が23%，11～20%が39%，21～30%が17%，中学校数学で10%以下が28%，11～20%が43%，21～30%が34%，31～50%が6%，英語で10%以下が10%，11～20%が39%，21～30%が38%，31～50%が7%とみている。したがって三者の間で授業についていけるかどうかについての認識に明らかな相違がみられる。すなわち子ども自身の認識に対して，親は子どもの教科学習の困難性を低く，教師はさらに一段と低くみなしている。

(2) 能力観

また能力観についても三者の間で異なっている。「『子どもの頭のよい悪いは生まれたときからきまっていて，変わることはない』という考えについて，どのように思いますか」という問いに対して，「おおいに反対」，「だいたい反対」と回答したのは，子どもがそれぞれ37%・16%，親が33%・16%，教師が24%・22%である。つまりそのような能力観に対する拒否的態度が，子ども，親，教師の順で後になるほど後退し，しかももっとも若い20代教師にその傾向がもっとも著しいのである。

(3) 授業内容など

同時に，上記の事柄と関連していえば，たとえば，子どもが授業についていけない理由について，父母と教師で「内容が多すぎる」「内容がむずかしすぎる」点すなわち教育課程基準を重視していることでかなり接近しており，また共通に「子ども一人ひとりに目をくばり，人間的ふれあいを大事にする」ことを重視していること，親と教師の意思疎通の重要性を強く認識していることなども明らかにされた。

3．その後の研究

調査研究委員会はこの仕事に引き続き，「教師の生活実態に関する調査」

に取り組むことにしている。すでに，最近の教師をめぐる状況の変化に対応して，新しい教員調査の必要性についての論議にふれたが，臨時教育審議会答申とそれに関わる教育改革論議において，教師の問題が焦点のひとつとされている。そこでは，教師の資質の向上と使命感が強調されている。しかしながら，教師はますます多くの仕事に追われ，超過勤務が常態化してきた。このような状況の中で，日々子どもたちにとって真の学力と人格の発達を保障し，教師自身の主体的な力量向上と人間的な生活の確保はきわめて困難となっている。したがって，それを可能にする方途を見出す手がかりを得るために，この調査が企画されたのである。われわれは，国民の「下からの」主体的な教育改革を行うために，今後打ち出されてくる「上からの」諸施策・プランに対して，事実により進むべき方向と行うべき実践を明らかにしていかなければならない。

原稿執筆者

≪第1部　総　　論≫

教育研究所事務局代表　内藤　　晃
（教育相談講座　天方　力也）

≪第2部　領域別研究の成果≫

＜1．教育課程＞
松永　育男
横谷　穂積
下山　勝久
国松　　勇
大塚　忠敬

＜2．高校入試制度＞
政本　秀夫
井沼　　一
内山　武士
横原　達也

＜3．地域と子ども＞
山口　三夫（民話）
宮内　卯守（民話）

＜4．教育行財政＞
平出　幹明（財政）
杉山　永代（財政）
影山　雄一（行政）

＜5．戦後の教育運動＞
藤田　正夫
栗田　有城
秋元　　実

＜6．平和教育＞
松永　育男
中条　　操
谷山　　匡

＜7．調査研究委員会＞
伊藤　　敬
松永　忠二
池田　謙司

第３部

回想と資料

Ⅰ．教育研究所の思い出

1．教育研究所運営の諸問題

松永忠二

(1)　研究所の目標

昭和49年の第59回静教組定期大会で静教組立教育研究所の設立の方針が決定され，昭和50年の第60回静教組定期大会で設立の主旨と研究事業方針が内定されそれにもとづいて研究所規定が定められた。

この規程の第3条に「この研究所は国民教育の創造と前進を指向するため，本県教育のあるべき姿を理論的実証的に研究し，民主教育の堅持とその貢献に努力することを目的とする」と規程されている。

この目的を目標として具体的に運営に努力して来た。

(2)　研究所の組織

①　運営委員会

運営の中心となるのは規程にもとづいた運営委員会であり，静教組執行委員長を委員長とし，運営委員は静教組執行委員会が委嘱し静教組執行委員会として書記長・教文部長・青年部長・婦人部長，静教組の東・中・西のブロック代表，学識経験者として前静大教授，日政連参議院議員，県学生協理事長，教育出版社社長，出版文化会事務局長，県評議長，日政連県会議員を構成員として出発された。静教組の組織運営を甚だしく逸脱することもなく，しかも広く世論をも反映出来得る様苦心された構成を考えたものであった。運営委員会は年2回開かれているが，やや回数が少ないため形式的なものとなりやすい反省もある。尚昭和55年規約を改正し運営委員会にかける議案をより適切なものにするために5名による企画委員会を設けて，運営委員会の側面的補強をはかった。

② 所員会議

所員は研究所の中心的な構成員であるので，所員会議に，研究計画，研究組織，研究推進，予算審議立案と運営委員会に提案する権限，等研究推進の中心的役割をはたす様にし隔月１回所員会議を開催する様に規程したが，現場の忙しい仕事の情況が所員会議の開催が困難であるため所員会議による自主的運営は困難で従って研究領域の専門委員会の運営に重点がおかれている。

③ 研究所予算

研究所の予算は県教組非常斗争募金のその年度の利息の３分の１以内と所報代一人30円，運営費20円の組合員数倍を中心とし静教組の外郭諸団体（県互助会，県学生協，教育出版社，出版文化会，国際観光株式会社，後に県住宅工業株式会社も参加が）の約200万円の協力費によるものである。昭和57年所報代と運営費を合し教育研究所費として一人50円の組合人数倍に改めた。

昭和51年度1,806万7,364円だったものが昭和62年度は2,751万82円となっている。

この金額は類似の研究所の各県予算に比較しても多く，その活用は特に留意されるべき事で，毎年静教組定期大会に会計報告，監査報告がなされている。

④ 事務局

事務局長には静教組教文部長を選任して来た。事務局長は所長が非常勤だけに各研究領域の進行状況を把握し研究所の運営の大要を承知している必要があるし，研究所予算の適正な運用にも当たらなくてはならないので相当な時間を研究所の仕事に消費する必要がある。教文部長は繁忙で両者を併行しての仕事には相当の無理もあるが，研究所の諸行事は各支部の教文部長で構成される静教組教文部長会議で実行されていくのでこのためにも教文部長が事務局長に当たる事が最も好都合である。歴代の教文部長は苦心してその任務に当たって来たが研究所のスムースな運営に大きな役割をはたして来た。

書記の1名は静教組書記をあて，この給与を研究所の予算から支出し，女子の事務員を専任としている。

(3) 研究体制の確立

研究所の研究領域を初め高校入試制度，教育課程，地域と子どもの3研究分野を設定し各研究分野毎に現場教師3名の所員と大学の先生等の共同研究者1，2名程度と各支部1名程度の専門委員で領域専門委員会を構成し，3年をめどとして研究をまとめ研究録をつくり，研究発表会で報告する事とした。

所員は静教組教文部長会が主として選出した。所員の研究を質的に向上するため大学等の先生を共同研究者として委嘱する事にした。ただ大学等の先生方が単なるアドヴァイザーとして参加してもらうのではなく研究そのものに参加する熱意を得たいためその名称に苦心してこうした趣旨を含めて共同研究者とした。

又研究のための諸調査等を実施する必要もあり又各支部の協力を得る必要もあり，各支部からその領域の専門委員を1名選出してもらう事とした。

所員の会議は月1回をめどとし専門委員会は年4回をめどとして開催した。

研究領域は昭和51年には教育行財政と戦後の教育運動の2領域を追加して5領域となった。

尚研究が3年を区切りとするため，目まぐるしく変化する教育事情に対応するため，随時に必要とする教育問題を研究調査するための調査研究委員会を昭和53年に設けた。

又子供の非行等教育荒廃に対応するための教育相談講座を同じ年に設けて子供のカウンセリングに役立てる様に努めた。

研究領域は昭和58年戦後の教育運動委員会が廃止され，昭和59年に平和教育専門委員会が設けられ暫定措置として民話研究特別委員会と高校入試特別委員会がつくられた。

尚平和教育専門委員会所員を6名としその他の専門委員会も研究の事情により所員を増員した。又3年で区分していた研究を学校の勤務状況から

2年とする事とした。

(4) 研究成果の発表

① 所報

所報は研究の中間報告的のもので,「教研しずおか」と名づけ発行の都度組合員に一部ずつ送っている。

所報が組合員に読まれるために編修に工夫を加え，巻頭言をのせる，書籍紹介をする，投稿を求める，などとするとともに昭和56年には所報保存のためシールを組合員に送るとともに，学校長に一部寄贈する事とした。又教育関係機関にも送付するとともに，日教組各県の研究所とも交換をしている。昭和62年３月現在76号を出している。

② 研究発表会

研究領域が３年毎に研究した結果を発表する会を地域的な配慮をしながら全県的に持っている。又調査研究委員会の当面の問題についての研究もシンポジウムなどによって結果を組合員や一般の人達の集会を開いて発表している。研究領域の研究発表の会は６回に及び調査研究委員会は昭和54年に「一人ひとりの子どもを伸ばすために教師はどうしたらよいか」を主題とし第１回を，第２回は昭和55年国際児童年を記念して「子どもの遊びをどう育てるか」を主題にシンポジウムを開催して研究の成果を発表した。

調査研究委員会はその後は昭和53年以来実施した現職教師4000名，退職教師500名の教育及組合関係のアンケートによる与論調査を実施し，これに引きつづいて，子どもの教育意識の調査，父母の教育意識調査を実施し，その調査の結果を所報で組合員に発表するとともに，新聞記者発表を行い社会の注目を集めるとともに，関係の教育与論を喚起する事について大きな役割をはたした。

高校入試制度専門委員会は，高校入試対策を第１次，第２次にわたって作製するとともに，東・中・西の各地域で試案にもとづいてシンポジウムを持って，高校入試制度改善についての与論を喚起する事に努力した。この委員会は高校入試制度調査のため，三重・岡山・京都・埼玉・

千葉県などの実情も調査し活発な活動を行った。

又研究所開所1周年には記念集会を開き遠山啓氏を招いて講演会を行った。

開所10周年にも記念の集会を開いた。

③　研究録

各研究領域は3年の研究成果と発表会を開いて報告するとともに，研究録をつくって報告する事としている。

現在第5集まで出ている。研究録は各研究領域ごとにまとめて分冊とし，集冊して発刊し各分会毎に1冊を購入している。定価は1,600円から3,000円内外で，研究録として保存に値する内容と考えられる。

④　民研共同研究会への参加

民研共同研究会が開催される毎に参加して来た。この場所に於ける研究状況の発表もあり各県の注目も集められ，本研究所調査見学のため，神奈川・山梨・三重・千葉県教組が来県した。

(5)　静教組機関との関係

静教組の定期大会には静教組県委員長につづいて研究所長が挨拶を行う例になっている。研究所の規定の改正，予算，決算は大会の議をへて決定される。

研究所の研究成果は定期大会の議案に反映している。特に高校入試制度の改善案の骨子は静教組の議案として提出され承認されているところである。

県教組，全国教研にも研究所の所員，共同研究者が積極的に参加し，研究内容の反映に努力している。

又研究所事務局は静教組30年史作製の事務局として大きな役割をはたした。

2．教育研究所発足までの想い出

勝又武一

「蒔かぬ種は生えぬ」という。研究所の種蒔きをした一人として，研究所設立前史を書くようにと原稿依頼を受けた。

私は静教組県本部の専従役員を21年間勤めた。昭和29年から３年間執行委員，32年・書記次長，33年から３年間の日教組本部中央執行委員，36年から６年間本部書記長，42年から８年間執行委員長であった。

静教組の運動方針に研究所のことが最初に書かれたのは昭和47年７月６・７日の第57回定期大会（焼津市体育館）であり，「民生教育を確立するたたかい」の第１項にある（注１）。

注１　「教育の国家統制・軍国主義化反対・国民教育の創造・民主教育確立のための教育運動・教育推進のための諸資料の提供・教育実践記録の収集・整理・理論化・教育現場の問題点の掘り起こしと整理等のための静岡県教組立研究所（仮称）の設立について組織的検討をすすめます。」

私は，委員長就任以来，大会での委員長挨拶はすべて原稿を書き，いまでも保存してあるが，この57回大会の挨拶で，「中教審路線に対決するのは職場と地域です。教育研究は専門家に任せておけという誤りを克服し，少数の人たちによる教研の固定化とマンネリ化を打破しなければなりません。本年度特に教育研究・教育運動の大衆化と専門化という両面を充実することに力を注ぎたいと思います。スローガンは県教研への全支部が全分科会に参加することです。教研の継続性と職場への還流です。そのためのシンクタンクであり，調査活動の機関が必要です。組合立の教育研究所設立の検討をはじめるというねらいもそこにあるのです」と強調しました。

続いて，同年11月７日の静教組第147回委員会で次の方針（注２）を提案し決定した。

注２　「静教組立教育研究所設立準備委員会の発足

各ブロック２名ずつの準備委員会を発足させ，当面の任務として，設立構想・事業内容や，財政確立等を検討し，また先進県（10県ほど）

を視察・研究してまとめ，48年度定期大会に第1次組合員討議資料を提案する。それ以降大衆討議を進めて，49年度定期大会で決定する。」

ひき続き同年度，48年2月27日の第148回委員会の経過報告に次の項（注3）があります。

注3　「静教組立教育研究所設立について

各ブロックからの推せんを得た各々2名ずつ計6名により設立準備小委員会を構成し，2月20日第1回小委員会を開催しました。成案を昭和48年度定期大会に提案し，下部討議に付し，49年度定期大会で，決定・設立という方向で現在取組中であります。とあり，「小委員会報告」の文書に，本委員会代表（勝又武一委員長），事務局長（山崎芳男教文部長），賀茂（須田勇），三島（入江晃平），清庵（小沢力），志太（塚本源之助），磐周（西沢卓雄），浜松（袴田哲夫）とあり，今後の日程の大要，構想の概要（事業内容，機構財政，非斗基金の活用）が明記されております。」

昭和48年度は静教組として，画期的な大会開催方式を企画し，6月19日（静岡日生ビル）に運動方針の提案大会をやり，議案を各支部での大衆討議に付し，10月2・3日（舞阪中体育館）に，集約・審議大会を実施した。

その第58回大会（提案大会）の運動方針（注4）は次のとおりである。

注4　「静教組立教育研究所（仮称静研）の設立について組織的検討をすすめます。設立準備小委員会は，昨年度にひきつづき，事業内容・機構・財政等について検討をふかめるとともに，先進県教育研究所の視察をして調査研究をすすめます。この件については，別途，組合員討議資料を全員配布して下部討論に付します。尚来年度の定期大会までに意見集約をし設立を決定します（研究所設立準備討議参考資料参照）」。

いわば，この全組合員に配布した討議資料が研究所の種であり，芽であったと思う。

この資料には，設立趣旨・事業内容・機構・財政（非斗基金の利息活用），年間計画が明示されている。事業内容には，教育制度のあり方・教育課程の研究・職場の教育条件整備・教研の組織強化と研究成果の蓄積と職場への還流・調査活動が例示されている。なおこの時期に，学校5日制・自主研修権・

入試制度・小学校教科担任制等を研究目標に掲げている先見性が目につく。

以上の諸点についても，私は大会委員長挨拶の中でふれて研究所設立の必要性を強調した。

なおこの際，研究所の財政確立に大きな役割を果たした非常斗争基金制度の確立の経過についてふれておきたい。

（以下は「静教組30年史」P.397～P.409にわたって詳述されている。）

静教組の非常斗争基金は歴史的にみれば，昭和30年，毎学期毎に一人100円を拠出し，3ケ年で1,500万円を積立てという程度のものであった。それを昭和37年・第1次長期路線5ケ年計画をたて，資金引き上げ，定員増斗争の強化とあわせ，この非斗基金を月額一人本俸の$\frac{3}{1,000}$，5ケ年で1億円を目標にするという提案を行った。この当時の本俸$\frac{3}{1,000}$の平均が約100円であった。月額100円か，$\frac{3}{1,000}$の定率方式かで，組織的な大激論であったが，この$\frac{3}{1,000}$の定率方式と退職後も積立基金は返還しないという制度を確立しえたことが，静教組の歴史のなかできわめて重要事項であったと，今でも私は確信している。

積立額は年々莫大となり，運用利息も基金に比例して増大するからである。

当時，この制度確立は，日教組本部・各県教組から注目をあつめた。事実，この内容をもつ県はなかったし，恐らく現在でもなかろうと思っている。

どうしてあの時期にできたのか。

昭和36年，私が日教組本部から帰県し，県本部書記長に就任の頃は，勤評・60年安保斗争のあとで，組合内部に虚脱感・組織への不信感が充満していた。私たちは組合に対する信頼感をとりもどすために，徹底的に，賃金引き上げ，定員増を闘い，その成果をあげることによって，組合運動と組合役員への信頼感をとり戻そうと決意し，長期路線5ケ年計画を企画した。その結果，初任給は国家公務員より2号俸高く，現職者全員の一斉1号アップ，昇給期間は運用による87か月に及ぶ期間短縮を行うという成果をあげ，当時，日本一の給与制度だと全国各県からいわしめた。定員増闘争でも大きな成果をあげた。こういう組合運動への取り組み方が，組合員の信頼を高め，全国各県にその例をみない非闘基金制度が全組合員の賛成で，確立できた要因であったと思う。

第1次5ケ年計画が終了した42年度に，目標1億円に達し，引き続き42年度から第2次長期路線5ケ年計画を作成し，非闘基金の目標を3億円とした。これも46年度には目標を突破し，それ以降今日まで，この制度は継承され，静教組運動の財政基盤確立の重要な役割を果たしてきたと考えている。

私は研究所設立を構想した時，この基金運用利息に着想した。毎年基金は増大し，それとともに利息も拡大する。よってこの利息総額の$\frac{1}{3}$を研究所運用のための最高限度額とするという規制を設けた。研究所の種蒔きができたのも非闘基金があったればこそと確信している。

昭和49年5月17・18日，第59回定期大会（熱海・暖海荘）の運動方針で，次の項（注5）を決定した。

注5　「静教組立教育研究所（仮称静研）については，設立準備小委員会における討議の結果を集約し，本大会において設立決定します。具体的細部事項はひきつづき討議を継続し，県委員会において決定します」。

私はこの大会の委員長挨拶で，参議院選挙・山本自民党県政に対抗して，民主県政実現をめざしての永原知事候補の推せん，教育県民連合の結成等の提起とあわせて，今大会で正式に設立決定となる研究所の意義について，改めて強調した。

私はこの49年度をもって，50年3月31日に委員長を辞任し，その年50年7月10・11日の第60回定期大会において，研究所の正式発足となったのである。

3．所　　感

菊田　昭

県教組が新たな教育・文化の創造，教育問題の制度改善について組合員自らが理論武装して，高まる父母・子どもの教育要求に応えていかなければならないということで，組合立教育研究所を創立しようと企画したのは1972年頃でありました。

その頃の教育問題は新中学校教育課程全面実施，新教科書の使用や教育制度検討委員会が「日本の教育をどう改めるべきか」の指針を発表し，中教審

路線の教育支配が露骨に表面化してきた時でもありました。

勢い日教組も県教組も教育闘争に重きをおかざるを得ませんでした。

学習指導要領の拘束性撤廃，市販テスト不使用運動，また教員の５段階賃金阻止，教頭法制化反対等の教育闘争が展開されました。いわば教員の専門性論理も台頭してきた時でした。教育の中央集権化，教職員の国家統制化という危険な制度改悪を強行しようとしていた自民党，文部省との対決の時代でもあったのです。

このような教育闘争は，教組のみのたたかいではなく，如何に父母が理解し，国民世論として盛り上げていくか重要かつ大切なたたかいでありました。1972年11月には日教組によって「民主教育をすすめる国民連合」の中央大集会がもつれたのもその表れでありました。

このような背景のなかで県教組は73年に教育研究所設立準備小委員会を設置して，いよいよその具体化に着手しました。

そして1975年第60回定期大会は私が委員長に就任した年でありましたが，この大会において研究所の趣旨，規定，役員構成，75年度の研究事業計画について提案し，決定を受けました。

大会決定後10月に研究体制を確立することができました。そして75年11月に教育研究所の所報「教研しずおか」の創刊号を発行し，月刊を目標として各専門部委員会の分担で執筆され，全組合員及び全国の民間教育研究所へも配布を続け，軌道に乗せることができました。尚76年４月より県教育会館別館３階に教育研究所室を設け，ここを基盤として研究活動の一層の充実をはかってきました。

この当時のことを回想した時，特に私の記憶に残っていることをあげますと，まず研究領域を教育行財政面に中心をおきながら，教育課程や高校入進制度の研究，平和教育に力点をおくべく要請し，各分野で研究を推進してもらったことでした。

更にこの教育研究所と他の教育研究組織間の調整の問題でした。その１つは県教組が毎年実施している教研集会との関係であります。研究所の研究は専門的であり，組合員への資料提供や執行部の教育改革制度づくりに寄与するものであり，教研集会の各分科会の発表は学校現場での実践をもとにした

研究発表であるとして一線を画していかなければならないということでした。

また校長会や教組が合同で組織化されていた県教育研究会との関係については，この研究会は各教科別の教材研究や指導法，技術に力点をおいたものであり，教育研究所の制度・政策づくりの研究とは異なっていることを強調してきました。

言うならば教育問題について，いつも文部省や県教委から改善方針が出され，これを受けて日教組も県教組も反対し，諸闘争を組んできましたが，教組としての代案がなく，常に受け身であって現場教師自らの積極的な教育改革案が提示されことが少ない。また父母からの教育要求に教組がどう応え，教組が父母側へどう訴え，理解を求めるかの運動が弱かった。とかく教育問題が最も大切な父母や子どもを抜きにして対県教委との交渉で争ってきたという実態をどう克服していくか，ここに教育研究所の果たす役割の重要性を認識しなければならないと考えていました。

こうして創立された教育研究所も10年となりました。今や教育現場にも組合員にも定着していることに喜びと安心を感じると共に初代所長の松永忠二先生，二代所長の内藤晃先生に深い敬意と，そのご苦労に感謝を申し上げる次第です。しかし率直に言わせてもらえば，この研究所が今後，発展強化されるためには，まだまだ多くの課題が存在していることを否定できません。

このような課題を如何に克服していくかが，これからの研究所の浮沈にかかっているのではないでしょうか。

(1) 教育研究所の専門委員，共同研究者即ちスタッフの人達の熱意と参加態勢。

(2) すべての組合員が研究所に対し，理解を深め協力するボランティア精神の確立。

(3) 研究所々報をはじめ研究成果の資料を組合員が如何に利用・活用するか。

(4) 教育現場における組織的な協力態勢と積極的活用（教材利用）。

(5) 県教委，他教委の理解と，これに応える資料づくり。

(6) 研究所が社会的（父母）に認知され得る成果と情報活動。

このようなことを考え筆をとっていましたら今日（1988年10月3日）マス

コミは次のことを取り上げていました。

○ 高校２年の英語教科書（三省堂）の内容で「戦争」の記述があるが「あまりにも悲惨・残酷な文書であるから，これを訂正せよ。」とすでに検定を通過し，文部省も認可している（このこと事態にも問題があるが）にもかかわらず自民党文教族が横ヤリを入れ，出版社側はこれを受け入れて全面削除し，他の文章に入れ替えるという報道がありました。自民党（政治）が教科書内容に介入することは絶対に容認できるものではありません。

もはや教育の政治介入支配がここまできたかと思うと，背筋の凍る思いがし，憂慮に耐えません。

いよいよ組合立教育研究所の使命や期待は大切なるものがあると痛感しています。これからは尚一層県教組と提携し，車の両輪となって，平和と民主教育を推進していただくようお願いする次第です。

４．研究所創立の頃

鈴木陸弘

私が静教組副委員長に選出されたのは，昭和49年度であった。静教組が自分の教育研究機関を持つべきだ，という構想はそれより２年程前からあったので，就任早々から勝又委員長に「君がその局に当たれ」と命ぜられても，実際にはいくらか予期していた言葉であった。しかしながら，組合の教育研究所とは一体どういう内容のものか，皆目見当もつかない。おまけに副委員長としての業務は全くそのままである上に，情宣の仕事，とりわけ毎月発行する「静教組新聞」の編集を担当しており，落ち着いて実現への構想を練る時間がなかったのが実情であった。けれども，そんな中ながら，ともあれ翌50年に研究所の開所まで運ぶことができたのは，特に当時参議院議員をなされていた松永忠二先生のお力とはげましによるところが大きかったと思う。

議員として御多忙であった松永先生と一緒して，京都と広島の教育研究所を訪問し，組合の研究所とは何であるのか，漠然とながらその輪郭をつかめ

たのが，実現への具体的な踏み出しであった。

また，研究所としての活動の基本案を持つ上で大きかったのは，支部教文部長から選出されていた設立準備小委員の皆さんと共に視察した山形・秋田・青森県教組の教育研究所の在り方であった。このうち，とりわけ貴重な御教示をいただいたのは，山形の研究所長をされていた真壁　仁先生のお話しであった。山形なまりのきついお言葉の軸は，組合の研究所は特にその地域の文化の掘り起こしと，それをどう子どもたちに伝え継承させていくか，を中心課題とするべき旨であり，印象深いものがあった。組合の研究所である以上は，当然現実に組合が解決せねばならない，例えば高校入試制度の改善等が研究課題としてあげられてくるが，その中にあってなおかつ，子どもに文化を継承させるといった根源的な課題を設定し研究している研究所，のイメージが浮かんだ。それもあって「地域と子ども」の研究委員会を発足当初より設置することとした訳である。さらに所員としては，この研究委員会においては，学者よりむしろ現場で日々教育実践を積んでいる小・中学校教員の中より選ぶべきだ，と考えたのもこのイメージによる。東豆支部の宮内先生をリーダーとする所員・委員構成としたのも，そんな根拠であった。

組合員の意識の中に，研究所の存在を離さないためにどうするか，という点が出発当初とりわけ大事に考えたことであった。とかく“研究所”というと，何か研究活動が現場の教員とは遠く別の世界で行われていると思われやすい。このことをさけるために2つの工夫をしたつもりである。第1点は，所員と専門委員の双方を組み合わせた研究委員会の構成である。研究活動が現場の組合員自身でなされること，しかし，そうはいっても研究分野の専門知識に明るい学者の参加の途を拡き，アカデミックな面での水準を上げることへの配慮である。そうした狙いにより，大枠として前者が専門委員，後者が所員という二段構えの構成とした理由である。

さらに第2点であるが，絶えず所報を発行し，研究所の存在を組合員に意識づけることであった。所報の創刊号は昭和50年11月に出ているが，原則として月刊を貫くというのもそうした理由であった。しかしそうはいっても月刊を維持するのはかなり苦しい計画であった。発足当時の研究分野は3つであったから，3研究委員会が交代で活動報告する形としたが，実際には3ケ

月で1回の執筆できる研究内容を持つのは容易ではない。けれども，それをやり抜くのが，発足早々であるだけに，非常闘争基金を財源としたこの研究所の創立を組合員に強烈にアピールする上で特に必要があると考えたからである。

実際容易でない。その容易でないことをともあれやり抜く上で支えたのが，県教組本部書記から研究所専任の形（実際は本部書記の仕事も多くかかっていたので本当に大変だった）となった天方君の努力である。彼の随所での気配りがなかったら，とても全組合員への配布を続けた所報の月刊なぞありえなかったと思う。

創立期の事務局長として非力ながら務めさせていただいた想い出の一端である。

［附記］ 教育研究所担当専任書記・天方力也氏は，1989年1月17日，本書の刊行を見ることなく突然逝去された，享年37才であった。

（所長　内藤晃記）

5．思いでの雑記

与五沢恭正

私が組合立研究所の事務局を担当したのは昭和51～53年度の3年間である。はじめの2年間は教文部長，あとの1年間は総務・会計との兼務であった。

組合立研究所の設立は昭和50年7月（静教組第60回定期大会）である。研究メンバーの人選が終了し，専門委員会の活動が軌道にのりだしたのは同年10月である。当初の専門委員会は「教育課程専門委員会」「高校入試制度専門委員会」「地域と子ども専門委員会」の3専門委員会でした。

私が研究所事務局を担当したのは研究所の活動が軌道にのりだした半年後である。創設の大仕事がすんだ後の担当でもあったわけである。

現在の教育を少しでも良くし，また静教組の発展を願い，組合立研究所の基盤づくりに意をつくしたのは松永忠二初代所長である。私の仕事は松永所長を補佐した3年間の事務局担当であった。

発足した当初の各専門委員会の構成は所員・専門委員だけであり，両者は現場教職員である。しかし昭和51年度より研究活動をより発展・充実させるため，大学の先生，民間研究者に協力を求め「共同研究者」として研究メンバーになっていただくことが決まり，昭和51年3月末までに人選を終了した。また今後の活動を推進するため，運営上必要な政治力・学識のある松永忠二先生（当時参議院議員）を所長にすることが内定された。

昭和51年4月中旬，新メンバーの共同研究者，所員，所長，事務局との合同会議を旧たちばな荘で開催することになった。私にとっては研究所事務局を担当してはじめての会議である。松永所長は組合の大先輩であり，名前・顔は十分知っていたが，松永所長，与五沢事務局長として会うのは，はじめてだったと思う。当日，県執行委員会は議題が多く会議が長びいた。そのため合同会議に遅れて出席するはめになった。たちばな荘に到着するやいなや，松永所長から「外部の方にお願いしていながら遅れるとは失礼ではないか」と強く注意された。注意されて当然なことである。ただただ平身低頭であった。その後，松永所長から教えられることが多々あったがこの出来事もその一つである。私にとって事務局担当としての初めての会合でもあり，強く印象に残っている。

同じ年の6月頃であったと思う。松永所長から「与五沢君，研究所のことで，県教育長の所へ会いに行こう」ということで，所長に同行し，県教育長と面会することになった。

研究所の所員・専門委員の出席（勤務態様）についてである。この事について，前年度より県執行部も「所員・専門委員の会合への出席は教特法19・20条等を適用するように」と県教育事務当局に交渉を続けてきたが，これは組合活動でということで，理解を得られず，よい進展はみられなかった。

研究所の研究活動を発展させるには何といっても，所員・専門委員の会合への出席を確保することである。会合へ「年休」で出席するのでなく，「研修・義免等」で出席できることを認めさせることであった。この事について，なかなか進展がみられなかったので，直接，県教育長に要請することになったのである。研究所発行の「教研しずおか」を持参し，「教育をよくするやり方には，いろいろな方法がある。教育委員会，校長会や学校の立場からの

やり方もある。しかしそれが総てではなく，組合の立場から教育をよくする方法もある。組合がそれを行うことは大事なことである。」と力説し，研究所の活動について理解を求め，所員・専門委員の出席（勤務態様）について，配慮するよう要請したが理解を得るにはいたらなかった。

昭和51年度より既設の３専門委員会（教育課程，高校入試制度，地域と子ども）に加えて次の２つの研究領域を拡大することになった。

① 県の教育行財政に関する研究

② 静岡県戦後教育運動の研究（静教組30年史資料集を含む）

これがきっかけで，最終的に組合30年史の編集という大事業を研究所が担当することになった。

かつて組合10年史，20年史について編集をはじめたが，事情もあり，途中でとりやめ完成することができなかった。その時の資料等がどこかに保管されていることを聞きだし，いろいろな場所を探し，ついに教育会館西側の倉庫に保管されていることをつきとめ，資料を探しだした。倉庫の天井がビニール板のため穴もあいており，雨もりのため資料の一部が黒くぼろぼろになっていたが，30年史編集に参考になる資料もでてきた。昭和51年の夏ごろのことであった。

はじめに組合年表を作成することにし，白髭康太郎氏（元静教組副委員長）の協力のもとに書記局日誌，組合大会議案書等を資料にして仕事をはじめた。昭和52年４月のはじめに組合30年の年表が完成した。

早速，組合編集委員約40名を選出した。元県教組執行委員の方々である。年代ごと８班のグループにした。そして同年５月，第１回組合30年史編集全体会を新装なったたちばな会館で開催した。このようにし組合30年史の編集は軌道にのりだした。

発刊までを略記すると

○ 編集委員全体会（５回）52.5.21～53.9.2

○ 班別編集小委員会（31回）52.7.24～53.4.24

○ 監修委員会（５回）53.2.18～53.8.11

○ その他歴代婦人部長会，班別代表者会

○ 校了　53.10.1

○ 納本・発刊　53.11

○ 価格　2700円　　発行冊数3700冊

静岡県出版文化会には編集技術協力していただき大変世話になった。

編集事務局を担当したこともあり，組合30年史の発刊は私にとって心に残る事業であった。

Ⅱ. 資　料

1．教育研究所創設10周年式典及び祝賀会

教育研究所創設10周年記念祝典は，1985年10月５日（土）午後12時30分から静岡市「クーポール会館」において開かれ，関係者の出席する者208名にのぼり，10周年の歩みを回顧しながらその成果を語りあい祝福しあった。

(1)　当日の出席者

①	来賓11団体代表……13名	⑦	共同研究者… 5名
②	17支部…… 116名	⑧	所員……14名
③	研究所歴代運営委員…… 1名	⑨	県教組本部執行委員……10名
④	共同研究者… 2名	⑩	職員……17名
⑤	所員……12名	⑪	その他　関係者…… 4名
⑥	研究所現役運営委員…… 7名	⑫	研究所事務局員…… 3名

(2)　式次第及び祝賀会

第１部　記念式典――駿河の間

13：00～　開会あいさつ　（司会）　事務局長　内田絢夫氏

静教組委員長あいさつ　（代理）　副委員長　袴田　徹氏

記念講演

講師　　俵　萠子氏

演題　　「いま教育に望むこと」

15：00～　教育研究所長あいさつ　内藤　晃氏

来賓あいさつ

教育関係外郭団体代表	教育出版社	八木賢三氏
静岡県労働組合評議会	議　　長	菊田　昭氏
静岡県高等学校教職員組合	委　員　長	栗田　寛氏

15：22～　感謝状並びに記念品贈呈

松永忠二氏　菊田　昭氏　宮内卯守氏　山口三夫氏
木村愛一氏　内山　高氏　井沼　一氏　内山　武氏
勝又武一氏　伊藤　敬氏　須永英男氏　天方力也氏

第2部　祝賀会――弥生の間

15：30～　開会あいさつ　静教組書記長　石原睦則氏
乾　杯・歓談　（元静教組委員長）　勝又武一氏
表彰者代表あいさつ
初代教育研究所所長　（元静教組委員長）　松永忠二氏
運営委員・企画委員　（元静教組委員長）　木村愛一氏
運営委員（静大教授）　伊藤　敬氏
教育研究所の想い出　（初代事務局長）　鈴木陸弘氏
16：30～　閉会あいさつ　静教組副委員長　富田　勲氏

出席者名簿

◇ 来　賓

No.	氏　名	団　体　名	備　考	テーブルNo.
1	八木賢三	静岡教育出版社	社　長	2
2	伊藤一嘉	静岡県学生協連合会	理事長	2
3	堀川與四郎	静岡県出版文化会	事務局長	2
4	石川欽士	静岡県教職員互助組合	事務局長	2
5	四塚利昭	静岡県住宅建設工業株式会社	社　長	2
6	池谷久男	国際観光株式会社	社　長	2
7	栗田　寛	静岡県高等学校教職員組合	委員長	2
8	鈴木孝治	静岡県教育研究会	事務局長	2
9	池田正次	静岡県教育会館	事務局長	2
10	菊田　昭	静岡県労働組合評議会	議　長	2
11	篠原重雄	篠原印刷株式会社	社　長	2

◇ 運営委員・企画委員

No.	氏　名	団　体　名	備　考	テーブルNo.
1	松永忠二	教育県民連合会長	調査研究	2
2	勝又武一	運営委員	教育行財政	2
3	内山　高	県議会議員	〃	2
4	水野シヅ	清水市会議員		2
5	戸塚　廉	おやこ新聞		2
6	伊藤　敬	静岡大学教育学部	調査研究	2
7	深山正光	静岡大学教育学部	平和教育	3
8	木村愛一	元運営委員		1

◇ 歴代事務局長　他

No.	氏　名	学　校　名	備　考	テーブルNo.
1	鈴木陸弘	富士川第二小学校校長	初　代	1
2	与五沢恭正	富岡中学校教頭	2代目	1
3	柴山友正	小河内小学校教頭	3代目	1
4	後藤　昇	千浜小学校	4代目	1
5	斉藤広雄	裾野東小学校	6代目	1
6	鈴木敏久	磐田中部小学校中泉分校教頭	創立時の教文部長	1

◇ 共同研究者

No.	氏　名	団　体　名	研究領域	テーブルNo.
1	草部典一	静岡大学教育学部	民話研究	3
2	中村幸子	浜松市議	高校入試制度	3
3	池田兼司	退職校長	調査研究	2
4	山口三夫	退職教師	民話研究	3
5	細井淳志郎	静岡大学教育学部	地域と子ども（元）	3
6	花井　信	静岡大学教育学部	教育運動史（元）	3
7	下山田裕彦	静岡大学教育学部	地域と子ども（元）	3
8	沼田俊昭	県立女子大家政学部	高校入試制度（元）	3

◇ 所　員

	No.	氏　名	研究領域	テNo.	No.	氏　名	研究領域	テNo.
歴代	1	政本秀夫	高校入試制度	3	9	遠藤修允	教育課程	4
	2	高橋達男	地域と子ども	3	10	大塚忠敬	〃	4
	3	平出幹明	教育行財政	3	11	稲毛邦男	教育行財政	4
	4	朝比奈克之	〃	3	12	長谷川浩司	〃	4
	5	池谷二郎	教育運動史	3	13	須永英男	地域と子ども	3
	6	横谷穂積	教育課程	4	14	柴田慶一	〃	4
	7	国松　勇	〃	4	15	太田淑江	〃	3
	8	下山勝久	〃	4	16	馬場照文	高校入試制度	3
現役	1	牧野幸市	教育課程	4	8	宮内卯守	民話研究	3
	2	井沼　一	高校入試制度	3	9	内山美規	〃	4
	3	村上和生	教育行財政	4	10	久保律二	〃	4
	4	影山雄一	〃	4	11	望月　慎	調査研究	4
	5	谷山　匡	平和教育	4	12	中島洋一郎	教育課程	4
	6	松永育男	〃	4	13	矢崎　巌	〃	4
	7	中条　操	〃	4	14	岡部和右	高校入試制度	3

◇ 静岡県教組本部

	No.	氏　名	役　職	テNo.	No.	氏　名	担当部門	テNo.
執行委員	1	袴田　徹	副委員長	1	6	村松昌和	教宣部長	1
	2	富田　勲	〃	1	7	鈴木治雄	社対部長	1
	3	石原睦則	書記長	1	8	高橋幸宏	青年部長	1
	4	犬塚忠明	書記次長	1	9	川口綾乃	婦人部長	1
	5	内田絢夫	教文部長	1	10	寺田伊勢男	特別執行委員	1
書記	1	桜井　律	組織・法制	12	10	伴野久美子	日教済	12
	2	清水政子	賃金・教財	12	11	新村洋子	〃	12
	3	佐藤正子	総務	12	12	小林　稔	青年部	12
	4	井鍋真弓	〃	12	13	宮沢昌子	婦人部	12
	5	大長一彦	日教済	12	14	山本勝三	日教済	12
	6	多々良益秀	教宣	12	15	松本　徹	日教済査定	12
	7	後藤しのぶ	会計	12	16	桂　誠	〃	12
	8	望月恭子	〃	12	17	大場俊雄	〃	12
	9	横山みゆき	教文	12				

◇ その他

No.	氏　名	備　考	テNo.
1	武藤康明	教育新聞記者	1
2	斗ケ沢秀俊	毎日新聞記者	11
3		静大学生	11

◇ 研究所事務局

No.	氏　名	備　考	テNo.
1	内藤　晃	所長	2
2	天方力也		11
3	笠原美奈子		12

◇ 静教組各支部参加者

No.	氏　名	役　職	No.	氏　名	役　職	No.	氏　名	役　職
賀茂支部（3名）			21	原　誠	執行委員	42	石川春造	鷹岡中
1	土屋泰治	支部長	22	山本俊子	〃	43	石井康守	元吉原中
2	大川道雄	下田中	23	宮川慶子	書記	44	遠藤　誠	大宮小
3	海瀬賢明	安良里小	沼津支部（4名）			45	阿武　誠	大宮小
田方支部（8名）			24	渡辺　精	支部長	46	山嶋睦雄	田子浦小
4	松本　覚	支部長	25	市川勝也	書記長	清庵支部（8名）		
5	佐藤　捷	副支部長	26	大石孝昭	原中	47	堀　和久	支部長
6	堀江賢司	〃	27	藤田紘一	愛鷹小	48	望月俊夫	執行委員
7	細川幹太	書記長	駿東支部（7名）			49	月川邦紀	飯田小
8	高橋　渡	書記次長	28	池谷俊一	支部長	50	池上光浩	袖師中
9	山田修一	韮山小	29	野木高道	副支部長	51	水谷弐哉	富士川二小
10	菊池昌武	修善寺中	30	大野浩靖	書記長	52	柏木正紀	清水七中
11	増島善四郎	函南中	31	湯山　久	書記次長	53	山田健一	両河内中
東豆支部（7名）			32	山崎春俊	御殿場南中	54	江口七郎	船越小
12	河合　勝	支部長	33	杉山元治	御殿場中	静岡(市)支部(5名)		
13	村田　武	副支部長	34	芹沢文夫	玉穂小	55	和田　昭	支部長
14	三浦恒弘	〃	富士支部（12名）			56	田村茂樹	副支部長
15	飯田伊三男	書記長	35	岡本政美	副支部長	57	橋本富次	執行委員
16	森山浩一	書記次長	36	岡本　正	〃	58	是永義行	執行委員
17	山中文明	多賀小	37	松本　武	書記次長	59	安達正興	執行委員
18	稲葉道雄	伊東南中	38	金子　徹	教頭	静岡（新)支部（12名）		
三島支部（5名）			39	佐野英明	岩松中	60	大石和男	支部長
19	武士武夫	支部長	40	望月富子	鷹岡中	61	大久保達夫	副支部長
20	菊地孝明	書記長	41	山内芳子	富士南中	62	近藤　元	書記長

No.	氏　名	役　職	No.	氏　名	役　職	No.	氏　名	役　職
63	堂森　勤	書記次長	91	中野延泰	小笠南小	引佐支部(5名)		
64	宇佐美吉司	南中	92	赤堀吉史	菊川西中	119	藤原明徳	副支部長
65	太田聿子	富士見小	磐周支部(12名)			120	森下泰宏	書記次長
66	小田婦美子	西豊田小	93	村松伸洋	支部長	121	西岡祥一	渋川小
67	田中　勝	藁科中	94	井上啓次郎	副支部長	122	内山静男	三ケ日西小
68	小池　誠	東中	95	鈴木亨司	書記長	123	大野とよ子	三ケ日中
69	竹花弘夫	高松中	96	永井昭美	書記次長			
70	柴　長昌	横内小	97	砂子精一	豊田北部小			
71	竹中　堯	末広中	98	坂部哲之	磐田一中			
志太支部(11名)			99	増田　篤	袋井南中			
72	平田武司	支部長	100	村松敏也	神明中			
73	曽根龍夫	副支部長	101	山本忠雄	二俣中			
74	横山久男	葉梨小	102	青木　進	浅羽中			
75	岡本　繁	焼津西小	103	伊口和文	豊岡南小			
76	松沢活人	島田三小	104	北島金三	竜洋東小			
77	富岡清志	焼津中	浜松支部(7名)					
78	小出　嵩	大井川西小	105	水野克弘	支部長			
79	片山富士夫	藤枝小	106	鈴木　稔	副支部長			
80	高木勝二	和田小	107	小枝隆伸	〃			
81	高橋康子	藤枝中央小	108	鈴木斐子	〃			
82	村松豊平	藤岡小	109	増井　努	書記次長			
榛原支部(7名)			110	鈴木伸和	鴨江小			
83	榑林倫夫	副支部長	111	菊地哲雄	白脇小			
84	伊賀　誠	〃	浜名支部(7名)					
85	島野茂男	書記次長	112	横原達也	支部長			
86	藁科睦夫	執行委員	113	太田好一	北浜東部中			
87	大石隆司	萩間小	114	川合　孝	〃			
88	坂部雅夫	相良小	115	太田俊作	麁玉小			
89	鈴木千城	島田附属中	116	夏目　侃	雄踏中			
小笠支部(3名)			117	渥美　孝	舞阪中			
90	小柳津善則	書記次長	118	細田和宏	赤佐小			

2．所員・専門委員・共同研究者名簿

(1) 教育課程研究委員会

	1975～1977年	1978～1980年	1981～1983年	1984～1986年
所員	野崎　芳夫(賀茂) 松永　育男(志太) 山田　輝雄(浜名)	中村　勝泰(田方) 大橋　　将(静新) 菊地　　勇(静新) 横谷　穂積(静新) 柏原　敏郎(浜松) 菊地　哲夫(浜松)	中村　勝泰(田方) 下山　勝久(駿東) 遠藤　修允(富士) 横谷　穂積(静新) 国松　　勇(磐周) 菊地　哲夫(浜松) 大塚　忠敬(浜松) 牧野　　弘(引佐)	中島洋一郎(東伊) 矢崎　　巌(富士) 島田　敏男(志太) 飯田　良昭(小笠) 松本　聖志(浜松) 牧野　幸市(引佐) 武隈　　豊(富士) 河西　　孝(引佐)
専門委員	鈴木四八郎(田方) 杉山　　直(駿東) 高橋　利徳(富士) 渡井　正二(富士) 寺尾　靖弘(清庵) 山下　定男(静新) 村松　豊年(志太) 平野　　豊(小笠) 鈴木　紘一(磐周) 中島　　度(浜松) 宮沢　貞夫(引佐)	大沼　雄次(賀茂) 林　　藤治(田方) 小林　健一(東豆) 鈴木　　進(三島) 諏訪部　修(沼津) 杉山　　直(駿東) 山田　幸雄(富士) 後藤　　雄(清庵) 橋本　富次(静市) 亀山　淑弘(志太) 増田　堅持(榛原) 木全辰四郎(小笠) 西尾　孝之(磐周) 山本　　稔(浜松) 山本　悦郎(浜名) 二橋　淳之(引佐) 石埜　俊和(引佐)	加藤　生喜(賀茂) 後藤　董次(田方) 土屋　孝夫(東豆) 佐藤　公彦(三島) 原　　秀行(三島) 尾島　　旭(沼津) 山田　幸雄(富士) 神谷　孝司(清庵) 小野田正実(志太) 木下　虎次(志太) 松林　紘伯(榛原) 木全辰四郎(小笠) 沖　　静男(小笠) 上村　正明(浜松) 渥美　　孝(浜名) 河西　　孝(引佐)	小沢　義一(賀茂) 後藤　董次(田方) 菊地　昌武(田方) 鈴木　幸男(田方) 三浦　恒弘(東豆) 山中　文明(東豆) 原　　秀行(三島) 藤田　紘市(沼津) 山崎　春俊(駿東) 市川　重男(清庵) 柏原　正紀(清庵) 角田　武彦(静新) 鈴木　　孝(静新) 横山　久男(志太) 佐藤　恒次(榛原) 赤堀　吉史(小笠) 坂部　哲之(磐周) 鈴木　敏弘(浜松) 内藤　和志(浜名) 渥美　忠夫(引佐)
共同研究者	角替　弘志 (静岡大学) 丹治　一義 (静岡大学)	小高　俊夫 (静岡大学) 草部　典一 (静岡大学)	小高　俊夫 (静岡大学) 山崎　準二 (静岡大学)	黒羽　清隆 (静岡大学)

(2)　高校入試制度研究委員会

	1975～1977年	1978～1980年	1981～1983年	1984～1985年
所員	前田　豊(三島) 仲田　湛和(志太) 政本　秀夫(磐周)	内山　武士(三島) 成瀬　和雄(志太) 井沼　一(志太) 横原　達也(浜名)	内山　武士(三島) 井沼　一(志太) 名倉　隆(浜松) 岡部　和右(浜松)	内山　武士(三島) 井沼　一(志太) 岡部　和右(浜松) 渡井　勝也(富士) 馬場　照文(磐周)
専門委員	大鳥　元重(賀茂) 山本　七郎(田方) 山田　侑(東豆) 内山　武士(三島) 田村　昭三(沼津) 満丸　恵(沼津) 森　健二(駿東) 松浦　克己(富士) 鈴木　彰司(清庵) 紅林　豊(清庵) 蒔田　晋治(静市) 山村　敏雄(静新) 斉藤　達雄(静新) 戸塚　幸男(安倍) 土屋　勝(志太) 井沼　一(志太) 坂部　雅夫(榛原) 木下　徳一(小笠) 大場　豊(磐周) 名倉　隆(浜松) 村松　広(浜名) 鈴木　勝則(引佐)	三室　瞭(賀茂) 石井　誠行(田方) 岡山　一夫(三島) 鈴木　正男(沼津) 杉本　千秋(駿東) 渡井　勝也(富士) 興津　伸之(清庵) 馬場　大陸(清庵) 望月　秋男(静市) 坂本　英文(静新) 白田　佳史(静新) 坂部　雅夫(榛原) 内山　勝規(小笠) 増田　篤(磐周) 池谷　禎二(浜松) 花井　清(浜名) 足立　宏允(浜名) 大岩　博之(引佐) 柴田　省二(引佐)	石川　君好(賀茂) 尾村　敏(田方) 井上　一功(田方) 杉田　健三(東豆) 二村　秀雄(東豆) 武士　武夫(三島) 市川　勝也(沼津) 甲賀　孝純(駿東) 渡井　勝也(富士) 大石　勝美(清庵) 板倉　賛明(静市) 望月　秋男(静市) 天野　秋男(静新) 曽根　龍夫(志太) 金子　益幸(榛原) 樽林　倫夫(榛原) 岡田　憲二(小笠) 山崎　俊一(小笠) 加藤　秀雄(小笠) 馬場　照文(磐周) 葛島　武士(浜松) 斉木　栄二(浜名) 鈴木　利尚(引佐)	※特別委員会のため専門委員は置かず。
共同研究者	中森　正純(静岡女子大) 沼田　俊昭(静岡女子大)	中森　正純(静岡女子大) 上田　伝明(静岡大学)	上田　伝明(静岡大学) 中村　幸子(浜松市議)	上田　伝明(静岡大学) 中村　幸子(浜松市議)

(3) 地域と子ども研究委員会

	1975～1977年	1978～1980年	1981～1983年	1984～1985年
所員	宮内　卯守(東豆) 高橋　達男(榛原) 都築　佳正(浜松)	山本　涉(賀茂) 宮内　卯守(東豆) 太田　淑江(磐周) 山口　三夫(小笠)	宮内　卯守(賀茂) 根本　幸一(東豆) 須永　英男(沼津) 秋山　泰良(榛原) 山口　三夫(小笠) 内山　美規(浜名) 柴田　慶一(引佐)	宮内　卯守(賀茂) 根本　幸一(東豆) 今川　靖彦(清庵) 久保　律二(志太) 瀬崎　睦子(小笠) 内山　美規(浜名) 須永　英男(沼津) 柴田　慶一(引佐)
専門委員	鈴木　礼治(賀茂) 村野　昭(田方) 芹沢　義泰(三島) 須永　英男(沼津) 望月　正弘(静市) 石山　幸喜(静新) 高木　勝二(志太) 山口　三夫(小笠) 岩本　雅志(磐周) 高木　照夫(浜松) 中条　操(浜名) 堤　まき子(引佐)	藤井　恵(賀茂) 土屋　一昭(賀茂) 鴨下　克己(賀茂) 山口　万敏(田方) 榎本　政夫(三島) 須永　英男(沼津) 磐田　秀二(駿東) 鳥居　章(富士) 加藤　博之(清庵) 角田　武彦(静新) 高木　勝二(志太) 小出　嵩(志太) 工藤　高志(榛原) 長浜寛二郎(榛原) 岩本　雅志(磐周) 高木　照夫(浜松) 吉野　台二(浜名) 藤田　源大(浜名) 福田　正乃(引佐)	鈴木　基(賀茂) 矢田又一郎(田方) 斉藤　宗昭(三島) 土屋　重幸(沼津) 林　忍(駿東) 遠藤　誠(富士) 今川　靖彦(清庵) 橋本　富次(静市) 角田　武彦(静新) 松沢　活人(志太) 沖　俊秀(小笠) 砂子　精一(磐周) 中村允三郎(浜松) 山本　博己(浜名) 野末　兼司(引佐)	※特別委員会のため専門委員は置かず。
共同研究者	細井　淳一 (静岡大学) 小和田哲男 (静岡大学)	下山田裕彦 (静岡大学) 中村　利夫 (郷土史家)	下山田裕彦 (静岡大学) 草部　典一 (静岡大学)	下山田裕彦 (静岡大学) 草部　典一 (静岡大学) 山口　三夫 (退職教師)

(4)　教育行財政研究委員会

	1976～1979年	1980～1982年	1983～1985年	1986～1987年
所員	平出　幹明(富士) 杉山　永代(清庵) 朝比奈克之(引佐)	長谷川浩二(沼津) 稲毛　邦男(沼津) 内山　勝康(清庵) 岩淵　久一(浜名)	吉松　正義(田方) 佐藤　良二(田方) 村上　和生(清庵) 影山　雄一(磐周) 下山　源仁(田方)	高田　幸久(田方) 星野　輝一(富士) 伊賀　誠(榛原) 井村眞太郎(浜松) 松永　哲郎(浜松)
専門委員	石井建三郎(賀茂) 桜井　義英(田方) 石井健太郎(東豆) 入江　晃平(三島) 山本　弘昭(沼津) 田代　俊治(駿東) 内山　勝康(清庵) 白田　佳史(静新) 山下　一宇(静新) 横田川　稔(志太) 塚本　俊司(志太) 大塚　学(榛原) 後藤　敏雄(小笠) 村松　敏也(磐周) 小梢　正則(浜松) 岩淵　久一(浜名) 兵藤　利彦(引佐)	土屋　泰治(賀茂) 山田　修一(田方) 飯田伊三男(東豆) 岡美　智夫(東豆) 小野伊都子(駿東) 佐野　英明(富士) 鈴木　新平(富士) 秋本　健(清庵) 村上　昌司(清庵) 奥野　猛(静市) 丸山　栄(静新) 鍛　彰(志太) 長野多計彦(榛原) 池谷　英生(榛原) 鈴木　千城(榛原) 後藤　敏雄(小笠) 木全辰四郎(小笠) 大場　清(磐周) 市川　雄也(浜松) 原　行男(浜松) 川合　孝(浜名) 山田　文代(引佐)	海瀬　賢明(賀茂) 山田　修一(田方) 伊豆伊三男(東豆) 佃　正幸(東豆) 大石　孝昭(沼津) 杉山　元治(駿東) 佐野　英明(富士) 遠藤　茂基(富士) 秋本　健(清庵) 山田　健一(清庵) 小池　誠(静新) 岡本　繁(志太) 坪池　洋(榛原) 中野　延泰(小笠) 鈴木　毅士(磐周) 太田　憲一(浜松) 榎谷　達治(浜松) 夏目　侃(浜名) 竹上　祥高(引佐)	鈴木　正志(賀茂) 大塚　明(田方) 渡辺　秀明(東豆) 澤田　琢磨(三島) 関野　秀人(沼津) 中村　恒之(駿東) 遠藤　茂基(富士) 望月　俊昭(清庵) 滝波　泰(静新) 増田　光夫(志太) 渋谷　一郎(志太) 大石　英次(榛原) 朝比奈博之(小笠) 浅野　博孝(磐周) 原田　英希(浜松) 西沢　栄三(浜名) 小野　峯男(引佐)
共同研究者	内山　高(県議) 松永　忠二(県民連合) 高橋　清(静岡大学) 牧　柾名(静岡大学)	内山　高(県議) 松永　忠二(県民連合) 牧　柾名(東京大学) 深山　正光(静岡大学)	内山　高(県議) 勝又　武一(元参議院議員) 深山　正光(静岡大学)	内山　高(県議) 勝又　武一(元参議院議員)

(5) 戦後の教育運動研究委員会

	1976～1979年	1980～1982年
所員	藤田　浩(沼津)　小林　明(小笠) 鈴木　敏久(磐周)　原　博男(沼津) 秋元　実(駿東)　岡本　寛二(磐周) 栗田　有城(小笠)	池谷　二郎(田方)　栗田　有城(小笠) 朝田　貞義(磐周)
専門委員	市川　喜一(賀茂)　池谷　二郎(田方) 高石　文夫(東豆)　上田　邦雄(三島) 林　和正(駿東)　土屋　辰義(駿東) 金子　徹(富士)　藤巻　幸雄(富士) 久保田正祇(清庵)　和田　正行(静新) 片山富士夫(志太)　鈴木　敏夫(志太) 前川　哲治(榛原)　加藤　哲夫(小笠) 田村　敦(磐周)　池谷　泰則(浜松) 太田　好一(浜名)　石原　睦則(引佐)	小沢紀久男(賀茂)　長谷川隆昭(賀茂) 桐沢　亘(田方)　石原　南盛(田方) 城所　敏雄(田方)　梅原　郁三(東豆) 桜井　寛明(東豆)　二村　秀雄(東豆) 川田　弘(沼津)　土屋　久一(駿東) 金子　徹(富士)　石井　康守(富士) 鈴木　廸靖(清庵)　宮川　和久(清庵) 伊藤　弥尋(静新)　高木　雅宏(安倍) 富岡　清志(志太)　和田　安司(榛原) 大石　隆司(榛原)　田村　敦(磐周) 小池　裕士(磐周)　山本　忠雄(磐周) 鈴木　伸和(浜松)　太田　好一(浜名) 太田　俊作(浜名)　岩崎　孝平(浜名) 藤田　正夫(引佐)
共同研究者	花井　信(静岡大学) 戸塚　廉(おやこ新聞) 堀川与四郎(出版文化会)	花井　信(静岡大学) 戸塚　廉(おやこ新聞) 秋元　実(退職教師)

(6)平和教育研究委員会

	1983～1986年
所員	谷山　匡(駿東)　松永　育男(志太)　中条　操(浜名)
専門委員	大川　道雄(賀茂)　堀江　賢司(田方)　増島善四郎(田方)　林　政敏(田方) 稲葉　道雄(東豆)　鈴木　秀夫(三島)　金子　由夫(沼津)　芹沢　文夫(駿東) 近藤　勝彦(富士)　佐藤　晴雄(富士)　江口　七郎(清庵)　持塚　容助(志太) 栗林　尚史(榛原)　鈴木　英明(小笠)　藤沢　俊夫(磐周)　石橋　宏之(磐周) 鈴木　穂(浜松)　田代　歎成(浜名)　細田　和宏(浜名)　鈴木　光広(浜名) 高田　憲雄(引佐)
共同研究者	深山　正光(静岡大学)

(7)　調査研究委員会

	1978年	1979～1981年	1982～1984年	1985～1986年
委員	塩谷　文治(田方) 高橋　康子(志太) 池野　真市(磐周)	塩谷　文治(田方) 中野　智次(清庵) 野寄　浩司(浜名) 内田　康夫(東豆) 鶴田　昌義(浜松)	菊地　政和(沼津) 望月　　慎(志太) 鶴田　昌義(浜松) 源馬　康利(浜松)	望月　　慎(志太) 源馬　康利(浜松) 石間　進一(浜名) 根岸　正美(東豆) 浅井　孝志(清庵)
共同研究者	中沢　正寿 (静岡大学) 伊藤　　敬 (静岡大学) 池田　兼司 (元小学校長) 石井　　智 (元小学校長)	中沢　正寿 (静岡大学) 伊藤　　敬 (静岡大学) 松永　忠二 (県民連合) 池田　兼司 (元小学校長)	伊藤　　敬 (静岡大学) 松永　忠二 (県民連合) 池田　兼司 (元小学校長) 山崎　準二 (静岡大学)	伊藤　　敬 (静岡大学) 松永　忠二 (県民連合) 池田　兼司 (元小学校長)

3．所報「教研しずおか」・研究録総目録（1988年10月）

(1) 所報「教研しずおか」総目録

No.	内容	発行年月
1	創刊号	1975. 11
2	高校入試制度研究委員会報告特集	1975. 12
3	地域と子ども研究委員会特集（民話・遊び）	1976. 1
4	教育課程研究委員会特集（子どもは授業に何を望むか）	
5	高校入試制度研究委員会（教員意識調査）	
6	子どもの教育要求調査結果（昭和51年度の研究計画）	
7	教育実践にひろう（教育課程専門委）	
8	静岡県の子ども今昔（遊び・民話・伝説）	
9	高校進学希望調整実態報告	
10	教育実践をたしかめあおう（教育課程）	1976. 12
11	学習塾に追われた子どもの遊び	1977. 1
12	学校教育と塾問題（静教組教育白書より）	
13	昭和52年度研究所研究計画	1977. 5
14	テスト・テストで自分が本当に能なしに見えてくる（入試）	1977. 6
15	続、静岡県の子ども今昔（水窪）	1977. 10
16・17	昭和51年度高校進学者実態調査報告	1977. 11
18	新指導要領を語る一座談会（教育課程）	1977. 12
19	水窪地区第1次調査報告（民話・伝説・遊び）	1977. 12
20	教員意識調査Ⅱ（高校入試専門委員会）	1978. 1
21・22	教育課程を考える（研究発表会要旨）	1978. 3
23・24	高校入試制度改革案Ⅰ	1978. 4
25	教育予算のしくみと問題点（富士市・清水市・引佐町）	1978. 5
26	研究第2期（53～55）の事業計画	1978. 6
27	民話と子どもの遊び	1978. 10

No.	内　　容	発行年月
28・29	高校入試に関するアンケート（中間報告）	1979. 2
30	社会科を通して見た戦後教育史（座談会）	1979. 3
31・32	教育および組合についてのアンケート（組合員）	1979. 3
33・34	遊びたくても遊べない，あそびをきらう子どもたち	1979. 6
35・36	民話・伝説・子どもの遊び現地調査（井川・第1次） －井川地区第1次調査報告－	1979. 8
37	高校入試に関するアンケート(最終報告)	1979.10
38	戦後教育の原点を求めて	1979.11
39	「ゆとりと充実」についてのアンケート結果	1979.12
40	教育および組合についてのアンケート(退職者)	1980. 2
41	風雲に堪えて生きた日々	1980. 2
42	教育財政の適正化と充実を求めて	1980. 2
43・44	大井川水系の昔話を訪ねて（中川根）	1980. 5
45	子どもの遊びの現状と対策	1980. 7
46	教育相談講座　報告Ⅰ	1980.12
47	生きた証言を求めて	1981. 1
48・49	洪水とたたかった下流の人々	1981. 2
50	静岡県の民話と子どもの遊び	1981. 3
51	総合選抜制度の実現をめざして	1981. 3
52	自然で豊かな「ゆとりと充実を」	1981. 6
53	仲間とともに生き，仲間とともに成長する	1981. 7
54・55	父母の教育意識をさぐる	1981. 9
56	「昭和54年度地方教育費の資料特集」に対する反論	1981.10
57	教研の中で燃えた教師たち　－30年間の足跡をたずねて－	1982. 1
58	北駿の里に民話をたずねて	1982. 2
59・60	ゆとりは生まれたか　－教育課程を考える－	1982. 3
61	この灯を消してはならない　－わたしの教研体験（1）－	1982. 7

No.	内　　容	発行年月
62	親のスネはますます細く　－家計を圧迫する教育費の実態－	1982. 9
別冊	総合選抜制の実現を　－職場・地域学習資料－　※初版	1982.10
63	いつも新しい地平めざして　－わたしの教研体験（２）－	1983. 1
64・65	子どもの意識をさぐる　－静岡子ども調査結果－	1983. 2
別冊	総合選抜制の実現を　－職場・地域学習資料－　※第２版	1983. 7
別冊	総合選抜制の実現を　－職場・地域学習資料－　※第３版	1983.11
66	郷土の民話を訪ねて　－狩野川下流地域の民話調査－	1983.12
67	地域の力で民話の発掘・継承を －芝川・富士川に民話を訪ねて－	1984. 1
68	－教育課程　－ゆとりと四週五休制	1984. 2
69	平和をめざす教育	1985. 1
70	資質を高める真の「研修」を	1985. 3
71	「臨教審」第１次答申の分析 －下からの教育改革をめざして－	1985.10
72	いま教育に望むこと　－研究所創立10周年記念講演報告－	1985.12
73	いま「研修」問題を問い直す －「研修」についてのアンケート調査結果－	1986. 2
74	社会科教育の実態をさぐる	1986. 6
75	「平和をめざす教育」の実践と課題	1986. 7
76	教材の活用	1987. 2
77・78	平和をめざす道徳学習の実践	1987. 7
79	河童の民話	1987. 8
80	教師の勤務はこれでよいのか　－勤務実態調査の報告－	1987.10
81・82	子ども・親・教師の願い　－教育調査の比較分析－	1987.11
83	週休２日制で生活改善を　－教師の生活実態調査報告－	1988. 6
84	子どもの内面を探る	1988. 7

(2)　研究録目録

No.	内　　容	頁数	価　格
第1集	【B5版3分冊】　1978年6月刊		
	(1)教育課程の改善と実践	87	
	(2)子どもの生活と民話の継承	110	¥2,200
	(3)新しい高校をめざして（第1次改革案）	175	
	－静岡県の高校入試制度をどう改革すべきか－		
第2集	【B5版2分冊】　1980年4月刊		
	(1)教育財政の研究	118	
	(2)戦後教育の原点を求めて	155	¥2,000
	－昭和20年代を語る教師の証言集－		
第3集	【B5版2分冊】　1981年12月刊		
	(1)小学生の遊びと民話の継承	104	
	(2)総合選抜制度の実現をめざして	122	¥1,700
	－高校入試制度第2次改革案－		
第4集	【B5版2分冊】　1983年9月刊		
	(1)家計支出の実態と問題点	44	
	－教育財政の研究Ⅱ－		¥1,600
	(2)学びつつ成長する教師たち	153	
	－戦後教育運動の諸相－		
第5集	【B5版3分冊】　1985年5月刊		
	(1)「ゆとりと充実」に関する研究	214	
	(2)望ましい教育の実現のために	86	¥3,100
	－高校入試制度第3次改革案－		
	(3)民話と子どもの生活	127	
第6集	【B5版3分冊】　1987年10月刊		
	(1)豊かな授業をつくるために	132	
	(2)校内研修のあり方をさぐる	100	¥3,000
	(3)平和をめざす教育	175	
	－すべての教師の実践をめざして－		
第7集	【B5版2分冊】　1988年10月刊		
	(1)魅力ある学校づくり	63	
	－多忙の中身を探る－		¥1,700
	(2)子どもの全面発達を願って	70	
	－子どもの内面を探る－		

研究所規定

昭和50年7月10・11日　第60回定期大会で決定
昭和51年6月16・17日　第61回定期大会にて一部改正
昭和55年6月9・10日　第65回定期大会にて一部改正
昭和57年6月17・18日　第67回定期大会にて一部改正
昭和61年6月26・27日　第71回定期大会にて一部改正

第1章　総　則

第1条　静岡県教職員組合規約第36条にもとづいて教育研究所を設置する。

第2条　この教育研究所は静岡県教職員組合立教育研究所（以下研究所という）と称する。

第3条　この研究所は，国民教育の創造と前進を指向するため，本県教育のあるべき姿を理論的・実証的に研究し，民主教育の堅持とその貢献に努力することを目的とする。

第2章　機　関

第4条　この研究所に次の機関をおく。

運営委員会，企画委員会，所員会議

第5条　この研究所を運営するため，運営委員会をおく。

2．運営委員会は，この研究所の研究方針・会計・人事・その他運営上の必要な重要事項を決裁する。

3．運営委員会は，静岡県教職員組合執行委員会若干名及びブロック代表，学識経験者若干名で構成する。但しその総数は，25名をこえないものとする。

4．運営委員は，静岡県教職員組合執行委員会が依嘱する。

5．運営委員の任期は，1年とする。但し再任を妨げない。

6．運営委員会には，運営委員長・副委員長各1名をおく。但し運営委員長は，静岡県教職員組合執行委員長がこれにあたる。

7．運営委員長は，運営委員会を招集し，会議を主宰する。

8．運営委員会は，少なくとも年2回は開催するものとする。

第6条　この研究所に重要事項を立案するため，企画委員会をおく。

2．企画委員会は，研究組織，人事，予算，その他重要事項を立案し，運営委員会に提示する。

3．企画委員会は，静岡県教職員組合執行委員若干名及び運営委員若干名，事務局をもって構成する。但しその総数は10名をこえないものとする。

4．企画委員は，運営委員会の議を経て所長が依嘱する。

5．企画委員の任期は，1年とする。但し再任を妨げない。

6．企画委員会は，原則として年2回は開催するものとする。

第7条　この研究所に所員会議及び領域別所員会議をおき，研究の推進をはかる。

2．所員会議は，研究計画・研究組織・研究推進・予算を審議立案し，企画委員会に提示する。

3．所員会議は，全所員及び共同研究者・事務局長・書記をもって構成する。

4．所員会議は，原則として年1回以上開催する。

5．所員は，領域別所員会議で研究にあたる。

6．所員は，現場教職員の中から運営委員会の議を経て，運営委員長が依嘱する。

7．所員は，任期2年を原則とし，留任を妨げない。

8．所長は，運営委員会の議を経て，運営委員長が依嘱する。

9．所長は，研究所の研究及び運営を司り，研究所を代表する。

10．所長は，所員会議を招集し，会議を主宰する。

第8条　この研究所は，共同研究者をおくことができる。

2．共同研究者は，所員と共同して研究にあたる。

3．共同研究者は，学識経験者の中から運営委員会の議を経て，運営委員長が依嘱する。

第9条　この研究所は，必要に応じて専門委員会を設ける。

2．専門委員は，所員会議の確認を経て，所長が依嘱する。

3．専門委員の任期は，研究の開始から終了までとする。

4．研究に必要な経費は，研究所予算より支出する。

5．専門委員会は，研究の成果を報告する。

第3章　事務局

第10条　この研究所に事務局を設け，次の職員をおく。

事務局長１名，書記若干名，局員若干名

2．事務局長は，所長を補佐して研究所運営に常務する。

3．事務局長は，運営委員会の議を経て，所長が任命する。

4．書記は，庶務・研究事務にあたる。

5．書記は，運営委員会の議を経て，所長が任命する。

6．局員は，運営委員会の議を経て，所長が任命する。

第４章　会　　計

第11条　この研究所は，静岡県教職員組合非常闘争基金の利息及び組合員の拠出による教育研究所費，並びに寄付金をもって財源とし，その収支は特別会計とする。

2．会計年度は，４月１日～３月31日とし，予算決算の承認は，運営委員会が行う。

3．会計監査は，静岡県教職員組合各ブロック１名で構成する監査委員会があたり，運営委員会に報告する。

4．会計についての細則は，運営委員会において別に定める。

第５章　雑　　則

第12条　この規定に定めるもののほか，研究所の運営に必要な事項は運営委員会において定める。

第13条　この規定の改廃・会計については，静岡県教職員組合委員会又は大会に報告し，その承認を受けるものとする。

第14条　専任職員の身分及び待遇については，運営委員会において審議決定する。

第15条　この規定は，昭和50年７月11日静岡県教職員組合第60回定期大会で承認し，即日施行する。

年　表

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
＝1975（昭和50）年度＝	
6 .20	第1回運営委員会　設立主旨・規定・役員・研究事業方針を検討・決定するとともに「教育課程」「高校入試制度」「地域と子ども」の三領域で研究をスタートすることを決定。
7 .10〜11	静教組第60回定期大会　第59回定期大会において決定された方針に基づき，設立主旨と経過及び研究事業方針を提案し，承認される。
7 .14	第1回事務局会議（所員・研究委員の構成について協議）
7 .24	第2回　〃　（所員選出のため全支部に候補者推せんを依頼）
7 .28〜30	全国民間教育研究所連絡会 （於・山中湖富士青少年センター　鈴木事務局長・鈴木教文部長参加）
8 .6	第3回事務局会議 （支部推せんによる所員候補者の名簿作成と人選素案の作成作業）
8 .11〜	所員候補者に対する内諾接渉開始（局員→支部→本人）
8 .22	第1回所員会議（全領域） 研究基本方針・同活動方針・研究委員の構成について事務局長の提示した素案をもとに検討
9 .2	第1回高校入試制度研究所所員会議
9 .5	第1回教育課程研究所員会議
9 .6	第1回地域と子ども研究所員会議
10 .3	第2回所員会議（全領域） 領域別所員会議で検討した研究基本方針，活動計画，活動に要する経費の算出，研究委員会について検討
10 .16〜	研究委員候補者に対する内諾接渉開始（局員→支部→本人）
10 .27	第1回教育課程研究委員会
〃	第1回高校入試制度研究委員会
10 .31	第2回運営委員会　研究委員及び研究計画について決定するとともに研究所の所室について協議する

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
11. 4	第１回地域と子ども研究委員会
11. 5	静教組第153回委員会
11.13～14	京都教育センター・広島平和教育研究所視察（松永運営委員，鈴木事務局長）
11.25	第３回所員会議（全領域）
12.12	第２回地域と子ども研究所員会議
12.19	第２回教育課程研究委員会
12.22	第２回高校入試制度研究所員会議
1976. 1 .17	第２回教育課程所員会議
1 .30	第２回地域と子ども研究委員会
2 . 5	第４回所員会議（全領域）
2 .14	第３回運営委員会　　所長の人選と所報発行について検討
2 .19	第３回教育課程研究委員会
2 .27	第３回地域と子ども研究委員会
3 . 2	第２回高校入試制度研究委員会
3 . 3	静教組第154回委員会
3 .13～14	第４回教育課程研究委員会（宿泊―たちばな荘）
3 .23～24	第４回地域と子ども研究委員会（宿泊―富士見ハイツ）
＝1976（昭和51）年度＝	
4 .19	**第１回所員・共同研究者会**　（たちばな荘）
5 . 7	第１回教育課程所員・共同研究者会
5 .10	第１回高校入試制度所員・共同研究者会
5 .14	第１回地域と子ども所員・共同研究者会
5 .17	第１回教育行財政共同研究者会
5 .22	第１回所員会議
6 . 1	第２回教育課程所員・共同研究者会（専門委員より村松・平野出席）
6 . 7	第２回高校入試所員・共同研究者会
6 .10	第１回運営委員会（規約の一部改正，旅費規定，予算決定） 規定を一部改正する（共同研究者を置く）とともに，研究領域の拡大（三領域から五領域へ－教育行財政，戦後の教育運動－）することを決定，**初代所長**　に松永忠二氏を選出する。
6 .16～17	静教組第61回定期大会

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
6.21	第1回高校入試制度専門委員会
6.26	第1回地域と子ども専門委員会
6.30	第1回教育課程専門委員会（学習会）講師　木下春雄
7.10	第2回教育課程専門委員会（たちばな荘）
7.26	第3回教育課程所員・共同研究者会
〃	第1回教育行財政共同研究者会
7.31	第1回教育運動史所員・共同研究者会
8.23	第3回高校入試所員・共同研究者会
8.27～28	第3回教育課程専門委員会（富士見ハイツ）
8.30	第2回地域と子ども所員・共同研究者会
〃	第2回教育行財政所員・共同研究者会（於・富士市教育委員会）
9.4	第2回教育運動史所員・共同研究者会
〃	事務局会議（静教組30年史―松永・白髭・与五沢・鈴木・天方）
	静教組30年史作成のための事務局となることを協議する
9.6	年表（30年史）作成作業開始（白髭）
9.9	第3回教育行財政所員・共同研究者会
9.17	第4回高校入試制度所員・共同研究者会
9.25	第2回所員会議
9.27	第4回教育課程所員・共同研究者会
10.3	第4回教育課程専門委員会
10.4	第5回高校入試制度所員・共同研究者会
10.6	教育行財政富士市調査
10.8	第3回教育運動史所員・共同研究者会
10.9	教育課程パート別部会
10.23	第4回教育行財政所員・共同研究者会
10.25	第2回高校入試制度専門委員会
10.28	第2回地域と子ども専門委員会
11.6	第5回教育課程専門委員会
11.8	静教組第155回県委員会
11.16	教育課程パート別部会
11.20	第6回高校入試制度所員・共同研究者会
11.20～22	第3回地域と子ども専門委員会（水窪地区民話調査）
11.20	教育課程パート別部会

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
11.26	高校入試制度地域別シンポジウム（浜松）
〃	教育課程パート別部会
11.27	第6回教育課程専門委員会
12. 4	第4回地域と子ども専門委員会
12. 6	高校入試制度地域別シンポジウム（三島）
12. 7	第5回教育行財政所員・共同研究者会
〃	第5回教育課程所員・共同研究者会（浜松屋）
12.11	中間研究発表会（教育課程）
12.18	第6回教育課程所員・共同研究者会
1977.1.14～15	第3回高校入試制度専門委員会（宿泊―浜松屋）
1 .20	第7回教育課程専門委員会
2 . 5	教育研究所開所一周年記念集会（記念講演　遠山　啓氏）
2 .17	第7回教育課程所員・共同研究者会
2 .26	第8回教育課程専門委員会
3 .10	第7回高校入試制度所員・共同研究者会
＝1977（昭和52）年度＝	
4 . 9	事務局打合せ（松永・白髭・与五沢・天方）―組合30年史編集委員の選出
4 .25	第1回高校入試制度所員会議
5 . 4	第1回地域と子ども所員会議
5 . 7	第1回教育課程専門委員会
5 .16	第1回所員会議（全領域）
5 .21	第1回運営委員会　静教組30年史作成のための事務局となることを正式に決定する
5 .21	第1回組合史編集全体会（たちばな会館）
5 .27	第1回教育相談員学習会
5 .28	第1回高校入試制度専門委員会
6 .14	第1回地域と子ども専門委員会
6 .17	第2回高校入試制度所員会議
〃	第1回教育運動史所員会議
6 .25	第2回教育課程専門委員会
6 .29	第1回教育行財政所員会議

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
7.15〜16	第2回高校入試専門委員会（たちばな会館）
7.16	第2回地域と子ども専門委員会
7.24	組合史編集小委員会②，③
7.25	第2回教育行財政所員会議
7.27〜29	第6回民研共同研究集会（与五沢・宮内・政本・平出）（東京）
7.30	第2回地域と子ども所員会議
8.1	第1回教育運動史専門委員会
8.2	組合史編集小委員会⑥
〃	第2回地域と子ども専門委員会
8.4	第3回高校入試所員会議
8.8	組合史編集小委員会⑦
8.16〜17	第3回教育行財政所員会議（富士ハイツ）
8.18〜19	第3回教育課程専門委員会（浜松屋）
8.26	組合史編集小委員会⑤
8.28〜30	第3回地域と子ども専門委員会（天竜地区民話調査）
8.29	組合史編集小委員会⑦
8.30	〃　⑥
9.1	研究所事務局会議（松永・菱田・与五沢・天方）
9.6	〃　（　〃　）
9.9	第3回高校入試制度専門委員会
9.10	第4回教育課程専門委員会
9.13	研究所事務局会（松永・菱田・与五沢・白髭・天方）
〃	組合史編集小委員会②③④
9.15	教育課程「新指導要領」座談会
9.17	第4回教育行財政所員会議
〃	組合史編集小委員会⑧
9.19	〃　④
9.20	〃　⑤
9.21	教育課程小委員会
9.22	第2回所員会議（全領域）　研究発表会について協議する
9.24〜25	第4回地域と子ども専門委員会（たちばな会館）
9.27	研究所事務局会議
〃	組合史編集歴代婦人部長会

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
10.1	組合史編集小委員会⑦
10.8	第2回組合史編集全体会
〃	第5回教育課程専門委員会
10.16	教育課程学校訪問（浜松滝沢小）
10.20	組合史編集小委員会（各班代表者会）
10.21	志太支部戦後教育運動史座談会
〃	引佐支部座談会
10.24	第4回高校入試制度所員会議
10.25	教育課程パート部会
10.27	教育課程学校訪問（西部）
10.29	田方支部戦後教育運動史座談会
10.29～30	第5回地域と子ども専門委員会（磐田郡竜洋町掛塚地区民話調査）
10.31	磐周支部戦後教育運動史座談会
11.1	組合史編集小委員会②③
11.8	〃　④
11.9	〃　⑤
11.10	三島支部戦後教育運動史座談会
11.11	組合史編集小委員会⑥
11.12	組合史編集小委員会⑦⑧代表者会
11.14	第1回教育課程所員会議
11.17	第5回教育行財政所員会議
〃	教育課程専門委員会学校訪問（東部）
11.18	教育課程パート部会
11.19	賀茂支部戦後教育運動史座談会（その1）
11.22	組合史編集小委員会④
11.25	第4回高校入試制度専門委員会
〃	教育課程専門委員会学校訪問（東部）
11.28	組合史編集小委員会⑧
11.30	研究所事務局会議
〃	賀茂支部戦後教育運動史座談会（その2）
12.4	組合史編集小委員会⑦
12.3～4	第6回地域と子ども専門委員会（浜松屋）
12.7	第5回高校入試制度所員会議

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
12.10	高校入試問題シンポジウム（富士）
12.15	第6回教育行財政所員会議
12.25～26	第6回教育課程専門委員会（富士見旅館）
12.26～27	第6回高校入試制度所員会議（　〃　）
〃	第7回地域と子ども専門委員会（　〃　）
1978.1.6	教育課程小委員会
1.10	研究所事務局会議
1.14	**高校入試問題シンポジウム**（浜松）
1.15	第2回教育課程所員会議
1.16	地域と子ども専門委員会県立図書館訪問
1.17	組合史編集小委員会②
1.20	研究発表会打合せ
1.21	第3回組合史編集全体会（安田屋旅館）
〃	教育課程小委員会
〃	地域と子ども小委員会
1.26	第7回教育行財政所員会議
1.27	組合史編集小委員会④
2.1	研究所事務局会議
2.2	組合史編集小委員会④
2.4	第2回運営委員会　東・中・西、三会場で研究発表会（教育課程、高校入試制度，地域と子ども）の開催を決定する
2.7	組合史編集小委員会②
2.17	第8回教育行財政所員会議
〃	第3回教育課程所員会議
2.18～19	第7回高校入試制度所員会議
〃	第1回組合30年史監修委員会（浜松屋）
2.24	第2回教育運動史所員会議
2.25	第3回地域と子ども所員会議
2.27	**第1回研究発表会**（清水教育会館）高校入試制度研究の成果を中心に発表する
2.28	第1回研究発表会（磐田教育会館）地域と子ども研究の成果を中心に発表する
3.1	〃　（沼津労政会館）教育課程研究の成果を中心に発

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
	表する
3．4	第5回高校入試制度専門委員会
3．28	第9回教育行財政所員会議
＝1978（昭和53）年度＝	
4．1	第5回教育課程所員会議
4．2	三領域所員会議（浜松屋）
4．3	組合史編集小委員会⑦
4．8～9	第2回組合30年史監修委員会
4．12	第8回高校入試所員会議
4．15～16	第7回教育課程専門委員会（旧委員会）「研究録」の原稿が完成する
4．17	第1回全領域所員会議（新・旧）
4．23	組合史④⑤⑥班代表者会
4．24	組合史①②
4．26	第6回高校入試制度専門委員会
4．29	第1回地域と子ども所員会議
5．2	第9回高校入試制度所員会議
5．4	第1回教育課程所員会議
〃	第1回教育課程専門委員会
〃	第1回高校入試制度所員会議
5．6	第1回地域と子ども専門委員会
5．10	第1回調査研究委員会　現職教員4千名，退職教員5百名を対象に「教育及び組合について」のアンケート調査を実施することを決定する
5．13	第1回運営委員会　「教育課程」「高校入試制度」「地域と子ども」の三領域の新委員を承認するとともに，第2期目の研究内容を決定する。また，新たに「調査研究委員会」の新設と，教育相談講座（年5回）を開催することを決定
5．13～14	第3回組合史監修委員会
5．17	第1回教育行財政所員会議
5．20	第1回教育相談講座
5．20～21	第10回高校入試制度所員会議（旧所員）「研究録」の原稿が完成する

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
5.24～25	第4回組合史監修委員会
5.27	第1回教育運動史所員会議
6.1	第1回高校入試制度専門委員会
6.10	第2回地域と子ども所員会議
6.19	第2回高校入試制度所員会議
6.23	第1回戦後の教育運動史専門委員会
7.1	第2回教育課程所員会議
7.6	第2回調査研究委員会
7.7	第1回教育行財政専門委員会
7.8	第2回教育相談講座
7.9～10	第3回地域と子ども所員会議（井川地区民話予備調査）
7.18	第3回高校入試制度所員会議
7.27～29	第7回国民教育研究所共同研究集会（熱海）
8.1	戦後の教育運動についての座談会（全県）
8.2	第3回教育課程所員会議
8.5	戦後の教育運動史西部地区座談会（浜松教育会館）
8.11	第5回組合30年史監修委員会
〃	第4回地域と子ども所員会議
8.12	第4回高校入試所員会議
8.19	第5回高校入試所員会議
8.20	戦後の教育運動史東部地区座談会（沼津大手町会館）
8.24～26	第2回地域と子ども専門委員会（井川地区民話調査）
8.25	第3回調査研究委員会
8.26	戦後の教育運動史中部地区座談会（研究所）
9.2	第4回組合史編集委員会（浜松屋）
9.8	第3回教育相談講座
9.9	第2回教育課程専門委員会
9.12	第6回高校入試制度所員会議
〃	第2回高校入試制度専門委員会
9.19	第2回教育行財政専門委員会
9.20	事務局会議
10.4	教育シンポジウム打合せ
10.5	第4回調査研究委員会

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
10.7	第3回地域と子ども専門委員会
10.26	第3回高校入試制度専門委員会
10.27	第3回教育行財政専門委員会
10.28	第3回教育運動史所員会議
11.1	調査研究打合せ
11.7	第4回教育課程所員会議
11.17	第4回教育相談講座
11.18	第2回教育運動史専門委員会
11.20	第7回高校入試制度所員会議
11.24	第4回高校入試制度専門委員会
11.28	第5回調査研究委員会
12.1	第3回教育課程専門委員会
12.2	第4回地域と子ども専門委員会
12.10	第8回高校入試制度所員会議
12.20	第4回教育運動史所員会議
1979.1.11	第4回教育行財政専門委員会
1.12	第5回調査研究委員会
1.13	地域と子ども（民話グループ）委員会
1.20	地域と子ども（遊びグループ）委員会
1.26	第5回教育相談講座（最終回）
1.30	第9回高校入試制度所員会議
2.6	**第1回教育シンポジウム**「一人ひとりの子どもを伸ばすために教師はどうしたらよいか」をテーマに調査研究委員会が中心になりシンポジウムを開催する
2.10	第5回教育運動所員会議
2.24	第6回調査研究委員会
〃	第5回地域と子ども専門委員会
2.26	事務局会議
2.27	第5回教育行財政専門委員会
3.1	第10回高校入試制度所員会議
〃	第5回教育課程所員会議
3.9	第2回運営委員会　所長人事について協議する（松永忠二氏に代って，内藤晃氏を所長に選出）

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
3.10	第2回所員（代表者）会議
3.23～24	第6回教育課程所員会議
3.28	第5回戦後の教育運動所員会議
＝1979（昭和54）年度＝	
4.23	第1回教育課程専門委員会
4.24	第1回戦後の教育運動専門委員会
5.7	第1回調査研究委員会
5.10	第1回教育行財政専門委員会
5.12	第1回地域と子ども専門委員会
5.19	第1回高校入試制度所員会議
5.26	第1回所員会議（全領域）
5.28	調査研究委員会（臨時）　「教育及び組合について」のアンケート調査結果（現職者）について新聞記者発表を行う
6.4	第1回運営委員会　運営委員会と所員会議（全領域）との調整のために「企画委員会」を設置するための「準備委員会」設置の承認と，第2回研究発表会（教育行財政，戦後の教育運動）の開催を決定，また，教育相談講座を支部巡回方式で行なうことも決定する。
6.9	第2回戦後の教育運動専門委員会
6.12	第1回高校入試制度専門委員会
6.15	第2回教育課程専門委員会
6.16	第2回地域と子ども専門委員会
6.29	第2回教育行財政専門委員会
6.30	戦後の教育運動志太地区座談会
7.8～9	第1回地域と子ども所員会議（中川根地区民話予備調査）
7.13	第2回高校入試制度所員会議
7.14	地域と子ども小委員会（遊び）
7.21	第1回教育相談講座（田方地区）
7.26～28	第8回民研共同研究集会（箱根）
7.30	第2回調査研究委員会

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
7.31	第1回戦後教育運動所員会議
8.4	第2回地域と子ども所員会議
〃	第3回高校入試制度所員会議
8.11	「レッド・パージ」に関する座談会（教育運動）
8.17～19	第3回地域と子ども専門委員会（中川根地区民話調査）
8.24～25	第3回教育課程専門委員会
8.27～28	第2回高校入試制度専門委員会
〃	第3回教育行財政専門委員会
9.7	第2回戦後の教育運動所員会議
9.8	第4回教育課程専門委員会
9.14	第3回教育行財政専門委員会
9.20	第3回調査研究委員会
9.22	第3回地域と子ども所員会議
9.22～23	続「レッド・パージ」座談会（教育運動）
9.25	第4回高校入試制度所員会議
9.29	第2回教育相談講座（志太地区）
10.9	第3回戦後教育運動専門委員会
〃	第4回戦後教育運動所員会議
10.13	第4回調査研究委員会
〃	第4回地域と子ども専門委員会
〃	教育シンポジウム事前学習会
10.20	第3回教育相談講座（磐周地区）
10.22	第4回教育行財政専門委員会
10.29	共同研究者会
11.10～11	第29次教育研究静岡県集会（三島）
11.12	第2回教育行財政所員会議
11.17	第4回教育相談講座（沼津地区）
11.22	第5回調査研究委員会
11.29	第5回教育行財政専門委員会
12.1	第5回地域と子ども専門委員会
〃	第5回教育相談講座（浜名地区）
12.8	教育シンポジウム打合せ
12.14	教育シンポジウム打合せ

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
1980. 1 .12	地域と子ども小委員会（遊び）
〃	教育シンポジウム打合せ
1 .19	第5回戦後教育運動専門委員会
〃	教育シンポジウム打合せ
1 .27	地域と子ども小委員会（民話）
1 .30	第3回教育財政所員会議
2 .2～3	第5回戦後教育運動所員会議
2 .4	**第2回教育シンポジウム**　国際児童年（1979年）を記念して「子どもの遊びをどう育てるか」というテーマで，調査研究委員会と地域と子ども委員会（遊び研究部）が共同でシンポジウムを開催する
2 .16	「企画委員会」準備会
2 .19	「研究録」編集会議
2 .23	第6回地域と子ども専門委員会
〃	第3回教育財政所員会議
2 .28	第2回研究発表会　「教育行財政」「戦後の教育運動」の二領域が，それぞれ4年間の研究成果を発表する
3 .13	第6回高校入試所員会議
3 .22	地域と子ども小委員会（遊び）
3 .24	第2回運営委員会　**「企画委員会」**設置のために規定を一部改正するとともに，委員の選出を行い承認される
＝1980（昭和55）年度＝	
4 .10	第1回事務局会議
4 .12	第1回地域と子ども所員会議
4 .26	第1回教育行財政所員会議
4 .28	第2回事務局会議
5 .16	第2回教育行財政所員会議
〃	第1回教育行財政専門委員会
5 .17	第1回地域と子ども専門委員会
5 .19	第1回戦後の教育運動所員会議
5 .24	第1回調査研究委員会

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
〃	第3回事務局会議
5.26	第1回高校入試所員会議
5.27	第1回教育課程所員会議
5.29	第1回企画委員会　本年度の研究体制，人事，予算を運営委員会に提示するため，委員5名をもって協議する
6.3	第1回運営委員会　企画委員会より提示された事項を審議するとともに「教育行財政」「戦後の教育運動」の継続研究（第2期の研究）を確認する。また教育相談講座を支部巡回方式で継続することも確認する
6.3	第2回高校入試所員会議
6.6	第2回戦後の教育運動所員会議
〃	第1回戦後の教育運動専門委員会
6.17	第1回教育課程専門委員会
6.27	第2回調査研究委員会
6.28	第2回地域と子ども専門委員会
〃	第1回教育相談講座（小笠地区）
6.29	第3回高校入試所員会議
6.30	第1回高校入試専門委員会
7.3	第3回教育行財政所員会議
7.5	第3回戦後の教育運動所員会議
〃	第4回事務局会議
7.7	神奈川県教組来静（研究所視察）
7.13～14	第2回地域と子ども所員会議（大井川下流地区民話予備調査）
7.26～27	民話委員会（浜松屋）
7.28～30	第9回民研共同研究集会（箱根）横原・中村・須永・天方
8.1	第3回調査研究委員会
8.4	第4回戦後の教育運動所員会議
8.15～17	第3回地域と子ども専門委員会（大井川下流地区民話調査）
8.18	戦後の教育運動座談会（浜松屋）
8.18～19	第4回高校入試所員会議
8.23～24	第2回教育課程専門委員会
8.26～27	第3回地域と子ども所員会議
8.28	第4回調査研究委員会

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
8.29～30	第2回高校入試専門委員会
9.9	第2回教育課程所員会議
〃	第2回教育行財政専門委員会
9.12	第5回高校入試所員会議
9.20	第2回教育相談講座（引佐地区）
9.27	第3回高校入試専門委員会
10.4	第4回戦後の教育運動所員会議
〃	第3回教育相談講座（富士地区）
10.7	第6回高校入試所員会議
10.18	第4回地域と子ども専門委員会
〃	第4回教育相談講座（賀茂地区）
10.21	第3回教育課程専門委員会
10.28	第4回教育行財政所員会議
10.28～29	高校入試県外視察（兵庫・京都）
10.30	第5回調査研究委員会
11.8～9	第30次教育研究静岡県集会（掛川）
11.15	第4回高校入試専門委員会
11.20	第3回教育行財政専門委員会
11.22	第2回戦後の教育運動専門委員会
11.29	第5回地域と子ども専門委員会
11.29	第5回教育相談講座（三島地区）
12.6	第6回教育相談講座（清庵地区）
12.13	第1回所員会議
12.27	地域と子ども「民話」委員会
1981.1.10	事務局会議
1.17～18	地域と子ども「民話」委員会
1.23	第5回教育行財政所員会議
31～2.1	地域と子ども「遊び」委員会
1.31	〃　「民話」委員会
2.5	第4回教育行財政専門委員会
2.7	第7回高校入試制度所員会議
〃	地域と子ども「民話」小委員会
2.14	第3回戦後の教育運動専門委員会

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
2.21	事務局会議
2.23	第2回企画委員会
3.5	第4回地域と子ども所員会議（浜松屋）
3.6	第3回研究発表会　「高校入試制度」「地域と子ども」の二領域が，第2期目の研究成果を発表する（入試制度第2次改革案として総合選抜制導入を提唱）
3.17	事務局会議
3.20	第2回運営委員会　「教育課程」委員会第二期目の研究（ゆとり問題）の遅れの問題を協議し，研究期間の1年延長と所員の増員（3名から6名へ）を決める
＝1981（昭和56）年度＝	
4.25	第1回調査研究委員会
〃	第1回教育運動所員会議
5.8	第1回教育行財政専門委員会
5.9	事務局会議
5.13	第1回高校入試所員会議
5.14	第1回教育行財政所員会議
5.15	第1回教育課程所員会議
5.16	第1回戦後の教育運動専門委員会
〃	第1回全領域所員会議
5.18	第1回企画委員会
5.23	第1回運営委員会　所報「教研しずおか」保存活用のため，全小中学校にファイルを，また所報を学校長へも配布することを決定する
6.5	第2回教育課程所員会議
〃	第1回教育課程専門委員会
6.6	第2回高校入試所員会議
〃	第2回調査研究委員会
6.19	第3回調査研究委員会
6.20	第1回地域と子ども専門委員会
6.22	第1回高校入試専門委員会
6.25	第2回行財政専門委員会

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
6.25	第3回教育課程所員会議
7.4	第2回戦後の教育運動専門委員会
7.27	第3回高校入試所員会議
〃	第2回地域と子ども所員会議
8.19～20	第2回教育課程専門委員会（浜松屋）
8.20	第4回高校入試所員会議
8.22～24	第2回地域と子ども専門委員会（御殿場・裾野地区民話調査）
8.25～26	第3回教育行財政専門委員会（浜松屋）
8.26～27	第2回高校入試専門委員会（浜松屋）
8.27～28	第3回戦後の教育運動専門委員会（浜松屋）
8.29～30	研究録編集会議
9.5	第4回調査研究委員会
9.12	共同研究者会
9.25～26	広島平和教育研究所訪問（事務局研修）
9.29	第3回教育課程専門委員会（中学校の部）
10.6	第3回地域と子ども専門委員会
10.17	第3回教育運動専門委員会
10.22	第4回教育行財政専門委員会
10.24	第5回調査研究委員会
10.27	第4回教育課程専門委員会（中学校の部）
11.5	調査研究委員会（臨時）　教育意識調査の第2弾として行なったアンケート調査「父母の教育意識をさぐる」について新聞記者発表を行う
11.27	第4回地域と子ども専門委員会
〃	第5回教育行財政専門委員会
11.28	第4回教育運動専門委員会
12.5	第6回調査研究委員会
12.7	第5回教育課程専門委員会
1982.1.14	第3回高校入試専門委員会
1.19	第6回教育行財政専門委員会
2.6	第5回教育運動専門委員会
2.13	第6回教育課程専門委員会
2.20	第6回高校入試所員会議

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
2.26	第2回教育行財政所員会議
2.27	研究発表会「ゆとりは生まれたか」 「教育課程」委員会の研究成果を発表する（「ゆとりと充実」問題の中間発表）
3.2	教育相談講座
3.13	事務局会議
3.19	第2回運営委員会　新年度の研究領域について協議する（これまでの5つの専門委員会体制で進むことを確認）
〃	第2回企画委員会
＝1982（昭和57）年度＝	
4.3	事務局会議
4.20	第1回高校入試制度所員会議
〃	第1回地域と子ども所員会議
4.28	事務局会議
5.1	第1回戦後の教育運動所員会議
〃	第1回教育行財政所員会議
5.15	第1回全領域所員会議
5.18	第2回高校入試制度所員会議
5.22	第1回地域と子ども専門委員会
〃	第2回全領域所員会議
5.25	第1回教育行財政専門委員会
5.27	第1回調査研究委員会
5.28	第3回高校入試所員会議
6.2	事務局会議
6.5	第1回教育運動専門委員会
6.7	第1回企画委員会
〃	第1回運営委員会　運営委員会のあり方を協議するとともに，運営委員会を充実させるため，委員の増員を決定する（規定の一部改正），また「教育研究所費」の徴収方法の変更を決定する（規定の一部改正）
6.12	第2回調査研究委員会
6.19	第1回教育課程所員会議

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
6.21	第2回地域と子ども所員会議（沼津地区民話予備調査）
6.22	第1回共同研究者会
6.25	第2回教育行財政専門委員会
6.28	第1回高校入試専門委員会
7.3	第1回教育課程専門委員会
7.10	第3回調査研究委員会
7.27	第2回教育行財政所員会議
7.22～24	第11回民研共同研究集会（修善寺）
7.28	第4回高校入試制度所員会議
8.5	第3回地域と子ども所員会議
8.19	第2回教育課程専門委員会
8.18～20	第2回地域と子ども専門委員会（沼津地区民話調査）
8.25～26	教育運動座談会（安田屋旅館）
8.27～28	第3回教育行財政専門委員会
8.28～29	第2回高校入試制度専門委員会
9.18	第2回戦後の教育運動専門委員会
9.25	第5回高校入試制度所員会議
10.9	**第1回高校入試シンポジウム**（三島　働く婦人の家） 「高校入試制度」委員会の第2次改革案（総合選抜制の導入）をもとに三島地区を皮切りにシンポジウムを行う
10.16	第3回地域と子ども専門委員会
10.26	第6回高校入試制度所員会議
10.28	第3回教育課程専門委員会
11.20	第2回高校シンポジウム（浜松教育会館）
11.27	第4回地域と子ども専門委員会（民話部会）
12.3	第4回教育課程専門委員会（小学校部会）
12.6～7	高校入試制度県外視察①三重（上田・中村） ②岡山・京都（井沼・岡部・内山）
12.16	第2回戦後の教育運動所員会議
〃	第3回戦後の教育運動専門委員会
12.18	第7回高校入試制度所員会議
〃	事務局会議
1983.1.13	第5回教育課程専門委員会（小学校部会）

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
1.26	第3回戦後の教育運動所員会議
1.29	第5回地域と子ども専門委員会（民話部会）
2.5	第8回高校入試所員会議
2.7	山梨県教組来静（研究所視察）
2.9	第3回教育行財政所員会議
2.12	第4回調査研究委員会　教育意識調査の第3弾として実施（82年2月）した「静岡子ども調査」の結果について，新聞記者発表を行う
2.19	教育相談講座（カウンセリング講座）
2.25	第6回教育課程専門委員会（小学校部会）
2.26	第4回地域と子ども所員会議
2.28	第7回教育課程専門委員会（中学校部会）
3.10	第5回研究発表会（戦後の教育運動・教育行財政）　5F大ホール 「教育行財政」「戦後の教育運動」の二領域が，3年間の研究成果（第2期研究）を発表する
3.14	事務局会議
3.16	第2回企画委員会
3.18	事務局会議
3.22	第2回運営委員会　新年度の研究領域について協議し「戦後の教育運動」委員会に代わり「平和教育問題」を研究する新委員会を設置することを確認。そのため新年度は，準備のための委員会を置くことを決める。
3.25～26	第4回教育運動専門委員会（安田屋旅館）
3.26	第4回教育行財政所員会議
＝1983（昭和58）年度＝	
4.8	第1回事務局会議
4.16～17	旧年度教育行財政専門委員会（安田屋旅館）
5.6	第2回事務局会議
5.14	第1回平和教育準備委員会
5.18	第1回企画委員会
〃	第1回運営委員会　「平和教育」準備委員会の役割について協議し，

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
	1年間で研究内容をまとめ，次回の運営委員会で改めて協議することを確認する。また，教育相談講座を充実させるため，1泊2日で開催することを決定する
5.19	第1回高校入試所員会議
〃	第1回高校入試専門委員会
5.28	第1回地域と子ども所員会議
〃	第1回教育課程所員会議
6.10	第1回教育課程（小）専門委員会
6.11	平和教育準備委員会（打ち合わせ）
6.17	第2回高校入試所員会議
6.27～28	民話予備調査
7.2	第3回高校入試シンポジウム } （沼津労政会館）
〃	第2回高校入試専門委員会 } （沼津労政会館）
7.4	第2回教育課程（中）専門委員会
7.7	第3回事務局会議
7.20	第1回共同研究者会
7.24	民研交流集会（修善寺）
7.25～27	第12回民研共同研究集会（修善寺）
7.28～30	第1回地域と子ども専門委員会（芝川地区民話調査）
7.30	第3回高校入試所員会議
8.3	第1回教育行財政所員会議
8.4	第2回教育課程（小）所員会議
8.16～17	第3回教育課程（小）専門委員会（安田屋旅館）
8.18～19	第2回平和教育準備委員会（潮生館）
8.26～27	第3回高校入試制度専門委員会（安田屋旅館）
〃	第4回教育課程（中）専門委員会（安田屋旅館）
8.28～29	第3回地域と子ども所員会議
9.8	第4回事務局会議
9.10	第4回高校入試所員会議
9.13	第3回教育課程（小）所員会議
〃	第5回教育課程（小）専門委員会
9.16	第2回教育行財政所員会議

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
9.26	第1回調査研究委員会
10.8～9	教育相談講座（ホテル魚与）
10.15	第2回調査研究委員会
10.17	第6回教育課程（中）専門委員会
10.18	第7回教育課程（小）専門委員会
10.21	第5回高校入試所員会議
10.29	第1回教育行財政専門委員会
10.29～30	第3回平和教育準備委員会
10.31	第6回高校入試所員会議
11.5～6	第33次県教研集会（清水）
11.12	第2回地域と子ども専門委員会（民話班）
11.18	第4回教育課程（小）所員会議
11.19	第2回教育行財政専門委員会
11.26	第4回高校入試シンポジウム（第4回高校入試専門委員会）志太教育会館
〃	第5回教育課程（小）所員会議
12.3	第3回調査研究委員会
12.6	第8回教育課程（中）専門委員会
12.10	第4回平和教育準備委員会
12.17	第3回教育行財政所員会議
〃	第7回高校入試所員会議
12.19	第4回地域と子ども所員会議（子ども班）
12.26	第6回教育課程（小）所員会議
12.27	第3回地域と子ども専門委員会（民話部会）
1984.1.10	高校入試制度県外視察（埼玉県）
1.13	第5回事務局会議
1.14	第8回高校入試制度所員会議（安田屋旅館）
1.20	第7回教育課程（小）所員会議
1.21	第3回教育行財政専門委員会
1.25	共同研究者との打ち合わせ会
1.28	第4回調査研究委員会
〃	第4回地域と子ども専門委員会（子ども班）
1.31	第5回地域と子ども（民話班）専門委員会

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
2.2	第9回教育課程（中）専門委員会
〃	第10回教育課程（小）専門委員会
2.18	第5回平和教育準備委員会
〃	第1回全領域所員会議（安田屋旅館）
2.20	第5回高校入試専門委員会
2.25	第4回教育行財政所員会議
2.28	会計監査
3.1	第6回研究発表会　「教育課程」「地域と子ども」の二領域が研究成果を発表する
3.8	第6回事務局会議
3.10	第5回調査研究委員会
3.17	第2回企画委員会
3.29	第2回運営委員会　新委員会について再度協議し，新年度より「平和教育専門委員会」としてスタートすることを決定する。また，第3期目の研究が終了した「地域と子ども」委員会と，研究の遅れている「高校入試制度」委員会については，「特別委員会」として新年度も継続することを確認する
＝1984（昭和59）年度＝	
4.21	第1回平和教育所員会議
4.28	第1回教育行財政専門委員会
5.11	会計監査
5.12	第1回事務局会議
〃	第1回子ども編集委員会（地域と子ども）
5.14	第1回高校入試特別委員会
5.16	第1回運営委員会　教育相談講座を1泊2日で開催することを確認する
5.19	第1回教育課程編集委員会
5.25	第2回民話編集委員会（地域と子ども）
5.29	第1回平和教育専門委員会
6.9	第2回高校入試特別委員会
6.15	第2回教育課程編集委員会

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
6.28	第1回教育課程所員会議
6.29～30	高校入試制度県外視察－岡山・京都（井沼・岡部・中村・笠原）
6.30	第3回民話編集委員会（地域と子ども）
〃	第2回教育課程編集委員会
7.2～3	高校入試制度県外視察－千葉・埼玉県（内山・渡井・馬場）
7.6～7	第2回平和教育所員会議
7.12～13	高校入試制度県外視察－山梨県（上田・天方）
7.27～29	第13回民研共同研究集会（修善寺）
8.4～5	第3回高校入試特別委員会
8.7	第2回教育行財政所員会議
8.17～18	第2回平和教育専門委員会
8.24	第1回地域と子ども民話班特別委員会
〃	第2回教育課程所員会議
8.25～26	第4回高校入試特別委員会
9.9	第3回平和教育所員会議（クーポール会館）
9.13	第1回教育行財政専門委員会
9.20	会計監査
9.29	第5回高校入試特別委員会
10.3	第3回教育行財政所員会議
10.6～7	教育相談講座（ホテル南山荘）
10.19	第3回教育課程所員会議
10.22	第2回地域と子ども（民話）特別委員会
10.27	第5回高校入試シンポジウム（ブラザービル大ホール）
11.2	第6回高校入試特別委員会（中藤屋旅館）
11.5	第3回地域と子ども特別委員会（子ども）
11.8	第4回教育行財政所員会議
11.10～11	第34次県教研集会（細江中・気賀小）
11.17	第3回平和教育専門委　（中学校）
11.18	（臨時）　〃
11.19	第4回地域と子ども特別委員会（子ども）
11.22	第4回地域と子ども特別委員会（民　話）
11.23	〃
11.24	第1回教育課程専門委員会

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
11.26	第2回教育行財政専門委員会
12.1～2	第4回平和教育専門委（小学校）（ホテル南山荘）
12.8	第4回平和教育所員会議
12.26	第5回地域と子ども（民話）特別委
12.28	第7回高校入試特別委員会
1985.1.11～14	全国教研　（札幌）
1.15	第5回平和教育所員会議　（ホテル魚与）
1.19～20	第8回高校入試特別委員会（ホテル南山荘）
1.22	第5回教育行財政所員会議
2.9～10	第6回地域と子ども特別委（民話）（ホテル南山荘）
2.19	会計監査
2.23	第6回教育行財政所員会議
2.26	第4回教育課程所員会議
28～3.1	事務局研修（福島県教育研究所訪問）
3.9～10	第9回高校入試特別委員会　（ホテル南山荘）
3.9	第2回運営委員会　企画委員会の充実のために，委員の補充を確認するとともに2つの特別委員会の継続設置を決める
3.19	事務局会議
3.25	第10回高校入試特別委員会
3.28	事務局会議（新旧）
3.29	事務局会議
＝1985（昭和60）年度＝	
4.4	第1回事務局会議
4.5	第1回企画委員会
4.6	第1回教育課程所員会議
4.27	第1回地域と子ども（民話）特別委員会
〃	第1回10周年実行委員会
4.29	第1回平和教育所員会議　（クーポール会館）
4.30	第2回事務局会議
5.8	第1回教育行財政所員会議
5.9	第1回運営委員会　教育研究所10周年記念の取り組みについて協議し，式典の開催と「10年史」（仮称）作成を決める

年　月　日	教　育　研　究　所　の　動　き
5.18	第1回教育課程専門委員会
5.22	会計監査
5.28	第1回平和教育専門委員会
5.31	第1回教育行財政専門委員会
6.4	第1回共同研究者会　（中島屋ホテル）
6.7	教育行財政打ち合わせ会
6.8	第1回調査研究委員会
6.19～20	静教組第70回定期大会　（舞阪町民センター）
6.29	第2回教育行財政所員会議
7.1	第2回教育課程専門委員会
7.6～7	第2回平和教育所員会議　（南山荘）
7.19	第2回10周年実行委員会
7.24～26	第14回民研共同研究集会　（修善寺）
7.26	第1回高校入試特別委員会
7.27	第2回教育課程所員会議
8.6	第2回高校入試特別委員会
8.7	記念誌編集打ち合わせ会
8.8	第3回教育行財政所員会議
8.17	第3回高校入試特別委員会　（南山荘）
8.17～18	第3回民話特別委員会　（　〃　）
8.19～20	第2回平和教育専門委員会　（　〃　）
〃	第2回教育行財政専門委員会　（　〃　）
8.22	記念誌編集打ち合わせ会
8.26	第4回高校入試特別委員会　（南山荘）
8.26～27	第3回教育課程専門委員会　（　〃　）
8.27～29	第4回民話特別委員会
9.6	事務局会議
9.7	第5回高校入試特別委員会　（南山荘）
〃	記念誌編集打ち合わせ会
9.10	〃
9.12	事務局会議
9.21	第3回平和教育所員会議　（南山荘）
9.21～22	第4回教育行財政所員会議　（　〃　）

編集後記

Ⅰ　編纂の確認と執筆開始

◦「10年の歩み」の編纂は，1986年10月２日に開かれた編纂委員会において正式に承認され，1987年２月14日の編集委員会の議を経て各執筆者に原稿作成が依頼された。

◦本書全体の構想については最初内藤が構成し，これを編纂委員会・全執筆者会議（２月14日）及びその後の各領域別委員会にかけて修正し決定した。

◦原稿の作成は，総論編を内藤が，各領域の研究を各委員が分担執筆することとし，1987年８月末日を第１次締め切り日として依頼したが，実際に大部分の原稿が集まったのは，1988年の３月のことであった。

Ⅱ　原稿の調整と印刷

◦各領域別の原稿については，全体のバランスと重複を考慮して，内藤が削除と調整を加え，ほぼ300枚程度（本書専用原稿）におさまるようにまとめた。したがって執筆していただいた原稿の中には，ある程度割愛せざるを得なかった部分があることについてお詫びし御諒承をお願いしたい。

◦1988年９月27日に第１次編集委員会を開き，原稿全体の調整と形成の整頓について検討し，総目次を作成した。その後教育出版社が完成したワープロ原稿について第２次編集委員会を1989年２月３日に開き，文字の校正と最終的な構成を検討し本印刷が進められることとなった。

◦突然の不幸――天方力也君の逝去

本書編纂事業開始の最初から，すべての事務を担当していた教育研究所専任書記天方君が，1989年１月17日に突如として姿を消してしまった。発病からわずかに３ケ月，享年37才であった。

本書のうち，天方君の担当した項目は下記のとおりである。

(1)第１部　総論　Ⅵ教育相談講座

(2)第３部　Ⅱ資料　①10周年記念式典　②歴代研究委員名簿（所員・専門委員・共同研究者）　③所報・研究録総目録

(3)その他――「研究発表会一覧」・「教育シンポジウム一覧」及び巻末の年次別年表

最後に本書公刊の喜びを，謹んで天方君の霊に捧げる。

所長　内藤　晃　記

編集委員

伊藤　正則	運営委員長（県教組委員長）
富田　　勲	運営委員（県教組書記長）
細田　和宏	運営委員（県教組教文部長）
内藤　　晃	教育研究所長
松浦　　平	教育研究所事務局長
松永　忠二	運営委員（前所長）

編集委員

政本　秀夫	元教育研究所所員
藤田　正夫	元教育研究所所員
山口　三夫	元教育研究所所員

教育研究所　10年の歩み

平成元年３月31日発行

編集発行／静岡県教職員組合立教育研究所

〒420　静岡市駿府町１－12　教育会館４Ｆ

☎（0542）51－2777

製作／静岡教育出版社

©1989. 3 .31 T